大正十年十月二十五日印刷
大正十年十月二十八日發行

非賣品

不許複製

編輯兼發行者　東京市麻布區新網町一丁目廿二番地　足立四郎吉

印刷者　東京市神田區三崎町三丁目一番地　百目木智璉

印刷所　東京市神田區三崎町三丁目一番地　株式會社共榮舍

發行所　東京市神田區三崎町三丁目一番地　日新閣內　大日本風教叢書刊行會

無爲空、畢竟空の一切皆空の理のこと。
(こ)五法之自性等『圓覺經』に說く。先に出づ。
(え)六相圓融。一切諸法は總相、別相等を具へて圓融无碍なること。圓光に出づ。
(て)十玄緣起。緣起の世界即ち現象界の一切諸法は、一法一法に同時具足相應門等の十玄門を具へて互に无碍自在なることを論すること。
(あ)五相。通達心菩提心、金剛心、金剛身及び、無上菩提を證して、金剛堅固の身をうること。
(さ)三密。身密、口密、意密のこと。
(き)三平等。空、無相、無願の三三味のこと。
(ゆ)字輪。月輪に阿字を觀ずること。
(め)瑜伽の觀行。心境相應を觀ずること。
(み)大易自然の道易學のこと。

つ自性、大、我慢、五唯、量、五大等、勝論外道の建立せる實、德、業、有、同異、和合と云ふまでも、極め知り給はずと云ふ事無りき。

栂尾明慧上人傳記卷下 終

予多年隨逐の間、あら〳〵九牛の一毛を注す。定めて謬りあらん。外見に備ふべからず。 喜海

ふ。手を(ら)蓮花拳に作りて身の上に横へて、胸の間に置く。右の足を直く伸へたり。左の足をば少し膝を屈して上に重ねたり。面貌歡喜の粧ひ忽ち顯れ、微咲含み、安然として寂滅し給ふ。春秋六十歲也。

同二十一日の夜、禪堂院の後に葬斂す。其の間形色敢へて改まらず。眠れる粧ひ誠に殊勝なり。十八日の夕方より、異香常に匂ふ。諸人多く是れを嗅く。葬斂の後兩三日の間異香猶ほ散らず。凡そ此の上人、大小(う)權實(ゐ)顯密二敎(の)因明內明何れこそ知り給はずと云ふ事無りき。又五蘊十二處十八界、(お)四諦(く)十二因緣等の說、千聖の遊履する處、只無我法門のために之れを說くの趣深く以て悟り得るが故に、文に云はく、故に(や)大悲尊初め成佛し已りて仙人(ま)鹿苑に四諦の輪を轉じ(け)阿笈摩を說きて我有の執を除き、小根等をして漸くに聖位に登らしむと云ひて始めて、人空の一理を開きて、小機聖流に預ると云ふより(ふ)般若畢竟平等眞空(こ)五法三自性八識二無我の法門華嚴の(え)六相圓融(て)十玄緣起眞言の(あ)五相(さ)三密三平等(ゆ)字輪(め)瑜伽觀行併しながら玉鏡を懸けたるが如し。乃至孔子老子の敎說(み)大易自然の道、又數論外道の二十五諦を立

(ゐ)顯密二敎。釋迦如來衆生の機に應じて顯露に說きたる顯敎と云ひ、大日如來自受法樂の爲めに三密の法を說き玉へるを密敎と云ふ。

(の)因明。印度の論理學のこと。

內明。佛法內の學問のこと。

(お)四諦。苦集、滅道の四聖諦のこと。

(く)十二因緣。無明、行、識、名色等と三界の迷の因果を十二に分ちて衆生輪廻の相を示したるもの。

(や)故に大悲等。『成唯識論述記』の文。

(ま)鹿苑。佛の最初に說法したまへる婆羅捺國鹿野苑のこと。

(け)阿笈摩。中阿含、長阿含、雜阿含、增一阿含の四阿含のこと。

(ふ)般若等。『般若經』に說く有爲空

又城介入道覺知、高野山に住せしが、上人の御違例難治の由を傳へ聞きて急ぎ出でゝ今夜栂尾に著く。十八日の夜也。上人則ち對面し給ひて、終夜法門仰せられけり。

同十九日、今日臨終すべしとて、別の衣袈裟著け替へて、又法門聊か云ひ給ふ、我れ幼少の當初に諸一切種諸冥滅抜衆生出生死泥、敬禮如是理師と讀み始めしより、志す處偏へに聖教の深旨を得て、名利の繋縛に纏はされざらん事を思ひき、人は只名利が知られずして身に添ひ心を離れぬ者也。山中の衆僧、穴賢用心すべしなんとて、其の期近付く程に、高聲に打ち揚げて唱へ給ふ(れ)處於第四都率天四十九重摩尼殿、晝夜恒説不退行、無數方便度人天と誦し、其の後又、稽首大悲清淨智利益世間慈氏尊、灌頂地中佛長子、隨順思惟入佛境と誦して後、此の五字に八萬四千の(そ)修多羅藏を攝す。五字を誦せよとて誦せさせて、我れは(つ)理供養の作法を以て行法あり。行法終りて後、合掌して唱へて云はく。(れ)我昔所造諸惡業皆由無始貪瞋癡從身語意之所生一切我今皆懺悔と誦して定印に住して坐禪す。良久して出定し告げて云はく、其の期近付たり。右脇に臥すへしとて臥し給

(れ)處於等『心地觀經』の文なり。

(そ)修多羅藏。經のこと。

(つ)理供養。坐禪修法して佛を供養すること。

(れ)我昔所造等。『華嚴經』の文なり

(な)定印。入定の印契のこと。

(ら)蓮花拳。兩手を蓮花形にくみ合すること。

(む)大小。大乘教小乘教のこと。

(う)權實。五性各別を立つるを權敎と云ひ、一切皆成佛と說くを實敎と云ふ。

は（ろ）初夜の坐禪の中に忽ちに眼を開きて告げて云はく、只今左の脇に（た）不動尊現し給へり。（わ）慈救の咒を誦せよとて諸衆に誦せさせらるゝ時もあり。又彌勒の寶號を唱へさせらるゝ時もあり。衆僧普く座に望む。其の時に上人遺誡を垂れて云はく。我れ年來諸佛菩薩に加被を乞ひて、聖教にをいて如來の本意を得ん事を求む。宿善實に憑あり。既に是を得たり。他事なく勤め修行せん事を思ふと云へ共、思ふ程こそ其の本意を益せざれ共、如來の本意解脱の入門是を開けり、諸衆各々又此の志を全して、堅く如來の（か）禁戒を特つて精進して勤行すべし。末代には眞正の知識もなし。若し自宗にをいて明め難き理あらば、（よ）禪宗にをいて正しなんと聞き得ん。禪僧に相談せば益あるべし。或は法により、或は人に依りて偏執我慢あるべからず、今は必す諸佛の御前にして見參を遂べき也。顯性房志深く山中に行ひ勤めて、さて御座し候へば、隨喜し參らせ候也。我が申す處の法、示し給ふべしと云々。我は釋尊（た）入滅の儀に任せて右脇臥の儀にて臨終すべしとて、右脇臥にて御坐します。其の時、此の程向ひ居給ひつる彌勒の像をば學文所へ入れ奉りて其に安置し奉る。

（ろ）初夜。戌の刻にて今の凡そ午後八時に當る。

（た）不動尊。大聖不動明王と云ひ、大日如來が一切の惡を降伏せんがために變化して忿怒身を現し玉へる明王。

（わ）慈救の咒。不動の眞言のこと。

（か）禁戒。佛の禁め玉へる戒律のこと。

（よ）禪宗。佛心宗と云ひ、達磨大師の弘め玉へる法門のこと。

（た）入滅の儀。釋迦は頭北面西右脇に入滅し玉ふ。

(ぬ)五字ノ眞言。五字文殊の眞言のこと。卽ち『阿羅跛左曩』と唱ふること。

空の故には無常を取り殺して、其の後にぞ我は死なんずる、無常には取り殺さるまじき也と戯れ給ふ。

日來は坐禪の時、是れ程近くては見奉らず。此の病中に看病の次でに近付きて見奉るに、禪定に入り給ふ時は、數剋出入の息絶へ給ひて、身體聊も轉動する事無し、はや入滅し給ふかと、肝つぶして手を口に當て見奉るに息氣なし。驚き存すと云へ共、兼ての約束に我れ息絶へて入滅したりと見る共、身の冷はてざらんに我に手ばし懸くなと仰せ置れしかばと思ひて待居たる程に、數剋の後少しづゝ動き給ひて、自ら臥し給ふ時もあり。かゝる事每日每夜の事なれば、後々には例の事と知りて驚かず。或る時又例の如く定に入り給へり。傍にて見奉れば、彌勒の大座の左の角の寶珠の上より、香煙忽ちに立昇る。漸く帳の內に滿ちて、終ひに御座の間に靉ひき、雲の如くして空に涌き上る。其の時に當りて上人の御口の中より、白光出でゝ彌勒の寶前を照し給ふ、山中に獨りのみ坐し給ひ日來の體も角こそ有りつらめど、今こそ思ひ知られけれ。或る時は諸衆を集めて不斷に文殊の(ぬ)五字の眞言を誦せしめて、其れを聞きながら我は定に入り給ひけり又或る時

得ざる菩薩ありと說ける、誠に理なりと覺ゆ。何れの世、何れの生にか佛法の大意を得、如來の本意を知るべきや（ほ）十惡國に充ちて賢者世を捨る時は山河併しながら其の濁に染みて國も國に非ず。然れば今は佛法も佛法に非ず。世法も世法に非ず。見るに付け聞くに觸ても心留るべきに非らざれば、死せん程はよき期也我が死なんずる事は、今日に明日を繼ぐに異ならず。又人の大きなる所知庄園を得て出立する樣に覺ゆ。（へ）生處分明なり。聖敎の値遇聞法の益決定して疑なし。豈に又千聖の遊履し給ふ處知らざるにあらん哉と云々。

同四年壬辰正月上旬の比より、所勞次第に重く成りて憑なき體也。病中に常に（と）結跏趺坐して入定、其の間（ち）彌勒の帳の前に安置する處の土砂、忽ちに紺青色の如くにして、光焔相具して其の室に散在せるを見る、入定の隙には法門を說きて諸衆を誡め、沒後の行事を定め給ふ。

或時上人語りて云はく、大聖文殊に大智を乞ひて、佛法の玄旨を心の底に伺ひ演ぶる處、併しながら（り）二空の妙理也。三世の諸佛の大道、一代諸敎の本意也と思へば手を放ちて空々とのみ空めき居たれば、空めき死にぞ死なんずらん、此の

譯す。一切の境行果等の諸法のこと。

（に）阿難尊者、佛十大弟子の一、釋尊常隨の上足なり。多聞第一と稱せらる。

（ほ）十惡。殺盜婬妄等と身三口四意三の十種の惡業のこと。

（へ）生處分明。生れ行く先き公明なりとなり。

（と）結伽趺坐。左の趾を右の股の上におき右の趾を左の股の上に置きて坐すること。

（ち）彌勒。慈氏と譯す。兜率の內院に住し、五十六億七千萬歲の後此の土に出現して釋迦佛の處を補ひ玉ふ佛。

（り）二空。人空と法空のこと。

世の果報を現世に告ぐる也と命せしめ給ふ。

同三年辛卯十月一日より、所勞の氣ありて、不食に成り給ふ。上人語りて云はく我身に於て今は世間出世に付て所作なし。存命へて久しく任らば、還りて諸人の諍を増すべし。云ふ所の法門は一々に人に似ず。佛說は(ワ)三科(ヰ)蘊(ウ)處(エ)界の法門も人我無生の理を顯して、凡夫の我執を翻せんが爲めなれ共、是れを習ながら、ます／＼我見を增長す。(チ)大乘無相無生妙理、(シ)五法三性の法門、又越百六十心生廣大功德と說き(い)本初不生阿字の密行本尊の(ろ)瑜伽も徒らに名相妄想の塵に埋れて空く名利の棘に隱れたり。聞くと聞く處、佛法を囀るに似たれ共、併しながら邊に住し邪に止りて正慧の門戸開けたる詞を聞かず是れを制して捨しめば、名字の教法猶ほ皆絕へぬべし。是れを依止して尋んとすれば、佛道の直路すべて入門を知らず。佛道入り難く。知識おひ難しと云ふ事、誠なる哉や、悲むべし。若し證果の聖者たらば、今は彼の(は)阿難尊者の若人生百歲不見衰老鶴の偈を聞きて入滅せしが如くに入滅してまし、倩此の如きの事を思へば、彼の法炬陀羅尼經中に、過去十四億の如來に親近し奉ると云へ共、法を

(ワ)三科。五蘊、十二處、十八界のこと。

(ヰ)蘊。蘊は積集の義。色、受、想、行、識の五種蘊のこと。

(ウ)處。生門の義。眼耳鼻舌身意の六根。色聲香味觸法の六境は所依となり所緣となりて心心所を生起せしむる故に處と云ひ、合せて十二處と云ふ。

(エ)界。種族の義なり。六根六境に眼耳鼻舌身意の六識を加へて十八界と云ふ。此の三自性種類各別なるが故なり。

(チ)大乘無相無生の妙理。一切諸法皆空と說く般若甚深の理のこと。

(シ)五法三性等。『圓覺經』にとく五法三性のこと。先に出づ。

(い)本不生阿字、阿字は大日如來の種字なり。本不生の義とす。

(ろ)瑜伽。相應と

し世の爲め法の爲めならば諸佛諸神世にましします。其の誡めに任すべし。敢へて我と心を發して云ふ事無るべし。心紛々として押へ難く、口むくめきて云ひたく共、深く閉ぢ深く押へて、少きも他に云ふ事あるべからず。若し聞くべきならば其の人に向ひては教誡をも成すべし。

寛喜二年庚寅和字に(ヨ)八齋戒自誓の式を撰して道俗に示す。同年七月に(ラ)盂蘭盆經の式を作りて之れを行ふ。

又(リ)善財(ル)五十五の善知識の次位の建立得法の軌則に依りて(レ)十門の科文を出して、大衆に告げて云く、此の法文は年來習學修練する處也。各々此の法文を聽聞あるべしとて、常に講じ給ひけり。此の十門を以て華嚴一部の大經を括り、五十五聖の法門をふさねて金剛見聞の種を裹みて、善財の跡を尋ね、(ロ)解行圓滿の果に望めて十佛の覺を聞かんが爲めなり。

上人夢に、大海の邊に、大盤石さきあがりて高く聳へ立てり、草木華菓欝茂して、奇麗の勝地也。大神通力を以て、大海と共に相具して、十町計りを拔き取りて我が居所の傍に指置くと見る。夢覺めて語り給はく、此の夢は死夢なりと覺ゆ。來

(ヨ)八齋戒。不殺生、不偸盜等の八禁戒を以て齋法を助成する故に八齋戒と云ふ。

(ラ)『盂蘭盆經』一卷あり。佛目連の母の餓鬼道に在るを憐みてとき玉へるもの。西天竺法護の譯なり。

(リ)善財。福城長者の子なり、發心して佛道を求め南方に五十五善知識を歷訪して遂に華嚴界に悟入せり。

(ル)五十五善知識　善財童子の歷訪せる五十五人の善知識のこと。卽ち第一沙羅林中の文殊師利より乃至第五十五佛會中普賢菩薩に至る。

(レ)十門の科文。第一位建立門、第二以理成因門より乃至第十圓成因果門のこと。

(ロ)解行圓滿。智解と修行か圓滿成就して缺くることなきこと。

も住しぬべし。人のたふまゝにて取れば、此の寺内に數十の庫をも立つべし。されど共、旁存する子細ありて、我が（イ）受用聊かの外は受くる事なし。是れ末代なりといへ共此の如し。其の所の寺領の相違し違亂するは、其の寺の住僧の失なるべし。我が方を顧みて恥ぢ給ふべし、人を恨み人を嗔る事あるべからずと云々。

又云はく、人の非ある事を、或は聞き或は見て謗すること、穴賢あるべからず學道の者に三機あり。上機の人は心に人我の相なければ、更に心にかゝる事なし中機の人は一念浮べ共、（ヱ）人我なき理を存する故、二念と相續して思ふ事なし。下機の人は無相の理りまでは辨へね共、人を傷ましめざらん事を思ふ、慈悲ある故に、敢へて心にも思はず、口にも云ふ事なきのみならず、人の云ふをも切に制し宥む、是れあり難き人あり。而るを此の三機の外に（エ）必墮地獄の心ある怖しき罪人あり。人の非を心に思ひ、口に云ひて、人の生涯を失はん事を顧みず、人の耻辱たるべき事を顯す。是れ何れの料ぞや、人の非あらば其の人の非なるべし然るを傍にていへば、軈て我が罪と成るなり。詮なき事なり。人の恨を蒙りぬれば、又怨を結びて、如何なる難にも値せらるべし。返々も斟酌あるべきなり。若

（イ）受用。自ら受け用ゆること。

（ヱ）人我。自我と云ふ觀念。

（エ）必墮地獄。必ず地獄へおつべきこと。

（十）施。布施のこと。

衆生は彼の所に生ず。されば佛法の渡らざりし所なればとて、佛法を修したる人の生れざるべき理あらんや。かりそめの事までも、佛法の恩に非ずと云ふ事なしかく厚く深く佛法の恩を蒙りて、人界に生を受け、福祿に飽る者一々に佛法の恩と云ふ事を知ずして、佛法に向ひて愚なる振舞を致し、庄園田畠を惜み、珍財をなげず、伽藍をも興せず、法理をも明めずして、一生空くして過す事大愚癡なり、墓無も哀にも淺猿くも覺へたり。去れば諫るに聞くべきをば直に教誡し、諫るに聞かざるをば方便を廻すべし。俗家は福を增長せんが爲めに好みて（十）施を行せん事を勵むべし。僧侶は罪を怖畏するが故に、强ひて受けざらん事を成すべし。況んや僧として寺領三寶物財の爲めに秘計を廻す事あらんや。さるに付ては彌々在家の誹謗を受け、三寶を輕しめて、一所轉變するのみに非ず、二所三所に及びて、悉く伽藍荒廢の地と成るべし。是れ俗家の咎はさる事にて、皆僧の不當なるに依りてなり。見及び聞も及びもし給らん、高辨ほどの無德の法師なれ共、物のほしき心の無き故にやらん。物たはんと申す人は貴賤に付けて多けれ共、老僧が物掠め取んとする人更になし。人の寄進するまゝに許さんには、此の山中に千僧

藝能人に超へ才覺優長に、面貌美麗に、何事も思ふ樣なる事、皆佛法の恩徳より出てずと云ふ事なし。去るは富るは富るに付き、貧きは貧きに付て、佛法を崇敬し財寶を施し心を致して供養して、敢へて輕慢すべからす。此の世にかく豊かに榮ゆるは、先世に戒を持ち寺院を造り僧に布施し、貧きに寶を與へ、佛像經卷を莊り、此の如きの善を修せし報ひなり、若し此の法の種子なくば、先づ(モ)人界に生を受くべからず。況んや又いふ所の如くの樂みあらんや。若し此の度又さきの如く善を修せずんは、何を以てか當來の福因とせん。喩へば去年よく作りし田畠の作毛を以て今年豊なりと云へ共、今年豊なるに耽りて、明年の爲めに田畠を耕作せずは、次の年は餓死せん事疑ひあるべからず。

或る人の云はく、佛法いまだ渡らざる先は震旦本朝に壽福共に豊なる人、何の力に依れるにやと云々。是の問、答へんとするに足らす。我朝に未だ佛法なかりし時は震旦に盛なり、震旦にいまだ無かりし時は天竺にあり。天竺に無りし時は西方にもあり、東方にもあり、無始より佛佛出世し、無量の世界に佛菩薩みち〳〵て、佛法を弘通せすと云ふ事なし。彼の國の衆生は此の國に生れ、此の國の

(モ)人界。人間界のこと。

他に急にして佛道を修行する僧のこと。
（マ）練若。阿練若と云ひ寂静處と譯す。清閑にて修行に適する處のこと即ち寺院のこと。
（ミ）正法眼。佛の正法のこと。
（ム）檀方檀那即ち信徒にして布施を行する人のこと。
（メ）陀羅尼。總持と譯す。種々の善法を集めもちて散失せしめざる義なり。眞言のこと。

數十の塔婆甍を並べ佛像經卷金銀を鏤めたり。爰に百千の僧侶住して、飲食衣服臥具醫藥一として乏しき事なし。然りといへ共、如來の（ミ）正法眼を究たる比丘なし。此の所すでに佛法破滅せり。故に毎朝嗟歎すと云々。是れ其の證に非すや、大方智ある人は（ム）檀方の施す處をだにも更らに受けざらん事を欲す。豈に強ひて訴訟する事あらんや。其の故は戒行も缺け内證も明らかならすして、受くる行の信施は物々頭々罪業の因に非すと云ふ事なし。三途に沈ん事疑ひ有るべからず。角振舞給ひては、經を誦じ（メ）陀羅尼を滿てゝ消さん事を用れども其の驗し有りがたし。喩へば病者の諸の氣味ある毒菓を與ふるを、一旦快よき儘に取り食ひて後一々に祟りをなして、苦痛顛倒し臓腑破れて、良薬を服すと云へ共、驗なくして死するが如し。有德の人ば金銀珠玉を取る事瓦礫土石の如く、萬物を見る事夢幻の如くして、受くれ共受くる想もなく、用ゆれ共用ゆる想もなし、凡慮を以て計る所に非ず。此の如くの人は尤も檀那の福を增長せんが爲め、三寶興行の方便の爲めに施する所の莊園財寶に隨つて德を施すべし。凡そ國王大臣となり、或は高位高官に登り、或は國城田園に飽き、微妙の珍寶に滿ちて百千の壽命を保ち、

共、各如法に行じ如法に悟り如法に證するを云ふ也。塔を立て堂を造り佛像を安置し奉るといへ共、破戒無慙なる僧つゝき居て道行をすると云へども、名聞利養の爲め、又はいしき定地獄に落ちし餓鬼にならじなんど思ふ我が身を度し、心に住してかゝはりがましく、商ひがましき心にて、欲深き訴訟に打交りて、心に浮ぶ事とては、自身の依怙在ん事を廻し、口に云ふ事とては、貴賤の上を誹謗して明ぬ暮ぬと過ぎ行こそ、佛法破滅の處なれ。されば心ある人は持たるをだにも態と捨つる類も有るぞかし。增して自ら傍より人の取んをば、さる時尅到來しにけりと知りて、功德ながらに其人に廻向して、是れ三寶の御憐みにこそと思ひて、何の山の片陰にも閉籠り或は正知識の爲めに頭目身命をも惜まず、隨逐給仕して一筋に諸の有所得の心を離れて清淨の道行を勵ますべし。或物の中に云はく、(ヘ)摩竭陀國の城の中に僧あり。每朝東に向ひては常に悦の勢を成し、北に向ひては嗟歎の聲を出して淚を拭ひけり。人恠みて此謂れを問ふ。答て云はく、東に當りて城外に山あり、(ホ)乘戒俱急の僧樹下に坐して既に證する事を得て年久し。是れ佛法の隆なる故に我れ每朝是れを禮す。北に當りて城内に(マ)練若あり、

(ヘ)摩竭陀國。中印度に在りし國。都を王舍城と云ひ頻婆沙羅王、阿闍世王等相次で君臨せり。釋尊成道及び最初傳道の地なり。

(ホ)乘戒俱急の僧 戒法を守り自行化他

（ヒ）會者定離」逢ふものは必すはなるとない。

（フ）菩提の道。佛道修行のこと。

計の條然るべからず。其の故は、古へさるべき緣に依りて得たり。今亦さるべき緣に依りて失す。（ヒ）會者定離の理は始めて驚き始めて歎くべきに非ず。田園を貯ふる事は佛の遺誡なり。然れば自然に如來の金言に契へり。豈に幸に非ずや又は有る時は有るに隨つて益を施し、無き時は無きに任せて樂むべし。何の煩しき事か在ん。然るに剰へ僧形たりながら、此の訴訟の爲めに公務の門に望み義衆の場に走る。若干の猛惡謀計欲情姦曲を先として、群集せる訴論人の中に交りて、此の緣の角、彼この廊の邊りに或は坐し或はたゝずみ徘徊せる、誠に見苦しく目をも洗ひぬべし。心ある俗人、傍に有りて此の有樣を見て云ふ樣、家を出て財を投げ、親を捨て親を離れて一筋に無欲清淨の（フ）菩提の道に入るは僧なり。而るを又立ち歸り囂塵に交りて利を貪り欲に耽りて乞ひ諂へる有樣、頗る師子身中の虫なるべし。見るに堪へず。悲むに餘り有りとて、爪彈きをせずと云ふ事なし。人をして比丘を疎ましめ、法を謗する使り何事か是れにしかん。爰に或人の云はく、是れ身の爲めにするに非ず。伽藍の興隆僧法繁昌の爲めと云々。若し此の儀ならば、倒まに心得たり。佛法盛なると云ふは、面々樹下石上に坐すといへ

ち立て上洛仕り候ひしに、先づ（ノ）八幡大菩薩の御前にある橋の本にして、馬より下り頭を低れて信心を致して祈り申して云はく、此の度の上洛理に背かば、忽ちに泰時が命を召して、後生を助け給ふべし。若し天下の助けと成りて人民を安じ佛神を興し奉るべきならば、哀憐を垂れ給へ。冥慮定めて照覧有んか。聊か私を存せずと云々。又二所（ハ）三島の明神の御前にして、誓を立つる事同じ。其の後は偏へに命を天に任せて、只運の極らん事を待けり。而るに聊の難無くして今に存せり。若し是れ始の願の果す所か。而るに若し予緩怠にして佛神を興せず、國家の政を大ひに資けずんば、罪一身に歸すべし。仍りて一度食するに、士來れば終へずして急ぎ是れを聞き、一度髪梳るにも、士來れば終へざるに先づ是れに逢ふ。一休一寢なを安からず、士愁ひを懷きて待ん事を恐れ。進んでは深く萬民を撫ん事を計り、退ては必ず一身に失あらん事を思ふと云へ共、天性朦昧にして及ばざる所有らんか、誠に其の罪脱れ難し。今慈悲の仰せを承りて感涙禁じ難しと云々。

或る人光臨の時、上人語りて宣はく、寺院知行の所領相違せしむる時、萬方秘

（ノ）八幡大菩薩。山城國男山鎮座、先に出づ。

（ハ）三島明神。伊豆國三島驛に鎮座官幣大社たり。

て輕し。何のいなむ所があらん。力なき事なり。若し又御優免を蒙らば、然るべき事也。如何なる山林にも住みて殘年を送り給ふべきやと申したりし程に、義時朝臣暫らく案じて尤も此の義さる事にてあれとも、其れは君王の御政正しく、國家治る時の事也。今此の君の御代と成りて、國々亂れ所々安からず、上下萬人愁を抱かずと云ふ事なし、然して關東進退の分國計り、聊か此の王難に及ばずして萬民安穩の恩を成せり。若し御一統あらば、禍四海に充ち、煩らひ一天に普くして、安き事なく、人民大ひに愁ふべし。是れ私を存して隨ひ申さゝるに非す。天下の人の歎きに代りて、縱ひ身の冥加盡き、命を捨つと云ふ共、痛むべきに非す。是れ先蹤なきに非す。周の武王漢の高祖已に此の義に及ふ歟。其れに猶ほ自ら太下を取りて王位に居せり。是れは關東若し運を開くと云ふ共、此の御位を改めて別の君を以て御位につけ申すべし。天照太神、正八幡宮も、何の御とがめか有るべき。君を誤り奉るべきに非ず。申し進むる近臣共の惡行を罰するまでこそあれ。急ぎ罷り立つべし。此の旨を二位家に申すべしとて坐を立ちしかば、力及ばず、是れ亦一義無きに非ざる上は、父の命背き難きに依りて隨ひき。仍りて打

一郡一庄に三人四人主有りて、國々に合戰絶ゆる事なし。處々に浪牢の人多くして、山賊海賊充み滿てり。諸人安堵の思なく、旅客の通ずる事稀なり。さるに付ては、飢寒に責らるゝ者多く、妖亡に遇ふもの數を知らず。此の事この兩三年殊に放廣の間、關東深く歎き存する刻み、結句誤なき關東亡さるべき由、內々洩れ聞き候ひしがとも、指たる支證なく候ひし程に、愁へ申すに及ばず、謹て恐怖せし處に、已に伊賀の判官光末に課せて數萬騎の官軍關東へ發向之由聞へ候ひし間、父義時、ひそかに予を招き語りて云はく、旣に天下此の儀に及ふ。如何か計ふべき哉、內儀を能く談して後、竹の御所に參りて二位家に申し合すべき由申し候之間、泰時答へ申して云はく、平大相國禪門、君を惱まし奉り國を煩はし候ひしに依りて、故大將殿、御氣色を承りて討ち平げ上を休め下を治めてより以來、關東忠ありて誤なき處に、過無して罪を蒙らむ事、是れ偏に公家の御誤に非すや然れとも、一天悉く是れ王土に非すと云ふ事なし、一朝に孕まるゝ物、宜しく君の御心に任せらるべし。されば戰ひ申さん事、理に背けり。しかし頭を低れ手を束ねて各降人に參りて歎き申すべし。此の上に猶ほ頭を刎ねられれば、命は義に依

或る時は諫め申し、或る時は隨ひ奉りしかば、大將の門にありとし在る物、上一人を重くし奉らすと云ふ事なし。此の如きの功を感じ思し食しけるにや、官位俸祿日々に添ひ、年々に重なり、大納言の大將に成さるゝのみに非す。日本國の惣追捕使を賜はられき。かゝる時は每度固く辭し申されて云はく、賴朝凶徒を鎭めて、叡慮を休め、貧しき民を撫で勅裁を亂らさらん事を存す。是れ若きより性に稟て願ひ來りし所なり。而るに今飽まで官位を極め恣まゝに俸祿に飽き、且は此の志を汚すに似たりとて、堅く子細を申されけれとも、勅定再三に及ひければ、力無く勅命背き難きに依りて、泣々領掌申されけり。之れに依りて親類眷屬恩賞に浴する中に、祖父時政、父義時、殊に鴻恩に誇る。是れ皆故法皇の御惠みの下を以て、榮運を開けり。去れば彼の御子孫にをいては、彌々無二の忠を致し、增々純一の功を勵すへき旨、深く心中に挿さみ候ひき。而るに法皇崩御なり、幕下逝去の後、公家の御政も廢れ果てゝ忠あるも忠を失ひ、罪なきも罪を被ぶる輩勝けて計るへからず。諸國大きに煩ひ、萬民甚だ愁ふ。指せる誤なき族を、重代相傳の庄園を召し放たれ、朝に賜ふ者は夕に召れ、昨日下さる所は今日改めらる。

（ヌ）冥の照覽。冥々の中より神佛のみそなはすこと。
（ネ）天のとがめ、諸天善神のおとがめのこと。

王城を破り剎へ太上天皇をとらへ奉りて遠島に遷し奉り、王子后宮を國々に流し月卿雲客を所々に迷はし、或は忽ちに親類に別れて殿閣に喚ひ、或は立所に財寶を奪はれて路巷に哭する體を聞くに、先きに打見る所其の理に背けり。若し理に背かば（ヌ）冥の照覽（ネ）天のとがめ無らんや、大ひに愼み給ふべし。をぼろけの德を以て此の寶を償ふ事あるべからず。是れを償ふ事なくんば、禍の來らん事疑をめぐらすべからず。なみなみの益を以て此の罪を消す事あるべからず。是れを消する事なくば、豈に地獄に入らんこと矢の如くならざらんや。御樣を見奉るに、是れ程の理に背くべき事し給ふべき事にあらぬに。何にと在りける事にやと、拜謁の度には、且は不思議に、且は痛しく存すと云々。秦時朝臣こぼれ落つる涙をさらぬ體に押拭ひて疊紙を取出し、鼻かみなんとして押靜めて答へ申して云はく此の事所存の趣き日來も委しく語り申し度存じ候ひつるを、さして事の次でも無く候て、自然にまかり過ぎ候ひき。故將軍平大相國禪門の一類を亡ぼし、龍顏を休め奉り、萬民の愁を助け、君の爲めに忠を盡し、忠の爲めに私を忘れ滋味を甞ては先づ君に備へん事を營み、珍しき財を儲ては、則ち公に獻せん事を專にす。

(三)三十番神。一月三十日日日交代にて守護する三十柱の神のこと。内侍所守護の三十番神、王城守護の三十番神、禁闕守護の三十番神等あり

泰時朝臣、此の山中に入來す。法談の次でに、上人問ひ奉りて云はく、古賢の云はく、人多き時は則ち天に勝ち、天定れば人を破すと云々。而るに只武威を以て國を傾け給ふといへ共、其の德なくしては、果して禍來らん事久からじ。賢聖の詞疑ふべからず。古より和漢兩國に力を以つて天下を治めし類、更らに長く持てる者なし。忝くも我が朝は神代より今に至るまで九十代に及びて、世々受け繼ぎて皇祚他を雜へす。百王守護の(三)三十番神末代といへ共あらたなる聞へあり。一朝の萬物は悉く國主の物に非ずと云ふ事なし。然れば國主として是れを取らしむを、是非に付て拘惜まんずる理なし。縱ひ無理に命を奪ふと云ふとも、天下に孕まるゝ類義を存せん者、豈にいなむ事あらんや。若し是れを背くべくんば、此の朝の外に出て天竺震旦にも渡るべし。伯夷叔齊は天下の粟を食はしとて蕨を折りて命を繼しを、王命に背ける者、豈に王土の蕨を食せんやと詰られて、其理必然たりしかは、蕨をも食ずして餓死したり。理を知り心を立たる類、皆是の如し。されば公家より朝恩を召し放たれ又命を奪ひ給ふと云ふ共力なし。國に居ながら惜み背き奉り給ふべきに非ず。然るを剰へ私に武威を振ひて官軍を亡し

する者の所望に隨ひてむらなく貸したびけり。來年中に世立直らは、本物ばかり慥かに返納すべし。利分は我が方より添へて返すべしと法度を定められて、面々の狀を召し置れけり。只くばり給はゞ、所々の奉行も紛らかして、わゝくも在ぬべければ、さるまじき爲めにや、賢かりし沙汰なり。さて世立直りて面々返納すれば、本所領なしとも有りて便在る人のをば本物計り納めさせて、本主には約束のまゝに我が方より利分を添へて慥かに返し遣はされけり。無緣なる聞へある者をば、皆免したびて、我が領內の米にてぞ本主へは返したびける。加樣の年は家中に每事儉約を行ひて疊を始めとして一切のかへ物共をも古き物を用ひ、衣裳の類も新きをば著せず、烏帽子の破たるをだにもつくろひ續せてぞ著給ひけり。夜は燈なく晝は一食を止めて酒宴遊覽の儀なくして、此の費を補ひ給ひけり。心ある者、見聞く類涙を落さずと云ふ事なし。然るに太守逝去の後漸く父母に背き舍弟を失はんとする訴論多く成りて、人倫の孝行日に添ふて衰へ、年に隨つて廢れたり。げに只上人の御敎の如く、一人正しければ萬人隨へる事分明なりけりとぞ申し侍りし。

人の面をつく〴〵と守りて命せられて云はく、泰時天下の政を務めて人の心に姦曲なからん事を存す、然るに唯今の爭ひ來らるゝ二人の中に一方は必定して姦謀なるべし。廉直の中には更らに論ある事なし。來るいくかの日、兩方の文書を持ち來らるべし。當日に正して姦謀不實の仁にをいては則ち其の輕重に隨つて忽ちに死罪にも流罪にも申し行ふべし。姦智の者一人も國にあれば。萬人に禍を及ぼす失あり。天下の大きなる敵何事か是れにしくべき。とく〴〵歸り給ふべしとて立られけり。此の體を見るに軈て何なる目にも合せられぬべし。益なしとて各歸りて後、兩方云ひ合せて或は和談し或は僻事のある方は私に負て論所をも去り渡しけり。無欲なる體に振舞ふ人をば甚だ感じ賞し、欲がましき者に向ひては或は嗔り或は耻しめ給しかば、人々如何してか無欲に尋常なる事し出して聞へ奉らんとのみ、遠き境も近き所も心を一にして勵みしかば、人の物を掠めとらん奪ひ取らんとする訴へは絶へて無りき。去るに付ては國々穩しく治りて政喧しからず。寛喜元年に天下飢饉なりし時は、京鎌倉を始めとして諸國に富る者に我請主に成りて委しき狀を書せ判を加へて利を副て米を借りて、其の郡其の鄕村々に餓死せんと

に依りてなり。剰へ此の徳充ちて天下を一統にして、八百の運祚を持ちき。されば太守一人の小欲に成り給はゞ、一天下の人皆かゝるべしと云々。此の教訓を承りしに、心肝に銘して深く大願を發し、心中に誓つて此の旨を守りき。隨つて義時朝臣逝去の時、頓死にて在しかば、讓狀の沙汰にも及ばざりし程に二位家の命にて、泰時嫡子たる上は、分限少くては何にとしてか天下の御後見をもすべきなれば、皆管領して舍弟共には分々に隨つて少しづゝ分ち與ふべきよし承りしかども、つら〳〵父義時の心を思ふに、我よりも遙に此の舍弟共をば鍾愛せられしぞかし。然れば父の心には加樣にこそ取らせ度く思ひ給ひけんと推し量りて、舍弟朝時重時已下に宗と多く分け與へて、泰時か分には三四番の末子の分限程少なく取りき。加樣にては、如何としてか御後見をもすべきとて、二位家よりも諫められしかども、今までは聊も不足と思ふ事もなし。此の如く萬小欲に振舞し故やらん、天下日に隨つて治り、諸國も年を逐ふて穩なり。孝の宜きを見るは繁く訴への曲めるを聞くは少なし。是れ一筋に此の上人の恩言に依れりとて、涙をぞ拭ひ給ひけり。此の太守の前に訴訟の人番ひて來り望むには對面し給ひて暫が間雨

(ナ)小欲知足。『佛遺教經』に不知足の者は富むと雖も而も貧し。知足の人は貧しと雖も而も富めり』とあり

君子其室に居して其の事を出す、よき時は千里の外皆之れに應ずと云々。此のよきと云ふも無欲なり、只太守一人實に無欲に成りすまし給はゞ、其の德に誘せられ、其の用に耻ぢて國家の萬人自然と欲心薄く成るべし。(ナ)小欲知足ならば天下安く治るべし。天下の人の欲心深き訴へ來らば、我が欲心の直らぬ故ぞと知りて、我が方に心を返して我が身を耻しめ給ふべし。彼を咎に行ひ給ふべからず。譬へば我が身のゆがみたる影の水にうつりたるを見て、我が身をば正しく成さずして、影のゆかみたるを嗔りて影を罪に行はんとせんか如し。心ある人の傍にてをこがましく思ふ事也。傳へ聞く周の文王の時一國の民畔を讓りしも、只文王一人の德國土に及びし故に萬民皆かゝる艶しき心に成りしなり。畔を讓ると云ふは、我田の境をば人の方へ多くさき讓りて、我が方の地をば少なくせしなり。互ひに加樣に讓りあひて、我が田地を人の方へやらんとはせしかども、假令にも人の分を掠め取る事は無りき。他國より訴訟の爲めに都へ上る人の此の周の國を通るとて、此の有樣を路の邊にて見て、我欲の深き事を耻ぢて道より歸りにけり。此の文王我が國を治るのみならず、他國までも德を及ぼし給ひしも、只一人の無欲

る根源を知りて藥を與へ灸を加ふれば、則ち冷熱去り病癒るが如く、國の亂れて穩ならず治り難きは、何の侵す故ぞと先づ根源を能く知り給ふべし。さも無くて打ち向ふまゝに賞罰を行ひ給はゞ彌人の心姦わゝくにのみ成りて恥をも知らず、前を治むれば後より亂れ、内を宥れば外より恨む。されば世の治ると云ふ事なし是れ妄醫の寒熱を辨へずして一旦苦痛のある所を灸し、先づ彼が願ひに隨つて、妄りに藥を與ふるが如し。忠を盡して療を加ふれども、病の發りたる根源を知らざるが故にます／＼病惱重りていへざるが如し。去れば世の亂るゝ根源は何より起るぞと云へば、只(ト)欲を本とせり。此の欲心一切に遍して、萬般の禍と成るなり。是れ天下の大病に非ずや、是れを療せんと思ひ給はゞ、先づ此の欲心を失ひ給はゞ、天下自ら令せずして治るべしと云々。泰時申して云はく、此の條尤も肝要の間、我が身ばかりは心の及び候はん程は、此の旨を堅く守るべしといへども人々皆是れを守らん事難し。如何し候べき哉と云々。上人答へて宣はく、其れ易かるべし。只太守一人の心に依るべし。古人云はく、其の身直くして影曲らず、其の政正しくして國亂るゝこと無しと云々。此の正しきと云ふは無欲なり。又云はく

(ト)欲を本とせり　經に『諸苦所因貪欲爲本』とあり。

（チ）五逆罪。殺父、殺母、殺阿羅漢、出佛身血、破和合僧の五種の逆罪のこと。

（ツ）四重。殺生、偷盜、邪婬、妄語の四種の重罪。

（テ）加護。加被護念のこと。

佛身より血を出すにも過たりと説けり。又一には和合僧の中を云ひたがふるは、（チ）五逆罪の中の其の一なり。（ツ）四重を犯ずるにまされり。汝ち既に此の二の罪を犯せり。五逆罪の人に片時も同住せん事恐ありとて、先づ訴へける僧をば、是非に付て卽ち追放せらる。此の不善の聞へある僧をば、能々たゞして所犯まぬかれねば、同じく追出せらる。若又指たる證據なきをば、俗人すら、罪の疑はしきをば行はざるは仁なりとて免じ給ひけり。然れば三寶の（テ）加護も甚しかりけるにや、實に不善なる者は自ら退きしかば、山中の清衆けがるゝ事更になかりきと云云。

秋田の城介入道大連房覺知語りて云はく、泰時朝臣常に人に逢ひて語り給ひしは、我不肖蒙昧の身たりながら、辭する理なく政を務とりて天下を治めたる事は、一筋に明慧上人の御恩なり。其の故は承久大亂の已後、在京の時常に拜謁す、或る時法談の次でに如何なる方便を以てか天下を治むる術候べきと尋ね申したりしかば、上人仰せられて云はく、如何に苦痛顚倒して、一身穩かならず病る病者をも、良醫是れを見れば寒より發りたり、是れは熱に犯されたりと、病の發りた

耳をうたせたり。我は三年靜かに道行すると思ひたりつるは徒事也。是れを以て是れを比るに、我も中々此の三年此の寺にて道行を勵みたらば、いかばかり增るべかりし物をと、今更こし方悔しく覺へしと云々。其の小僧は當初明慧上人神護寺に住み給ひし比、若學匠の中に群に拔て聖敎の義理を宣べ給ふに肩を並ぶる人無りし、そこにかよひて付そひ奉り、(セ)華嚴を學し談義に耳をうたせけり。此の(ソ)懺悔せし事思ひ出されて、彼と云ひ此と云ひ旁々益無るべしと思ひて、喜海が閑居も思ひ留にき。此の山中に淸衆一味和合して互ひに道を勸み、菩提を助けん事を先としき。然るに近比衆多して、或は疑はしきを見て實と云ひ、或は慈悲を忘れて人の失を顯す類まゝありき。上人にあひ奉りて、彼房かゝる不善の聞へあり、衆を出さるべきかなど語り申す人あれば、上人答て言く、何となけれども、淸衆の中に居して、不善なる者は、(タ)諸天照覽し給へば、をのれと顯れ、をのれと退く習ひなり。然るを汝ち我に語りて彼を損せんは、僧として無慈悲の至なり。佛は實に有る事を自ら見るとも、僧の失を顯すべからずと禁め給へり。是れ大ひに深き方便なり。淺智の能しる所に非ず。佛弟子の過を說くは、百億の

(セ)華嚴。華嚴宗の義理。

(ソ)懺悔。懺は梵語、具さに懺摩と云ひ悔過と譯す。過去の罪惡を悔ひ改むること。

(タ)諸天。梵天帝釋等の諸天を云ふ

も物くさき時は日たくるまで起きあがらず、夜は火なども燃す事なければ、暗きまゝに宵よりさながら眠りあかし、すぐに居る事も希に、いつとなく物によりかゝり、足をのべ、寒き夜は小便などをさへ、寝屋近くして芝手水計り心やりてうちし、何事も恣に振舞てのみぞ過しける。角ては淺間敷事ぞかしと心を誡なからともすればかゝる式になりき。さすが人中にあらば、自然にかかる事共は有るまじきにと、中々閑居は無益也けりと思ひて、神護寺に立ち歸りて見るに、公尊此の山を遁出し時は未だ童形にて（シ）華嚴の五教章などをも、我等にこそ文字讀をもし、（ス）義をも問ひし者、今は小僧にて來りていかになんと云ふ。此れ程の御山籠の體をも參りて見まいらせたく候ひつれ共、學文に寸の暇を惜むやうに候ひし程に、存じながら罷み過ぎ候ひき。山中の御修行御浦山鋪候とて、法文を問ひかけて法理に於いて不審をなす。兎角云ひ延んとすれども、はたとつまりてせん方なし。其の時此の小僧云ふ樣、山中にて此の兩三年佛法の深理をも見拔き給ひぬらんといぶかしく存じ候ひつるに、是れ程の事だになどや分明ならずと戯れ云ふげにもと耻かしくて我も彼に放れて三年にこそなるに、彼は三年善知識にそひ、

（シ）「華嚴五教章」賢首大師法藏の作三卷あり。前に出づ。
（ス）義。義理意味やいのこと。

に、かゝる所に來て、うき目を見るらんとうとましく覺へて、兎角延べ紛らかしてにけ歸りぬ。さる程についに本意を遂るに及ばず。其より後はふつとこりはてゝ思ひ留りき。斯くて過ぎ行く程に秋深く成りて不食の病起りて、萬の食物嫌はしくて、日數ふるまゝに、身も衰へ力も弱りて、道行も叶はず、只悩み居たる計にて明け暮す程に、角ては閑居のかいもなし。身を資てこそ道行をも營めと思ひて、伴に置たる小法師をば京へ使にやりて、其の隙に此の山の奥より山人鳥を取りて京へ賣に罷るが此の庵の前近き路をとをるを忍びて、買ひ取りて是れを調へて時をも食ひて見んとて、世事所に置きて小用しに出たる跡に、放し猫來りて皆食ひ散したり。是れを見付けて嫉さくともなく惜さともなく、そばなる木のふしを以て抛打にする程に。あやまたず猫の頭を打かきて、兩眼を打つぶせり。鳴苦痛して血をびたゝしく垂りて緣の下へ逃げ入りてさけび鳴く、かくまでせんとは思はず、只をどし計にこそとしつるに、かわゆさあさましさ云ふ計り無し。山籠して菩提を成せんとこそ思ひ立しに、あらぬさまなる振舞共しける事、淺間鋪覺へて、悲涙押へ難し。大方此の事共も只一筋に放逸に引されたり。心安きまゝに朝

吊へとて人の布施にしたりし物を物の無きまゝに、さりとててんとうとかやに取らせんと思ひて懐に入れて、色好の有る所を尋ねんとて京の方へ行く程に、夏の事にていと暑きに、京近く成り胸腹痛く成りて霍亂と云ふ病をし出して、苦痛する事かぎりなし。路の邊に小家の有りけるに立ち寄りて、とかくして其の夜は留りぬ。又次の日も猶ほなをりやらでわびしかりし程に、京に行く事叶ずして這々小原へ歸りて、様々養生してなをりぬ。亦暫くは其の餘氣ありてわびしかりし程に紛れ過ぎぬ。或る時亦本意を遂んと思ひて先の如く行く程に、いかゞしたりけん路にてとぐいを足に深くけ立て血をびただしく流れ出で痛き事忍び難し。一足も歩むに及はず、畔の人來て見て哀みて馬に乘せて庵に送りぬ。又とかくいえて後、又こりぬまゝに行く程に、今度は相違なく京に行き着きぬ。色好の有る處に尋ね行きて、かゝぐり行く程に心中には忍べども、さすが風情のしるくこそ有りけめ年來しりたる俗人のそこを通るに目を見合せぬ。あさましき事限なし。露ならば消へ入る計り思へ共、すべき方無くて立ちたるに、此の男の云はく、いかゝしてこゝには立ち給ふぞと云ひて、よに怪氣なる體也。彌心うくて何の物ぐるわしさ

るべからず。さる人は末世には有りがたし、なべて上中下根の輩能々思ひ計ふべき事也と仰せられければ、理至極せる間、感涙を流しき。亦當初高雄に侍從の阿闍梨公尊とて閑院のきれはし有りき。遁世して山を出て後亦還住して懺悔して申さく、此の神護寺の交衆の體もむづかしく、行學とて勵むも皆名聞利養を免れず此の如くにては受け難き人身を受け値ひ難き佛法にあへる驗し更になし。空しく三途に沉まん事疑ひ有るべからず。しかず此の山を出て山中に閉ち籠り心靜かに後生菩提を祈り道行を勵んと思ひて小原の奥にある山の洞求め出して庵を結びて栖む程に寂寞として心の澄む事限り無し。背かざりける古も今は悔しく覺へて、十二時中空しく廢る時なく、更らに(サ)淨界に生れたる心地して、勇猛精進に成り歸りて半年計り送る程に、只獨り閑なるまゝに、こしかた行末の何にとなき事共さまざま思ひ出られて、或る時期せずして婬事起れり。公尊少きより住山せしかば、一生不犯にて有りし故に女根床鋪覺へていしき障となりぬ。とかくまぎらかし退治せんとすれ共、休みがたかりし程に、中々加樣にては道の障と成りなんさらば志をも遂げて妄念をも拂はやと思ひて、假にあらぬ樣に妻をなして、亡者

(サ)淨界。清淨なる世界。

（コ）行道。佛道修行のこと。

に休めり。心閑に身安くして歡喜極り無し。此の石の上に仰のきに臥して空を見るに、浮雲風に隨つて西に行くこと速かなり。是れをつく〴〵と守る程に我が臥したる石東へ行く心地す。其の時思ふ樣、大切なり、歩ば甚だ苦しく足の痛きに此の石船の如くして行く事速かなりと大ひに悅び思へり、風吹き立て雲の早き時は此の石はやく走る心地する時、獨言に石に云ふ樣、目のまはるにあまりはやくな行きぞ。靜かに行くべし。何となくとも、かくてはとく行き付くべきぞと云ふ。さて日の暮るゝ程に、今は百里計りも行きぬらんと思ひて起きて見れば本の石の上なり。恠しく思ひて前を過ぐる旅人に其の行くべき里を問はゞいまだ遙なり、其の時安閑として石の上に臥つる事を悔み悲めども甲斐なし。此の閑なるにばかされて懈怠に墮するを（コ）行道と思ひて一生空しく過したる人に喩へられたり、僧の山中に在るをまされりと云ふは、塵中に交る者に對して暫く說く藥也。佛の詞知識の敎へ聞き取り集めて已に或はことぢにかはし、或は斂去りて久しき事をば知らずして、是れを山の奥まで心にひつさげ持ちて、獨りしてとかくあてがひ道を行ぜんば、圓目に方鎚を入るになんぞ異ならん。上々智の人は更に謬り有

社十八賢と稱す。義熙十二年八月八十三歳にて示寂せり。

（タ）精進心。精進勇猛の心。

（ケ）契經。佛の說き玉へる經のこと

の趣を悉しく宣き。上人目を塞ぎ暫く思案有りて宣はく。道行の宜しく進められん方を本とす・べければ、兎も角もして見給ふべし。但し經論聖教の掟を能々勘へ見るに、修行門に二あり。一には善知識の下に居して、朝夕譴責せられて、忍び難きを忍び、堪へ難きを堪へて、其の軌矩のきびしきにこらへ、其の飢寒の甚きを事とせず、寸時をも空しく度からず、道行を以て專らに營む。是れ（タ）精進心の人なり。道を成せん事を近きにあり。今囂しきは返りて道の障となる樣なれ共知れずして道に進む便り也。二には幽閑の地に獨居して、晝夜寂々として、心に障る事一つもなく、安々緩々として身に煩敷事絶へてなし。自然に道を行するに便りある樣に覺へて日月を送る。是れは懈怠心の人なり。此の障りなきを道行と思ひて、覺へずして閑なるにばかされて、懈怠に落つるを知らざる人なり。是れは道を成ずる事あるべからず。之れに依りて（ケ）契經の中に佛譬へを取りて說き給へり。其の意を取りて申さん。譬へば一日の中に行き著べき所あるに、一人は苦しく足痛けれども杖にすがり兎角して暫くも止らず、惱みながら其の處へ日の中に行き著きけり。一人は餘りに苦しく足の痛きまゝに、こらへずして有る石の上

（カ）廬山。支那江西省鄱陽湖の西畔にあり、匡山と云ふ、漢の高祖の時廬に祐此の山に居る故に此の名あり。東晋孝武帝の時慧遠此山に入り白蓮社を結じて念佛を修せり。

（キ）遠法師。慧遠は支那雁門樓煩の人。道安の徒なり五十一歳にして廬山に入り白蓮社を結ひて共に淨業を修す。慧永、慧持劉程之等之れを蓮

の衆四皓か窓を並べし商山を模すべしとぞ常には上人戯むれ給ひし。其の後又此の衆に交らん事を去りがたく望む類ひありて漸く七人になれり。其の時はさらは竹林の七賢が友を結びし跡を學ばんなど仰せられし程に此の事世に聞へて道に志しある輩ら尋ね來りて交らん事を乞ふと云へども、上人更らに許し給はず。爰に或は門外の石上に坐して六七日食せず、或は庭前の泥裏に立ちて三四日動せず。此の如き振舞をして、深切なる志を表する人、皆是れ月卿雲客の親類世を貪る類に非ざるのみ交れり。之に依りて上人力なく許し給ふ程、に三年の中に十八人に及べり。上人よしさらば（カ）廬山の（キ）遠法師の會下に准せん。此の外は更に許すべからずとぞ禁められし。此の僧侶志を勵し心を一にして道行の爲めに頭を集めたる事なれば、何れも愚には見へず。面々に營みあへるさま、我が身を見るものさすがに人を見るも哀れなり。二度正法の世に立歸りたるにやと隨喜の涙より〳〵袖を濕さずと云ふ事なし。かくて年月を經る程に又去り難き人重りて十年の内に五十余輩になれり。さる間、喜海交衆の體もうるさく覺へて、風情を替へて又深山幽谷に獨り嘯んと思ふ心つきぬ。仍りて便宜を伺ひて上人の前に進みて此

適ま諸宗を學する者あれども、戒をしれる輩はなし。（ウ）況んや叉受持する類ひなし何を以てか人身を失なはざる要路とせん。今は淫酒を犯さゞる法師も希に（エ）五辛非時食を斷てる僧も無し。此の如きの不當不善の振舞を以て法理を極めたりと云ふとも、魔道に入りなば人天の益もなく、自身の苦をも免れずして、多劫の間徒らに送らん事、返々も損なるべし。如何にしてか古のまゝに戒門の興行すべき方便を廻らさんとぞ申されし。大ひに其の謂れありとぞ語り給ひし。

文覺上人の敎訓に依りて上人紀州の庵を捨てゝ、栂尾に住し給ひし始めは、此の山に松栢茂り、人跡絶へたり。松風蘿月物に觸れて心を痛ましめずしと云ふ事なし。爰に纔がなる草庵を結びて、最初には上人と伴の僧と只二人のみにて住み給ひける。竹の筧柴の垣、心細きさまなり。自訪ひ來る類ひも心を留めざるはなし。次の年の春の比より懇切に望む輩有るに依りて四人となれり。其一人は（オ）喜海なり。萬事を投げ捨て只行學の營より外は他事なし。眠を許す事も夜半一時也。髪を剃り爪を切る受用も日中一時には過ぎず。此の夜晝各一時の外は更らに他を交へざりき。きびしき事限りなし。朧げの志にては堪こらふべき樣も無りき。此

（ウ）受持。うけたもつこと。

（エ）五辛。五種の辛味を有する蔬菜

（オ）喜海。明慧上人の上足にして此人の傳記を作れる人

(ア)非時食。時に非る時に飲食すること。即ち正午を過ぎて食時するをいふ。

(イ)鑒眞。唐揚州の人なり。天平勝寶六年來朝して戒法を傳へ。聖武天皇以下受戒し玉ふ。天平寶字七年五月寂す。

世なりと云へども、道を修する志し深切なる類ひ共あり。此の謬りを人間に普ねく示し知らしめたくて、此の庵室に列參せり。後學に傳へ禁め給ふべしとて、是れは某彼は何がしと云ふを聞くに古皆名を得たりし僧侶達なり。今は既に佛果にも至りぬらんと思ひし人達の何にして角成り給ひぬらんと不思議に覺へて、さて何なる御苦どもか候と問ひ侍りしかは、或は諸の異類の者來りて身の肉を食ひ命を奪ふ。其の苦に堪ずして絶へ入りて暫く有りて生るれば又異類現して頭目髓腦手足を切り取る時もあり。或は猛火現して全身を燒く。是れ則ち殺盗淫の果す處也、或は黑白の二鬼現して鐵の箸を以て舌をぬき、或は熱鐵輪を飲しめて遍身焦して灰の如くなる時もあり。是れ妄語し又は飲酒(ア)非時食の果す處也。此の如きものくるしみ一日に三度五度人に隨ひ時に依りて樣々替るなりと云ひて、かきけす樣に失せぬと見き。此の事を思ふに、是れ實語なり。尤も愼むべき事也。我朝に(イ)鑒眞和尙唐土より渡り給ひて專ら此の波羅提木叉を弘め給ひしかば、其の比頭をそれる類ひ是れを守らすと云ふ事なし。面々其の上に宗々をも學しけれども、今は年を逐ひ日に隨つて癈れはてゝ、袈裟衣より始めて跡形もなく成れり。

に生れ、尸利沙樹下に成道して說法度生し玉へる佛。

（す）遺教。佛遺教經と云ふ一卷あり佛の入滅の時說き玉へる經なり。

（京）戒力。持戒の力。

は成り難く命は終へ易し。仍りて人間一生の中に相應する事無れば、先づ破戒無慚の罪に引れて、魔道に入るなり。魔道に入りぬれば、速かに浮ぶ事無ければ、多劫の間人天に出て、衆生利益の方便をも失ひ、自身所受の苦患をも救ふ事なし是れ世尊の掟にも叶はず。菩薩の願をも失へり。去れば大乘修行の輩、戒門を次でにする事なかれ。何にも何にも習ひ勵むべし。仍りて佛の（す）遺教にも此の戒に依因すれば、諸の禪定及び滅苦の智慧を生することを得。是の故に比丘當さに淨戒を持つべし。又云はく「若し淨戒なければ諸善の功德生ずることを得ず。」又云はく「我が滅後に於いて、當さに波羅提木叉を尊重し珍敬すべし。此れは則ち此れ汝等が大師なり。若し我れ世に住するとも此れに異ることなければなり」云云。

　然るに中古より己來人の機劣にして心拙く戒を守る事疎なり。仍りてさしも世に崇敬せられし僧侶、多く此の道に入るなり。我等大乘の甚深第一義を明らめしに依りて、此の業をつくのひはてゝは、佛果を證ずべしといへ共、多劫の間だ徒に苦患にのみ沈みて過ぎ行く事、偏へに（京）戒力の闕たるに依れり。今見るに末

初の何がしと云ひし者なり。佛法にをひては隨分行學年積りて深理を究めたる由を存じき。されば其の比天下に肩を並ぶる輩無りき。皆是れ世の知る處なり、然るに只此の大乘の本源を究めん事を先として、強ちに(し)波羅提木叉を專にする事無りき。仍りて破戒穢戒の事のみ交りき。之れに依りて大乘の深理を究めたりと雖も、人間一生の中には(ゑ)解行相應せず。先づ破戒の罪の方重きに依りて魔道に入れり。古より天竺晨旦本朝世界々々に名を得たる貴僧高僧達、此の戒力なき人、(ひ)の大劫一劫乃至三四劫魔道に落ちたる類勝けて計ふべからず。此の魔道の習ひ落と落ては急度免れ出づる事難し。我は二劫に此の業を果すべき也。入滅の後人間の五百餘年に及べば遙かに久しき心地し給らん。去れども其の五六百年を萬億重ねても猶は其の一劫にも及ぶべからず。況んや二劫を過ぐべき。末を思ふに端無き作法なり。(も)毘婆尸佛、(せ)拘留孫佛なんどの時、此の道に落ちたる僧共だに、猶ほ行末遙にてつゝき居たり。去れば其の深理を悟りて軈て其の任に相應してだにあらば、かゝる難は有るまじけれ共、さる機は佛の在世だに稀なる事也。まして滅後の比丘に有り難し。多くは甚深の妙義を悟ると云へども、行

(し)波羅提木叉。別解脱と譯す。身口七支の罪を別々に解脱する故なり戒法のこと。

(ゑ)解行。學解と行儀。

(ひ)一劫。劫は梵語。具さに劫波と云ひ長時と譯す。長き時間のこと。

(も)毘婆尸佛。過去七佛の一、人壽八萬歳の時、般頭婆提城に生れ、波波羅樹下に成道して説法度生し玉へる佛。

(せ)拘留孫佛。過去七佛の一、人壽四萬歳の時安和城

正法を誹謗する罪

（み）法命。佛法の生命のこと。

ければ、日に隨つて衰微して荒廢の地とのみなれり。されば其に誠の本意にはあらねども、二つをくられぶば、人の貴敬せざらん事に憚りて、不律儀に振舞ざるは、暫く（み）法名を嗣ぐ方はまさるべく候なり。又所領の寄せてよかるべき寺も候はんずれば、左樣の所に御計ひなんども候べし。かゝる寺に所領なんどの候はんは、中々法の爲めには宜しからじと覺へ候。返々加樣に佛法を崇め給ふ事ありがたく候へども、此の所に限りて存ずる旨候とて、返し奉られけり。

秋田の城の介義景は其の後出家して、上人の御弟子に成りて、大蓮房覺知ぞと云ひける。

或る時上人仰せられき。去る比笠置の解脫上人來臨して法談の次でに語りて云はく、或る夜夢にみる事あり、秋の夜の明に晴たる心地して、人あまた來る音にて、草庵の窓を叩き、頻りに謁せん事を望む。仍りて扉を開きて出で向ふに異類異形の者共其の數あり。其の中にさるべき仁と覺しくて、雪頭を埋み霜眉を覆ひたる老僧、香染の衣の樣なる物を上に着て、面貌ことがら此の世の人とも覺へぬ樣したる體にて、進みよりて語りて云はく、定めて聞き及び給ふらん、我は是れ當

を信じで其の法理を能々辨へて後、せめて正路に政道をも行ひ給はゞ、自ら宜しき事も候べしと云ゝ。泰時大いに信仰の體に住して、殊に思ひ入れる樣なり。さて御輿用意して、召させ奉りて、門のきはまで自ら送り出し奉りけり。其の後世聊かしづまりて、常に彼の山に參詣して、法談申されけり。

次の歲、義時朝臣逝去して、彼の泰時天下の事掌に握られける最初に、丹波の國に大庄一ヶ所栂尾に寄進せられたりければ、上人仰せられけるは、かゝる寺に所領だにも候へば、住する僧共何と懶墮懈怠に振舞ふとも、所領あれば僧食の事闕まじ。衣裝も補ぬべしなんと思ひて、(さ)無道心なる者ども籠り居て彌々不當にのみ成り行き候べし。寺の豐なるに耽りて兒もど取り置き酒盛し兵具を提げ不思議の振舞勝けて計るべからず。さもとある山寺の佛の禁めに違ひて淺猿く成り行くは是より事起れり。只僧は貧にして人の恭敬を衣食とすれば、自ら放逸なる事なし。信々として實しく行道する處はさすが末代なりといへども、十方檀那の信仰も甚しければ、自然に(き)法輪も食輪も盛んなり。(ゆ)不律不如法の僧侶の肩を並ぶる所は、只俗家に(め)謗法の罪を與ふるのみに非ず。信仰歸依の輩も無

(さ)無道心。佛道修行の志なきこと

(き)法輪食輪。佛法と食物のこと。

(ゆ)不律不如法。戒律を守らず。法の如く修行せざること。

(め)謗法罪。佛の

（て）無爲。無爲太平の意。

（あ）雜念。浮き世の種々の思ひのこと。

へ尊體をさへ是れまで入れ申し候之條。其の恐れ少なからず候。今度若し（て）無爲に上洛仕り候はゞ、最前に參上仕り候ひて、生死の一大事を歎き申すべきの由深く心中に挿み存じながら、此忽劇に障へられ候ひて、今に其義なく候ひつるに不思議に御目にかゝり候、然るべく三寶の御計かと存じ候。其れに付ては、如何してか生死をば離れ候べき、又此の如く物沙汰に聊も私なく、理のまゝに行ひ候はゞ、罪には成るまじきにて候やらんと云々。上人答へ給ひけるは、少きも理に違ひて振舞ふ人は、後生までもなく、今生にやがて滅ぶる習也。其れは申すに及ばず縱正理のまゝに行ひ給ふとも、分々の罪脱れぬ事あるべし。生死の助けとならん事は思ひも寄らぬ事也。山中に嘯く僧侶すら、猶ほ佛法の深理に叶ざれば輪廻の苦み免れ難し。況んや俗塵の境に心を發して、（あ）雜念に羈されて、佛法と云ふ事をも知らずして明し暮さん人をや。世に大地獄と云ふ物の現するは、只其等の御樣なる人の墮ちて煮へ返らん料にてこそ候へ。無常の殺鬼は弓箭にも恐れず、刀杖にも憚らざる者也。只今とても引つり奉りて行ん時は、如何がし給ふべき。實に生死を免れんと思ひ給はゞ、暫く何事をも打ち捨て、先づ佛法と云ふ事

道のこと。

(え)能仁。釋尊のこと。釋迦はこゝに能仁寂默と譯す

等を皆祈り浮べて後こそ、浮世の夢の如くなる暫時の願をば祈りても奉らんずれ大事の前に小事なしと返答して、更らに用ひずして又年月を遙かに積れり。さればは高辯に祈り誂へたりと申す人、今生界の中に、よも有るべしと覺へず候。然るに此の山は三寶寄進の所たるに依りて、殺生禁斷の地なり。仍りて鷹に追るゝ鳥獵に逃ぐる獸、皆爰に隱れて命を續ぐのみなり。去れば敵を遁るゝ軍士の、からくして命ばかり助りて、木の本岩のはざまに隱れ居り候はんをば、我身の御とがめに預りて、難に逢ひ候はんずればとて、情なく追ひ出して、敵の爲めに搦取られ、身命を奪れん事をかへりみぬ事やは候べき。我が本師(え)能仁の古へは鳩に替りて全身を鷹の餌となされ、又飢たる虎に身をたび候しぞかし。其までの大慈悲こそ及び候はずとも、かばかりの事の無くや候べき。隱す事ならば、袖の中にも袈裟の下にも隱してとらせばやとこそ存じ候しが。向後々々も資くべく候。是れ政道の爲めに難義なる事に候はゞ、即時に愚僧の首をはねらるべしと云ゝ。泰時の朝臣、此の仰せを聞き給ひて頻りて感涙を流し申し給ひけるは、子細も知らぬ田舍夷どもの左右なく參り候ひて、狼籍仕り候ひける事、返々不可思議に候。剩

(け)六波羅、京都市下京區松原通り大和大路東へ入る一帶の地。

(ふ)沙門。出家して佛道に入り、諸の善法を勤修して諸の惡法を止する人のこと。

(こ)三途、地獄、餓鬼、畜生の三惡

大將軍泰時の朝臣の前にて沙汰有るべしとて、上人をとらへ奉りて、先きに追ひ立てゝ(け)六波羅へ參りけり。折節、泰時の朝臣、物沙汰して侍るに坐せられけり。軍勢堂上堂下に充滿せり。義景上人を先に立て彼の前に至りて事の由を申す。泰時朝臣、先年六波羅に住まはれける時、此の上人の德を聞き及び給ひしかば、先づ仰天して敬ひ畏れて席を去りて上に居へ奉る。此の體を見て義景謬り仕出しけるにやと興覺たる體なり。さて上人宣ひけるは、高山寺に落人多く隱し置きたりと云ふ沙汰の候なる。其れはさぞ候らん。其の故は高辯が有樣、間々聞き及ぶ人も候らん。若きより本寺を出て處々に迷ひ行き候ひし後は、日比習をひき候ひし法文の義理の心に浮ぶだにも更に庶幾はざる處なり。まして世間の事に於ては、一度思量するに及ばずして、年久しく罷り成り候ひき。されば貴賤につけて人の方人せんと云ふ心起ると云ふも(ふ)沙門の法に有る間敷事にて候。其の上かゝる心の一念萠せども、二念と相續する事なし。何に依りてか少しも人の方人する事候べき。又人の祈は緣に付てしてたべと申す人も多く候ひしかども、一切衆生の(こ)三途に沉みて苦み候をこそ、先づ祈りて助くべくは祈り候はんずれ。是

少しづゝ服さしめ給はば、宜しかるべき由申しければ、上人仰せて云はく法師は私の身にあらず。一切衆生の爲めの器もの也。佛殊に難處に入りて誡め給ふも此の故也。放逸に身を捨べきにあらす。其の上（う）必死の定業をは、佛も救ひ給はす。去れば（ゐ）耆婆が方も老を留る術なく（の）扁鵲か藥も死を助くる德なし。若し予暫くも世に住して益有るべきならば（お）三寶の擁護により、病愈へ命延ぶべし。さあるまじきに於ては、佛の堅く誡め給ふ飲酒戒をば犯すべからず。殊に酒は（く）二百五十戒の中より（や）十戒にすぐり、十戒の中より（ま）五戒にすぐりたる其の隨一也。蟲毒は只一生を亡す失あり。酒毒は是れ多生をせむる罪あり。縱一旦かりの形を助くとも小利大損たるべし。佛は寧ろ死すとも犯すべからずと誡め給へり、予若し藥の爲めに一滴をも服せば、何事がなかこつけせんと思ひけなる法師共故御房も時々酒は吸ひ給ひしなんど云ふためし引き出して、此の山中さながら酒の道場となるべし。仍りて斟酌無きに非ずと云々。

承久三年の大亂の時、栂尾の山中に京方の衆多く隱し置きたる由聞へければ秋田の城の介義景、此の山に打ち入りてさがしけり、狼籍の餘り何かと思ひけん、

（う）必死の定業。必ず死すべき過去世より定まりたる業。

（ゐ）耆婆。印度の名醫なり。德叉尸羅、賓迦羅に就いて醫を學び、後婆伽陀城に歸りて醫を業とす。釋尊頻婆沙羅王等の病を療し、又深く佛教に歸せり。

（の）扁鵲。支那の名醫の名。

（お）三寶。佛寶、法寶、僧寶。

（く）二百五十戒、比丘の具足戒なり。

（や）十戒。不殺、不盜等の沙彌戒なり。

（ま）五戒。在家人の持つべき不殺生、不偸盜、不邪婬、不妄語、不飲酒の五戒なり。

（ら）釋子。釋迦の弟子の意。

（む）師檀。師匠と仰ぎ檀那と約すること。

の御簾の内に御座して、御手計り指出し、合掌して、上人をば一長押さがりたる處におき奉りければ、上人云はく、高辨は湯淺の權の守が子にて、下もなき下﨟也。然れども（ら）釋子と成りて年久しく行へり。釋門持戒の比丘は神明をも拜まず。國王大臣をも敬せず。又高座に登らずして戒を授け法を說くは師弟共に罪に墮する也と經に誡められたり。是れ法を重じ、いるがせにせざる故也。身をあぐるに非ず。かゝる非人法師をも御崇敬候へば、利益ます〳〵多く、いやしみ眇直み給へば、大罪彌深し。いかに仰せ辱なくとも、本師釋尊の仰を背て、諂ひ申す事は有る間敷候。加樣にては、益なくして罪あるべく候。誰にても貴敬し思し食し候はん人を、御請じ候ひて、御受戒あるべしとて、頓て出で給ひければ、女院驚き思し召して、急ぎ御簾より外へ出でさせ給ひ、樣々に悔み申し給ひ、高座に居へ奉り、信仰を致し、御受戒有りけり。其の後は殊に上人を貴び給ひて、最後まで深き（む）師檀と成りをはしましけり。或る時、上人久しく冷病に侵されて、不食し給ひける比、醫博士和氣の某、訪ひ申さん爲めに參りたるけるが申しけるは、此の御勞はひえの故也。山中霧深く寒風烈しき間、美酒を每朝あたゝめて、

すべしと仰せありけり。然る間上座上人にあひ奉り、禪定を修すべき樣を尋ね申されければ、上人答へて云はく、禪定を修するに、三の大毒あり。是れを除かざれば、只身心を勞して、年を經るとも成就し難しと仰せありけり。其の大毒何れぞやと尋ね申されければ、一には睡眠、二には(れ)雜念、三には(そ)坐相不正也と云々。是れを除きて、一切求る心を捨てゝ、只(つ)無所得の心計りを提て、私に兎角あてがふ事無く、徒者に成りかへりて、生々世々に終んと云ふ永き志を立て給ふべし。佛に成りても何かせん。道を成しても何かせんと思ひ給ふべし。私の望み心穴賢持ち給ふへからす、只此の法師か申す事樣こそ有らめと思ひ給ふべし。是れは高辨が私に申すに非す。先年紀州苅磨の島に有りし時、空中に文殊大士現して。予に示し給ひしままに申す也。今の世には此の如くあてがふ人無きにや、末世末法の邊土の恨み此の事にありと云々。

上人(れ)『首楞嚴經』を拔き見給ひて、一代聖敎の眼目也とて、常に講して諸人に聞せけり。

或る時、建禮門院(な)御受戒有るへしとて、上人を被請し申されて、御身は母屋

(れ)雜念。種々の妄念を發すること

(そ)坐相不正。正戒の方軌によりて禪座せざること

(つ)無所得の心。善を思はず惡を思はず、一切無念無想にして求むる心なきこと。

(れ)『首楞嚴經』『首楞嚴三昧經』と云ふ、三卷あり。賢意菩薩の請に應じて説き玉ふところ。鳩摩羅什の譯なり。

(な)御受戒。戒法を受け玉ふこと。

節、此の僧正、參內して歸られけるに、道にて行き合ひ給ひぬ。彼の僧正は新車の心も及ばぬに乘りて、誠に美々敷體也。上人はやつれたる墨染に草履さしはき給へり。されば此の奓なる物をば、よも目も見かけられじ、無益なりと思ひ歸り給ひけるを、僧正見知り給ひて、車よりをりて、人を進めて呼び歸し奉りて對面あり。數刻問答して、歸り給ひける。其の後ち常に對面有りて法談あり、さる間、僧正此の上人を、(よ)印可し奉りて云はく、此の宗を受け續ぎて興隆すべき人、大切也。上人其の器に當り給へり。枉て我が門下にまし〳〵て、共に興行し給へと申されけれども。さる子細有りとて、深く辭し給ひけり。然れ共、入滅近付きて、御法衣をば奉らる。是れ先師(た)東林の懷敞和尙の法衣也と云々。

後鳥羽院。上人の德を貴び給ひて。常に御請ありて、御受戒又法文なんど聞し食れけり。大方其の比の月卿雲客は、又緣に隨ひて歸依貴敬し給ひけり。

建仁寺開山の弟子に。圓空上座と云ふ僧。隨分志し深くして。道行を修する間へあり。禪定を修すべき樣を。彼の長老に問ひ申したりければ、栂尾の上人、禪定を修する事功積り。已に成就し給へり。其れに行きて問ひ奉りて、其の如くに修

(よ)印可。印信認可すること。

(た)東林の懷敞。榮西の師天臺山萬年寺の虛菴懷敞禪師のこと。懷敞は黄龍七世の孫なり、後天童山に住し、法を榮西に傳ふ。

々に座に在りけれども、上人は只其時のまゝにて、少しもはたらき給はず。次の日の時の時分、又案内を申しければ、又しばし〳〵とて立ち給はざりけるに、待ちかねて又重ねて申し驚かしければ、かゝる法文申し過して、時刻移りにけりとて立ち給ひける體、只其の對面の始の日の時のさがりたると思ひ給へる體也。一夜二日を、只時以前の一時計りと思ひ給へりけり。法文云ひかゝり給ひては、常に時の移るを忘れ給ふ事、此の如くにぞ有りける。

笠置解脱上人、法談の爲めに來り給ひける時、上人美麗の織物の小袖を服して對面有りけるに、解脱上人思はず氣に思し召し、目を立て見給ひければ、上人指にて小袖のくひを指して、是れが御目に立ち候かと仰せられければ、解脱上人如法心つかひし損しにけりと思はれたる體也。是れは其の比、上人信仰の御所〳〵より結縁の爲めに、衣裳を暫し着せ進められけるなり。其の折節、解脱上人をはしける間、只其のまゝにて御對面ありけり。

建仁寺の開山千光法師（わ）大唐國より歸朝して（か）達磨宗を悟り究めて、此の國に始め給ふ由聞へけり。或る時上人對面の爲めに、彼の寺にをはしける時、折

（わ）千光法師。榮西禪師のこと。神泉苑にて雨を祈りて靈驗あり。鳥羽院より千光の號を賜ふ。

（か）達磨宗。達磨大師の宗旨卽ち禪宗のこと。

（ね）不信放逸。佛を信せず善を修せざるみたりなる心

（る）會釋。會通し講釋すること。

（を）少用。便を達すること。

されば佛をも神をも御恨み有るまじく候。又（ね）不信放逸の心ある人をば、千佛も救ひ給はぬ事也。去れば我が身の拙き事を顧みて身をこそ恨み給ふべく侍れ。祈り叶はざらん時も、佛の御計樣ぞ有らんと思ひ給ふべし。加樣に申し候へば、先聖の掟を背きて、人の祈せしと申す物狂ありと云ふ沙汰に及びぬと覺へ候。先聖は皆方便在りて述べ置き給へる子細あるを、然るに我等樣の無智の者、左右なくそれを學ばゞ大ひに誤あるべしとて、聞き入れ給はざりけり。

或る時、高野山より、隨分の碩學三人同道して、法門不審尋ね申さんとて參りたりけり。此の由を申し入れたりければ、物へたかひたる由を返事すべしと仰せられける程に、其の樣をあいしらひけるうしろもとより、障子引あけて、上人出で給ひて高辨は是れに候。餘りに過分になりて、時々加樣の空事仕り候。其へ入らせ給ひ候へとて、對面在りけり。各悅喜して、不審を尋ね申しけるに、一々に（る）會釋し給ひける程に、早旦よりはや時の時刻になりければ、時の案內申しけるに、しばしばとて、其日一日法文を云ひくらし給ひけり。其の夜、一夜語り明し給ひけり。此の三人つかれ臥して、一人づゝ（を）少用の體にて出でしたゝめて、替

（り）親疎。親密なると、疎遠なると

ゝる御振舞有りけるやらむ。

又僧俗來りて、對面を望む人には、侍者を出して、何事の御用候哉、若し法門御不審の事候歟、又生死一大事を仰せ合はされ候はん爲めに候歟。若し然らずば只雜談の御料に候歟。徒雜談は若くよりし候はじと、聊か心中に願を立て侍べり、今更破るべきに候はずとて歸されけり。

又人の祈禱して給ふべき由所望申しければ、上人云はく、我は朝夕一切衆生の爲に祈念を致し候へば、定めて御事も其の數の中にてまし〳〵候らん。去れば別して祈り申すべきに非ず。叶ふべき事にて候はゞ、叶ひ候はんずらん。又叶ふ間敷事にて候はゞ、佛の御方も及ぶまじき事にて候らん。其の上平等の心に背きて、御事計り祈り候はん事、（り）親疎有るに似たり。左樣に親疎あらん物の申さん事をば、佛神もよも御聞き入れ候はじ。佛神の御內證耻かしく候。又佛は方々の御事をば、一子の如く思し食し候に、叶へても進せられ候はぬは、何にも樣こそ候らめ、譬へばをさなき者毒をしらで食したがり候を、親の奪ひ取り候をば、甚恨みて泣き候が如し。一旦は本意なき樣に候へども、終にはよかるべきはからい也

(ち)下法師。下様の法師の意。

を、結構の由に上に巻たる藤の皮をむきて指出したりければ、やがて泣き給ひて糖桶は上を巻たるこそ、糖桶のあるべき様にて有るに、あるべき様を背きたるとて、又いひ出してぞ泣き給ひける。此の如きの事常に有りけり。

或る時木工權頭孝道、參られたるに、法談の次でに命せられて云はく、是れに亡者の琵琶とて、人のたびて候、御覽ぜよとて、取り出されけり。甲は華梨木のひたわたりなりけり。能々孝道見て申しけるは、是れはよろしき琵琶にて候。一定能なりぬと覺へ候と云々。上人仰せられけるは、あはれ緒をかな懸て彈せ奉りて聽聞し候はんと宣たまふ。孝道折節緒を持ち候とて、懷より疊紙取り出して緒をかけて暫く調へすまして、引きすましたりけり。折節靜なる夕暮の程ことに殊勝に類なくぞ聞へける。いひ知らぬ(ち)下法師迄も、感涙を流しけり。上人も感に堪へずして、前の緣にかけられたる簾臺の竿にそとあがりて、尻をかけ給ひて足さしのべて、簾に柏子打ちてぞ御坐しける。御前の諸人、皆奇異の思を成しき。又暫く有りて、又そと下り給ひて、空にて聞き候へば、猶ほ殊勝にこそ候へと仰られける、かゝる神變かましき事をは、隱し給ふ人の、感に堪へず覺へずして、か

て終ひに志を遂ざりきと云々。

上人禪定をのみ好み給ひて、一兩年は小き桶を用意して、二三日四五日の食をひ入れて肱にかけ、後の山に入り、木の下、石の上、木の空、巖窟などに終日終夜坐し給へり。すべて此の山の中に、面の一尺ともある石に、我れ坐せぬはよもあらじとぞ仰せられける。

(へ)建仁寺の長老より茶を進ぜられけるを、醫師に是れを問ひ給ふに、茶は困を遣り食氣を消して快からしむる德あり。然れども本朝に普からざる由申しければ其の實を尋ねて、兩三本植へ初られけり。誠に眠をさまし、氣をはらす德あれば衆僧にも服せしめられき。或る人語り傳へて云はく、(と)建仁寺の僧正御房、大唐國より持ちて渡し給ひける茶の子を、進められけるを、植へそだてられけると云々。

或る時は、石をひろひて石打を獨し給ひけり。其の故を、人問ひ申しければ、餘りに法文どもの心に浮ひて、むづかしく候程にとぞ答へ給ひける。或る時又人の許より糖桶を進めたりけるを、後日に其れこなたへとて、前へ取り寄せ給ひける

(へ)建仁寺の長老 榮西禪師のこと。支那に渡り初めて禪宗を我が國に傳ふ。建保三年七月五日寂す。壽七十五。

(と)建仁寺。京都市下京區建仁寺町四條南にあり。禪臨濟宗の本山建仁二年榮西禪師の建立榮西は建保元年權僧正に任せらる

（は）無慚無愧。自ら罪を造りながら自身をながめて耻づるなきを無慚と云ひ他人に耻づるなきを無愧と云ふ

（に）中を過きて等日中卽ち正午を過ぎて飲食せざること。

（ほ）一生不犯。一期の間女人に近かざること。

事也。凡そ世間に欲を發し所知庄園をほしがり、見苦しき利養に耽り、及傷殺害に及び或は嶮き道を凌ぐ時は、牛馬の背に疵を生じ、或は荒き浪を渡る時、船人風に肝を消し、農夫汗を流し、織女手を費し、鋤虫を殺し、引板獸を驚し、すべて春耕すより、秋收るに至るまで、農夫の艱苦勝けて計るべからず。然るに殺盗婬酒などの如くならば、留めてもあらましけれども、生を受くる者、一日も食はずんば命保ちがたし。去れば佛一食をすゝめ、再食を誡め給へり。是れ併しながら氣をつきて道を行せん爲め也。然るを（は）無慚無愧にして放逸の心の引くに任せて頻りにこき味を好み、强て飽ん事を願ふ。此の心を改悔せずは、何の畜生に異ならん。然る間、上人更らに飲酒を斷ち、又（に）中を過て食し給ふ事なし。然るに老年に及びて、不食の所勞難治の間。時々少しき山藥などを時以後に食し給ふ事有りき。

上人常に語り給ひしは、幼少の時より、貴き僧に成らん事を戀ひ願ひしかば、（ほ）一生不犯にて淸淨ならん事を思ひき。然るに何なる魔の詫するにか有りけん度々に旣に婬事を犯んとする便り有りしに、不思議の妨ありて、打さましくし

（い）大蓮房。覺知の房號。

（ろ）道人。佛道修行の人。

栂尾明恵上人傳記　巻下

秋田城介入道覺知、遁世して栂尾に栖みける比、自ら庭の薺を摘みて味噌水と云ふ物を結構して、上人にまいらせたりしに、一口含み給みて、暫し左右を顧みて傍なる遣戸の緣に積りたるほこりを取り入れて食し給ひけり。（い）大蓮房座席に候けるが、不審げにつく〴〵と守り奉りければ、餘りに氣味の能く候程にとぞ仰られける。平生都て美食を好み給ふ事更らに無りき。炭ををこし燒火などして、しと〳〵と當り給ふ事なし。御入滅の年ぞ病氣により人の勸め申しける間、始めてすびつ塗たれと云ふ物を作られける。

上人松茸を食し給ふ由を聞き傳へて、或る人請し申して、松茸を種々に料理してまいらせられけり。歸り給ひて後、人申しけるは、松茸御愛物にて候由承り傳へて、隨分奔走しける由申しければ、（ろ）道人は佛法をだにも好と人に云るゝは耻なり。まして松茸好なと云るゝ事、淺猿き事也。是れを食すればこそ、かゝる煩にも及び候へとて、其の後はふつと是れを斷ち給へり。又飲食に飽く事罪業深き

（り）修觀。觀法を修すること。

（ぬ）護法童子。佛法守護の童子のこと。

來るべしと也。

同二年戊子七月の比、石水院後ろの谷より水出でゝ、濕氣あるに依りて、心地惱ましとて、禪堂院を造りて住み給ひしが、僧坊近くてむづかしくとて、又三加禪並びに禪河院なんど云ふ菴を造りて、籠居して坐禪（り）修觀し給へり。（ぬ）護法童子常に現して傍に見へけり。

栂尾明慧上人傳記卷上　終

（へ）說戒。戒法を說くこと。
（と）靈物。神靈不可思議の人物のこと。

（ち）『勸信記』光明眞言を誦して土沙を加持すれば其の功德甚大なることを說き信仰を勸めたるもの。

山深くさこそ心はかよふとも、すまで哀はしらん物かは。

喜海其の座の末に在りて聞き及びしまゝ之れを注す。

同年六月十五日より、栂尾の本堂にして『梵網菩薩戒本』兩度の（へ）說戒始行せられ。其の戒儀別記あり諸僧同じく列坐して、共に戒文を誦す。其の說戒の間、靈驗多し、見聞を得るも委しく注するに遑あらず。或は異香虛空に薰滿し、或は（と）靈物無形にして異る音聲にて共に誦す。或は異類六歲の小童に託して齋戒歸依の志を述べ、或は年來重病の者聽聞の砌りに、或は汗を流し或は吸吐をして愈る類ひもあり。或は瘧病の者爰に臨みて聽聞の間に忽ちに愈るのみなり。是れ今に高山寺の恒例の勤めと成れり。安貞元年丁亥（ち）『勸信記』上下二卷、並びに『別記』一卷之れを作る。又光明眞言を以て、土砂を加持し給ふに、土砂照曜す。

又或る時、上人光明眞言土砂加持をせんとて、土砂を取り寄せて加持し給ふに、修中に忽ちに不淨の惡相現する事兩三度あり。上人奇みて此の土砂取りける處を問ひ給ふ。卽ち土砂の在所を見せめ給ふに、傍に野犬の穢したる有りてあたりに散れり。此の由を申しければ、其の後より侍者の僧に仰せて、極めて淸淨なる地を撰びて取りて

の手跡の裏に（い）光明眞言を書き給ひて奥に書き付け給ひける。

書つくる跡に光のかゝやけは、くらき闇にも人は迷はじ。

又或る時、物の端に書き付け給ひける

いつまでか明ぬ暮ぬと營まん、身は限あり事は盡せず。

（ろ）西行法師常に來りて物語して云はく、我が歌を讀むは、遙かに尋常に異なり、華郭公月雪都て萬物の興に向ひても（は）「凡所有相皆是虚妄」なる事なり、眼に遮り耳に滿り。又讀み出す所の言句は皆是れ眞言に非ずや。華を讀むとも實に華と思ふ事なく、月を詠ずれども實に月と思はず。只此の如くして緣に隨ひて讀み置處なり。紅虹たなひけば虚空色どれるに似たり。白日かかやけば虚空明なるに似たり。然れども虚空は本と明なる物にも非ず、又色どれる物にも非ず。我れ又此の虚空の如くなる心の上にをいて、種々の風情を色どると云へども、更に（に）蹤跡なし。此の歌即ち是れ如來の眞の形體也。去れば一首讀み出ては、一體の佛像を造る思ひをなし、一句を思ひ續けては、（ほ）秘密の眞言を唱ふるに同じ。我れ此の歌によりて法を得る事あり。若しこゝに至らずして妄りに人此の道を學はゞ邪路に入るべしと云々、さて讀みける、

佛大灌頂光明眞言經』に出づる陀羅尼。

（ろ）西行。俗の名は佐藤義清和歌に名あり。建久元年二月寂す。年七十三。

（は）凡所有相皆是虚妄。『金剛般若經』に出づ。凡そ所有の相は皆是れ虚妄なりとなり。

（に）蹤跡。あとかたのこと。

（ほ）秘密眞言。深秘微密の眞言のこと。

みて奉りけり。

植をきて（ス）三世の佛に手向けり、華の匂も法と思へば。

上人御返歌

法の爲めに植をく草の程よりぞ、妙法蓮華も開けしくべき。

松葉の禪門行圓關東より上りて在洛の間、常に詣でゝ法談有りけり。或る時讀みて奉りけり。

尋ね來て實の道に入りぬるも、迷ふ心ぞしるべなりける。

上人御返歌

尋ね來て實の道に入る人は、此より深く奥を尋ねよ。

上人或る時讀み給ひける。

夢の世のうつゝなりせばいかゞせん、さめゆく程を待はこそあれ。

上人の讀み給へるを聞きて同じき禪門、又或る時よみて奉りけり。

世の中はまどろまで見る夢なれや、いかにさめてかうつゝ成べき。

此等皆世に聞き傳へて『續後撰集』『續拾遺集』に入られけり。又なくなりたりける人

（ス）三世の佛、過去に千佛、現在に千佛、未來に千佛あり。三世三千佛と云ふなり。

（い）光明眞言。『不空羂索毘盧遮那

雲靄きて、其の中に圓光ありて佛跡を照す。其の時に輪相分明に顯現す。空中に聲ありて告げて云はく、是れ誠の佛跡也。如來將來の衆生の爲めに此の跡を留め置き給へりと云々。(モ)三藏其の聲を聞くに歡喜の泪せきあへず、此の事思ひ出されて浦山敷ければ、此の定心石の奥に大盤石あり。其の石の上に佛の御足の跡を彫付けて供養をなし給ふ。仍つて遺跡窟と名づく。

　滿月の面を見ざる悲さに、巖の上に足をこそすれ。

上人或る時讀み給ひける、

　生死海に慈悲の釣舟出にけり、漕行をとは弱吽鑁斛。

又或る時佛性聖人楞伽山の草菴に來臨してよめる、

　諸行をば無常なりとて身を捨る、人の心になるよしもかな。

上人御返歌

　常ならぬ世を捨るとは君ぞ見る、物くるはしと人はいふ身を。

　跡をくらふして入りにし山の奥なれど、君には見せよ峯の白雲。

此の聖人自ら(セ)前栽にくさ〲の華を植て侍りける。其の華の盛りに華にそへて讀

伽經を說き玉いし處にて、印度の南海岸にあり。或は錫崙島にありとも云ふ。

(ヒ)金剛智三藏。南印度摩羅耶國の人。法を龍智にうけ支那に來りて大に密教を弘む。開元二十九年寂す。

(モ)三藏。經律論の三藏に通達したる僧のこと。

(セ)前栽。庭園のこと。

（ミ）出定。禪定を出づること。

（シ）師子國。印度錫崙島のこと。

（エ）楞伽山。楞伽は竝に難入、險絶と譯す。釋尊の楞

遺跡を洗へる水も入る海の、石と思へばなつかしき哉。

入滅近く成りて、此の石に自ら書き付け給ける、

　我なくて後に愛する人なくば、飛びてかへれね高島の石。

又華宮殿の西の谷に一の盤石あり。定心石と名く。一株の松あり。縄床樹と名づく。其の松の本二重にして坐するに便りあり。常に其の上にして坐禪す。

同年正月十二日の曉、此の樹下に坐禪す。風烈しく雪霰を夥敷降りて袖に霰のたまりければ、（ミ）出定の時、

　松が下巖の上に墨染の、袖の霰やかけし白玉。

此歌如何してか天聽に達しけん。御感あつて即ち『續後撰集』に入れられけり。

又天竺魯崎那國に大山あり。山頂より下る事五六十里の外に巡りて山あり。形きひしき墻の如し。先聖修道の靈跡多く、香華名草充滿せり。西北は（シ）師子國に連なり、其の外は皆大海なり。國の人羅婆那城に准へて是れを（エ）楞伽山と名づく。山の頂に三の圓石あり。萬さ四五尺、廣さ二丈計り也。如來の御足の跡其の上にあり。（ヒ）金剛智三藏其の遺跡を尋ね見給ふに、文影損缺せり。佛跡に非ざるかと疑ふ。于時五色の

峯の嵐に諸一切種と上たれは、谷より告ぐる入逢の鐘。

後日に人に語り云はく爲兼卿此の歌を讃て云はく、是れこそうるわしき歌にてあれ。歌の手本にすべし。先賢もかく讀めとこそ教へ給ひしが。當世よりすちりたる物は、皆本意を失へりと嘆き給ひけり。

　華宮殿の東の高欄の上に、一の石を置けり。是れは先年紀州に下向の時海中の島に四五日逗留す。其の時西の冲に島のかすみて見へたるを、天竺に思ひ准へて南無五天諸國處々遺跡と唱へて泣々禮拜をなす。多くの同法亦親族の男子等あり。同じく禮拜を進めて告げて曰はく。天竺に如來の(サ)千輻輪の御足の跡を踏み留め給へる石あり。殊に北天竺に(キ)蘇婆河と云ふ河の邊に、如來の御遺跡多くあり。其の河水の水も此の海に入れば、同じ鹽に染りたる石なればとて、此の磯の石を取りて蘇婆石と名け、御遺跡の形見と思ひ、七け日の夜晝松の嵐に眠を覺し、浪の音に聲を調べて、禮拜をなすに、いひしらぬ冠者原までも、涙を拭ひて歡喜の思を成さずと云ふ事なし。誠に衆生は(エ)佛性の薫力あれば、是れまでも如來の慈悲の(メ)等流なれば、因縁感動も理りに覺ゆ。此の磯の石を持して、身を放ち給はぬ、仍りて一首思ひつゞけ給ふ。

(テ)倶舍の頌。世親菩薩の作れる『阿毘達磨倶舍論』の偈頌のこと。

(ア)智斷恩の三德　佛の大願力に依りて衆生を救護するを恩德と云ひ。一切の煩惱を斷除せるを斷德と云ひ、平等の智を以て一切諸法を照して無碍なるを智德と云ふ。

(サ)千輻輪。三十二相の一なり、佛の御足の下にある千の輻輪のあやなるを云ふ。諸法圓滿なるをあらはす相なり。

(キ)蘇婆河。吉祥河又は成就河と譯す北天竺にあり。

(エ)佛性。佛に成るべき性素質。

(メ)等流。同等の流類の意。同性質のこと。

(ケ)繩座。坐禪するに用ゆる繩張りの椅子のこと。

(フ)三密。身密、口密、意密。

(コ)染汚不染汚等四諦の理に迷ひ萬有の事に迷ふ无煩惱を染汚無知と云ひ總ての境に對して明了に其の實相を知ることを能はざる下劣の智慧を不染汚無知と云ふ。

(エ)如理の正法。眞實にして法性の眞理にかなひたる正法のこと。

三德は。智德、斷德、恩德。

て星も見へず。又風の音もせず。風月の情けは狂言綺語の友ともなり、遊戯放逸の媒ともなる。然れども幽閑限りなき山中に身を宿すには、すめる心の外は風月も友に非ず。亦正しく(ケ)繩床に踵を結べる間は眼に色を見ず、空しく境寂りぬれば、風月の興も唯立ち出たる時の假の事也。去れば暗々たるくらき闇の歌枕にも非ず、遊戯の便にもなし。深き谷を直下したれば邊りも覺へず、梢も見へざる闇は中々心澄みて覺ゆれば、

戯れの窓をも月は進むらん、すます友には暗き夜半こそ。

或る日、華宮殿の縁の畔りに經行するに、(フ)三密の行法一理の坐禪共に皆佛法の玄底なり。人と齊しからずとも志の行く處人界の思ひ出と覺ゆるに、我が大師釋尊、(コ)染汙不染汙二種の無知を斷じて、衆生の爲めに(エ)如理の正法を授けて、生死の泥を出し給ふ。三德圓滿の功德有便思ひ知らるゝ次でに、昔し稚かりし時、諳に誦せし(テ)俱舍の頌の始めに如來の(ア)智斷恩の三德を說けるを、晝夜其の文を誦じ、其の義を學びて、今此の大乘甚深の妙門に入るまで、年を積る事哀れに覺へて、次でに諸一切種諸冥滅と上げたれば。高くかけつくりたる谷より、入逢の鐘の聲とりあへず聞ゆれば。

仍りて此の山に二字の草菴を結びて、上をば華宮殿と名け、下をば羅婆坊と號す。華宮殿にしては一向に坐禪し、羅婆坊にしては(カ)三時の行法を勤む、華宮殿の形を見ては、八萬億の莊嚴の功德を念じ、羅婆坊の名を聞きては見佛聞法の有緣を美めり、又爰に經文を開くに、哀になつかしき事あり、其時に如來遙かに楞伽山の上を見上げ給ひて、金山の面に咲を含み給ふと說けり、此の經は如來(ヨ)內證智の法門なれば、(タ)所表は所詮皆大乘甚深の妙理なれば、在世の昔し戀しくて。

浪の上に咲を含みし顏ばせを、想像（オモヒヤル）にも袖はぬれけり。

極月十日餘の夜、天曇り月暗きに、上の坊に入りぬ、漸く半夜に至りて、出定の後下の坊へ歸るに、空晴れ月さやかにて松風たくいてわりなきに

心月の澄に無明の雲晴て、解脫の門に松風ぞ吹く。

同し比、峯の禪室に入りて坐禪す、曉に及びて定を出て緣の邊りに佇立に、松風朗月、此の峯にのみ限らじなれども、人しれず獨り詠めて、

月影は何の山とわかしかと、澄す峯にや澄まさるらん。

同じ比月の末に、禪室より出て、欄干にたゝずむに、曇れる空の闇深くして、都

(カ)三時　晨朝日中日沒の三時のこと。

(ヨ)內證智の法門　佛の已心中に證得し玉へる法門。

(タ)所表所詮　表示するところ詮顯する所。

て書寫せしかば、開講の日其の經光を放ちて七十里を照すと云々。
元仁二年乙酉(ト)『佛生會の式』之れを草す。
此の山寺の後に三町計り去りて一の峯をしめて楞伽山と名く。楞伽山と云ふは羅婆那夜叉王の住處南海の島也。(チ)得通の人に非れば登る事なし。如來此の島にして(リ)五法(ヌ)三性(ル)八識(チ)二無我の法門を說き給ひき、愚身天性の受くる處山水に馴れて人事に踈し、之れに依りて此の峯閑寂の地たるに依りて、常に此の處に栖む、如來說法の處其の數多き中に、殊に此の名を付くる故は、諸經の序品は何れも皆如來說法の儀式なれば、是れを開くごとに滅後の悲みを休めずと云ふ事なし、此の中に『楞伽經』の序品を開くに、如來在世の粧ひ殊に目近き心地す、大海龍王宮の中にして、七日の說法終りし時、無量の大菩薩大比丘並びに(ワ)釋梵諸天龍神共に龍宮を出て、南海楞伽山の麓に出で給ふ。羅婆夜叉、無量の眷屬と共に華宮殿に乘じて無量の伎樂歌詠を調べて山頂より下りて如來を請し奉る、如來衆又華宮殿に乘じて無量の伎樂を調べて山頂に登り給ひき、夜叉眷屬も又華宮に乘す、華殿の數を重ねて空の中に充滿せり、思惟の處に滅後の恨を休めつべし、

(ト)佛生會の式　佛の降誕會の講式のこと。
(チ)得通の人　神通力を得たる人。
(リ)五法　名、相、妄想、正智、如々の五種の法のこと。
(ヌ)三性　遍計所執性、依他起性、圓成實性のこと。
(ル)八識　眼耳鼻舌身意の六識に第七末那識、第八阿梨耶識を加へしもの。
(チ)二無我　人無我、法無我のこと。
(ワ)釋梵諸天　帝釋、梵天等のこと。

(ロ)無道心なるが故也、去ればかゝる事を厭ひて善知識の邊を離れて片陰に閑眠せんと云ふ心の付きたれば、大魔王の心中に依託せりと知りて、僅かに一念も萠さば敵を去るが如く拂ひ除くべし、拙き哉や受け難き人身を受けて、聞き難き教法を聞き、遇ひ難き善知識にあへり、然るに只身の安からん事をのみ求め、適々を出づと雖も道を專にする事なし、一度び人身を失へば萬劫を經とも歸らず、是れ如來の(ハ)誠言也、豈に疑ふ事有んや、日々に志を勵し時々に鞭をすゝめて、大願を立て善知識の足下に頭をつかへて、身命を惜まずして道行を勵すべし。

又上人語りて云はく、我れ(ニ)先師の命に依りて、十八歳まで詩賦を稽古して、風月に嘯きしに、其の興味深くして、他事を忘る程なりき、然る間、自ら非を知りて此の道を打捨てき、然れども雪月の節引れて時々胸に浮べとも、取り合ふて一首を作る事稀なりき、其の年の秋一人の比丘尼願を發して、此の山寺にして、二十口の僧侶を屈して(ホ)『四十華嚴經』一部如法書寫の行を始む、其の寫功已でに畢りて上人啓白あり、法華如法經は古より今にたへず、『華嚴經』の如法書寫は本朝に未だ之れを聞かず、大唐の傳記には多く見へたり。(ヘ)修德禪師精懃し

(ロ)無道心　佛道修行の志なきこと。

(ハ)誠言　誠諦の語眞實の言のこと。

(ニ)先師　文覺上人をさす。

(ホ)『四十華嚴經』『華嚴經入法界品』を別譯せるもの、凡十卷あり。唐の般若三藏の譯、

(ヘ)修德禪師　唐定世中山の人、至心に寫經供養するに、開講の日其の經光を放ちて七十餘里を照せりと云ふ。

こと。
(し)　法界緣相起の圓親　萬法はこれ一法界の大總相法門の體たる眞如心の顯現なりとし一切一功主伴具足事々无礙を觀すること。
(ゑ)　一乘の圓信　華嚴一乘の圓融圓滿なる信仰。
(ひ)　善知識供　『華嚴經』にとく善財童子の五十五の善知識を供養花嚴すること。
(も)　久長の　長く久しく永遠の。
(せ)　軌矩　規則行儀のこと。
(す)　生死一大事　未來の大事のこと。
(イ)　釋門　釋尊の門下のこと。佛門に入ること。

火を鑽が如くすべし、未だ煖氣遲きに依りて、退屈せざれ、既に煙を得て足りぬと思ひて緩む事なかれ、直ちに火を採出しても、是れを炭薪に燒き付けずば有るべからず、都べて火を採みそめしより、火を得て物に應じ、樣々の用至るまで、徒らに過す時節有るべからず、若し暫くも間斷あらば、勞して功成り難し、されば眞正の善知識によらずば、西に行くと思ひて東に歩み、北を指すと思ひて南に向ふ誤り有るべし、虛空の面に方角の銘なし、何を以てか證とせん、されば獨り山中に嘯くと云ふとも、老狐の塚に眠るに何ぞ異らん、末世末法の拙き比なりと云へども、流石正知識門下には尋ね來り訪ひ去る人繁く、肩を並べ膝をつめて喧しき習ひなり、去るに付ては、うるさき事も多く、むづかしき節も少なからず、或は耻がましき事も有り、或は腹の立るゝ便もあり、或は(せ)軌矩のきびしき所もあり、或は惡衆の交る難もあり、然れども大事の前に小事なし、實に此の(す)生死一大事の爲め、又は限りなき佛恩を報せんが爲めに、志を起し願を立て、既に(イ)釋門に入れり、更に目に懸くべからず、金を取る者は人を見ざる諺あり、げに志し深くはかゝる小事共の心に懸る事は更らに有間敷也、唯半信半不信にして、

後漢安世高の譯。
(て)『達磨多羅禪經』二卷あり、大乘禪を說く。東晋佛陀跋陀羅の譯。
(あ)『禪法要解』一に『禪要經』と云ひ、鳩摩羅什の譯。二卷あり。
(さ)三觀二十五輪の方軌 泯相澄神觀、起幻鎖塵觀、絕對靈心觀を三觀と云ひ此の三觀交絡して二十一輪を成し更に單の三觀及び圓修三觀を合して二十五の清淨定輪となる。之れ卽ち修觀の方法軌範したり。
(き)圓覺の性 大圓覺の妙心のこと。
(ゆ)十二因緣 無明行識色等と十二重の因緣のこと。
(め)唯心唯識 三界唯一心心外無差別法の道理のこと。
(み)三無差別 心と佛と衆生の三法を無差別と說する

又『圓覺經』の(さ)三觀二十五輪の方軌に依りて(き)圓覺性を觀するに、其の好相を得る事あり。或は「華嚴」の六地(ゆ)十二因緣、(め)唯識唯心並びに(み)三無差別の妙理、(し)法界緣起の圓觀に於ひて行を立て營み給ふ。又『入解脫門義』一部二卷之れを草す。同三年辛己秋の比、後高倉の法皇の院宣に依りて又賀茂の佛光山に移住し『華嚴信種義』一卷之れを撰す。卽ち信光の表相を顯し、(ゑ)一乘圓信の行を立つ。

貞應元年壬午夏の比、(ひ)善知識供を始行し給ふ生々世々善知識値遇の勝業の爲め、且つは衆生をして知識の緣を結ばしめんが爲めに、上人自ら祭文を草し、其の式を定め行ふ、終ひに高山寺の恒例の勤となる。

上人常に語り給ふ、病者は醫師の傍にて益あるべし、學道の人は善知識の邊に居せずは成し難かるべし、誠に深切の志を立て、行道を勵むべくは、眞正の知識の爲めに頭目髓腦をも惜まず、麁食薄衣をも忍び、閑寂冷然にこらゑ、交衆の總誼をも厭はず。恥辱煩惱を事とせず、只(も)久長の志を提げて、今日極めずば明日、今月悟らずば來月、今年相應せずば明年。今生證せずば來生と、深く退屈せず、

き、又栂尾へ歸り給ふ。

承久二年之比、石水院にして重ねて菩薩戒を興行して、香象の『梵網の疏』を談す、毎日諸衆集會の次でを以て、梵網戒本(ま)十重の文、並びに(け)四十八輕戒の内四五戒を副へ講ずる事數遍也。其の間或る時は瑞光を現し、或る時は梵僧來る、或は夢に數十人の梵僧説戒の時刻を待ちて天井の上に集會して伺ひ給ふと見る。又大聖文殊現して、持戒清淨の印明を授け奉り給ふ。彼の山に今に相承せり。

大聖文殊影現の事紀川白上峯に於ひて也今に彼の遺跡有り文殊影嚮之松と號する也云云。

又上人常に語り給けるは、(ふ)慧學の輩は國に滿ちて踵を繼といへども、(こ)定學を好む人世に絶へたり、行解の知識缺て、證道の入門據を失へりとぞ歎き給ひける。

又(ゑ)『五門禪要』並びに(て)『達磨多羅の禪經』等を開き、(あ)『禪法要解』一部。自筆を以て書寫して、是れを開き見給ひて心を養ひ給ひけり。笠置の解脱上人此の事を聞き給ひて我れ佛法に於ひて其の至要を探るに、我が案立する處に遙に以て附合せりとて、泪を流し給ひけり。

の道宣律師を云ふ。四分律宗の祖にして唐の乾封二年寂す。

(お)『淨心誡觀』一卷あり、具さに『淨心戒觀法』と云ひ、道宣の作なり。

(く)加茂 京都府愛宕郡上加茂村にして加茂御祖神社の後山を云ふ。

(や)神主能久 加茂の神主なり。深く上人に歸向し常に法要を問へり。

(ま)十重の文 殺盜婬妄等の十種の重戒。

(け)四十八經 戒不飲酒等の四十八種の輕等のこと。

(ふ)慧學 經論を學し教相の學を究むること。

(こ)定學 禪定に入りて佛の心印を究むること。

(ゑ)『五門禪要』『五門禪要用法經』と云ひ一卷あり。

此の庵に栖み給ひし比、學生七八人列參して（つ）『圓覺經』の（れ）『圭峯禪師』の（な）『略疏四卷』上人に對して之れを談ず、上人此の次でに自筆を以て、彼の『疏』に點を加へらる、殊に『圓覺』の（ら）普眼章の尋思如實の觀乃至三重法界觀等により結業禪誦ず。

此練若臺に住み給ふ事、三ヶ年に及ぶ、然るに山高して嵐風烈しく、崖嶮くして雲霧覆ひ、室內濕氣し墻壁破却せり、上人此に依りて頭痛の煩あり、仍りて是れを栖み捨てゝ、（む）石水院に移り給ふ、是に於ひて又『圓覺經の略疏』並びに（う）『修證義』是れを談ず。又（ゐ）『梵網菩薩戒本香象の疏』並びに（の）南山の（お）『淨心誡觀』等之れを談ず。

同六年戊寅秋、聊か諠譁き事有るにより、梅尾より（く）賀茂の神山に移り給ふ、塔の尾の麓に四五間の庵室を結び、經藏一字を立て、（や）神主能久之れを施與し奉る、是れに暫く住み給ひける、或る人の許より梅尾を住み捨て給ふ事なんと歎き訪ひ申したりしかば、浮雲は所定めぬ物なれば。あらき風をもなにかいとはん、此處をば佛光山と名づけ給ひける、爰一年計りの栖み給ひて、同法達を留守に置

（つ）『圓覺經』大方廣圓覺修多羅了義經』と云ひ一卷あり。唐の佛陀多羅の譯。

（れ）圭峯禪師　圭峯山の宗密禪師は清涼大師澄觀の徒なり。華嚴宗の第五祖、唐の會昌元年正月寂す。

（な）略疏四卷　宗密の著なり。『圓覺略疏』と云ふ。

（ら）普賢章　『圓覺經』中普賢の一章のこと。

（む）石水院　上人の居室なり。後鳥羽院の宸殿を賜ひたるなりと云ふ。今現に高山寺に在り。

（う）『修證義』圭峯山宗密の作なり。『圓覺經證義』と云ひ、十八卷あり。

（ゐ）梵網等『梵網經』の疏なり。賢首大師法藏の作にて三卷あり。香象は法藏の褒稱なり。

（の）南山　南山

し、終夜佛號を唱へて(よ)雙林跋提河の景氣を學ぶ、菩提樹と號する木の下に石を重ね積みて、其の上に一丈計りなる(た)卒都婆を立てゝ、上人自ら南無摩竭提國伽耶城邊菩提樹下成佛塔寳と書き給ふ、更らに其の前に木の葉を重ねて、講經說法座とす、彼の西天菩提樹下の今夜の儀式を聞くに、國王王子群臣黎庶(れ)覺樹枯衰の姿を見るに、終夜悲戀に堪へずして、各の蘇合油香香乳を灑ぐらん有樣哀に悲き儀を想像して、泣々水を以て樹下に洒き供養を述ぶ、哀なる哉、其の儀式淺きに似たりと云へ共、併しながら戀慕悲歎の志より起れり、上人自ら(そ)『四卷の式』を草し給へり。今世間に流布して多く之れを用ゆ。

同年四月に、栂尾の西峯の上に一字の庵室を構へて練若臺と號す、其の後の北に三段計り下りて、谷に一字の庵を結びて、一兩の侍者爰に栖む、坐禪行道の外他事なし、或る時は上人額より光を放ち、或る時は脇膝より光を放ち給ふを見る。此の外の不思議奇特勝げて計ふべからず。上人窮て痛み給ひしかば披露に及ばず、然れども侍者の僧ども、禁るに處なくして、少し語り傳ふる事どもあり、或る時は護法天等來りて語り、或る時は辨才天來臨して謁す。

(わ)金剛座 釋尊成道の時端座し玉へる寳座。
(か)西天 印度のこと。
(よ)雙林跋提何 釋尊入滅の道場たる拘戸那迦羅城外跋提河の邊り娑羅雙樹のこと。
(た)卒婆塔 塔のこと。
(れ)覺樹 菩提樹のこと。
(そ)四卷の式 涅槃講式舍利講式遺跡講式及び佛生會式を云ふ。

(へ)十廻向 『華嚴經十廻向品』に離衆生相廻向等の十廻向を說く。
(と)五臟 肺、心、脾、肝、腎の五藏。
(ち)二十種菩提心 得金剛莊嚴心等の二十種の菩提心のこと。『華嚴經』第十八に說く。
(り)四種の菩提心 一に萬相花嚴金剛界心、二に大勇猛幢智慧藏心、三に如那羅延堅固幢心、四に如衆生海不可盡力心を云ふ。
(ぬ)普賢大菩提心の行者 自利利他の行を行ずる普賢大悲の菩提心を有する行者のこと。
(る)涅槃會 毎月二月十五日、釋尊入滅の當日を紀念して、涅槃像を掛け追慕の意を表する會式。
(を)菩提樹 釋尊成道の寶座をかざりし樹。畢波瓦羅樹と云ふ。

建保二年甲戌『三寶禮釋』一卷之れを撰し、又同じく『功德義』之れを抄す。又同年『華嚴經』(へ)十廻向の中に、菩薩(と)五臟の中の心藏のをさきて、衆生に施與するとて、(ち)二十種の菩提心を列せり、其の中の(り)四種の菩提心を左右に書きて、能求の心として上に橫に三寶の梵號を書きて本尊とす。必ず生々世々、(ぬ)普賢大菩提心の行者として、三寶の値遇を遂んが爲め也、委しく『三寶禮釋』並びに『功德義』等に之れを織せらるを尋ね見べし。

或る時、上人語りて云はく、今夜夢に予一の世界に往生せり。其の世界の衆生、悉く七寶莊嚴の瓔珞奇麗殊妙なるを以て、其の身を莊嚴せり、然るに此れを見れば、我が前世に書きて諸人に施與せし所の三寶なり、此の國の衆生、前世に皆三寶を持し奉りしに依りて、今併しながら此三寶の瓔珞を莊りて、其の形うつくしと思ひて、不思議の思ひに住して覺ぬと云云。

同二年乙亥二月十五日、殊に志を勵して(る)涅槃會を栂尾に於ひて行ひ給へり、昔時、山林深谷に跡をくらまし給ひし時も、山中の樹を莊りて(を)菩提樹と號し、尾石を重ねて(わ)金剛座とす、至れる所を道場として、(か)西天今夜の風儀を寫

畠、悉く燒け枯れて、萬民の歎き斜ならず、爰に上人哀みに堪へずして、試に(い)大佛頂の法を修し給ふ、手づから自ら二龍を圖して、一龍をば加持して海中に入れ、一龍をば壇上に安じて祈請を致し給ふ、二龍の銘に(ろ)毘盧舍那大龍王と書き付け給ふ、是れは毘盧舍那の一解脱の主たる大龍を請するに依りて也、此の法三日を期限とし給ふ、其の間同法兩三をして、別譯の(は)『華嚴世主妙嚴品』を轉讀せしむ、亦彼の法に依りて水を加持して、高山の峯に登りて是れを灑ぎ給ふに、第三日の未の刻に至りて、雲一片彼の神谷の山寺の上に靉靆て、程なく大虚に遍滿して、霹靂轟き大雨降ること三日也、萬民悅び合へる事限り無し、其の近隣の里人多く夢に見けるは、上人の草菴の上より、二龍空に登りて、一龍は水を天に灑ぎ、一龍は洪水を止め田地を損せじとし給ふと見る由申し合ひにけり、此の二龍の圖加持の事、御弟子一兩輩の外更らに知る人無し、各々披露に及ばず、然るに此の如きの夢想奇異不思議の事也。

建暦二年壬申十一月(に)『摧邪輪』三卷之れを作る。

同三年癸酉六月(ほ)『莊嚴記』一卷之れを作る。

(い)大佛頂法　法界定印の大日如來を本尊とし敬愛又は息災增益のために修する行法。

(ろ)毘盧舍那大龍王　梵語、毘盧舍那は翻して光明遍照と云ふ大龍王を崇めたるなり。

(は)『華嚴世王妙嚴品』八十花嚴經の卷初に在り。

(に)『摧邪輪』法然上人の撰擇集を破斥せるもの。

(ほ)『莊嚴記』『摧邪輪』の說を更らに花嚴せるもの。

べき由仰せ下されけり、仍りて道性法印の院主の時、餘りに衆徒の懇切に請し申さるゝ間、春秋二季の傳法の時、一兩年下向ありき。

又同四年七月に、(モ)『金師子章の光顯鈔』一部二卷之れを撰す。或る時鬼類來りて、御前なる小童に付て云はく、我は是れ毘舍遮鬼の類也、世間に名僧達多くましませども、名聞を捨て利養に拘らず、如法道を修する人少なし、上人の如なる僧は、天竺をば未だ委しく尋ねみず。(セ)晨旦には當時更になし。況んや本朝に於いてをや、去二月十三日の夜、洞中月朗らかに石上風和やらかに候ひしに、通夜坐禪入場の御姿を見進候に、貴敬の思ひ深く感涙押へ難し。又經典讀誦の御聲、心肝に徹り殊勝に候間、我れ願を立てゝ、生々世々に値遇し奉り、佛法に歸依し、永く肉食を斷ずべし、願くば我に戒を授け給へと云々、仍りて上人此の小童に向ひて戒を授け給へり、其の時鬼類申す樣。「我が肉食を斷たは、食物有るまじく候、齋の次でに少し御計ひに預り候はん」と、仍りて上人其れより(ス)施餓鬼法をぞ毎夕修し給ひける。

上人紀州に栖み給ひける夏、八十餘日に及ぶまで、大旱魃しけり、國々村々の田

(モ)『金獅子章光顯鈔』賢首大師の作たる金獅子章を釋せるもの、

(セ)晨旦　支那のこと、

(ス)施餓鬼法　餓食に食物、水等を施與する法。

又(メ)大威德の眷屬と覺しくて、四五歲計りなる小童、頭は禿にて、手に弓箭を帶し、來りて曰く。我に一の善巧方便を授け給ふに依りて、無始の煩惱忽ちに除滅し、無邊の善根、則ち生得し、心も潔く身も輕く成りて候と申して去りぬ。此の如きの事、御弟子直に見給ふ時もあり。

建永元年丙寅十一月、後鳥羽院より院宣を成し下されて、高雄の一院栂尾を給りぬ。則ち此の處を華嚴宗興隆勝地と定む、仍りて高山寺と號す。

同年極月の比、月輪の禪定殿上より、世俗の爲めの祈にてはあらで、聊か願あるに依りて(ミ)星供を七ケ日修行有るべき由、懇切に仰せあり。辭し給ひ難きに依りて是れを修し給ふ。始め兩三座の程は、上人自ら是れを修し給ふ、爰に靈典承仕の役勤仕して一二間の外に住するに、(シ)後夜の時、蠟燭の尅限に至りて、道場に入んとするに、北方の空中より、貴俗十餘人寶冠を戴き、白服を着して來入す、暫らく有りて又空中に還歸し給ふ、後日に(エ)北斗の圖像を見るに、其の姿少しも違はず、さては北斗七星等の、親り降臨ありけるにこそと希有に覺へき。

承元元年丁卯秋の比、院宣に依りて(ヒ)東大寺尊勝院の學頭として華嚴宗興隆す

(メ)大威德　大威德明王と云ひ、大白牛に駕し、三面六臂ありて、忿怒の相をなし、一切の毒蛇惡龍を降伏せしむる明王。

(ミ)星供　當年星本命星の災を除んがために陀羅尼を誦して星を供養すること。

(シ)後夜　寅の刻には即ち今の凡そ午前三四時頃のこと。

(エ)北斗　本他を妙見尊星王又は北辰菩薩と云ひ、國王を守り貧窮を救ひ、一切の諸願を滿足せしむる菩薩なり。

(ヒ)東大寺尊勝院　天德四年十一月光智の開創に係り、華嚴宗の本寺たり。

の國の衆生に縁ある事を思ひて、渡天竺の事頻りに先年より惜み留むといへども、猶ほ其の志休せずして其の營みに及べり、先途程遠し、渡れば定んで歸る事を得んや、若し我か心を破りて進發せば、本意を成就せん事あらじ、此の趣を知らずと云々、言多しと雖も詮を取れり、此の梵貫は事の縁有りて、上人日來申し承る人也、其の好みを以て示し申るゝにや、加様の事どもに依りて、渡天竺の事又延引と云々。

同二年の秋の比、紀州の庵所地頭職掠め申す人在りて、他領に成りしかは、むつかしき事有りて又栂尾に還住す。

其の年の冬、極寒の後、夜に臨みて坐禪し給ふに、曉天に至り(サ)五體遍身冷通りぬ、于時持佛堂の方より人の來る足音しけり、心を澄し聞き給へば、傍の障子をあくる、何者やらんと見るに由由敷氣高けにて、其の裝束(キ)吉祥天(ユ)辨才天等の如くなる天童來りて曰く、餘りに冷へとほりて御坐す間、暖めて奉れとて、頂を摩て靈藥などを與へ給へり、然れば則ち遍身軈て暖りけり、其の後此の天童常に來り仕へ給へり。

(サ)五體 兩手、兩手膝、頭のこと。即ち全身を云ふ。

(キ)吉祥天 身相端嚴にして、天衣寶冠を着し、右手に如意珠を捧げたる天女。

(ユ)辨才天 無碍の辨才を以て佛法を流布し、壽命增益怨敵退散財寶滿足の利益を施す天女。

（ア）念誦　神を念を經が誦すること。

上人自ら是れを取り給ふ、佛前の壇に上に二の鬮をうつす、一の鬮忽にころびて壇の下に落つ、是れを求むるに終ひに失す、不思議の思ひに住して、其の殘る鬮を開き見るに、渡るべからずと云ふ鬮也、知識明神の御前の鬮同しく渡るべからざすと云ふ鬮也、上人其の朝た語りて云はく、今夜の夢に、空中に白鷺二つ飛ぶ、其の上に白服を着せる俗人一人立てり、春日大明神の御使と覺しくて弓箭を取り、一の鷺を射落すと見つると云々、今思ひ合するに、此の鬮の一つ失つるに符合して不思議に思ひき。

又其の比、南都の住侶焚賢僧都の許より態と人を奉れり、其の狀に云はく、去る二十四日、春日の社壇に參詣（ア）念誦する間に、折節御神樂あり、舞巫の中に、餓に神託し給ひて云はく、我れ無量刧より以來、一切の佛法を護りて、一切衆生を度せし事を誓ひぬ、然るに明慧房程の僧、此の比異朝にも希れ也、況んや我朝にあらんや、此の國に於ひて度衆生の緣ありて、此の處に生せり、然れども前生に中天竺に在し餘執にて、釋尊の御遺跡を慕ふ志し深くして、天竺に渡らん事を思ふ、天竺には是れ程の比丘もまゝあり、仍りて我闕たる所を補はん爲め、又此

其營みに及ぶ、又大唐の（フ）長安城より、中天竺（コ）王舍城に至るまでの路次の里數の付て、先達の舊記を尋ね、此を檢べ注し玉ふ、今に上人の御經袋の中にあり、然る間評定し營みて始んど衣裳の出立に及ぶ、然るに上人俄に重病を煩ひ給へり、其の病の體普通に非す、飮食なども例の如し、起居あへて煩なし、只此の渡天竺談合の時の三身心苦痛す、或る時は左の片腹切裂くが如く痛く、或る時は左右の方苦痛す、心中に深く思ひ定むる時は、兩方の腹脊に通ひて刺疼し悶絶す、是只事に非す、先年渡天竺の事既に思ひ立ちし時、春日大明神種種の御詫宣ありしに依りて、思ひ留りき、思ひ留るといへども、其の志やみがたくして亦思ひ立つ處也、去り乍ら數日病惱して、身心疲極する間、遠行叶ひがたし。仍りて試みて本尊釋迦の御前と、春日大明神の御前と、（エ）善財童子等の知識の御前と、此の三所に御鬮を書して取へし、一には西天に渡るべきや、一には渡るべからずやと云々、然るに此の三所の御鬮の中、たとひ一處にても渡ると云ふ鬮あらば、其の志も變すべからずとて、心神深く（テ）潔齋して、誠を致して祈請して是れを取る、善知識と大明神の御前の鬮をば他人に是れを取しめ、本尊の御前の鬮をば、

（フ）長安城　支那の洛陽長安の都。

（コ）王舍城　中天竺摩迦陀國の都城。頻婆娑羅王の築くところ、釋尊の多く傳道し玉いたる地。

（エ）善財童子　福城長者の子なり。發心して五十五の善知識を歷訪し、最後に普賢菩薩にあひてその十大願を聞き阿彌陀佛に歸向せり『華嚴經』に出づ。

（テ）潔齋　身心を清淨にすること。

（ケ）無上道　無上菩提の大道のこと。

の深ければこそ、生死界にも輪轉する樣に佛の境界を願ふ心深ければ、亦佛の智慧を得る也、只生死界をば惡き大願を以て造り、涅槃界をばよき大願を以て造る也、去れば『華嚴經』に云はく、應に清淨の欲を起して（ケ）無上道を志求すべしと云へり、清淨の欲と云ふは佛道を願ふ心也、佛道に於ひて欲心深き者、必ず佛道を得る也、されば能々此の大欲を起して、是れを便として生々世々値遇し奉りて、佛の本意を覺り明めて、一切衆生を導く可きなり、此の理を知り終りなば何事かはわひしかるべき、欲に清淨の名を付る事は世間の欲の名利に耽りて、何までも心に持ちひつさぐる欲の如くにはなし、佛の境界を深くこのもしく思ふ大欲無ければ、佛法に遇ふ事無し、佛法に遇はざれば、生死を出る事なし。かゝる故に暫く此の大欲にすかりて、佛法を聞き明らむれば、自ら秘藏しつる佛法も、大切なりつる大欲も、共に跡を拂ひて失する也、加樣に跡も無き事をば清淨と云ふ也、仍りて清淨の欲と名けたる也、急かしければ、筆に隨ひ日に任せて申す也、恐惶謹言、建仁二年十月十八日、高辨、（于時紀州在田郡糸野の山中也。）元久二年春の比、年來の本意たる間、渡天竺の事思ひ立ち給ひけり、同心の同行五六人也、志を一にして、既に

(ク)六道　地獄、餓鬼、畜生、修羅、人間、天上の六種の界趣のこと。
四生　胎生、卵生、濕生、化生。
(ヤ)三種の性德の佛性　自性住佛性、引出佛性、至得果佛性の三種の本來具有せる佛性のこと。
(マ)不退の益　一度感得せる功德は必ず退轉せざること。

せ給ふ事は無き也、只法性の因果改まらずして因縁を待つ事計り也、されば佛の我が名を念せば、我行きて救はんと仰せらるゝは、流の畔の渡守などの、舟の賃を取りて人を渡すが如きには非ず、只佛に不思議の功德います。其の名を念ずるに力を得て、増上縁と成りて、衆生を助け給ふ也、喩へば飯の人に向ひて我を食ふべし、汝が命を延んと云ふが如し、是れは飯が我が身を嫌ふ事は無けれ共、飯を身の中に食ひ入れつれば、増上縁と成りて人の命を延ぶ、されば我を食へと云んが如し、諸佛の甚深の道理は只佛のみ能く知り給へり、仰いで信をなすべき也、なまこさかしく、兎角我とあてがふ事は惡き也、如來は是れ我が父母也、衆生は子也、(ク)六道四生に輪轉する共、如來と衆生とは親子の中かはる事なし、世間の親子は生を替るに随ひて替りもて行く、六道の衆生は皆(ヤ)三種の性德の佛性有るが故に、皆佛の子也、故に如來自ら我は父也汝は子也と契り給へり、我等大聖慈父の御貌をも見奉らずして、末代惡世に生る事は、先の世に佛の境界に於ひて、このもしく願はしき心も無りし故也、一向に渇仰をなさば、必ず諸佛に親近し奉りて、(マ)不退の益を得べき也、生死の果報を得るも、生死の境界を願ふ心

し給はず、又天人修羅等も作らず、佛は此の道理の善惡の因果となる業を覺りて、實の如く衆生の爲めに說き給ふ智者也、諸佛如來衆生の苦相を觀して、利益方便を儲け給ふ事隙なし、人こそ愚にして假に病などの發りたるをば苦と思ひて、自ら苦聚に埋もて其故を知らず、喩へば犬のよき食物をば得ずして屎を食んとするに、異犬の來りて屎を奪ひて食せしめざるをば苦と思ひて、屎を食ひ得つれば樂の思をなして、自らの果報の淺間しく心拙きをば苦と思はざるが如し、是れは其の心拙くして苦聚の中に埋れたるをば知らざるなり。諸佛如來の衆生を緣として大悲を發し給ふ事は、必しも病などするを糸惜かり給ふにも非ず、有爲有漏の業果の境界を出でずして、はかなく愚なるを深く哀み給ふ、ざれば定性二乘の聖者は、無餘依の位に至りて、永く分段の果報を盡すといへ共、深敎大乘の心によるに、變易生死の報未だ免かれざれば、如來の慈悲も救ひ給ふ事無くして、必ず八萬大劫の滿位を待ちて、佛乘の法門を授けて、究竟の位に導き給ふ、何に況んや（オ）生死の苦海に輪轉し出づる事を得ぬ衆生に於ひてをや。縱ひ病もせずいみじくて、國王の位に登り、天上の果報を受くとも、佛の少きも樂なりと思し召してたゆま

（ノ）天人修羅　天上界の人と人間界の人と、修羅道のもの。

（オ）生死の苦海　六道の間に輪廻展轉すること。

(ウ)羅刹　恐鬼のこと。

(キ)相用　すがたと作用。

病などするに、橘皮を煎して飲むには、其の病愈ゆる事有れ共、經を誦じ佛を禮するには愈ざるが如し、皆無始より以來、虚假妄執深くして眞理を隔て正智を遠ざかりしに依て、增上意樂を起さざれば、眞法は身に匂ひ難き也。喩へば夢の中に(ウ)羅刹の姿を見て恐を成んに、傍らに人有りて此の事を證知して、是れは羅刹に非ず、恐るゝ事勿れと云へ共、此の眠らん者の恐れやまし、只自ら夢の中に此の羅刹走り去りぬと見れば其の恐れやむべし、傍らに人有りて實事を示せ共、睡覺の位異なるが故に聞く事なし、眞妄實體同じからざるが故に、其の恐やまず、自ら夢の中にして羅刹の姿實ならざれども恐れ深し、羅刹の逃げ去りぬるも實ならざれ共悦びあり、一種性の心相續して起るが故に、不同類の心現行せざるが故也、されば善根に串習せし人などの增上の意樂を起して、經卷を讀誦し佛を念ずるに、現前の災障を破りて、怨敵をも降伏する事のあるは、此の人の心力道理に融するが故に、自ら發する所の善根の(キ)相用、佛の增上緣力に感ずるが故に、速疾の利益は有る也、是れも此の如くなるべき道理をあやまたざる也、惣して諸法の中に道理と云ふ者あり、甚深微細にして輙く知れ難し、此の道理をば佛も作り出

(カ)頻婆娑羅王　摩訶陀國の王なり。深く佛に歸依せしが、其の子阿闍世のために七重の牢獄に幽閉せらる。
(ヨ)七重の室　阿闍世太子の頻婆娑羅王を幽閉せし室。
(タ)三惡道　地獄、餓鬼、畜生。
(レ)法性　法性眞如の理。
(ソ)所歸依處　世間の人の歸依し奉る對象。
(ツ)增上緣　助力になること。
(ネ)聖位　賢聖の位。
(ナ)有相の分別　差別の見解のこと。
(ラ)有漏識　迷ひの識のこと。
(ム)事理　差別の事と平等の理。

佛のみ知り給へり。我等が思ひ計るべき處に非ずと信じて、其の心に道理を失はず、生々世々に必ず無當なる果報をば得べからざるなり、亦(カ)頻婆娑羅王佛を深く念じ奉りしに依りて、忽に(ヨ)七重の室を出でざれ共、如來の光明に照されて、不還果を得たりき、打ち任せて人の思へるは、如來の神力などか七重室を破りて、彼の王を取り出し給はざりしと、然れども諸佛の慈悲はたゆる事無けれ共、(タ)三惡道の果報充滿せり、實に諸法の因果の道理は佛の始めて作り出し給へるにも非ず、慈悲深くいますとても、(レ)法性を轉變し給ふべきに非ず、佛の自の位も皆無量の功德の造り成せる果報也、因果の道理を破りて推てし給へるにもあらず、只一切世間の(ソ)所歸依處として、衆生の爲めに(ツ)增上緣となりて、苦を拔き樂を與へ給へり、頻婆娑羅王七重の室を出づべからざりし、因緣難ければ室を出でずといへ共、佛の御力にて斷ち難き欲界の煩惱を斷盡して出で難き欲界を出で、登り難き(ネ)聖位に登る事を得たり、さりとて佛の位に自在ならざる事の有るには非ず、凡夫(ナ)有相の分別の前への苦樂の境界は、皆善惡の(ラ)有漏識の種子現行するが故に、(ム)事理の二位深く隔たり、假實の差別同じからずして

假初にすかしこしらへて、其の心をゆかしめて、終には佛になさんが爲めに、暫く與へ給へ共、其れを終の利益にして、さてやみ給ふ事は無き也、終には必ず有爲生死の境をこしらへ出して、我と等しき無上の樂を與へ給はんと也、されば今生の事に於ては(ル)宿報決定して、佛菩薩の御力も及ばせ給はぬ事あれ共、一度も佛を緣として心を起して、名號をも念ずる功德は、必ず有爲生死の中にして朽ちやむ事は無きなり、喩へば人の食物は必ず米一粒も栗柿一顆にても、腹中に入りぬれば、定んで屎となりて腹を通りて出るが如し、佛の處に於て作る功德は、少さきも大なるも、必ず有爲煩惱の腹を通りて、終ひに生死を盡す極めと成る也、名聞利養の爲めに作る功德も、終には(チ)佛の種と成る也、されば佛菩薩の(ワ)利生によりて、現世の願を滿てたりと云ふとも、是れに依りてさてやまんするにてもなし、喩へば幼き赤子愚にして壤を翫びたがるには、其の父母慈み深き故に、土くれをば寶とは思はね共、赤子の心をゆかさんが爲めに暫らく土くれを與へて其心をゆかす、後にをとなしく成りて、寶の銀金など云ふ寶を與ふるが如し、終に土くれを翫ばしめて、さて止む事は無きなり、只一向に諸法の眞實の因果は只

(ル)宿報　宿世の業報のこと。

(チ)佛の種　成佛すべき因種。

(ワ)利生　衆生を利益すること。

し、彼の外道論宗の中に、（チ）冥性に歸して後、猶ほ返りて衆生と成ると云ふには同じからず、此の如きの正見は、佛法の力を離れては爭か發す事を得べき、さればこの諸行無常の道理一を聞たりとも、無量刧の中の思出とすべし、昔大王ありき、身に千の穴をゑりて、油を盛りて火を燃きて、（リ）婆羅門を供養して、此の道理を聞き給へりき、聖教に說きて云はく、若し人生れて百歲にして生滅の法を解ざらんよりは、如かず生れて一日にして而も之れを解了することを得んには、實に朽木の如くにして何となく生らんよりは、覺り深くして一日生らんに比ぶべからざる也、巳に佛の御教を受けて有爲の果報は皆苦也と知りなば、速かに是れを捨離すべき思を成すべし、我等無始より以來生死に輪轉せし間、此の身を痛はり惜んで相離れず、徒に苦患の中に沈み妄りに樂を求む、喩へば敵を養ひて家に置きて常に敵に惱されんか如し、早く生死の果報を思ひ捨てゝ佛の位を求め朽ちてかゝる果報を捨ずば、生々世々の中に苦のみ多かるべし、眞實の利益は只是の果報を捨てしめて、（ヌ）大涅槃の樂を與へ給ふ也、有爲生死界の中に於ひて、衆生の願に隨ひて隨分に命をのべ官位を與へ給ふと云ふとも、其れは只人の願ふ事なれば、

（チ）冥性 數論外道の立つる自性のこと。

（リ）婆羅門 梵天に仕ふる印度の僧侶のこと。

（ヌ）大涅槃 涅槃に滅度と譯し佛のさとりのこと。

(ヌ) 不可意　心にかなはぬこと。不快なること。

(イ) 妄識　虚妄の識心のこと。

(ロ) 無餘　身心すべて滅してあます處なき寂滅のさとりのこと。

(ハ) 二乘　聲聞乘と緣覺乘。

(ニ) 變易　前の影を變して異なれる形をとること。

(ホ) 法印　諸行無常、諸法無我、涅槃寂靜の三種の法印のこと。

(ヘ) 無想天　四禪天の第四天にて一期の間心想起らざる天なり。

(ト) 眞我　眞實の我にて宇宙の本體なりと云ふ。

かは悟らざるべき。華開きては必ず散り、菓結びては定んで落つ。盛なる者は衰へ生ある者は死す、是等は無常なり、亦打縛殺害等の(ヌ)不可意の心に叶けぬ事有り、是れは苦なりとなどかは知らざらんなど思うべき事なれ共、凡夫は一分の覺りも無し、只無始薫習の妄識種子より現行の識體をこり、妄に虚妄の境界を分別して、境界にをひて(イ)妄識の動轉するを以て凡夫の分別と名けたり。是れは酒に醉たる時の人の狂へる心の如し、眞の覺りにあらざるなり、去れば諸法の實理にをきては、實の如く分別する事無き也。位(ロ)無餘に入れば(ハ)二乘の聖者すら猶も(ニ)變易微細の苦を知らずして增上慢のとがに墮しぬ、況んや凡夫實の如く如來所知の(ホ)法印を知る事難かるべし、又諸の外道論師の中に致法あり、其中にも分々に常無常等の道理をば說くとも、其れも佛法の實理をば究めずして、或は(ヘ)無想天を計して實の解脫處とし、或は(ト)眞我を立てゝ常住の體とす、我が本師釋尊の說き給ふ諸行無常の法印の道理は、三界所繫の法は皆是れ無常也、一法として常住なるはなし、亦皆悉く實ならざるが故に、一法として苦に非ざるはなき也、涅槃は寂靜也、若し人是れを證しつれば、即ち法身の體を得、又退する事な

（し）根本無明　一切煩惱の根本たる無明のこと。
（ゑ）四相　生住異滅のこと。
（ひ）我我所　人我と我に附屬し我によりして着せらるゝ者。
（も）緣成　因緣によりて成立せるもの。
（せ）大聖等　釋迦牟尼佛のこと。

（し）根本無明の眠深くして、動轉（ゑ）四相の夢の念を起す。其の中の苦樂の境界は、皆實ならざる也。かゝる處に、かゝる果報を受けたれは、惣て愛着すべき所なけれ共、凡夫無始生死より以來、性體も無き煩惱業苦の中に於ひて、（ひ）我々所執して分別深くして、はかなく假の身を惜み、露の命を守る事たへず。地獄餓鬼畜生は淺間敷き果報なれ共、其れも皆我が果報を惜む事は同じ事也。如來態と世に出て有の儘に道理を說て、生死を出よと勸め給ふ。跡形もなき（も）緣成相續の假なる法を執して、我々所とする事勿れ。此の所は只苦のみ多し、是れに居たらん限りは苦患たゆべからず、かゝる苦の境を捨て離よと敎へ給へり。かゝる果報を受けたるは悲みなれ共快よき哉や、我等無明の卵殼未さけずといへ共、幸ひに佛の御法の流布せる世に生れ遇ひて、終ひに生死の苦患を盡して、佛果無上の樂を得んずる期在りと云ふ事を知りぬ、大なる悅をなすべき也。亦生死の苦は我が受くる果報なれ共、無明の睡眠の醉深くして、此の果報の描く苦なる事をも悟らず（せ）大聖慈父無上大覺世尊世に出でゝ懇に敎へ給へり。敎の如くに厭ふべし、愚なる者の思ふべき樣は、諸行無常有爲皆苦の道理は、佛の敎へならずともなと

生滅轉變する萬法のこと。
(あ) 上界　色界無色界のこと。又、天上界のこと。
(さ) 下界　欲界のこと又人間界のこと。
(き) 四靜慮　色界の四禪定のこと。初禪天より四禪天に至る。
(ゆ) 四無色界　空無邊處、識無邊處、無所有處、非想非々想處の四天のこと。
(め) 行苦　行作遷流してうつりかはる苦のこと。
(み) 有頂天　無色界の第四元非想非々想處のこと。

も皆同じ事也。惣て有爲の諸法の中には、こき味の無きに凡夫愚にして嗜みて味を求む、三界の中に眞の樂なし。凡夫迷ひて苦の中に於て亂りに樂を求む。喩へば火の中に入りて涼き事を求め、苦き物の中に於て甘を求めんに、惣て得べからざるが如し、凡夫無始より以來生るゝ所ごとに、夢の中の假の身を守りて、幻の如くなる樂を求むれども、生死海の中に本より樂無ければ、得たる事も無くして、終ひに苦み愁の中にのみ沈みて安き事なし。去ればかゝる果報を厭はずしては、惣て安き事を得べからざる也。佛是れを悲みて諸行は無常なり皆悉く厭離せよと勸め給へる也。『法華經』に云はく、「世皆牢固ならず水沫泡炎の如し。汝等咸く應さに疾く厭離の心を生ずべし」。此の文の意は世間は皆破れ行く物也。水に聚れる沫の如し。此の如きあやうき世間の中に於ひて、樂の思を成す事勿れ。皆厭離すべしと云へる也。世間無常也と云ふ事は、只此の人間の果報のみに非ず。惣て(き)四靜慮(ゆ)四無色界の諸天も、皆(め)行苦の悲みを離れず。(み)有頂天の八萬劫の果報も、皆念々生滅の苦を離れたる事無きなり、一人在りて一室の床の上に眠りて千萬の苦樂の境界を夢に見れ共、夢中の事皆うつゝの前には無きが如し。

界に九品ある中上六品を斷するは一來果の聖者なり。

（ま）一來　界九品の修惑の中上六品を斷したる聖者のこと。

（け）不還果　欲界修惑の九品を斷盡したる聖者のこと。再び欲界に生をうくることなきが故に此の名あり。

（ふ）色界　欲界の上に在りて欲界の穢惡の色を離るゝも尚清淨の色質ある世界。初禪天等の四天に分れまた十八天に分る。

（こ）無色界　全く形色なく只識のみありて住する世界のこと。空無邊處等の四天あり。

（え）阿羅漢果　三界見思の煩惱を斷盡して盡智、無生智を得て無學位に住し、世間の供養をうくるに堪へたる聖者のこと。

（て）有爲の諸行　名作造作ありて

間界に生れたらば、此の如き所作を成したらばこそいみじからめ、煩惱惡業にからめ纏れて、徒に老死するは、何事にもあはずしてのどかに老死に死ぬとても思出あるにも候はざる也。皆前の世に業力の催し置たるに隨つて、今生安くして死る樣なれ共、さりとても、やがて進みて生死を出で、佛に成んずるにてもなし。只靜かに飯打ち食ひて、きる物多くきて、年よりて死る事は、犬烏の中にもさる物は多く候也。今生安きと云ふも、又實にも非ず、只覺（さとり）も無くして淺間敷穢なき果報骨肉を丸かし集たる身の、流る水の留る事無きが如くして、念々に移り來て生れ出で來ては死なんずる事の近付なる間、其の程の月日の重なるに隨て、一より二に至り二より三に至る間を盛なると云ひて、いみしく悅べ共、覺り深き聖者の前には、（て）有爲の諸行は轉變無常なりと云ひて、是れを大なる苦みとせり。年若く盛なりと雖も、誇べきに非ず、喩へば遠き道を行くに、日の午の時に成りぬれば、日盛りなれども、己に日たけぬと云ふが如し、午の時程なく過ぎて日の暮ん事の近付なるが故に、日盛りなとても憑むべからず。若き齡常ならず、念々に衰へ行きて終ひに盡る事あり。念々生滅の苦みは、（あ）上界の果報も（さ）下界の果報

て、潔くけたかくしき事は、明慧房の心緒に過ぎては、いかに御坐けんとも覺へすと云云。

上人の御消息に云はく、（遣はされける處未たえれな勸へ出さす。或は云ふ湯淺權守の許可へと云ふ。）如來の在世に生れ過ざる程に口惜き事は候はざる也。我も人も在世若しは諸聖の弟子（う）迦葉舍利弗目連等のいませし世に生れたらましかば、隨分に生死の苦種を枯し、佛道の妙因を植て、人界に生れたる思ひ出とし侯べきに、如來入滅の後、諸聖の弟子も皆失せ給へる世の中に生れて、佛法の中にをいて、一の位を得たる事も無くて、徒らに死する程悲き事は候はず。昔佛法の盛に流布して候ひし世には、在家の人と申すも皆或は（ゐ）四菩提の位を得て、近く聖果を期するもあり、或は（の）見道と云ふ無漏の智慧の智慧を起して、（お）三界の迷理の煩惱を斷盡して、（く）預流果と云ふ位を得るもあり、或は進みて（や）欲界の六品の修惑を盡して、（ま）一來果と云ふ位を得るもあり、是れ迄は在家人も得る位也。此の位に至りぬれば、欲界の煩惱を斷盡して、（け）不還果と云ふ位を得て、其の次に（ふ）色界（こ）無色界の煩惱を斷盡して、（え）阿羅漢果を得るなり、或は隨分に修行して、菩薩の諸位に進むもあり、人

（う）迦葉佛十大弟子の一にして頭陀第一と稱せられ、佛入滅後正法を護持して附法藏の第一祖となる。
（ゐ）四菩提　煖頂忍世第一法の四加行位のこと。
（の）見道　世第一法位の無間に眞無漏智を生して四諦の理を現觀し見惑八十八使を斷する位のこと。初めて眞理の一分を見るが故に此の名あり。
（お）三界の迷理の煩惱　四諦の理即ち迷悟因果の道理に迷いて起す煩惱のこと。見惑と云ふ。
（く）預流果　三界の見惑を斷盡して初めて聖者の流類に入りし位。これより以復を修道と云ふ。
（や）欲界六品の修惑　五根五塵に對して迷ふ煩惱にして其の體貪嗔痴慢の四惑なり、欲

に指し入るまでも、正しき生身の如來の御前に臨み給ふ躰もかくぞあらんするぞと見へ給ひける。行路の間にも、堂塔の古き跡又正しき佛座の跡など踏み給ふ事なし。又袈裟懸ずして假借にも聖敎を手に取り給ふ事なし、(れ)經律論聖敎次第を正してぞ、重ねをき給ひける、まして高き物の上ならで見給ふ事更になし。

或る時上人語りて曰く我に一の明言あり、我は後生資(タスカ)らんとは申さず。只現世に有るべき樣にて有んと申す也。聖敎の中にも行すべき樣に行し、振舞べき樣に振舞へとこそ說き置れたれ、現世には左之右之(とてもかくても)あれ、後生計り資かれと說れたる聖敎は無きなり。佛も戒を破りて我を見て何の益かあると說き給へり。仍りて阿留邊幾夜宇和と云ふ七字を持べし。是れを持つを善とす、人のわろきは態とわろき也。過ちにわろきには非ず。惡事をなす者も、善をなすとは思はざれども、有るべき樣にそむきて、まけて是れをなす、此の七字を心にかけて持たば、敢へて惡き事有るべからずと云々。

文覺上人常に人に逢ひて仰られけるは、在世の(そ)舍利弗(つ)目連等は(れ)證果聖者なれば、(な)三昧、(ら)解脫(む)戒定惠の德は去る事にて、心の佛法にをき

(れ)經律論　三藏と云ふ。定を詮するを經と云ひ、戒を詮するを律と云ひ、慧を論するを論と云ふ、共に佛の說き玉ふ處なり。

(そ)舍利弗　佛十大弟子の一智慧第一と稱せらる。

(つ)目連　目連具さに目犍連と云ひ、佛十大弟子の一にして神通第一と稱せらる。

(れ)證果　無學を證すること。

(な)三昧　定のこと。

(ら)解脫　さとりのこと。

(む)戒定慧　三學と云は戒・禪定智慧の三なり。

貴かるべし。不食不衣貴くば、蚓の冬穴に籠り、をなが蟲のはだかにて腹行も貴かるべし。學生貴くば、頌詩を能く作り文を多く暗誦したる白樂天小野篁などをぞ貴むべき。されども詩賦の藝を以て、(ろ)閻老の棒を免るべからず、されば能僧も徒事なり。更らに貴むに足らず。只佛の出世の本意を知らん事を勵むべし。文盲無智の姿なりとも、是をぞ(を)梵天(わ)帝釋も拜し給ふべき。凡そ此の上人蟻螻犬鳥田夫野人に至るまで、皆是れ(か)佛性を備へて甚深の法を行ずる者也。賤しみ思ふべからずとて、犬の臥したる傍にても、馬牛の前を過ぎ給ふとても、さるべき人に向へるが如く(よ)問訊し、腰を屈めなどしてぞ通り給ひける。物を荷ふ朸（オウコ）をも是れは人の肩に置く物也。笠は首に被ぐ具なりとて越へ給ふ事なし。墻壁を隔つと云へども、人の臥たる方へ足を伸ぶる事なし。貴賤違順敢へて差異なし。惡人猶ほ隱れたる德あり。況んや一善の人に於ひてをや。善を聞ては心を快くして、他の普く開かざらん事を恨む、されば集會講法の次には語り弘め給ひけり。又三寶堂塔伽藍に向ひ奉りての禮儀、(た)三業清潔なる事云ふに及ばずして御坐ける、諸堂の前にて、馬輿に乘り給ふ事なし。賤き路の畔の草堂

(ろ)閻老　地獄界の主閻魔王のこと。

(を)梵天　色界初禪天の主にして大梵天中の高樓閣に住し名を尸棄と云ふ。

(わ)帝釋　能天主と譯し、須彌山の頂上切利天の主にして、善見城に居り、四天王及び他の三十二天を領し佛法歸依の人を護り、阿修羅の軍を伏す。

(か)佛性　人人本來具有せる佛になるべき素質。

(よ)問訊　合掌すること。

(た)三業　身業口業意業のこと。

(り) 受法の器法を受くるに堪ゆる根器。
(ぬ) 阿彌陀の印眞言 阿彌陀如來の印契と陀羅尼。

紀州保田の庄の中に、須佐の明神の使者と云ふ者の、夢中に來りて、住處の不淨を歎き又一尊の法傳受の志甚だ深きの由を述べらる、然りと雖も無沙汰にて心中計に存せられて日を送られける程に、或る時、人に託して此の趣を託宣あり。先の夢に異ならず。不思議に思ひ合せられけり。爰に身に於ひて其の憚あり。(り)受法の器に非ずと云ひて、固く辭せられければ。泣々餘りに歎き申されける間、(ぬ) 阿彌陀の印、眞言計を傳授す。歡喜悅豫して去りぬ。此の如きの靈物歸依渴仰値遇の志を述ぶが輩、其の數を知らず。又石垣の地頭職出來しかば、保田の星尾と云ふ處に移り住し給ひぬ。

建仁年中に春日大明神御降託あり。別に之れを注す。

或る時云はく「末世の衆生佛法の本意を忘れて只法師の貴きは光るなり飛ぶなり穀を斷なり、衣を着さるなり。又學生なり、眞言師なりとのみ好みて、更らに宗と貴むべき佛心を極め悟る事を辨せざる也、上代大國猶ほ此の恨あり。況んや末世邊州何ぞ始めて驚くべきや。

上人常に語り給ひしは、光る物貴くば。螢玉虫貴かるべき。飛ぶ物貴くば、鵄烏

（と）律儀　佛の制法を守りて威儀を整ふること。

（ち）如心偈の釋　『華嚴經』に說く如來林菩薩所說の『心如巧畫師』等の唯心偈の釋文。

思し食すらん。其の等は古き事なり。此の比左樣の事は世に似ぬ事にて候へば、申せば望み有るに似たり。然れども和合僧（と）律儀を修して、同一法界の中に住せり。傍らの友の心を守らずば、衆生を攝護する心なきに似たり。凡は咎にて咎ならぬ事にて候なり。取り敢ず候、併しながら後信を期し候。恐惶敬白、某月日、高辨狀、島殿へとぞ書れける。使者「此の御文をば誰に付け候べき」と申ければ、只其の苅磨の島の中にて「栂尾の明慧房の許よりの文にて候と高らかに喚りて、打ち捨てゝ歸り給へ」とぞ仰られける。建久九年戊午秋の末に、高尾聊か騷動する事有りしかば、六け敷とて本住み捨し紀州白上の峯に歸り給ひしが、此の所猶ほ人近くして、樵夫の斧の音耳かしましくして、又三四町下は太道なり、うるさき事もあればとて、石垣の山の奥に人里三十町計り隔てゝ、筏立（イカダチ）と云ふ處あり。興ある靈地なり。上人の舅湯淺の兵衞尉宗光が知行の處也、仍りて其れに草菴を構へて請じ申されければ、移り給ひて坐禪行道萬事を抛ちて營れけり。其の間『唯心觀行式』一卷撰集す。又『隨意別願文』同じく之れを集む。

建仁元年酉辛二月の比、（ち）『如心偈釋』並びに『唯心義』二卷之れを作る。

體なれば、十身互ひに周遍せるが故に、圓融自在にして、（ほ）因陀羅網を盡して高く思議の外に出て、遙かに知識の境を越たり。然れば華嚴十佛の悟の前に、島の理を思へば、依正無碍一多自在因陀羅網重々無盡周遍法界不可思議圓滿究竟十身具足毘盧舍那如來と云ふは、卽ち島の自體の外に何の是れを求めんや。かく申すに付ても、涙眼に浮びて、昔し見し月日遙かに隔たりぬれば、礒に遊び島に戯れし事を思ひ出されて忘られず、戀慕の心を催しながら、見參する期なくて過ぎ候こそ本意に非ず候へ、又其れに候ひし大櫻こそ思出されて戀しう候へ。消息など遣りて何事か有り候など申し度き時も候へども、物いはぬ櫻の許へ文やる物狂い有りなんといはれぬべき事にて候へば、非分の世間の振舞に同ずる程に思ひながらつゝみて候也。然れども所詮は物狂はしく思はん人は、友達になせぞかし。賓州に求めし自在海師に伴ひて崎に渡りて大海にすまし、（へ）海雲比丘を友として心を遊ばしめんに、何の足らざる處か有んや。其に候て本意の如く行道して候ひしより、有便き心ある人よりも、誠に面白き遊宴の友とは、御處をこそ深く憑み進せて候へ。年來世の中を御覽したれば、昔し習ひに土を掘りて物語せし者在しぞかしともや

體蓮花藏世界の教主、融三世間十身具足の盧舍那體の尊形のこと。

（に）六相圓融　總相、別相、同相、異相、成相壊相を六相と云ひ、萬有の一一か此の六相を具して無碍圓融自在なるを圓融と云ふ。

（ほ）因陀羅網　忉利天の帝釋天王官の彼此互に映徹して重々无盡なる羅網のこと。

（へ）海雲比丘　海門國の人なり。善財童子南詢五十五善知識の中第三の善知識にして童子は此の比丘に依りて普眼法門を得治地住を證せり。

空中道、頓敎の默理、圓敎の事々相卽。又般若の眞空、法相の唯識無境の談、法華の平等一乘、涅槃の常住佛性にもあれ、一々の經宗により、一々の迷悟の差異其の敎宗に付て栗柿一の義を述せんに、縱ひ我が一期を盡して日本國の紙は盡くるとも、其の義は說き盡し書盡すべからずと云々。

便に付きて、暫し栖み馴ける紀州苅磨と云ふ島へ狀遣されける。をろ〳〵見及びし所少々之れを注す。其の狀に云はく、其の後何條の御事候哉、罷り出で候し後、便宜を得ず候て、案內を啓さず候、抑嶋の自體を思へば、是れ(ヒ)欲界繫の法、(モ)顯形二色の種類、(セ)眼根の所取、(ス)眼識の所緣、八事倶生の體也。色性卽ち智なれば、悟らざる事なく、智性卽ち理なれば、遍せざる所なし、理は卽ち眞如なり。眞如は卽ち法身無差別の理、々は卽ち衆生界と更らに差異なし。然れば非情なりとて、衆生に隔て思ふべきにあらず。何に況んや(い)國土身は卽ち(ろ)如來十身の隨一なり(は)盧舍那妙體の外の物に非ず(に)六相圓融無碍法門の談すれば、島の自體則ち國土身なり。別相門に出る時卽ち是れ衆生身、業報身、聲聞身、緣覺身、菩薩身、如來身、法身、智身、虛空身なり。島自體則ち十身の

大乘始敎、大乘終敎、頓敎、圓敎の五敎を立つるを云ふ。

(ヒ) **欲界繫の法** 三界の中欲界の所屬なるを云ふ。

(モ) **顯形二色の種類** 靑黃赤白等の顯色、長短方圓等の形色に屬すること。

(セ) **眼根の所取** 眼で見らるゝもの。

(ス) **眼識の所緣** 視神經によりて分別せらるゝもの。

(い) **國土身** 山河大地等の國土のこと。

(ろ) **如來十身の隨一** 圓敎の菩薩の解了心を以て宇宙法界を照す時は、萬有悉く佛にあらざるなし。暫くこれを束ねて十身とす。衆生身、國土身、乃至菩薩身、如來身、智身、法身、虛空身これなり。

(は) **盧舍那の妙**

き巫女の有りけるに付給ひて、此の宗を高雄に講せざる。誠に深義を述ぶる事昔に等し。嬉敷哉や、々々々、誰々も行きて聞け。又明慧上人をば我が太郎と思ひ、(キ)解脱上人をば我が次郎と思ふと、御託宣ありけるとて、奈良より來れる學侶語り申す事披露しけり、又此の上人の御事に付きて、連々の御託宣あり、事多きに依りて略す。

凡そ此の上人、外には聖教の源底を極め盡し、内には禪定の證智相應し給へり、邪正二宗の迷悟に於ひて、又一念も疑ひなし。常に語りて曰く、若しは一管の筆、若しは一挺の墨、若しは栗柿一々に付けて、其の理を述へ其の義を釋せしに、先づ始め凡夫(ユ)我法の前に栗柿と知たる樣より孔老の教へに、元氣道より生し、萬物天地より生る、混沌の一氣五運に轉變して、大象を含すと云ひ、(メ)勝論所立の實德業有同異和合の六句の配立誠に巧なりと云へども、諸法の中に大有性を計立して能有とし、(ミ)數論外道の二十五諦も神我自性常住の能生を計して、己に解脱の我(シ)冥性の體に會する位を眞脱處と建立せる意趣にもあれ。又佛法の中に先づ(エ)自宗の五教によるに、小乘の人空法有、始教の緣生卽空、終教の二

(キ)解脱上人　諱は貞慶、興福寺覺憲の徒なり。山城笠置山に住す。建保元年二月三日寂す。年五十九。

(ユ)我法　人我と萬法を實在なりと執すること。

(メ)勝論　印度六大哲學派の一。印度迦那陀仙人の唱道する處にして、實、德、業、大有性、同異性和合性の六句を立て、宇宙の成立を論ず。

(ミ)數論　印度六大哲學派の一。迦毘羅仙人の唱道する處にして、神我と自性の二元を以て宇宙の成立を論じ、之れより大、我慢、五唯、五大、五知根、五作根、心平等根等の二十五諦を開發すと説く。

(シ)冥性　自性のこと。其の性暗冥なるより冥性と云ふ。

(エ)自宗の五教　華嚴宗に小乘教、

(コ) 同法　同じく佛法修行の行者。

(エ) 運慶　大佛師の名、佛像彫刻に妙を得たり。康慶の子。備中法印と云ひ、子に湛慶あり。

(テ) 十六羅漢　佛物を受けて壽命を延し、永くこの世に住して正法を守護する十六の阿羅漢。賓度羅跋羅惰闍尊者より乃至半托迦尊者これなり。

(ア)『探玄記』『華嚴經探玄記』と云ひ、經六十華嚴を釋せるもの、二十卷あり。唐の賢首大師法藏の作。

(サ) 大和國奈良市春日山に鎭座せる神。春日大明神

たる處あらば、暫く住せんと思ひて、相ひ知りたる在家の人を道しるべにて、淡路の國に渡りて、島の體を見廻りぬ。又然りとも去りぬべき處も無し。かゝる所に文覺上人所勞難治の由し(コ)同法の許より告げたびしかば、今一度向顏の爲めに、又高雄へ歸りぬ。然るに上人の所勞少し減氣せり。上人告げて云はく、深く思ふ樣あり、此の寺の近き所に閑居の地多し。扨て草菴を結びて住し給へ、此の山の奥の岩屋の向へに大磐石あり。其體興あり、彼の上に庵を作りて進すべし。其の猶は御心に叶はずは栂尾に庵を造りて進すべし。彼に適たる閑居あらじ、處がらも興あり、佛法久住すべき地形あり。(エ)運慶法師が造りたる釋迦の像付屬し奉らんなんど、樣々ねんごろに留めらる、又卽時に唐本の(テ)十六羅漢を取り寄せてたびなんとして、丁寧に仰せらる、老病聊か少減の體なれども、心神いまだ快よからず。露命旦暮を期し難し、何に見捨て給ふそなんといさめられし程に暫して思ひて住する所に衆僧擧りて所望の間、辭するに處無くして(ア)『探玄記』を講すと云々。其の夜の夢に(サ)春日大明神此の宗の傳通を悅び給ひて、坊の椽に立寄せて舞ひ給ふと見る。又其の比、春日の御社に御神樂のありける次でに少

(タ)西域『大唐西域記』と云ひ玄奘三藏の印度旅行記にして十二卷あり。
(ヤ)慈恩等の傳『大慈恩寺三藏法師傳』と云ひ、玄奘三藏の事跡を詳述し、十卷あり。魏の慧立の撰、彦悰の箋。
(マ)求法高僧の等 法顯三藏の高僧法顯傳一卷の如きを云ふ。
(ケ)有待の身 待對ある身即ち頭目手足の形骸を有し衣食して生死ある身を云ふ。
(フ)四大 地水火風の四大假和合の人身のこと。

んと思ひ、又逆次に次第に踏みて、信位の石の處に至りて諸人に語ると見る。又(タ)西域(ヤ)慈恩等の傳記に依りて所々の遺跡を檢へ、或は(マ)求法高僧の巡禮の跡を尋ねて筆を下し、假名を以て注し集めたる物なり。金文玉軸集とぞ號しける。其の端に誰人なりとも心有らん人の爲めに、沒後の付屬を契ひて一首を詠ず。

人の見て咲はん事をかへりみず心やりたる秘密授記かな。

此の草菴に數月を送りて、溫なる食事なし、又鹽噌の類も遙かに遠ざかる。(ケ)有待の身なれば(フ)四大乖違して白痢の如くなる物下りて數日を經る間に諸人且く療を加へ藥を服せよと云へども、邊鄙醫藥稀なり。必ずしも奔走するに及ばず。生者必滅何ぞ始めて驚かん。縱ひ佛道修行の故に病み付きて死せば、修道の志を以て來世に繼がん事、今日に明日を繼ぐに異ならざらんと云々。爰に或る夜の夢の中に、一人の梵僧來りて、白器に熱湯の如なる物一杯盛りて、是れを服すべしとて授け消へり。心に薊菜の汁かと覺へて服しぬ。夢覺ても猶ほ其の味口の中にあり。即時快くして、其の病氣日を追ふて平愈せり。

白上の庵、聊か難儀なる事ども有りて、栖たくも無くて、何くにも眺望心に叶ひ

ひ、本尊をまほり奉り、聲を勵して經を誦する處に、眼の上忽ちに光り耀けり。目を舉げて見るに、虚空に浮びて現に文殊師利菩薩、身金色にして金獅子に乘じて影向し給へり。其の御長三尺許なり。光明赫奕たり。良久して失せぬ。仍りて彌よ其の志を勵して、他事なく一心に佛心を悟ら事んを祈請す。上人極めて柔和正直にをはしましゝかは、柔和質直の者は卽ち皆我が身を見る、と云ふ文も思ひしられたり。

又或る夜の夢に見給ふ。大海の中に（ネ）五十二位の石とて、其の間一丈計り隔りて、大海の奥に向ひて次第に是れを雙べ置けり。我が踏みて行くべき石と思ひて、其の所に至る、（ナ）信位の石の處には、僧俗等數多の人あり。然るに信の石を躍りて、（ラ）初住の石に至るよりは人なし。只一人初住の石に至る。又躍りて（ム）第二住の石に至る、此の如く次第に躍り著きて、（ウ）十住の石を躍りて、又（キ）初行の石に至る。一々に踏て、乃至（ノ）第十地（オ）等覺（ク）妙覺の石と云ふまで至りて、彼の妙覺の石の上に立ちて見れば、大海邊畔なし。十方世界悉く礙り無く見ゆ。來れる方も遙に遠く成りぬれば、此所をば人是れを知らず。今は歸りて語ら

（ネ）五十二位　菩薩の修行の階位に、十信、十住、十行、十廻向十地、等覺、妙覺、五十二段の等級あること。
（ナ）信位　十信の位にして敎法を信じて疑はざる故に信と云ふ。
（ラ）初住　十住位の中第一發心住のこと。
（ム）第二住　十住位の第二治地住のこと。
（ウ）初行　十行位の第一歡喜行のこと。
（キ）第十地　十地位の中第十法雲地のこと。
（ノ）等覺　五十二位の中第五十一位にして殆んど佛果の正等覺に等しきが故に等覺位と云ふ。
（オ）妙覺　五十二位の最後位にして卽ち佛果のこと。

て（タ）佛眼如來の御前にして、念誦の次でに自ら剃刀を取つて右の耳を切る餘りて走り散血、本尊並びに佛具聖敎等に懸る。其の血本所に未だ失せずと云云、其の夜の夢に、一人の梵僧來りて告げて云はく「我は是れ三世の諸佛の因位の萬行頭目手足を法の爲めに惜まざる所作を記する者也」とて、筆を執りて一冊の書の奥に注しぬ。

又其の翌日に（レ）華嚴經第二十五を開くに〔六十經也〕如來他化自在天王宮摩尼寶藏殿の上にまします〳〵て、無量不可思議の大菩薩衆と倶に（ソ）十地の法門を說き給へる事を見て。誠に氣高くいみしく覺へて、浦山敷きまゝに、此の經文を讀み續けたれば、我も其の衆中に交り列れる心地して、悲みの涙を拭ひ耳の痛さを忍びて、泣々聲を上げて「大方廣佛華嚴經十地品第二十二之一爾時世尊在他化自在天王宮摩尼寶殿上與大菩薩衆倶於阿耨多羅三藐三菩提皆不退轉乃至其名曰金剛藏菩薩寶藏菩薩蓮華藏菩薩乃至如來藏菩薩佛德藏菩薩解脫月菩薩如是等菩薩摩訶薩無量無邊不可思議不可稱說金剛藏菩薩而爲上首」云々、是の如く誦し連ぬれば、（ツ）他化會上の莊嚴眼前に浮び、在世說法の慈顏したしく拜し奉る心地せり。仍りて悲喜の涙を拭

（タ）佛眼如來　具さに一切佛眼大金剛吉祥一切佛母心尊と云ひ、大日如來の化身にして、身色月の暉の如く、兩眼微笑し、二手を臍にあて、大白蓮の中に住し玉ふ。

（レ）華嚴經　『大方廣佛華嚴經』と云ひ、佛成道、最初の說法にして、六十卷本と八十卷本とあり、六十卷本は東晋の佛陀跋陀羅の譯、八十卷本は唐の實叉難陀の譯なり。

（ソ）十地　菩薩修行の階位五十二位の中第四十一位より第五十位に至る十段の稱にして第四十一位を歡喜地又は初地と云ひ乃至第五十位を法雲地又は第十地と云ふ。

（ツ）他化會上　釋尊の他化自在天王宮中摩尼寶藏殿にて十地の法門を說き玉ひし會座のこと。

藏の祖となり。『大乘起信論』を作る。

(ワ) 凡身　凡夫の身のこと。

(カ) 印　佛菩薩等の内證の本誓を事相の上に表示し、手指にて種々の形を結ぶを云ふ。

(ヨ) 五根　眼、耳、鼻、舌、身の五種の根。

せられん事を宣べ給へり。然るに適々頭を剃れども、彌よ其の頭のきらめけるを快くし、法衣を着せるも倍々壞色のてれるにほこる。拙き哉や。道の爲めに身をやつさば、眼をもくじり鼻をも切り、耳をもそぎ、手足をも斷ち盡すべし、然れ共彼は(ワ)凡身の堪ゆべき處に非ざれは、先づ上々尊勝莊嚴の鬢髮を落して、志を潔くせん事を授け給へり。然るに已に藥を服して病を發す、聖術爰に盡きたり、此の如きの衆生法理に疎く、我等如來の本意に背ける事を思ひ續くれば、髮を剃れる頭も其の驗しとするにたらず。法衣を着せる形も其の甲斐更になし。此の心押難きに依りて、彌よ形をやつして人間を辭し、志を堅くして如來の跡を踏ん事を思ふ。然るに眼をくじらば聖教を見ざる歎あり。鼻を切らば則ち涕洟垂りて聖教を汚さん。手を切らば(カ)印を結ばんに煩ひあらん。耳は切ると云へども聞へざるべきに非ず。然れども(ヨ)五根の闕けたるに似たり。去れども片輪者にならずば、猶も人の崇敬に妖されて、思はざる外に心弱き身なれば、出世もしつべし。左樣にては、をぼろけの方便をからずば、一定損とりぬべし、片輪者とて人も目を懸けず、身も憚りて指出すんば、自らよかりぬべしと思ひて、志を堅し

ては、財欲色欲法欲にのみ埋れて、何か加様に搖き動らくと云ふ事をも知らず。只物うち食ひては睡る計りを事として、他の非他の失をのみ心に思ひ口にのべ、戯咲諂曲極りなし。年月はかはる／＼變ずれども、此理りをば改めず、飽まで此を笑み恣に是れを食す。是を以て比ぶるに、我等が(ニ)第八識雜染種の中には、只生死(ホ)有漏の中の衣食等の増上業の(ヘ)種子をのみ裹めり、然れば其の感ずる所は只世間の(ト)五欲の味をのみ貪る、更らに(チ)無漏新薫の種なし。端無き哉耻しき哉、前世愚にして(リ)三十二相の華の姿を拜する者も來らず。三菩提の菓を結ぶ秋をも迎へず。此の恨を思ふに胸を裂くが如し。何の味ひあればか人間に有りて世樂に誇んや。(ヌ)如來最後入寂の中夜に(ル)遺誡を垂れて曰はく、「汝等比丘當に自ら頭を摩つべし。已に飾好を捨てゝ壞色の衣を着すべし」云々、(ヲ)馬鳴論師此の文を釋し給ふに、「上々の尊勝最も先づ折伏するが故に。應さに自ら知るべき故に」と云へる也、又「自ら無量の勝心の成就することを示現して、身心の行を輕賤するが故に貴高の煩惱の心を遠離するが故に」と云へり、汝等憍心忽ちに起らば自ら頭をさぐり、壞色の衣を着したる理を思はゞ、貴高の憍心自ら治

(ロ)賢聖向果の道　聖賢のさとりの境界に向上し玉ふ修行のこと。
(ハ)遺跡　釋迦如來の御舊跡のこと。
(ニ)第八識　阿頼耶識と云ひ、心の本體のこと。
(ホ)有漏　漏は漏泄の義。煩惱を増長せしむるけがれのこと。
(ヘ)種子　たれのこと。
(ト)五欲　色聲香味觸の五境に着して起る欲望のこと。
(チ)無漏　漏これげなく清淨なること。
(リ)三十二相　佛の具へたまへる三十二種の微妙の相好のこと。
(ヌ)如來　佛のこと。今は釋迦佛のことを云ふ。
(ル)遺誡　釋尊最後の教誡たる。佛遺教經のこと、
(ヲ)馬鳴論師　西印度の人。法を脇比丘に得て付法

紀州に下向す、其の時詠じ給ひける。

　山寺は法師くさくて居たからず心清くはくそふくにても。

湯淺の栖原村白上の峰に一宇の草菴を立て居をしむ、其の峰に大盤石左右に聳へて小さき流水前後に出づ。彼の高巖の上に二間の草菴を構たり。前は西海に向へり。遙かに淡路島望めば、雲晴れ浪靜にして眼窮り難し。北に亦谷あり鼓谷と號す。溪嵐響をなして巖洞聲を送る。又草菴の緣を穿ちて一株の老松あり。其の下に(み)繩床一脚を立つ。又西南の角二段ばかり下に當りて一宇の草菴を立つ。是れは(し)同行來入の爲めなり。此の所にして坐禪行法寢食を忘れて怠りなし。或る時は佛像に向ひて(ゑ)在世の昔を戀慕し、或る時は聖敎に對して說法の古へをうらやむ。上人或る時宣給はく、彼の(ひ)優波毱多の(も)證智は、(せ)法身を見るといへども、百歲以後の出世尙ほ(す)生身を拜まざる恨あり。況んや滅後數百歲の後、邊地末法世に生じて、在世の(イ)眞容をも拜し奉らず。四辯の御法をも聞かず。又(ロ)賢聖向果の道をも耳の外に聞き、西天處々の(ハ)遺跡も是れを拜する思ひを絕り。悲哉我等只春來れば華に戲れ、秋を迎へては菓を翫ぶ。明暮心に浮ぶ事と

(み)繩床　繩のゆか。坐禪するに用ゆ。

(し)同行　同じく佛道修行に志す者。

(ゑ)在世　釋迦如來御在世のこと。

(ひ)優婆毱多　大護と譯す。釋尊付法藏の第四祖にして摩突羅の人、商那和修に從ひて證果を得、華氏城に阿育王に謁し、其の歸崇をうけたり。

(も)證智　さとりの智慧。

(せ)法身　法性眞如の理佛身。

(す)生身　人身界に生をうけ玉へる佛身。

(イ)四辯　義無碍、辭無碍、法無碍、樂說無碍の四種の無碍辯のこと。

（き）權者　佛菩薩の權りに人身をうけ玉へるを云ふ。

（ゆ）定。禪定のこと。

（め）華嚴宗　佛最初の說法たる華嚴經に依りて開きたる宗旨。唐の賢首大師法藏の開くところなり。南都六宗の一。

ひて羽なんども生たる雀の子を、大虵の飲かけて、巣に纏ひ付きたり、急ぎ取り放ちにけり、かゝる闇の夜に遙に隔たりて遠き所の物をだに見給ふ。まして我等が陰にて惡き振舞する、いかに不當に御覽すらんとて、御弟子同宿も後陰までも、耻ぢ恐れて闇室にても恣まゝには振舞はざりけり。かゝる事どもあれば、（き）權者にて御渡候なんと、御後にて人の普く申し候と、侍者の僧なり語り申しければ、事々敷はら／＼と暫し泣き給ひて、あら拙の者共の云ふ事や。さればとよ高辨が如くに（ゆ）定を好み、佛の敎の如くに身を行して見よかし。只今に汝共も加樣の事は有んずるぞ。我は加樣に成んと思ふ事は努々無けれども、法の如く行する事の年積るまゝに、自然と知らずして具足せられたる也。是は伊美敷事にてあらず。汝どもが水の欲ければ水を汲みてのみ、火にあたりたければ、火のそばへよるも同じ事也、とぞ仰せられける、建久四年癸丑、（め）華嚴宗興隆の爲に公請つとむべき評定あり。學黨雌雄の諍ひ是れを營みて聖意を求め、是れを憑みて佛法の益を得んとも覺へざれば端なきこと也。今は此の如く僧中を出でゝ本意の如く文殊を憑み奉りて、佛道の入門を得る事を思ひて高雄を出で、衆中を辭して、

餘人の梵僧行列して身に（あ）法服を着し手に（さ）香爐を執りて歌讃稱揚す、此の如きの奇瑞勝けて計るべからず。然れども只屎頭を見るが如し。いしじと思ふ事もなく、殊勝と思ふ事もなし。たゞ鶏の舞ひ鴉の飛ぶも同じことなり。汝とももも加様の事をばつれて見るとも、さ思へとぞ敎へ給ひける。

或る時行法の最中に、侍者を召して手水桶に虫の落ち入りたると覺へぬ。取り上げて放てと仰あり。仍りて出でゝ見るに蜂落ち入りて死んとす。急ぎ取り上げて放ちけり。

又坐禪の中に侍者を召して云はく、後の竹原の中に小鳥物にけらるゝと覺ゆる。行きて取りさへよと仰せられけり。急ぎ行きて見れば、小鷹に雀のけらるゝを追ひ放ちけり、此の如きのこと連々也。

或る時夜深けて爐邊に眠るが如くして坐し給へるが、俄にあら無慙や、遲く見付けてはや食つるぞや。火を燃して急ぎ追ひ放てと、驚き仰せられけるに、前なる僧、何事候ぞと申せば、大湯屋の軒にある雀の巢に蛇の入りたるぞと仰せらる、深の闇にて有るに恠ずやと思へども、蠟燭急ぎ燃して行き見れば、はや鎧毛に生

（あ）服袈　袈裟衣の如き法衣のこと。

（さ）香爐　香を焼く鉢爐。

二の御眼、水精の玉の如くにして御枕もとにあり。是れを賜ひて袖に畏みて持つと云ふ事を見給ひき。

文治四年戊申、十六歳にして(け)落髪し、(ふ)東大寺の戒壇院にして(こ)具足戒を受け給ふ。

十九歳の時、夢に梵僧來りて、明日汝に(え)『理趣經』を授く可しと云ふと見て夢覺めぬ。さて翌日々中の行法に、壇の上に音有りて『理趣經』を遙に遠き方より物を隔て響き來る樣にて讀み授く。初段の金剛手若有聞此清淨出生句の下も經の終を盡す、其の音而も虚空にして遠近の程聞き定めざるが如し。出堂の後是れを記せんとする處に、經の讀み始め慥に覺えず。仍りて筆をさしをく。若し大聖の指授たらば重ねて示し給はん事を請ひ、纔かに目を塞ぎ給ふに、又聲有りて前の如く分明に讀む事ありき。

又或る時(て)不動の法を修し給ふに道場忽ちに華鬘と成りて、種々の寶華彌布せり。異香薫して堂内に遍滿す。又現に種々の寶網寶鈴寶幢幡蓋を以て道場を莊嚴す。上人其の中に有りて此の法を修するに、寶鈴右に旋りて其の身を遶る。又三十

名に空海、承和二年三月二十一日高野山に寂す。年六十二。
(ま)納涼房 弘法大師の住房なり。今神護寺、大師堂となる。
(け)落髪 髪を落し得度すること。
(ふ)東大寺戒壇院 大和國奈良市にあり、天平勝寶六年五月鑑眞和尚の創立にかゝり我が國四箇戒壇の隨一たり。
(こ)具足戒 比丘の二百五十戒、比丘尼の三百四十八戒を云ふ。此の戒を持てば無量の戒德身に具足するが故なり。
(え)『理趣經』 『大樂金剛不空眞實三摩耶經般若波羅蜜多理趣品』と云ひ、不空三藏の譯なり、一巻あり十六段に分つ。
(て)不動法 不動明王を本尊として息災增益のために修する行法。

此の事を思ふに其の時の見解にて死したらましかば、淺猿事にて有りなまし、無墓かりける事哉とて自ら咲ひ給けり。

十三歳より十九まで、(ら)金剛界の初行の期に至るまで、毎日三度高雄の(む)金堂に入堂す。七箇年の間退轉する事なし。願ふ所は永く世間の榮華を捨て、名利の羈鎖にほだされず、必ず(う)文殊の威神に依りて、(ゐ)如實正智を得て佛意の源底を極め聖敎の深旨を覺に事を望む。然るに世間に正しき知識もなし。誰にか問ひ何れにか尋ねん。諸佛菩薩の加被に非ずんば、更らに得べからざる、處也と思ひて、一心に佛力を憑み仰ぐ然る間常に種々の奇特不思議に覺べし事とも有りき。或る夜の夢に大高巖の上に奇麗の(の)灌頂堂を立てゝ、師匠を受者として灌頂を授け奉ると見る。其の時は(お)眞言師に成んずる事をも思はずして、祈請の本意にも非ず覺べき。惣じて眞言師と云ふも(く)學生と云ふも、誠に悟證の分もなくて、廣學なるばかりは浦山敷も覺えず。唯佛の出世の本意を悟り、佛法にをいて實に佛心を得て、敎の如くにつとめ修行せん事をのみ思ひき。

或る時の夢に、(や)弘法大師、(ま)納涼房の長押を御枕にして臥し給へり。其の

(ら)金剛界大日如來の智法身のこと。界は體性の義なり。

(む)金堂　一寺の本尊を安置する本堂のこと。

(う)文殊　具さに文殊師利と云ひ妙吉祥と譯す。普賢と共に釋迦の脇侍にして、智慧を司る。

(ゐ)如實の正智　眞實の智慧のこと。

(の)灌頂堂　灌頂を授くる堂のこと。香水を人の頭頂にそゝき受戒又は修道昇進の證となす灌頂と云ふ。

(お)眞言師　眞言の加持祈禱をなす僧のこと。

(く)學生　佛學者のこと。

(や)弘法大師　眞言宗の開祖なり。

(れ) 道行　佛道修業のこと。

(そ) 五蘊の身　色、想行識の五蘊假和合の身のこと。

(つ) 歸寂　寂滅に歸すること。即ち死のこと。

(れ) 三昧原　墓所のこと。

(な) 定業　前世より定まれる約束因緣のこと。

下りたれば、路に大蚰頭を捧げて横り向ふ、又八幡大菩薩の御使とて、大なる蜂の四五寸計なる飛び來りて云はく、「汝此の山を去へからず、若し押して去らば前に難に遇へし。未だ其の時節到來せざるが故に、(れ)道行又成すべからずと云ふと思ひて夢覺めぬ。さては子細こそ有るらめと思ひしかば、此の度は思ひ止りぬ。十三歳の時心に思はく、今は早十三に成りぬ。既に年老たり。死なん事近づきぬらん。老少不定の習ひに今まで生たるこそ不思議なれ。古人も學道は火を鑽るが如くなれとこそ云ふに、悠々として過ぐべきに非ずと、自ら鞭を打ちて晝夜不退に道行を勵ます。或る時は後の山の木の空に木の葉深く積れる上に常に行きて座し、或る時は見解をこる様、かゝる(そ)五蘊の身の有ればこそ、若干の煩ひ苦しみも有れ。(つ)歸寂したらんにはしかずと思ひて、何なる狗狼野干にも食れんと思ひ、(れ)三昧原へ行きて臥したるに、夜深て犬共多く來りて傍なる死人なんとを食ふ音して、からめけども、我をば能々齅て見て食ひもせずして犬ども歸りぬ。恐しさは限りなし。此の様を見るに、さては何に身を捨んと思ふとも(な)定業ならずは死すまじき事にて有りけりと知りて其の後は思ひ止りぬ。をとなしく成りて後

中有にありて我を見る事有らは、別れを歎かずして放逸に歡樂して戲咲すと見へん事、耻しく覺へて假にも戲咲する事無りき。今は一筋に速く法師に成りて、行ひ勤めて貴とからん事を念ふ。別ち（ろ）『華嚴五教章』又（そ）悉曇等を受學す。賢如房の律師尊印の其頃碩學たるに依て不審を問ひ奉るに、分明ならざる事ども有りき。是を如何にしてか明めんと思ひて、寐たる夜の夢に、一人の（わ）梵僧來りて對面して其の不審を一々に說き明む、誠にかくこそと覺へて、隨喜極りなし。暫く有りて此の梵僧語りて云はく、汝先世に（か）釋迦如來に結緣し奉る事五百生也（よ）當來も又五百生親近し奉るへしとて去りぬ。翌日尊印に對して此趣を述るに、此の深義未だ知らざるところなりとて、希有の思ひを成しき。

十二歲の時思ふ樣、眞正の知識を求めて正路を開かずんば、徒に心の隙のみ費して得道の益あるべからず。大なる損なるべし。況んや又生死速かなり、後を期すべきにあらず。急ぎ正知識を求めて猶ほ山深き幽閑に閉籠りて修行せんと思ひて、旣に高雄山を出ん」と思ひぬ、仍りて藥師堂に詣て暇を申し、（た）又鎭守八幡大菩薩にも暇を申して、曉罷り出んと寢たる夜の夢に、旣に高雄を出で三日坂まで

（ろ）『華嚴五教章』三卷あり。支那唐朝賢首大師法藏の作なり、華嚴宗の根本書にして、一家の教判を始め主要の教理を說く。

（そ）悉曇　成就又は吉祥と譯す。天竺の文字即ち梵字のこと。

（わ）梵僧　清淨なる僧侶　佛菩薩の化僧を云ふ。

（か）釋迦如來　淨飯大王の王子出家學道して正覺を成し、諸所に法輪を轉し玉ふこと四十餘年、寶算八十歲にて涅槃し玉ふ。

（よ）當來　將來のこと。

（た）鎭守寺　高雄山の鎭守にして葛野郡梅ヶ畑村字平岡にあり。弘法大師の勸請に係ると云ふ。

（り）高雄山　京都府葛野郡梅ヶ畑村にあり。延暦中和氣清麿の創立にして弘法大師開山とす。本尊藥師如來。眞言宗別格本山たり。
（ぬ）鳴瀧　京都府葛野郡花園村字多野に在り。古來有名なり。

す。九歳にして八月に親類に放れて、既に（り）高雄山に登せらる。何となく故鄉の名殘惜しく覺へて、泣々馬に乘りて行くに、（ぬ）鳴瀧と云ふ河を渡るに、馬立ち留りて水を飮むとするを、手繩を少し引きたれば、步々水を飮むを見て思ふ樣は、畜生とて拙き者だにも、人の心を知りて行くとこそ思らめ、留らすして步なから水を飮らめ我父母の遺命に依りて入寺する、一旦親類の名殘惜ければとて、泣るゝ事のうたてさよ、遙に馬には劣りけりと覺へしかば、則ち戀慕の心止みて一筋に貴き僧と成りて、親をも衆生をも導んと心中に願を發しけり。其の夜坊に行き着きて臥たる夢に、死たりし乳母身肉段々に切れて散在せり。其の苦痛夥敷見へき。此の女平生罪深かるべき者なれば、思ひ合せられて殊に悲しく、彌よ能き僧に成りて彼等が後生をも助くべき由を思ひとり給ひけり。特に父母にをくれたる事、朝暮に思ひ忘るゝ時なし。犬鳥を見ても、我が父母にてや有らんと思ひ、睦しくも又敬はしくも覺へき。或る時思ひかけす犬子を越たる事有りき。若し父母にてや有らんと思ひて則ち立歸りて拜みき。亦自然戲れ咲ふ事有るにも、若し父母三途に入りて苦患をや受くらん、是れを助けずして何事を快してか戲咲すべき。若し又

群集して、或は(ほ)看經し或は禮拜す。其の聲を聞くに、何の思ひ分たる事は無りしかども、心澄て貴く覺へき。其の後(へ)地主の前に猿樂しける所へ、乳母見物の爲めに具して罷りたりしに、其の見聞し度もなく覺へて、先の所へ行んと啼たりし。是れ心に覺りて佛法を貴く思ひし始めなり。四歳の時、父戲れに烏帽子を着せて云はく、形美麗なり、男になして御所へ參せんと云へるを、予密に心に思ふ樣法師にこそ成んと思ふに、形美しとて男に成んと云ふに、片輪つきて法師に成されんと思ひて、或時緣より落つ、人見付て懷き取りて、あやまち氣に思へりき。其の後、或時面を燒きて疵付んと思ひて火箸を燒く、其の熱氣恐しく覺へて、先づ試みに左の臂より下二寸計りの程に引き當つ、其熱に涕泣して、面には當ずして止りぬ、是れ佛の爲めに身をやつさんと思ひし始めなり。

七歳の時、養母の夢に、此の兒白服を着て西を指して去んとす、仍りて白布を以て縛りて柱に結び付たるに、引き切りて去ると見る。此の事を(と)高雄の上人に語る。上人云はく、昔し彼の(ち)玄弉三藏の母の夢に、白服を着て西を指して飛び去ると見ける由彼の傳に見へたり。希有の事哉とて、請ひて弟子にせん事を約

(に) 清水寺　京都市下京區松原通り清水坂にあり。本尊十一面千手千眼觀世音。坂上田村麿の創立にして西國巡禮第十七番の札所なり。

(ほ) 看經　經を讀むこと。

(へ) 地主　京都清水寺の鎮守にして、地主權現と云ひ、櫻花を以て有名なり。

(と) 高雄の上人。高雄山神護寺の住侶文覺上人のこと。文覺は初の名は遠藤盛遠。出家して諸方に練行し高雄寺を中興す。正治元年佐渡に流され、彼の地に寂す。

(ち) 玄弉三藏　唐朝の人、貞觀三年印度に遊び十九年長安に歸る。經論を譯すること七十五部一千三百三十卷の多きに及び、麟徳元年二月五日寂す。壽六十五。

栂尾明慧上人傳記卷上

沙門高辨は紀伊の國在田郡石垣の吉原村にして生る、姓は平、父重國は高倉院の武者所なり。母は藤原宗重が女なり、治承四年庚子正月母にをくれ同九年父にをくれたり。于時八歳にて二親早世するに依りて、伯母に養育せらる。當初父重國(い)法輪寺に常に參詣して、子息を祈請す。或夜の夢に、童子一人來りて告て云はく、汝請ふ所の子を與へんとて、一の針を以て右の耳を刺すと見る。又母(ろ)六角堂の觀音に詣て日を經て堂を遶る事萬遍、其の間た(は)普門品を誦す、祈請して云はく、我れ受け難き人身を得たりと云へども、女人は無智にして必ず人身を失却せん願くば大悲我か後世を助くる程の子一人賜へと祈念す。承安元年孟夏上旬の此、堂前に座して眠る、夢に人來て金菓一顆を與ふ。是れを取りて懷に入ると見る、其の後幾くならずして懷妊す。同三年癸巳正月八日辰尅日出の時に誕生す。

上人自ら語りて云はく、二歳の時乳母懷きて(に)清水寺に詣す、于時堂內に僧俗

(い)法輪寺　京都府葛野郡松尾寺にあり。行基菩薩の開基。本尊は虛空藏菩薩にして、日本三虛空藏の一たり。

(ろ)六角堂　京都市下京區六角通り烏丸東に在り。頂法寺と稱し、聖德太子の創立し玉ふ處。金銅一寸八分の如意輪觀音を本尊とす。西國巡禮第十八番の札所なり。

(は)『普門品』『觀音經』とも稱し、法華經第二十五品にして、觀世音の因緣功德を說く。

不孝は家を失ひ、身を亡す所以なり。すべて異國本朝事蹟甚だ多けれども、該約に懶し。今は且く其の梗槩を記するのみ。編述已に半を過ぎて心痛再發し猶倥偬として暇あらず。故に筆を投ず。

孝道故事要略卷七　終

き人あり。常に父が命に背いて、今般の時に至て父の命に順ふとて、還て命に違するの道理、不孝の子として何んぞ之を知らん乎。渾て不孝と云ふは只父の命に違ふのみに非ず。造次顛沛事々の行跡に孝と不孝とあり。曾子小學に於て之を言ふ。見るべし。又孟子の曰く、世俗の不孝と云ふもの五は、所謂る其の四肢惰り、父母の養を顧ざるは一の不孝なり。博奕して飲酒を好み、父母の養を顧みざるは二の不孝なり。貨財を好み妻子を私して父母を顧みざるは三の不孝なり。耳目の欲に従つて父母の戮を爲すは四の不孝なり。勇を好み闘狠りて以て父母を危くするは五の不孝なり。又三の不孝あり。親の僻事に順ひ、父母を諫めず、不義に陥る一の不孝なり家貧うして父母老ぬれども祿仕せず、父母を養はざるは、二の不孝なり。妻を娶らずして子なく、先祖の祭を絶つは、三の不孝なり。是の如く不孝も品々あり。彼の女の爲に橋を渡して不孝といはれ、父の首を斬て却つ孝と稱せしは其の限りにはあるべからず。本朝にても、古より其邦家を失ひ、其子孫を絶つて先祖の祭も爲ざるは甚だ多し。悉く載るに遑あらず、甲陽の信玄、父の信虎を逐し不孝は、二世を全うせずして、勝頼も滅亡せり。京極丹後守も家を覆し、其身も人の國にて終りぬ。

日は山へ薪を採りに往くと云ひ順はず、父常に之を憂ひて、或は魚を得ん事を思へば薪の事を云ひ、或は薪を得んと思へば魚の事を求む。是の如く平生父の志に違ふ。後に父病ひ重し。告て云く、我今病ひ重し、定て此の回死すべし。若し死したらば我が屍を水中に棄つべしと云ふ。其の下心は、山へ埋めん事を思ひてなり。父死す、昆子謂らく、吾一生父の言に反す、せめては死後になりとも望に順はんとて、終に父の死骸を昆明池の中に棄つ。宜なる哉、不孝不順の悪因縁、死後に至ても皆すべて顛倒す。然も却て順ずと思へり。

評に云ふ、昆子が性、本不孝なる故に、事々物々皆以て順せざるなり。君子は本と務むと云ひ、其本亂れて末治まることはあらじと云ふ。嗚呼、悲むに堪へたる者なり。其時何ぞ葬むるに水葬を以て父が本意とせんや。孝子仁人の其親を掩ふ、亦必ず道ありと孟子は云へり。(滕の文公上篇)。又酉陽雜俎後集の四(十三葉)に曰く、昆明池の中に塚あり、俗渾子塚と云ふ。昔し渾子と云ふ者、父に順はず。屍を此に投ず。又其身も此の池に終ると。云云。又西漢の時に五女あり。一女は不孝にして父に順せずと、張花が博物志に記したり。今と同席の奇談なり。今の時も多く是の如

張晉と云ひし者、刑部卿の官にて奉行を勉る時、或る百姓、父を別家に置けるが、父は極て貧く子は猶富り。有時、彼の子の家に夜中盗人入りて財寶米やうの物を取りて出る所を主聞つて、頓て斬殺して急き燈を掛げて能く見れば我が父なり。近所の人々も出合て、此の由を見て先づ官所に訟へける。然るに、こ父なることは夢にも知らず盗人と思ひて殺したる事なれば、科は父に在て親殺しの罪科にも行ひ難しと僉議區々なるに、張晉一人進出て曰く、盗人の糺明は兎も角もあれ、此の者は極て大罪人なり。其の所以は巳が家は飽まで富榮ながら父を貧く暮させて、是の如く盗みする程の憂目を見せし事、三千第一の不孝の罪、重からずやとて、頓て五摘の責に行れけるとぞ。

第十一　渾子父の死骸を水中に棄つ

范氏が世傳に、昆子は常に不孝にして、曾て父の言に順はず。家貧くして人の爲に傭作して暮しける。然るに、父採薪の事を云へば、今日は海濱に至て魚を得んと思ふと云ひて順はず。或る時、父病んで魚肉を思ふ。渾を呼んで魚を取り來れと云へば、今

第十　程戡不孝の者を責む

漢の程戡、處州の奉行たりし時、不孝なる者あり。深く恨み惡む仇のありければ、何とぞしてこれを殺さんと常に心にかけぬれども其の工夫成り難し。忽ち惡心を思ひ立ち我が母の老て久しく病臥たるを幸と思ひ、とても死病と見るなれば、我か母を殺して彼の仇に罪を負せて科に行はせんと、密に老母を殺し、死骸を夜中に仇なる者の門前に捨置たり。夜明て僉議に及び、官に訟へければ、則ち其家の門前に死骸のありし事なれば、其者の殺したるに衆評極れども、程戡一人更に同心なく、兎角これは異人の殺したるなりと云ふ。何れも其の故いかにと問ふ。程戡が曰く、其身若し人を殺したらば急ぎ餘所へこそ屍を捨つべし、吾が家の門前に置くと云ふは有まじき事なりとあれば、各々此の道理に歸して深く穿鑿するに、終に彼の不孝者自ら殺したるなりと極りて、此の罪五刑に越えたりとて、五車を以て縱横に裂き給へりと、云々。（席上奇談に見へたり。）

案ずるに、萬榮が棠陰比事及び知囊等に之に似たるの事跡をあまた記したり。唐の

三十國春秋（經籍志三央類の部蕭方が撰なり）に曰く、池湯妻の言を用ひて、母を山中に殺す。秦王聞て五車を以て之を殺さしむ。云云。（戰國の時の書、凡三十卷）

昔し秦の代に池湯と云へる不孝者あり。老たる母のありしを常々心憂き事に思へども、是非なく養て曾て母に順はず。其が妻も夫に順る者なれば、不孝にして常に姑を惡めり。姑も心憂く思へども、老ては子に順ふ俗ひとて、萬夫婦の者の云ふに隨ひ、譬は婢の如し。或る時婦夫に語りて曰く、君と我が間最も昵じけれども、動すればあの老母の在しける故に、心底に恨あり。誠に我を大切に思召さば、あの老母を密に無ものにし給へと云ふ。池湯元來不孝者なれば、夫婦心を合せて母を夜中に山へ將行きて殺して捨歸る。深く密しぬれども、天罰故に終に其事顯はれて、秦の始皇帝聞召て、池湯が罪は五刑に越えたりとて、車五を五體に繫て、五方へ縱横に裂き給へりと、云云。是を牛裂と云ふ。罪ある輩或は牢の中に在りても、國主國王の御惱か御修法の時は、罪人を赦免ある事もあれども、其の時も不孝の罪人は撰殘されて、何なる大赦にも免る事なし。恐るべく愼むべきは只此の一事なり。

流さるゝなり。死とは、死罪とて殺るなり。是を今の五刑とは云ふなり。されば其罪の輕重にて行ふ處、品凡そ三千色あり。孝經の註に、墨罰の屬千、劓罰の屬千、剕罰の屬五百、宮罰の屬三百、大辟の屬其數二百、五刑の屬三千なり。孔子此の句を引て以て刑罰の條目たる是の如く多しと云へども、罪の至て大なるは不孝に過たるは無しと曰ひしなり。不孝の者は天地も容れざる所なりと云へり。按ずるに、五刑を行ふ程の罪三千の品はあれども、中にも不孝の罪を極て大なる罪とせり。故に其の不孝の者は咎五刑に越え、犯は五擿に當ると云へり。五擿とは五車を以て五體に繫け、縱横に裂くなり。俗に車裂と云ふ。恩赦該ずと云ふて、餘の罪は事に因て赦免あれども、不孝の科人は何なる大赦にも赦されずして五擿の責に行はるゝなり假令二親を殺さずと云へども、現に不孝なる者は、其罪五刑に越え、其責五擿に當るべきなり。今其の事跡を明すに、略其の三五を記して不孝の大罪なる事を示す。焉を左にす。

第九　池湯五擿の刑に遭ふ事

第八　不孝の罪科の事

孝經に曰く、子の曰く五刑の屬三千にして、罪不孝なり大なるは莫し。

按ずるに、五刑とは、墨（額に墨る）劓（鼻を截る）剕（脚を截る）宮（男は勢を去り、女は幽閉す）大辟（死刑）已上五刑と云ふ。委く張九齡が群書拾唾に見ゆ。刑とは罪ある人を科に行ふ事なり。是に古今の差別あり。尚書に云ふ五刑は今と同じ。又秦の世に行ふ五刑は、墨と、劓と、宮と、劊と、刖となり。初の三は前の如し。劊とは耳を截るを云ふ。刖とは趾を截るなり。斯の二の五刑は、古の五刑なり今の五刑とは、漢の文帝（高祖の中子）の時に改て、足を截る程の科人をは笞を以て打つ事五百なり。鼻を切る程の罪人をば、鞭を以つ打つこと三百にて其罪を赦せり。然れども多くは死に及べる者ありければ、其の後又文帝の御子景帝（前漢書五）の代に至て五百の笞をば三百に減し、三百をば二百にせり。夫より以來は、笞と、杖と、徒と、流と、死とを以て五刑とせり。笞は鞭にて打つを云ふ。杖は杖にて打つを云ふ。徒とは召籠るなり。今云ふ閉門の類なり。流とは、配流とて處を移して

れば、背中に文字あり、曰く、酉夢父を打つ天雷身を裂く、と云ふの八字あり〱と見へけると、云云。

按ずるに、是れ岑象が影響錄の九の卷に見へたり。又明の勸善書に相似たる事あり宋の松陽縣に凶惡不孝の者あり、金鳳鳥と云ふ鳥を秘藏して畜ける。一日、外に往きて還ることの遲かりければ、彼の鳥餓死す。妻が曰く、夫還らば罪を脫るゝ事なからんと甚だ懼れければ、姑の曰く、汝懼るる事なかれ、我れ直にとゝめば彼れ何ぞ甚だ怒んやと云ふ。既にして子還て禽の死したるを見て、妻をとらへて殺さんとす。母の曰く、是れ我か罪なり、婦の科にあらず、汝免せ。子怒つて老狗婦（母を云ふ）快く洗浴して此禽の命を償へと云ふて、意には湯を沸して母を殺さんと思ふ體なり。母肯はず。子怒る事益々急にして釜を掲げて湯をとる。俄に空かき曇り黑雲四方を覆ひ、雷一聲して桐樹を劈き開き、其の中に倒吊す。斯地極て暗く嘗て人見る事なし、惟母のみ是を見る。七日にして死すと。云云。之に似たるの事實は太上感應篇貞報記及び自警編等に出て尠からず。今は繁を恐れて贅せず。

るべし、實の事にては侍らじ、我が子の罪を免して給へと、天に向て火鷹が髮を握りて引あげんとすれども叶はず、空しく地の底へ陷りける。母悲みて手に拔殘りたる髮を筥に入れて持歸りて佛事を營み、僧を請じて弔ひけると云へり。今の世にも火鷹程にこそなけれ、妻には情あれども親には情なく不孝なる者多し。男子は妻を持ては後に不孝に成り、女子は夫を持ては必ず不孝になること多し。佛の恩重經に妻婦を索めて他の子女を娶れば、父母には轉た疎して私房の中に娛樂すと說き給ひしも、實にさる事ぞかし。悲むべきの甚きなり。猶迪吉錄に之に似たるあれども、繁を恐れて贅せず。

第七　唐の酉夢父を打て雷に裂るゝ事

唐の酉夢は性至て不孝にして、常に父に順はず。薪を採りて賣りて渡世す。或る時、薪を賣りに出で、夜に入て還る。父怒て、日の暮るを知らずやと云ひければ、酉夢忽ち薪を荷ひたる棒を以て父の頭を打ちければ、天俄に曇り、霹靂して雷其家の内へ落ち、酉夢を摶んで空に上る。明日、其の死骸を裂破りて庭前に墜す。人立寄て之を見

越しけり。火の鷹思ひけるは、何とぞ三年を滿ずして我が國に歸り妻に逢んと思ひて謀を爲り。我が親を殺して親の喪なる由を申て役を免れ、國に歸らんと計る。母は性として善を好む者なれば、火鷹母に僞りて云ひけるは、是より遼東の山の中に七日の間法華經を説給ふ大會あり、誘引給へ、御供仕らんと云ふ。母は方便れて穴喜しや、御經聞き侍らん事よとて、身を清めて我が子と共に山中に往く。途中にて火鷹俄に目を瞋し母を詈て、汝地に座せよと云ふ。母驚きて子の貌を見れば恐し何故に左云ふぞ、汝には鬼の託しけるにやと云ふ。火鷹頓て刀を拔て母を殺さんとす。母其時云ふやうは、樹を植うるは、後に實を取り其陰に涼んが爲なり。子を養育は後に養はれんが爲なり。然るに憑む陰に雨もるやうに、何故我子として斯る惡心を起すぞやと、道理を責めて示すに、火鷹さらに聞き入れず、母せん方なく身に着たる三の衣物を脱て三所に並べ、子の前に跨きて曰く、此の上着の衣は兄なれば汝に與ふるなり、又一衣は次男、又の一衣は三男に母が形見に送るべしと云ひも果てぬに火鷹歩寄りて母を殺さんとするに、忽ち大地裂て落入りける。母驚て手を取り引擧んとすれども、次第次第に落入る。母歎きて是は我子が物の怪の付たるな

るを見て、忽に妻が髪を執て引立殺さんとす。妻が曰く、我が過に非ず、母の損ずる處なり。怒り給はん事を恐れて、小姑の家にありと云ふ。夫聞て妻を釋せり。明日、刀を持て母の迎にとて出で、途中に刀を藏置て妹の家に至りて詞を和げて母を誘いて還る。途中にして俄に母を罵詈して刀を拔て害せんとするに刀の所在を失ふ。唯巨なる蛇ありて道を介む。畏怯退き縮りて覺えず兩脚地中に陷る。やうやく沒して膝に至る。耳目より血を流す。母急に扶けて抱ゆれども次第に地に沈む。走りて婦に告ぐ。婦來りて地を掘る、ほれば掘るに隨つて陷る。飮食を運び喫しむる事三日あつて死す。觀者日々に數千人、稱快せざる者なし。時に至正甲辰六月なりと、云云。至正は元の順宗の年號なり。

按ずるに是れ南村の輟畊錄又は獨庵獨語(玄光作)にも記したり。本朝にも之に似たる事あり。余一日、景戒律師の撰せし日本靈異記を閱すれば、聖武天皇の御宇、武藏國多摩郡鴨里に吉志の火麿と云ふ者あり。(母は早部眞眉と云ふ)勅を蒙り筑紫に下り、三年は逗留するに極り、又母も共に筑紫に下りぬ。妻は國に留まり家を守る。火の麿九州に下りて後、明暮古鄕の妻を戀ひ忍ぶ。妻も亦筑紫を戀しきなんど云ひ

ぞ孝子に斯く如きの瑞あることを疑はんや。然れども孝子豈其の間に意あらんや。只これ自然の感應なり。孝子の祥瑞を待て孝を行ふに非る事を知るべし。故に今後世孝を行ふ者を勸むるに、古人の行跡を略し錄して孝道に便す。願ふ處は、彼の天平寶字元年孝謙帝の勅に曰く、古者民を治め國を安んずるに必ず孝の理を以てす百行茲より先なるはなしと天下に令して、家毎に孝經一卷を藏め精勤誦習すべしと。是れ民家に必ず用ひて勸むべきなり。又問ふ、孝に感應あらば不孝の者に罰あらん乎。曰く善哉問ふ事、孝に孝感あり、何んぞ不孝に罰なからんや。和漢の書に載すること尠からす、略其の三五を記して之を左にす。

第六　不孝の者生ながら地に陷る事

杭州の楊鎭に兇徒あり、素より不孝なり。又其の妻をも凌虐す。子あり、三歲なり。愛惜すること甚し。妻常に抱負ひける。誤て地に落して其の頭打損ず、妻泣きて姑に告ぐ。姑が曰く、汝憂ふることなかれ。歸りて問はゞ我が誤なりと云へ、我れ汝が小姑の處へ行きて其怒の止みたる時還らんと云ひて去りぬ。晩に夫歸りて兒の頭損じた

然なり。三代實錄にも載せたるのみか、近き頃には駿州今泉村の孝子、肥後國大矢野孝子が類あり。皆載せて本朝孝子傳に見えたり。毛擧に遑あらず。故に記さず。或る人余に問ひ、今編纂する所を見れば、異朝本朝の孝感のみを記したり。孝は天然の理にて、曾て孝經をも讀まず、幼稚の童、貧家の愚婦にも天性の孝行なるあり。匹夫野人の孝は本朝にては養老の孝子にて知るべし。何ぞ祥瑞を以て孝行の本意とせんや。故に孔子の孝經に、嘗て祥瑞孝感をば說かず、唯胡氏が孝經列傳にのみ孝感を記したり。世に謂ふ孟宗が筍、郭巨が釜、丁蘭が木像、董永が妻婦、皆孝感とは云へども皆人の怪む所なり。何んぞ此等を載て孝道を論ずるや。予が謂らく、夫れ天地を感せしめ神明にも通ずるは、孝より大なるはなし。故に孝經にも、孝悌の至り神明に通ずと云ふ。又孝經の援神契にも、孝道行はるゝときんば地龜出づと、漢の時醴泉屢涌等と記したり。最も孝感の甚きに至つては、或は中流にて風に遇ひても波濤も驚かす、險にしても平かなることを得。又は中途にて盜に遇ひても兵刄をも加へず、危きにしても免るる事を得る類あり。其餘の祥瑞、冬楊梅と青梅を生せしあり、墓上の橘樹冬再び實を結ぶの類あり。何んぞ孟宗が筍のみを怪まんや。是等を以て見れば、今何ん

人に暇を乞て夜中に歸り侍る。今少しは早かるべきに、途にて盜人共に逢ひて火を燒けと云ふに是非なく燒ぬれど、何とか思ひけん皆散々に遁去りぬ。然るに盜み取りたる金銀數多筵の上に捨置たりと語りければ、父聞て其の所は何處ぞとて、炬を炷し女を連て行見れば、金銀錢其の儘にて在りければ悉く拾ひとり歸りけるが、世の人口を如何と思ひ領主へ訟へければ、奉行の曰く汝が女の孝行なる志ある故に、天より賜はる財寶なりとて、悉く彼の女の親にぞ賜りけるとなん。此の物語は、予が父鈴木氏元家は往昔大江元就公の二男、駿河守吉川元春公の嫡孫毛利宮內少輔就方公に扶持せられて、暫し長州の阿川の縣に居す。則ち其地にて終り給へり。予幼少の時、父の語り給へるを聽侍りし儘に書記せり。斯回父の五十回忌に相丁て斯の篇を輯む。故に此に出す。夫れ志の實なれば斯る孝感もある事にや。所謂孝順事實の中に、孝子二百餘人を載するに皆孝感を以す。或は天より甘露降り、地に瑞草を生じ、或は雪中に筍を生じ、泉に魚を生じ、木に連理を生じ、或は又虎狼雉兎の馴親みなんどするの類ひ尠からず。皆是孝の感徵なり。茲に因て其の門閭に旌して天下に孝子と稱せられ、天子國主の惠を得て貧家も忽ち富家となるの類ひ載せて孝子傳にも見えたり、本朝にも亦

も脇目もせずして息をはかりに足に任せて歩み行く。夜も五つ時分なるに山中をも恐れず急ぎければ廣き原へぞ出でける。此の所に恐しき男共四五人並居て、火なんど燒居たり。比佐は恐れながら足ばやに行くを、彼の男ども頻に呼ぶ。女心に思ふやふ、我れ兎角遁走りても、五六人の男なれば免すべからず、又還りても許されじと思ひ究めて跡へかへりければ、件の男共來りて火を燒けよと云ふ。女云く、古郷へ歸る者なれば免し給へと泣ども許さず、是非なく火を燒きける。然るに五六人の男共は車座に並居て筵をしき金銀數多取り出し、勝負の遊びとも、又は盜みたる物を當分に配當するとも見えたり。此の女火を明すに、殊の外に風の吹つけて顏炎かりければ、件の面を採出し、密に貌にあてゝ火を燒居たり。然るに男一人見付てわつと、云つて遁行ければ、殘る者ども聲々に泣叫て、跡をも見ず方々へ遁散ける。五人の者一人も見えざれば急ぎ足に任せて親里へ歸り着き、家の戸を敲きければ、內より誰ぞと云ふ、急ぎ戸を明給へと云ふを聞けば、女の聲なれば、是は何事ぞ、夜中には何とて歸りたると問ければ、始め終りを語り、貌に似たる面を曜ひて母を見ると思ひ喜び侍りしに、俄に懼しき鬼の貌に成り給ひたれば、扨は死し給ひたる物にやと、心も心ならずして主

小児の恐しがる物なれば魘へても悪かりなんとて、深く密して彼の女の面ばかりぞ與へける。五六歳の子なれば面を貌にあてゝ友達と出て遊びける。然るに彼の下女の比佐、此の面を深く望がりける。主人聞て、もはや嫁前の身にて小児の弄び物を望む事こそ笑けれとて笑ひぬれども、彼の下女頻に望みて涙を流して求て止ず。主人も不思議の事に思ひ、あれ程に望がる事なれば取らせよとて、愛子をいろ〳〵すかして下女にぞ與へけり。比佐喜ぶこと限なし、己が部屋に入りては彼の面を取出し見ては獨言なんど云ひて、或は笑ひ或は歎ける。然れども主人の用事をつとめ、少隙あれば部屋に入りて見て喜ぶ。主人不思議に思ひて、密に下女の外へ出たる間に部屋に入りて箱なる面をとりかへ、彼の鬼の面をぞ入置ける。下女歸りて又早晩のごとく己が部屋に入りて針箱を取り出し見ければ、彼の面懼しき鬼の面なれば、驚き泣て涙と共に主人の前に出で、今日より二日何とぞ御暇を被下候へかし、急ぎ古郷へ還度よしを云ふ主人聞て留れども止ず、頻に暇を乞ひければ、是非なくぞ遣ける。早日も晩景に及びぬれば、親里へは道の程四里に餘れるを、女の身にて夜途如何と云へども聽き入れず彼の面を懐に入れて急ぎ出でけり。漸々道の程二里ばかりも行て日も暮ける。然れど

云ひし故に法の如く行ひけり。然れども、孝天に通じて孝婦の名を得て、其墳まで孝婦塚と名づけて祭る事是れ孝感のなす處にあらずや。又其塚を祭るに、甘雨忽ち降るも亦孝德に非ずして何ぞや。墳を祭りて雨を禱ること異國本朝に最も多し。毛擧に遑あらず。故に勞く贅せず。

第五　丹波の孝女福を得る事

昔し、丹波國笹山の城下に富家あり。彼の家に下女あり、名を比佐と云ふ。笹山より四五里ばかりある山家より十二三歳の頃より抱へ置き、子守護なんど爲任けり。其の性柔和にして能く事へし故に、主人も不便の者になん思ひける。二十に及んで仕ふれども、曾て一事の主人の意に違ふ事なし。唯古鄕の父母の事のみ云ひ出し思慕する外他の言に及ばず。少の錢を囉ひても、積置て古鄕の母に贈りける。其の外菓子やうの物までも自は少も之を食せず、皆々母の方へ贈りける。或時、京なる一家の方より主人の愛子の方へ壬生參りの土產として菓子に添へ紙にて調へたる面を二つ京より來れり。一つは女の面一つは可畏き鬼の面にてぞ有ける。主人の妻思ひけるは、鬼の面は

も嘗て適かず、貞女の道を守りて偏に姑に孝を盡せり。或るとき其の姑、隣の人に語りて曰く、我家の婦は人に越えて孝行すること、更に詞を以て述べがたし、みな人の知る處なり。かゝる孝婦に苦勞させん事尤も悲き事なり。我れ年老ひて此の世に存命ても更に望なし、早く死して婦の苦勞を助けんには如じと常に所謂けるが、果して自ら縊て死しけり。張氏が弟あり、是れ婦我が母を殺せる所なりと思ひて、之を官に訟へて張婦が爲す所と云ふ。郡守愚にして、其孝婦なることを知らず。姑を殺せし科とて罪に行ふ。張婦名を周靑と云ふ。罪に行ふ時、車の上に竿を立て、誓て云く、我は今罪なくして死する血此竿に逆流すべしと。果して刑に行ふに、其血竿に逆上けるとなん。其の後、郡中大に旱して池井枯渇するに至る。萬民みな苦む。之を卜ふに孝婦の罪なきに殺せし前郡守の誤り故に、天より其の崇なりと云へり。玆に因て墳を築きて、是を孝婦塚と名づけて祭りければ、俄に雨降りて萬民喜びけるとなん。(列女傳之に同じ)

按ずるに、漢書には、其の時の獄吏于定國と云ふ者、彼は孝婦なれば何ぞ姑を殺さんやと云ひけれども、拷掠し責問ふによりて楚撻の苦に堪へがたく、自ら殺せりと

らんとす。女遂に龍と化して去る。今閩中に螺江ありと云ふは是なり。是れ又孝の志を感じて、貧家を俄に富家とせしも、皆孝の實ある故なり。彼の董永が天の織女を得て富みけるも同日の譚なり。又螺は俗に云ふほらの貝の事なり。潜確類書には梵貝と記せり。大なるは數斗を容るべしと云へり。佛經には法螺と云ふ。海中又は山にもありと見えたり。洪水に山くづれて其中より出る事あり。本朝昔より軍隊に之を吹く。佛說の賢愚經にも螺を吹くことを記せり。今は修驗者の器となりて、峰入に專ら之を吹く。昔し後土御門の御宇、明應八年六月十日の夜、俄に大風雨して遠州橋本の山より螺出で、濱名の湖と海との間、陸地俄にきれて海となる。今の東海道の荒江と前坂の間の今切の海は是なり。泉州堺の夷島の俄に出來たるも、是の如き類なりとも云へり。最も怪き事どもなり。

第四　孝婦の墳を祭りて雨る事

搜神記に見えし漢の張氏が婦は、若うして寡となれり。家甚だ貧うして子なし。常に紡績して姑を養へり。孝心人に超ゆ。父母の云く、汝年少ければ他に嫁せよと云へと

絶えずこれを進む。母死して祭るに生魚を供へん事を思ふに之を得ず、甚だこれを悲みければ、鮮生魚五尾墓の前にあり。是れ獺ありて彼が孝心を感じて獻せしにやと云へり。（元史に見えたり）又喪に居て孝經を讀しは、馬元が故事に似たり。（儒林公儀に見えたり）又本朝の紀夏井は喪に居て大般若を讀み、宋の尹彥明が母の爲に金剛經を誦せし類ひ、最も同日の孝談なるべし。繁を恐て贅せず。

第三　任氏魚を釣るに祐を得

祖庭事苑に記せし任氏と云ふ者は家極て貧くして、常に魚を捕るを業とす。其の性至て孝にして、朝暮父母に事へて實を盡せり。貧しき身にも己は曾て食せずして、生魚を父母に進めける。父母死して後、祭るに鮮き魚を獻せんと鈎を以て海濱に出づ。忽ち大なる螺を得たり。其の中に一人の女子あり、旣に將て歸る。此の女善く布を織る。其後次第に家富みける。識者あつて曰く、斯布は龍鬚布と云ふ物にて、重價の物なりと。然らば斯の女は龍女ならん。若し龍女ならば頷下に必ず明珠あらん。何とぞして之を取れ、如何んぞ龍布の直のみならんやと。任民聞て實にもと思ひて謀り取

患へて、たま／＼一魚を得れば即ち竹を截りて筒とし、魚を入れて兩頭を箬を以て封じ、水に流して心中に哀み祝して曰く、天神も若し我が孝心を憐み給はゞ、斯の魚母の供物になれよと云ひて流しけるに、其の孝心の實にや、流に順ふこと數日にして終に杜孝が母の門前に至り岸に寄て去らず。杜孝が妻出て水を汲むに之を見て曰く、斯魚は吾が夫、母の方へ寄するならんと。遂に取て姑に進めけるとなん。舟人も往來すれども、此の竹筒の流れ下るを知らざるは、天感の守護豈疑はんや。其後母死す。杜深く哀慕し、喪に居ても常に孝經を讀んで父母の恩を感せり。又祭るときんば鮮魚、其外山海の珍味を心に任せて薦めける。嗚呼、孝なる哉と。云云。

按ずるに、孝感篇には、漢の杜孝とあり。孝順里は今と同じ。是れ亦孝感の致す所なり。本朝の康頼鬼界島に居て古郷の母を思ひ、其の身歸洛をも願ひて、毎日に及んで千本の卒都婆を書き△薩摩がた澳の小島に我ありと人には告げよ八重の潮風と云へる歌を卒都婆の裏に書いて海水に流しけるに、其志の通せるにや、逆流して洛の賀茂川に着て、母其歌を得給ふ事、同日の奇談なり（平家物語）又母に生魚を進め祭りし事は、元の光遠が事に似たり。光遠が母つねに魚を食する事を好む。光遠

贈ることは、他人は公儀の魚を盗み取りたるなど疑を生ぜん、自今以後その官に居る中は、少しにても贈るべからずと云へり。母の心は、汝今魚官に在て何ぞ賤き業をなして母を煩すやと云て承引なかりき。其後は贈らざるとなり。孟仁の手から鮓を調へ母に贈るは孝なり。母の請けざるは賢なり。彼の陶侃か尋陽縣の吏として魚官の事を司る時に、母の方に蚌を贈りしに、母受けずして反せし事跡と同じ（事文類聚）又筍を進て母の病の愈たるは、南史に見えし靈哲が故事に相似たり。繁を恐れて贅せず。按ずるに、宗が母存生の望にも亡じて後の祭の供物にせよ。筍の雪中に生するは、偏に是れ孟宗が孝感なるによる。孝心實あらずんば、たとに雪中に哭たりとも豈筍を得ることあらんや。孝心實あらば孝感はあるべき事どもなり因で孝心の實なる其の志の通ぜしこと少からず。今其の一二を記して孝道に便す。

第二　杜孝竹筒の魚を母に贈る

宋の杜孝は少うして孤なり。母に事へて至て孝なり。役に成都に行て居せしに、朝暮母の事のみ思ひて食の間も忘れず。其の母常に魚肉を好む。杜孝朝夕奉養せざる事を

母の喪に官を委て歸る。母の性筍を嗜む。宗當時つねに供奉す。母亡して後冬至に筍を以て祭らんと欲す。乃ち竹苑に入て哀で天地に告す。乃ち得て以て之を薦む。云云。

按ずるに、楚國先賢傳の氏族大全三國志等は今と同じ。孝感錄、日記故事等には、宗が母常に筍を好む。冬の頃、病でこれを望む。宗母の好物を供せざるを、ふかく悲で竹林に入つて雪に立て泣きしかば、天其志を感じけるにや、忽ち筍を得て母に進めて病忽ち愈たりと。蒙求には吳錄を引て、孟宗鮓を寄すと云ふ事あり。事文類聚を閲れば、孟宗は字は孟仁、幼うして父を喪して、母に事へて至て孝なり。三國の代の人なり。（魏、吳、蜀）。孟仁と云ふ事は、蜀の後主（二代目なり）諱を宗と云ふ。故に改めて宗仁と云ふ。吳の孫皓に仕へて、司空と云ふ官に任ぜり。其の後、吳滅して晉の天下と變じて、武帝の時（第一主）監池司馬の官になれり。（池の奉行なり。敵國の虜人の故に位下品）。此時、孟仁手づから網をすきて自ら魚を得て鮓として母の方に贈れり。是れ母の常に好み給ふ物なる故なり。監池司馬となりて鮓を自ら調へて贈りけるに、母請けずして云く、汝池の奉行の官にて、かゝる物を

きにも依らず、只其志の誠を以て祭祀せよとなり。是れ尊靈は志を享けて、物を享けざる所以なり。彼の周易（旣濟の卦）の中に云へる、東隣に牛を殺すは西隣の禴祭の實に其福を受るには如ずと云へり。（禴は香の祭の名、薄き祭りなり）。按ずるに、是れ殷の紂王は王道正しからず、牛羊等を多く殺して厚く祭りしかども、彼の文王の禴祭には劣れりとの心なり。是れ文王は、德を尙んで蘋蘩等の物を以て薄く祭り給へども却て無道の紂王の懇なる祭よりは勝れたりとの心なり。彼の齊の宣王の牛を殺すを憐み玉ひて、羊を以て代よと云ひ、又梁の武帝の宗廟の祭の牲には、麪類を以てせよと云ひしも、日を同うして語るべきことなり。皆德を以て尊靈を崇み、祭の供物をば崇まざるなり。是等を以て能々辨ふべきことなり。其の誠心を以て祭に嚴を致さば、何れの孝かこれに如ん。古人誠心を以て深く愛敬し、哀み慕ひて之を祭るに感應ありし類も尠からず。今三五を擧て之を左にす。古人の行跡を見て孝志を勵すべきものならし。

第一　西晉の孟宗筍を祭る事

なり。然るを今の世の人、多くは存生の時は敬したりし父母も、死して後は敬も篤からず、供物等も美ならざるは、是れ祭るに嚴を致すと云ふべきや。孝子は身を終るまで父母を慕ふと云へり。尤も哀み慕ひて祭るべきなり。若し又其の身貧にして祭るに嚴を致すの力なくば、深く父母の靈廟を敬ひ、心に常に父母存在の貌を忘れず、存生の人に事る如くに敬ひ祭らば、是れ則ち嚴を致すなり。尙書（君陳篇）に曰く、武王君陳に命じて曰く、我れ聞く至治の馨香神明を感ず、黍稷馨きに非ず、明德惟馨しと。是れ亡者は德を享て物を享けざるの謂なり。又假令山海の珍味を盡し祭ると云へども、其の志實あらずば享け玉はず。故に黍稷馨に非ずと云ふなり。明德惟馨とは、亡者は其志を感じて供物の美惡を感ずるにあらず。其の孝子の志し誠あつて敬哀追慕の實あらば、神靈は其志を受け給ふべし。是をこそ明德惟馨しとは云ふなり。猶又左傳（隱公三年）に曰く、苟に明信あらば、澗谿沼沚の毛（苔艸）、蘋蘩薀藻の菜、筐筥錡釜の器、潢汙行潦の水も、鬼神に薦むべし、王公にも羞むべし。（羞は進獻を謂ふ）云云。按ずるに、是れ苟も明信あらば、假令蘋蘩等の賤き野菜、又は行潦の雨水、道路の穢水にても尊靈に薦むべしとぞ。是れ供物の美に依らず、祭器の新

盂蘭盆の靈祭をするを見るに、麻空のなる程少さく弱物を以て棚をつり。飯は黒米を用ひ、或は粟稗の穗を其儘そなへ、時節の物とて瓜茄子の類ひを供ふれども、其の美ならぬを却て是を聖靈瓜と名づけ、茶湯も疎茗なるを供へ、敬ひ慕ふ心は少も無くて折懸燈籠に溝萩の花、荷葉、土器の類なる膳を備へ、剩十六日には、靈膳茶湯其外の供物をも荒席に打乘せ、不淨なる堀溝なんどへ投棄て、狼藉なる分野は言語に絶し見るに忍びず。心あらん人の見る目も薄情けれ。かゝる行をせよとは、内外兩典の中に曾て無之事どもなり。盂蘭盆經を見れば、七月十五日の僧自恣日に百味の飲食を盂蘭盆中に安き十方自恣の僧に施せとこそ見えたり。百味五菓を具へて先祖の魂を祭れとこそあれ、疎茶淡飯を奉れとは未だ聞かざる事なり。或る人が曰く、餓鬼は慳貪の業にひかれて、淨妙の衣食は得ざるなり。故に是に施す供物は、素茗不美の類なりと云へり。是れ又非なり。先祖の靈魂を餓鬼道と思へるにや、今佛者より之を云はゞ。盂蘭盆の魂祭には所生現在の父母、七世の父母等の靈識を祭るには三寶を尊信して、其の家内にも或は廟所にも供物に美味を盡し、香花燈明等も清く明に、其の身も清淨にして敬ひ尊んで、生るに事る如くにつとむべきなり。是れ追孝の大善とも云ふべき

宗廟として、其外、春日、賀茂、松尾等の神廟を社稷の神とす。其外、家々に祖神あり。藤氏は春日、橘氏は梅宮の類の如し。是等の事は、神書に習ひある式なれば委く記せず。今も日光山、東叡山又は増上寺等御三代の御廟、其餘の靈地に先祖の御廟建立あつて、御靈屋と號して玉樓金殿甍を並べ、善盡し美盡し、異國の人も目を驚すほどの莊嚴、加之、御年忌には一千百餘の衆僧を集め、一萬部の經典を讀誦し、樂人は絲竹を鳴し、佛寶尊重僧寶供養の御追善、言も絶えて殊勝に、天地の感應も偏に此の時にあり。國土豐饒にして、堯日は扶桑の頂に輝き、天下泰平にして武藏鐙小刀も鞘に治り、是の如き聖代の御世に生れ得て不孝をなさば、今生後世の大惡人ならずや。天地神明の冥罰目前にあり、恐るべし、愼むべし。夫れ國には忠臣あつて人君を扶け、家には孝子あつて父母を樂ましめば、天地も感應の眸を垂れ、佛神守護の手を下し、自ら天下和順して風雨も時を以て、國豐に民安し。斯の行ひ、國治り家齊ひ、身修るにいたる。嗚呼人の行ひ孝より大なるは無しと、至る哉。中庸十九章に曰く、死に事ること生るに事る如く、亡に事ること存せる事るが如し、孝の至なりと。然るに今の世の人を見るに、父母死し給へば其嚴を致す事は曾てこれ無くして、一年に一度の

孝道故事要略卷七

厚譽春鶯編輯

祭るときんば其の嚴を致す

祭るとは孝經大義に曰く、親沒して之を祭祀するを謂ふ、嚴とは精潔肅敬謹畏に事を將ふを謂ふ、云云。按ずるに、釋の中に今四十九日を中陰とし、百箇日、一周忌、三回忌等の年忌を弔ふの類なり。性理大全（廿八卷）程子の曰く、鬼神とは造化の跡なり、云云。猶委くは予が怪談故事に記する故に略す。論語（爲政）子の曰く、生けるときは之に事ふるに禮を以てし、死するときは之を葬るに禮を以てし、之を祭るに禮を以て、いふ意は死に事ること生るに事るが如く謹み重じて、其の嚴を致すべきなり。祭るに付て、儒道には廟を立て之を祭ること禮記の祭法に見へたり。天子は七廟、諸侯は五廟、卿大夫は三廟、士人は二廟、庶人は廟無し。此の廟の義は諸書に事繁し。故に委く記さず。我朝にても天下の祖神を崇めたてまつる天照太神宮、石清水八幡宮を

孝道故事要略卷七目錄

懼ながらうらやましく、金銀に心くれて餘念なく詠め居給ひければ、俄に天井の四方めき〳〵と鳴出で不意にどうと落ちければ、盗人どもは此音に驚きて跡をも見ずして皆逃失せぬ。和尚も思ひ寄らざれば氣を失ひ給ひしが、暫くありて正氣に成り玉へども盗人は一人も見えず、幸と思召して急ぎ金銀ばかり手に當るを取集め包んで首にかけ、夜中に又もとの家村へ逃歸り、夜明るとひとしく其里を出て日光山の麓迄行て見玉へば、ひろひたる金子漸く七兩ありける。是にて心の儘に古郷へ歸り給ひけると、古老俗談に見へたり。是則ち孝行の志し實なる故に圖らざる祐を得玉へり。孝心實あらば孝感もあるべき事なり。連的和尚は靈巖寺第五世の住持にて、雄譽上人の弟子なりと。これ等の事實初心の輩をして孝志を勵ましめんが爲に、瑣末なる雜談明眼者の一莞ならくのみ。予が苦心、嗚呼いかんがせんと云ふ、

孝道故事要略卷六　終

盡朝飡空とかや、晝一日の步行に飢頻に來れども、食すべき物なければ鉢に在りける米やうの物を喰ひながら、つや〳〵寢入れもせず、古鄕の母の事のみ按じ居給ひしに、夜半ばかりの頃、向ふより松明など燃して五七人來れるあり、扨は墓所なれば今日も此の世を去りける人もあんなれ、定めなきは人世の分野哉と無常を觀じ、無緣の回向なんどなし玉ふに、次第に松明の近付くにて見玉へば、或は色よき小袖やうの物を肩に懸たる人もあり、或は懼しき武具やうの物を携へたる人もあり、怪き袋やうの物を持たるもあり、定て是は山賊盜賊の類ならんと怖き事云ふばかりなし。早や堂の方へ來るに、其間漸く近くなりければ、如何がはせんと堂の外へ出で見れども、身を隱すべきやうなければ、又堂の內へ入りて彼此と足も不定に心惑ひたるが、天井の角板の離れたるを見出し、是こそ究竟の事ぞと急ぎ天井へ上り、上なる椽に兩手をかけ足にて天井緣を踏へ、香嚴樹上の話のこゝちにて見居玉ひしに、程なく件の盜人其堂の內へ來り、車座に並居て掠めたる財寶を當分に配當せんなんど云ひ、金銀等取出し一二の分鬮とり評定とり〳〵なれば、密に天井の板間より窺き見玉ふに、金銀なんど眞中に置き、其外小袖やうの物まで等分にせんとて、むくつけなる男四五人並居たり。

第六　連的和尚圖らざる祐を得玉ふ事

武江靈巖寺の連的和尙は至て孝なり。或るとき母の病氣を告げ來りぬれば、螢雪の窓に眼をさらし玉ふも、母の煩と聞くに學問も心に入らず、何とぞ古鄕に歸らんと思ふ然れども其身貧にして路錢に乏し、如何してなりとも少の資を得ばやと、道すがら修行して下野國のある縣に行暮て宿を借りたまふに、無情東夷の極めて慈悲なかりければ十家はかり求め給へども宿を借すべしと云ふ人もなければ、力なく又餘の村もやと思ひ、足に任せて行き給へば、誠に遠近の刹柱もしらぬ野原に出で玉へり。日はたそかれに及び、人の往來もなければ、如何がはせんと案じ煩ひかなたを見給へば、少き木陰の森とおぼしき處に辻堂と見へて一小堂あり、是こそと急ぎ彼の堂に入り見給へば墓所と見へて苔むしたる石塔などあり、誰とも知らず、古卒都婆の古墓何の世の人ぞ姓と名とを知らずと古人の云へるも思ひ出で哀を催しけり。堂の中にも石佛の地藏なんどの苔むし給ひたるが、二三體垣貴くも並び在す。今宵は爰にて一宿し、明なば人里へ出なんものをと、經なんど誦して、相如が破屋颩寒夜衣短、劉仲が乾鍋薪

ば告げ、歸れば先づ父を見て樂み、朝夕の食事にも父食せざれば自も嘗て喫せず。非時に出ても菓子など懷にし、來て父に進む。若し檀家に菓子なければ、市中に買ひ求めて歸り、父に供じて樂めり。父死して哀情人に越え、一の小堂を建て遺骨を納め、之に事ふること生るに事ふるに異ならず。哀慕の餘り他人に及ぼし、常に盲者を見ては悲み愛して、諸國より京に來れる盲目を寺に呼び入れ饗應せり。之に依て關東より來れる盲人ども、聽き及んで尋ね參る。或は五人三人門内に絕ゆる事なし故に世人皆盲目寺と號す。盲者粟田口の邊より尋ねて京に至る。道路に小兒の多く遊居ければ、盲者大道和尚の寺は何の處ぞと問ふ。小兒ども、いざや敎へんとて、各々盲者の手を携へて送り來る。道にて盲者爰はどこぞと問へば、小兒ども答へて太道の路と云ふ。斯の如く輿に乘じて言ふこと數返にして寺に送り至る。今の世、都鄙の小兒、戲に面目を閉て爰はどこと云へば、太道路と答へあそぶ。盲父哀慕の志し末世に及んで盲人を愍み給ふ事、小兒の口すさみと成て傳ふ。太道和尚の孝心、嗚呼感ずるに堪へたり。(古老夜話に見ゆ) 是れ又異域同談の孝子ならん。

孝子傳に見えし唐の僧護は、江陵の人なり。父の力昌死す。家貧にして葬するに物なし。母悲むこと甚し。護は其時やうやく五歲、母に向て曰く、何ぞ吾を賣り給はざる乎。母聞いて涙にくれながら、せんかたなく終に護を抱いて市に出で、蜀の商人に錢二貫文に賣る。夫より母子別れて互にありかを知らず。母は子を憶ふて常に啼くらし終に明を失す。護は蜀の國に至りて凡そ卅年、曾て母を忘れず。江陵に還てなほ母を尋て廻り逢ひたり。母の盲たる事をふかく悲みて天に禱り、其身を以て代らんと誓ふ朝夕の食時も、先づ母に食せしめ、畢て我も食す。冬は席を温め、夏は扇を以て淸しめ、母寢ても側に居て、痛痒あれば抑搔く。旦には早く起きて茶を煎て、母の起るを待て席を布て靜に坐せしめ、大小便利までも曾て人に任せず自ら侍べりける。母死して水食を思はざること、七日、哀慕人に過ぎたり。他の盲人を見ては、母の事を思ひ出して涙を催す。つねに親の如くに愛せり。村民門に旌して其孝を感ぜりと云ふ。

按ずるに、續高僧傳に見えし高齊の道紀の傳にも似たり。輔敎編孝行章及び釋氏廿四孝に見えし故に、こゝに贅せず。本朝にては、京極今出川の邊に、大小寺と云ふ淨土宗の寺あり。中興開山を大道和尙と云ふ。性至て孝にして盲父を養ふ。出づれ

亂を起して、申鳴が父を人質として申鳴を呼ぶ。鳴が曰く、始は父が孝子なり、今は楚王の忠臣なりとて、つひに戰ひて白公を殺す。父も亦死す。申が曰く、祿を食んで父を顧るは忠臣にあらず、國定て父を殺すは孝にあらず、忠孝兩ながら立ちがたしと云ひて、遂に自ら死すと。云云。是も亦相似たり。(千字文の注に見えたり)彼の樂羊が吾子を中山に擒にせられて、降參せずして我子の羹を啜て忠義を勵ましたるに相似たり。然れども、是も魏の文侯は、其の忠義をば賞美して其の心底をば疑へり。西巴か鹿母を顧みて忠義にかへたるは、樂羊が忠に勝れりと古人評せり。山谷詩集に見ゆ。親としては深く子を憐み、子としては最も孝を思ふべきこと、理の常なれば、誰も心得べき事なり。趙苞が母を顧ずして賊に降らざるは、忠義を以て大なる行の孝道を忘れたると云ふべき歟。本朝にては、多田滿仲の臣藤原仲光と云ふ者、主君の命を重じて、我子の孝壽丸を殺せし類もあり。是等の義を以て、大義には親を滅すと云ふにや。(滿仲、仲光の事跡は多田院緣起を見よ)

第五　唐の僧護盲母に事ふる事

賊と戰ふに母を見て泣泣云く、微祿を得て奉養せんと欲するに圖らざりき、母の爲に禍とならんとは。昔は母の子なり、今は靈王の臣たり、私恩を顧て忠義を忘ること世人の評も耻かし、惟戰死すべし、不孝と思召し玉ふことなかれと云ひければ、母遙に趙苞を見て曰く、死生命あり、何んぞあへて悲まんや。汝忠義を缺ことなかれ、我を顧みて降參ばしすなと。苞聞きて、卽ち賊を大に破る。其母つひに賊の爲に害せらる苞歸て母の死骸を葬りて、鄕人に謂て曰く、祿を食んで降參するは忠に非ず、母をうたれて身を全うするは孝に非ず、何の面目あつてか日月の下に立んと云ふて、血を嘔て死すと、云云。斯の事を程子評して曰く、君の城を以て賊に降參して、其母を生さん事を求むるは不可なり。然れども亦母を生さん所以の方を求むべし。奈何ぞ母を顧みずして遽に戰はんや。必ず已む事を得ずんば、身往て之に降りて可なり。徐庶此に於て蓋し之を得たり、云云。(徐庶は蜀の劉備が臣なり。母を奪はれて魏の曹操に降參せり)

按ずるに、周の申鳴と云ふ者、孝を以て名を鳴る。楚王召す。父に問ふ。父が曰く汝朝に在らば、吾は死すとも恨みず。我を顧みて忠義を虧ことなかれと。後に白公

を京師に梟らる。義朝の子共、義平、朝長、義圓、範頼、義經等何れも皆其の罰を免れず、獨り頼朝幸に免れて、暫く志を得ると云へども、世に傳へて其の終を明さず。其の子頼家は實朝の爲に殺され、實朝は又姪の公曉に殺され、公曉は北條に弑さる。終に源家絶えて平氏權を執る。義朝の不孝子孫までに報ひし事、世人の識る處なり。是の如き事ともは、聞くに耳をけがし、語るに舌を汚す。君命大義には親をも滅すと云ふ事は、物に比興したる分際なりと心得べし。石碏が我子を殺せし類もあれば、大義を勵さんと思ふには、我子をも殺すべき歟。況んや其外の一門親族は勿論なるべし。然らば親を滅すと云ふ親の字は、親族の事にして努々父母と心得べからず。彼の趙苞が、母を顧ずして城を全うし、後に自ら血を吐いて死せしさへ程子の評せし事あり、綱鑑また後漢の靈帝紀に見えたり。之を左にす。

第四　漢の趙苞忠を守りて母を顧ざる事

孝感篇に見えし趙苞は靈帝の時、東武城の太守たり。鮮卑の輩、遼西に亂を起して郡を責む。則ち趙苞が母を虜として、劫して汝降參せば母を助くべしと云ふ。趙出でて

皐陶の臣何んぞ捕へて刑に行はんと謂はんやとなり。有るべき事なり。又舜天下の王となる事、ひとへに是れ孝行の德至れるに依てなり。然らば何んぞ本を忘れて、天下と父とを思ひかへ給はんや。君子は本を務む、孝子の至は親を尊ぶより大なるは莫しとも云へり。孟子の敝蹤の譬、甘心するに堪へたり。然るに、石碏が忠を重んじて、我子の厚と云ふ者を殺せしを、大義には親を滅すと云へり。是れ親の字を父母のことゝ心得たるは甚だ誤なり。君命と忠義とには、我子及び兄弟親類をも殺すことは、君臣の大義を守りて私の親屬を顧みざる所謂なり。若し又たとへて言はゝ、親を忘るゝとは義の重きを云ひ、敝蹤の如しとは孝の大なるを論ず。文勢字面に因て、方外の意味あることも亦知りぬべし。兄弟などは義に依て殺すことはあるとも、直に大切なる父母を殺さんは古今無之ことなり。十六觀經に、阿闍世王母を害せんとす。耆婆月光の兩臣、毘陀論經を引いて、劫初より以來未だ曾て無道にして母を害することあるを聞かずと云ひて、諫めし事あり。近くは我が朝の左馬頭義朝父爲義を討ちたる事、保元平治に見えたり。是れ已が功に誇り、賞を貪るの心のみありて、義も孝も忘れたるなり。故に果して長田忠致がために弑せられて、首

たやすきを云ふ譬なり。敝れたる蹝は誰も惜ざるものなり。舜は天下の位に居て天下の政道を重じ治むれども、父の恩には思ひかへじとなり。是の如くなればとて、舜天下を輕しむるには非ず。天下の法を破ること道にそむける故に、父を負ふて逃れんとなり。此等の義を以て、今の世の不幸の者を戒むべきなり。虞齊が蒙引に曰く、舜位に在ては父をして妄に人を殺さしむべからず。若し斯事ありとも、皐陶臣として舜の父を捕へて殺すべけんや。若し又舜をして父を負ひて逃れて天下を棄て玉はゞ、誰をか君とせんやと云へり。

按ずるに、この評尤も感ずるに堪へたり。至れり盡せり。彼の孔子の、父は子の爲に隱し、子は父の爲に隱す。直こと其の中に在りと葉公に答へ玉へるも、今思ひ合せ侍る。孔子の心は、顯すを以て直とするにあらず、父の罪は子として隱し、子の罪は父として隱す、父子相共に隱すは自然の道理なり、是れ人心の至極なり、此理に背くを如何ぞ直とせんやとなり。父子の道實あれば、惡を隱して直こと其の中に在りと云へり。虞齊が謂ふこゝろは、舜の如きの聖人なれば、隨分制し諫めて父の瞽瞍に人を殺すほどの惡はあるまじとなり。若し父承引なくして人を殺し給ふとも

又は師恩、及び國士の恩に至るべし。然れば第一とする父母の恩を顧ずして、君命を重んじて忠のみを專とし孝を忘れんや。內外の兩典分明に父母の恩を重し先んじて君恩之に次ぐ。何んぞ主命なれ火とて、親を弑すの理あらんや。人の國にも、是の如く不義僻見も有りけるにや、孟子の中に云へる舜王の天子たりし時、其父瞽瞍人を殺し玉はゞ、皐陶是を捕へて奏せしときは、舜如何が計ひ玉はんや。正しく大罪を犯せし人を、父なりとて赦し玉はゞ、天下の政道は立たず。天下は一人の天下にあらねば、天下の政道を枉げ玉はんは明主とは云ひがたし。又是を守りて父を殺し玉はゞ不幸の至りなり。明王は孝を以て天下を治む然らば如何と云へり。孟子是を答へて曰く、舜天下を視棄ること、猶敝蹝のごとし。竊に負ふて海濱に逃れ遵ふ。身終るまで欣然として樂で天下を忘ると云へり。謂ふこゝろは、孟子の弟子が是の如くの難問を孟子に云ひかけたり。孟子答へて、舜は父を重んじて天下を輕んずと云ふには非ず。父子は是れ天理の極り、人倫の至なり。父と天下を並べては、天理の當然に順つて、密に父を負ひて海濱に居て、身終るまで父に事へて樂とせんとなり。其の時、舜天下の位をも棄ることとは破れたる草履を捨るが如くならんとなり。是れ卽ち天下を棄ることの

の首互に爭ひ喰む。終に赤が首楚王の首を齧んで曰く、生ての怨み、今死して其怨を報ずと云ひて爛れ死す。今の世の三巴の紋は是を標すとも云へり。三の首を葬りて三王塚と名づくと。（列異傳等に見ゆ）古人赤が孝を評して曰く、是は父の讎をのみ惡みて、母ある事を忘れたりと。然れども母に別んことのみを思ふて、あだを報せず、其に天を載かば禮記の旨には違す。今赤が如きは謂ひつべし、禮記の旨を得たりと。勇の一念直に死して怨を報ずるも亦宜なり。因に論ず、諺に主命を以ては親の首を截ると云ふ事あり。是あるべき事にや。予が曰く、斯の義俗說ながらも大に誤れり。孔子の曰く、（孝經第一章）母は至て親しけれども尊からず、君は至て尊けれども親からず、唯父のみ尊親の義を兼ぬと云へり。母よりも尊く、君よりも親きは父なり。君は尊けれども親みなし。父のみ尊親あり。然らば君命なりとて親を害せんは、大に理に違くなり。孔子已に人の行は孝より大なるはなしと云ふて、忠より大なるなしとは謂す。我が釋門には、心地觀經及び正法念處經等の中に四種の恩を說けり。其中に、父母の恩を以て第一とす、按ずるに、父母あつて此の身を生ず。長養生育も皆是より受得たり。知りぬ、四恩の第一なること玆に在り。數々長て後にこそ、或は君恩

の劍故に父うせ玉へば、此の劍を以て楚王を討んものをと常に憤る。此の事楚王聞召して、その者を捕へ來らん者には厚く賞せんと處々に觸る。眉間尺も是を聞いて他國に逃行きて密に楚王を窺へり。(搜神記には、眉間一尺ありける故に眉間尺と云ふ）或る時、父が朋友なる客に逢ひたり。客の曰く、我れ汝が父の干將と交りを結ぶこと久し。然るに楚王干將を殺せり、所以に我も亦楚王を恨むること甚し、我と汝と心を合せて何とぞして楚王を討んと云ふ。眉間尺大に力を得て、扨て何んとして我が數年の怨を報せんや。客の曰く、楚王今汝を尋ぬること甚し、處々に觸て汝が首と劍を得んことを計る、我れ其の首と劍とを持ち行きて、何とぞ謀を以て楚王を討つべしと云ふ眉間尺甚だ喜びて自ら首を切り落し、劍と共に客に與ふ。客急ぎ至つて赤が頸と劍を楚王に獻ず。王其功を賞す。即ち彼の首を見玉ふに、生るが如く眼動きければ、楚王大に怖る。客の曰く、此の首の一念頭上に在り、油を以て煮給へと云ふ。王實もとて鼎の中に油を入れて首を煮ること一七日、今は爛たらんとて、王鼎の前に至て首を見る。客後より王の首を截る。(或は赤が口中より劍のはこさきを吐かけ、王の首をおとすとも云へり）二の首釜の中にて喰ひ合へり。客も亦自ら首を切て釜の中に入れ、三

鐵丸を以て劍を作るべしとある。干將承りて、急ぎ歸りて妻の莫邪と共に瀧泉の水を掬んで、彼の鐵丸を鍛ひ治ふて、三年の内に雌雄の二の劍を作りけり。妻の莫邪、夫に語りて曰く、此の劍は甚た見ごとなり、一の劍はとゝめ置きて我が子に與へ給へと云ふ。干將も實もと思ひて、雄の劍をのこして雌の劍を楚王に奉る。王見玉へば、古今稀なる名劍なる故に、甚だ秘藏して深く納めて愛せり。然るに不思義や、此の劍箱の中にて泣聲あり、王怪みて群臣に問ふ。臣等奏して曰く、此の劍は定めて雌雄の二劍なるべし、箱にて泣くは雌劍ならん、雌雄の二劍を一所に置ば宜しからんと。楚王聞召して、急ぎ干將を召して尋給へば、只一劍のみと答へて曾て獻せず。楚王大に怒て害せんとありければ、干將歸りて妻に尋ねんと申て、還りて妻に告げて曰く、日は北戸より出づ、南山に松あり石上に生ず、劍其の中に在りと遺言して、終に楚王のために殺されけり。其後眉間尺成人して十五歳の年母に向つて問ふて曰く、生類皆父あり、我れ獨り何んぞ母ばかりなるや。母聞いて涙と共にありし次第を語りて、汝が父は劍故に楚王の爲に殺され給へりと有りければ、眉間尺甚だ悲み恨み、何とぞして楚王を討つべしと晝夜心を盡せり。父が遺言を悟りて劍を家の柱の下より掘出せり。此

王が子長生と云ふ者なり。親の敵なれば君を討んために、僕と成り事ふ。今日王を殺害せんこと甚だ易し。然れども父の遺言を思ひ出で、劍を拔き劍を納むること三囘、今は直に明すなり。たとひ我を討ち給ふとも怨なしと劍をなげての玉ひければ、大貪王大に感じ、忽ち邪見を飜して善心を起して、我れ貪慾にて、御身が父を討ちて國を奪へり、然るに恩を以て怨に報ぜらる、これ眞の孝養なるべし、今日より太子として位を讓り王とせんとて、躬ら位を去り長生を立つと。是れ則ち怨を報ずるに恩を以てすれば、其怨德に歸すとは斯の謂ならん。是の如き事跡は釋の中に數多なれば、繁を恐れて記せず。今時の輩は恩を報ずるに怨を以てせんとする者甚だ多し。其例尠からず。つぶさに載するに遑あらず。

第三　眉間尺父の讎を報ずる事

列異傳に見えし眉間尺は、字は赤鼻、父の名は干將、母は莫邪と云ふ。楚王の夫人、夏の頃涼しからんことを思ひて、鐵の柱を抱へて腹を冷し給へば、夫に感じて孕み給へり。月滿て一の鐵の丸かせを生み給ふ。楚王奇異の思をなして、干將を召して此の

親の敵を討たずしては世にある甲斐なし、所詮父の命に背きてなりとも敵を討たばやと思召して、頓て方便を以て身を窶し、僕と成て大貪王に事へける。是れ折得て本意をとげん計略なり。大貪王あへて知らず。こゝに太子王に事ふるに少しも命に違かず、常随給事の禮儀人に越えたり。後には王も亦之を愛して、一子の如く心安き者にぞ思はれける。或る時大王狩りに出で、長生太子の膝を枕として眠り給ければ、太子日頃の本望は此時ぞと、劍を拔いて已に殺さんとし給ひけるが、此時も又父王の遺言を思出して劍を納めて忍び給へり。王眠覺めて云く、我れ今夢に長壽王の太子に捕へられて既に殺されんとすと夢見たりと語り玉へば、長生聞き、夫は常々敵を恐れ玉ふ心あるゑなり。墓無夢に驚き玉ふ事なかれ、我れかくて在るうちは何事か有るべき、只こゝろ安く休み玉へと有ければ、王また寢入り玉ふ。太子又讐を報ずるの思ひ忍びがたく、劍を拔いて討んとせしが、猶父の遺言を背くことを悲み玉ひて、又劍を納む。王驚覺めて夢を語ること又先の如し。太子の答も亦同じ。是の如くなること三度に及べり。王不思議に思ひながら、また王眠に就く。長生今は心中の憤りを明して兎にも角にもと思召して、王に向ひて曰く、實は我は長壽

又羅太經鶴林玉露（卷四人集部）を見れば、曰く、或人の曰く、德を以て怨を報うれば如何んと、子の曰く何を以て德に報ぜん、直を以て怨に報じ德を以て怨に報ずと、釋迦佛山中にて修行す、竭利王山に入て獵す。佛に向つて獸の何にあると問ふ。佛微笑玉ひて敢て應へ玉はず。竭利王怒つて左の手を截る。又問ふ答へ玉はず。又右の手を截る。佛此の時に心中に發願して、若し我成佛せば、最初に此人を度せんと。其後に成等正覺して之を度し玉ふ。憍陳如尊者とは是なりと。余（羅太經）謂へらく、釋迦佛好し一箇の慈愍の心性能く此の段の公案を以て其心を降伏するときんば、寃寃相報ずることを得ん。何んぞ、干戈斧鉞林の如くにして起るに至らんや然れども儒教を以て論ずれば、乃し是德を以て怨に報ひ、直を以て怨に報ずるにあらざるなり。云云。按ずるに、怨をば恩を以て報すれば、終に其怨德に歸するなり雜寶藏經に、往昔、天竺に大貪王と云へるあり。隣國の長壽王を殺して、國を奪ひ威に誇る。長壽王最後にその太子長生に告げて曰く、穴賢、我敵なりとて大貪王を怨み討つ事なかれ。怨を以て怨を報ずれば、其怨互に盡ず。怨をば恩を以て報ずれば、其の怨永く盡るなりと云ひて死し玉ふ。茲に因て、長生父の遺言正しくとも、

暮ける儘に、不意に彼の僧の庵に宿借りて寢ける。夜の最寒に衾なども無ければ寢もならず、曉近くなる程に主の僧起にけり。閼伽なんど結ぶにやと思ひて聞き居たれば、左はなくて少き箱やうの物をとり出し、數多度叩く音のして、何やらんつぶ〳〵口說きて念佛し居られける。男も不審く思ひて見居たるに、忽ち彼の箱の中より聲ありて曰ふ、年頃の御芳志に恨も晴て今は善果も得べかりけるを、悲くも育てたる者猛き心を以て御身を強く恨み侍るが不便さに、爰に引とゞめ侍りけるぞや。今は是非なし討れ給へと云ひければ、主の僧是を聞きて、彼男の所へ來て始め終りを語りて、泣く〳〵討れん事を請ふ。掃部も今の怪き敎へ正しく是れ父の聲なる事を知て悲さの增り、敵ながら是の如くまで弔ひける志に心解て討んともせず歎居たり。僧の曰く、一念の本意を遂けずしては五百生の迷となる。早とく〳〵と首指伸て言ひければ、掃部涙ながら拳を握りて僧の頭二つ三つばかり打て、其儘自ら髻を切て太刀を捨て、主の僧の弟子とならん事を願ふ。主の僧も涙ながら弟子とす。共に目出度き念佛者になりけると云へり。是より思へば、心の用ひやうにて忽ち怨親平等の理に至るべき事なり。

が親を殺すと同じ事なり。能く〳〵味ふべき所なり。又諺に曰く、怨を報ずるに恩を以てすと云ふ事あり。愚按ずるに、是は老子（六十三篇無爲章）の曰へる、怨を報ずるに德を以すと云へる美譚なり。世俗の少しき私の怨には、之に報ずるに恩惠を以て邪心を解くも亦可なり。若し又。與に天を戴かざるの讎あらん、之に報ずるに恩を以てせば妄人なる己、況や又本邦に讎を復する律あり。知るべし。又假令親の敵たりとも、先非を悔ひ形を變へ、出家桑門の身となりて彼の菩提を弔らはば、永く恨を捨て、自他ともに佛道修行して可ならん歟。然れども世俗一場の怒に其の理非を忘れ、暴虎馮河して死すとも悔なきの輩あり。餘說を聞かば、浮屠氏の說なりとて、卻つて譏を生ぜん。然れども吾は之に與せず。宇治殿御物語に曰く、昔し甲斐守と云へる者、昇殿の前後を諍ひて、終にその人を夜討にしにけり。然れども後に深く先非を悔みて、己も世を棄て出家となり、敵の首を箱に入て抱持ちて、小野の山里にひき籠りて柴の庵を結び、一心に念佛して彼人の菩提を弔ふ。討れたる者の子は掃部之助豊澄と云ひしが、父の討れたるより無念に思ひて、此彼と敵をねらひありきしがども在所を知らず、流石に古鄕の戀しくて京に歸るに、小野にて行

く月日を送り侍ると云ふ、王奇此事を傳へ聞て大に怒りて、黯が留主を待つて黯が母を散々に撃て歸る。母王奇に撃れた由を具に語り、終に死す。黯怒り恨むこと甚し。則ち三年が間は、母の墓に庵を結んで住居し、喪の禮を盡して、其後つひに王奇を討て、其首を母の墓に手向て、今迄は喪に居り侍りしが、喪訖り侍べれば即ち讎を殺して供へ上るなりとて、直に官所へ行て、我今日母の敵を討侍ると訟へて罪に伏す。始終を聞いて黯を赦免し給ふと。嗚呼、雖有孝感なり。親の怨敵は籌を回しても討つべし。春秋傳に、父誅を受くるときんば子讐を復して可なり。是れ當に報ゆべきものなり。是れ所謂る直なりと、云云。論語に曰く（憲問）或る人云く、德を以て怨に報せば如何ん。子の曰く、何を以てか德に報ひん、直を以て報じ怨ち德を以て德に報ゆ。孟子の曰く、吾れ今より後に人の親を殺すことの重を知る。人の父を殺さば人も亦其の父を殺す。人の兄を殺す人も亦其の兄を殺す。然れば則ち一間のみ。云云（朱註に曰く、一間とは、我れ往き彼れ來る間一人のみ、其の居は自ら其の親を害する異なることとなし。）

按ずるに人の親を殺すに因て、人も亦我が親を殺す。然らば人の親を殺すは自ら我

舊郡志には誤て丁密を以て丁蘭とす。丁密は蒼梧の人、尤も孝子なり。親の墓に廬せしに、一の鳧ありて、常に馴れけると云へり。倭朝にも安房國に家主と云ふ者ありて、父母に事へ至孝にして木像を造りて常に供養し、死に事ること生るに事るが如くす。此事官庭に聞えて、門閭に旗を立て衆人に告げ示さるゝ事、本朝孝子傳にも載せたり。豈圖らんや、吾國又丁蘭を見んとはと賛せり。又唐の劉師貞と云者も同く父母の像を刻んで、生るに事る如くせりと、唐史に記したり。同日の談なるべし。

第二　董黯母の寇を殺せし事

孝徳傳に記せし董黯は、會稽句章の人なり。幼少にして父を喪し、母に事へて至て孝なり。其身貧しけれども、常に母の貌を守りて樂を盡せり。其隣に王奇と云ふ者あり、家富みけれども不孝にしてつねに母に違けり。或時、黯が母、王奇が母に語りけるやうは、吾子の董黯は孝行にして我を安んず、君の子の王奇は不孝なれば、定めて心の樂もあるまじと云ふ。王奇が母聞きて、なる程推察の通にて、我れ常に恨めし

き事あらんとて、蘭が出たるを待ちて刀を以て損ず。忽ち血の出づる事を見る。又蘭が妻誤て木像の面を燒く。忽ち面に瘡を生ず。妻が髮俄に悉く落ちたり。蘭すなはち妻を去りけるとあり。又孝經列傳の七卷には、丁蘭は河内の人、少うして父母を喪して、木を刻み親の形を造り、之に事ふること生るが如くす。朝夕に定省す。後に隣人張叔と云ふものあり、木像を罵りて杖を以て其の頭を打つ。蘭還つて見れば、木像懌びざる色あり。妻に問へば具に告ぐ。蘭怒りて張叔を擊て、官のために捕はる。茲に因て木像涙を垂る。郡縣其孝を嘉して終に免さる。詔して其の形像を圖すとあり。蒙求には孝子傳を引いて、蘭が妻あやまつて木像の面を燒く。婦が髮落つること割くが如し。妻罪を悔ひて謝す。蘭母像を大路に移し、婦をやりて拜せしむ。其後、木像自ら家に歸ると、云云。按するに、丁蘭が孝は尤もあるべきことなり。木像血を出し婦の髮を落せし事、隣人の首を斬り、木像に供へて祭る、官人其の科を赦して孝なりと感ぜらる、斯等は餘り怪異にして語る可に堪へ難し。然れども孝志實なるに依て、幸にして官も免許せり。孝感錄に宋の連世が孝を記せり丁蘭に相似たり。張九成が文を以て贊せり。繁を恐れて錄せず。又尙友錄に曰く、

孝道故事要略卷六

厚譽春鶯編輯

第一　漢の丁蘭亡母に事ふ

孝子傳に見えし漢の丁蘭は梧州の人なり。母に事へて至つて孝なり。母歿して哀み哭し、ふかく思慕するに依て顔色憔悴して容も痩せたり。猶木を以て母の像を作り、常に生るに事ふる如くに敬ひ、出づるにもつねに木像に告げて出で、歸れば又還りし事を告げて拜し、朝暮の食物も木像に進めて、後に自ら食す。然るに蘭が妻は嘗て木像を敬せず、剰へ針を以て目を刺す。忽ち血流れ出づ。蘭甚だ怒りて遂に妻を去りけると、云云。

按ずるに、丁蘭が事跡處々に於て異なり。法苑珠林には、十五歳にて母を喪して、木を刻み母の質を作り、朝暮事へり。人ありて物を借るにも、像に伺ひて其貌うるはしければ借し與へ、爾らざれば借さず。隣人之を見て、無情の枯木何んぞ是の如

孝道故事要略卷六目錄

りて草木を潰す。初めて聞く人離別の苦あり、惟田家其鳴を俟ちて農事を興す。其音歸り去んに如ずとなくと、云云。

孝道故事要略卷五　終

吁毒蛇のために死して、娥が哭死するに依て、河伯これを憐んで毒蛇を罰すとあり又孝感篇に見えし唐の沈季詮と云ふ者も、母と共に江を渡るに、暴風に遇ふて母溺死す。季詮號泣して水中に投ず。少選して母の屍を抱きて浮出でたり。是を郡主感じて碑を立て、其像を圖すとあり。又石を含む飛禽の事は、白眉故事に見ゆ。山海經に發鳩山に鳥あり、精衛と名づく。往昔、神農の女、東海に遊んで溺死す。遂に此の鳥と化して、常に西山より木枝と石とを啣來りて東海を埋んとすと。稻若水が云く、奥州の外濱に多し。和俗は善知鳥と云ふ。又は濱千鳥と云ふ。方目と云ふ鳥に似たり。常に石を含んで海に投ずと云へり。此の禽は潮の干るときは埋み得たると喜び、潮の滿るときは啼て海上に叫び行くと云へり。斯の鳥孝女曹娥が魂なりと云ふは、彼の蜀魂を蜀の望帝の魂なりと云ふに似たり。未だ詳ならざる說なり。世人は鸝鶊鳥を子規と云ふ。杜鵑とは異なり。本朝にはほとゝぎすの聲を愛す。異國の人は之を忌む。和漢の風俗異同あり。荊楚歲時記にも、杜鵑初て鳴く、先づ聞く者別離を主る、廁に在つて之を聞くは極めて不祥なりと云へり。是亦かの國の俗談にや。又格物論に云く、杜鵑三四月の間、夜鳴いて旦に達る。其聲哀んで吻血あ

日は、若や死骸の浮ひ出る事もあらんと、稚心に流にそふて下り行て見れども、終にしかばね見えず、叉元の處へ來りて血涙を流し、七日が間は晝夜河の邊にひれふして天に叫び地に哭して歎きけるが、終に父諸共と思窮めて、自ら父の死せし所へ身を投げ共に溺死しぬ。三日の後、父の屍を抱きて水上に浮出たり。里人憐みて父子の屍を取上げ、これを墳墓にすと、云云。

按ずるに、是れ後漢書に見えし孝女叔先雄が事と全く同じ。今の曹娥が墓にも、郡無より其孝心を感じて碑石を立てたまへり。其銘は、邯鄲の子禮と云ふ者が、文を盡して孝行の志を賛て書けるを、蔡邕と云へる文者が看て、黄絹幼婦外孫虀臼の八字を碑石の後に書添へける事、事文類聚等に見えたり。其八字の心を魏の曹操と楊德祖と見て、德祖は其まゝ其の意を得たり、曹操は三十里を往てやう〳〵其の意を得たり。故に人の智愚卅里を隔つとは、是より謂ひ來れり。八字の意は絶妙好辭の四字を述べたり。其後、曹娥が一念怪鳥と化して、彼の江を恨みて、西山より石を含來たり流に投じて之を埋めんとおもふ志ありとなり。彼の石を含む飛禽が志、日夜偶然として東海に盈つと云へるも、此故事より傳説せり。塵添壒嚢抄に、父曹

頭上に落ちぬれば瘡となりて一生癒らず。總じて桃柿菓の菓の下へは到らざるものなりと制せられけり。我も童心に憎しくて急ぎにげかへり侍りしが、さるにても何なる虫ぞや、定めて懲のためにこそと思ひしに、漸々學に志して彼これ文を閲ふに李下に冠を整さずと云へる語を（文選に見ゆ）見あたり侍りて、いよ〳〵母の貴くも訓めたまうもの哉と、桃樹を見る毎に思出して、坐に涙を催しはんべる。彼の晋の王戎は七歳にて李の苦を知りて、外の童は竹にて採らんとしけるに、王戎は敢て近づがざりしと、世説新語に見ゆ。愧づべし、々々。

第十二　曹娥父を哀みて溺死する事

後漢書に見えし漢の曹娥は、十四歳にて父の曹盱と共に洪河と云ふ河を渡らんとす。折節水增りて甚だ深かりければ、父先づ瀬ぶみのために先に渡らんと云ふ。娥達てとゞむれども父聞かず。娥を此方の岸に置き、水に入りて淺き處をわたらんとするに、水甚だ淩くして箭をとばすに似たり。殊に老足なりければ、河中にて誤て溺死す。曹娥は幼少の身、ことに女子なれば、何んともすべきやうなく、蹉跎して泣悲みて一兩

節十より以下合一となる。孝竹と名づけたりと云へり。

按ずるに、駿性が鴿を見て母を念ふは、事文類聚に見えし公準が事蹟に似たり。冦準幼き時、遊獵を好みて山野にのみたはむれはしりて修學に疎し。母怒りて秤鐘をなげあてしかば、公準が足にあたりて少し疵つけり。夫より後は、偏に學問に志ありて、秀才の名を揚たり。やうやく官位昇進して家も富けり。其後母死して哀み甚しく、水漿口に入らざること四日、形も瘦せて骨を現せり。墳を築きて廬す。竹を倒に立て墓の杭とするに、忽ち枝葉を生じて榮えりと、宋書に見えし王珠が孝感も亦これに似たり。追てこれを披け。公準は身を終るまで、足の疵を見ては必ず母の恩を思出して涙を催せり。母の喪に悲んで飲食通せざること四日とは、實に哀の極れるなり。彼の曾子の子思に語りて曰く、吾れ親の喪を執る時は、水漿口に入らざること七日と。孔子は人の喪にさへ、食すときんば嘗て未だ飽までせずと給へり。況んや父母の喪に飽まで食し、自ら味を存ぜんは孝子にあらず。予も六七歳の頃、隣家の庭下に桃の枝も撓むばかりになりたるを、友二三人誘引來りて竹杖を以てかち落さんとするを、母の見て我を呼びて桃の枝にはおそろしき毒虫のありて

あらば、草木禽獸までも皆その德を感ずることなきにしもあらじ。

第十一　徐駿性鳩を見て母を念ふ事

瑣言に記せる元の徐駿性は、其性至りて孝にして世にその名高し。幼少にして父を喪し、母に事へて孝志人に越えたり。性が幼時このんで鳩を愛せり。是に心をよせて敢て書を讀まざりければ、母怒て、汝が孤の身にて、しかも家貧なり、學を好まずして不肖ならば、何を以て身を立てん。幼稚なりとも母が一言能く思ひて、今より後は學問に心を盡すべし。然らずんば何程我に孝誠すとも、我れ喜ばずと云へば、駿性母の一言を感じて多く飼ひける鳩共を皆放ちて、其後は晝夜書籍に眼をさらし、勤めて怠らず。ついに博學の名を得て仕官せり。後に母を喪して甚だ哀み門戸を出でず、喪服三年曾て食を飽までせず、顏色瘦せて悴憔せり。たまく鳩の啼く聲を聞きては、涙を流し泣きて母をしたふ、其孝心鳥類迄も感じけるにや、衆の鳩共が黄金を含み來りて駿に獻じ、或は下て馴れしたがへり。是を見聞きたる人みな感じて、孝行を心懸けける。鄕里これを稱して泣鴿先生と名づけたりとなん。又墓を築いて竹を植ければ

く世に聞えて、これも其門閭に旌を立られしと、云云。
按ずるに、大明一統志四十二卷陵墓の類を見れば、顔烏が父の墓の事を記したり。其註に、義烏縣と云ふところの東四里を過ぎて石碑ありと云へり。詩學大成異苑の部には、東陽の顔烏とあり。又烏傷と云ふ處をも、王莽が改めて烏孝と云ひしとも云へり。孝感の篇には、顔烏は會稽の人顔回（孔子の弟子、復聖公を贈る）二十八代の孫なりと云へり。凡そ禽獸の孝子に助力すること、孝子傳孝德傳に出て尠からず。宋の侯義墓に廬してけるに、其の邊に連理の樹生じ、鳩來り馴れて去らず。又白鶴異鳥の來りて、哭する毎に同く鳴きたる事、蒙求續集等に見ゆ。漢の文漸が七十歳にして、自ら土を負ひ石を荷ひて墓を築きければ、白烏白鶴の來りて墓樹に栖んで、毎に悲鳴せし事あり。是等見聞せし輩、孝に歸せし者多しとかや。又晉の夏孝が墓に廬して居せしに、野火燒來りて危かりければ、夏孝悲泣して墓を回る。たちまちに鳥獸むらがり來りて、羽毛を水に濕し之を灑ぐ。火忽ち消えて其の難をのがれけると孝感錄に記したり。孝經列傳には、夏侯に作る。其外、王崇、蔡邕、陳思道が類、皆墓に廬して哭するに、鳥獸の來りて同く啼囀ける事あり。孝心の實

甚しかりければ、家に畜ひたる馬ありて、堅が哭する聲を聞きて涙を出し耳をたれあえて水をも飮まず草をも喰はずと云ふ事を載せたり。(魏略之に同じ)又漢の歐寶父母の墓に廬して居けるに、虎來りて鹿をとり、彼が祭の助とせしことあり。孝は能く禽獸をも感せしむとは、是れ寶が事なりと云へり。又唐の程哀師と云ふ者至つて孝にして、母の墳墓に廬して久しく居けるが、後には山の獸ども馴て、廬の邊に來てまもりけり。白猨黃蛇ありて常に程哀が哭時は、同音に啼て涙を流せり。墓のしるしの樹には群鳥鳴翔ると云ふ事、唐書に見えたり。皆同日の孝感の談なるべし。

第十　顏烏墓を築けば鳥類之を助くる事

同書に見えし漢の顏烏は、烏傷と云ふ所の人なり。至て孝行にして、その名を顯せり父が喪して墓を築く。自ら辛苦して遠山なり土石を運びければ、其の孝心の實に感じて、數多の鳥ども群來りて、或は土を啣來り小石をひき來りてこれを助く。かるがゆゑに其鳥の嘴みな傷めり。よつて其ところを名けて烏傷と云ふ。其の孝徳あまね

勉むべきものなり。孝心發り先非を悔るも學の助にあらずして何ぞや。夫子の弟子辭し歸つて親を養ふも亦宜なり。他日家語を見ば又感情あらん。

第九　許孜墓を築き獸類之を助くる事

廣輿記に見えし許孜は、字は季義と云ひ、東陽の人なり、至孝にして其名たかし。父母死して後、喪服をつとむる内に、身も瘦せて骨を顯せり。自ら土を負ひて墓を築き松柏を植て、曾て人を賴まず、ひとり遠所より土石を運ぶときに、何方よりか群獸來りて土を運びて助をなしけり。又鹿の來りて松栢を損じけるを、許孜甚だ悲みければ明る朝、かの鹿猛獸に喰殺されて墓前にありと云へり。人皆許孜が孝德を稱して、其里を孝順里と云へりと、云云。

按ずるに、許孜の孜字を牧に作るは非なり。孝順里の事は、大明一統志及び南畿志等にも記せり。氏族排韻には、晉の世の元康年中に許孜が孝行世に顯れて、天子より旗を門に立てられけるとなり。嗚呼、美なる哉、その名を天下にあげ獸類までも感ぜしむること、誠に孝子の譽なり。又孝感篇に、程堅が母の喪に居て哀號のころ

には聖主賢君に事へん欲して、尋常の主君には召抱へんと云ふ人ありても事へず。故に人の臣となりて忠節を盡さねば官祿をも受けず。三の失には、若年より善友と交らんと欲して友を擇みし故に、親しき朋友も寡くして今老てたよるべき所もなし夫れ樹は靜ならんとすれども風吹きて動き、子は養はんと思へども親待たずして死し去りぬ、往て還らざるものは光陰、死して再び見ゆることなきものは親なり。是の如く謂ひて、つひに立ながら哭死す。孔子之を聞きたまひて弟子達に向ひ曰ひけるは、これを記して將來の誡とせよと。弟子皆おどろき哀みて、その中に孝行の志深き者は、孔子に暇を乞ふて故郷へ歸り、學問を止めて親を養ひ育む者十二人に及べりとなん。最も左もあるべきことなり。又孔子の家語の致思篇にも出たり。今と頗る異なり。家語には丘吾子に作る、水に投じて死すとあり。歸り養ふ弟子も十有三人とあり。今は魯史を以て正しとすべし。孝子たらん者も、又しからざらん人も之を以て標準としてつとむべし。嗚呼虞丘子が一言至れり盡せり。予も亦幼年の頃をひ、學の爲に關東に遍歷して螢雪の窓にありし間に、古鄕の父母を喪す。今虞丘子が一言、吾身に當て哀情しきりに催し、甲斐なき昔を慕ふのみ。嗚呼、學は尤も

第八　虞丘子父母を喪して哭死する事

魯史に曰く、孔子出行くときに虞丘子が路に哭するを見る。其の故を問ふ。對へて曰く、吾に三の失あり、是を以て哭す。少かりし時、遊學して天下に周流し、父母已に終りて侍養を闕く、是れ吾が一の失なり。素と其の志を高うして庸君に事へずして臣節を遂げず。是れ吾が二の失なり。少き交友を擇んで親友寡く、老て託するところなし。是吾が三の失なり。夫れ樹靜ならんと欲すれども風止まず、子養はんと欲すれども親待たず。往て返らざる者は年なり、再び見るべからざる者は親なりと。設くるに此の辭を以し、遂に立ながら哭して死す。孔子顧みて左右に謂て曰く、之を記して以て誡と爲すべし。是に於て辭し歸りて親を養ふ者、十有二と。

孔子出でて或る山中を行りたまふ。路にて虞丘子と云ふ老人哭居たり。孔子弟子と共に之を見て問ふ曰く、何として左程には哭くぞやと。虞丘子答へて云ふやうは、吾に三の失あり。其の一の失には、幼時より學問のために天下を周り行きて、其間に二親を喪ひ。故に孝養を行はずして空くすごせしこと悔ても甲斐なし。二の失

米を負ひ藜藿を食して、父母と共に樂みたきことなりと願へども、今は父母在ざれば悔びて甲斐なきことなりとて、涙を流し頻に哀めり。孔子これを聞召して曰く、子路が親に事ふること、生に事ふるには力を盡し、死せるに事ふるには恩を盡す者なりとぞ稱美したまふと。(家語の意、列傳に同じ)

按ずるに子路の志最も哀れなる哉。たとへ其身富貴なりとも、二親なくして孤身にては何の樂かあらんや。孟子の曰く、父母共に存して兄弟故なきは第一の樂なりと。家貧にしも父母共に存命ならば、是れ樂の極まれるなり。嗚呼、ふたたび見ざるは親なれば、隨分存命の内に力を盡して我身の勞を忘れ、養ひ敬ひ孝行を勵むべきことなり。今の世の不孝の輩は、父母死しては在世の事を忘れ、富貴になりては貧苦をわすれて甚だ奢り人に不禮をなし、朝夕酒肴飽までにし、或は色に耽り逸遊を樂み、嘗て父母の事を思ひも出でざる者多し。嗟、憐むに堪へたる者なり。彼の南都の永縁の柞杜にて車よりまろび落ちて、母を慕ひ涙にむせび給ふこと、載て元亨釋書にあり。尤も同日の談なるべし。又異朝の虞丘子が事之を左にす。

斤、毛を以て布とす、云云。又張花が博物志、及び酉陽雜俎に、鼠巴豆を喰へば重きこと三十斤とあり。委く予が怪談故事に記す。故に贅せず。又東方朔が神異經に曰く、北方に氷あり萬里、厚さ百丈、鼷鼠氷の下、土の中にあり。毛の長さ八尺、褥となし、風寒を却べしと、云云。又竹取物語にも見えたり。

第七　子路親を喪して後ち思を盡す事

孔子家語に、仲由、字は子路、泗水の人なり。母、雷情を感じて生みたる子なり。故に性常に勇を好みけるとなり。孔門の弟子にして、政事に才あり、孔子に見えて曰く重を負ひ遠きを渉る時は、處を擇ばずして而も休す、家貧にして親老ひぬるときは、祿を擇ばずして而も事ふ。昔し、由(子路の名)二親に事へし時は、常に藜藿の實を喰ひ百里の外より米を負ひ運んで二親を養へり。二親喪して後ち、南の方楚國に行きて、擧用ひられて家富貴になれり。常に鼎を列ねて食し、粟を積むことも萬石に及んで納め畜へ、出行けば供車百輛隨ひ行き、居るときは錦茵を累ねて坐す。然れども昔し貧しくして二親に事へしことを思ひ出して、今是の如く富貴ならんよりは、昔の如く

なりとして、其の地を掘りて見れば、黄金數兩を得たり。夫より家大に富みけりと云へり。是れ孝行の誠なる故に、天道の惠ありてかゝる幸を得たるならん。

按ずるに一生父母に孝順にして喪服をかなしみ、久しく墓に廬して常に麁食を喰ひ美味を樂しまず、これ孝子の常の情なり。本朝の秦豐永も天性孝行にして、親を喪して後、つねに墳墓を守り、齋食して十六年に及べりと云ふこと、載せて本朝孝子傳にあり。後漢の樂安の民親を葬して家を離れ、墓に居を移して廬すること二十年、其の間に五子を生ぜし事あり。是れ孝に非ずと太守陳蕃が怒りしこと古來評あり。繁を恐れて記せず。今孟熙は孝實なる故に其天感として鼠來りて富を與へしなり。

總じて鼠は神靈なる物なり。是れ大黑尊天の眷屬にて、愛すれば福德あり、惡めば怨をなす。昔い鼠に食を施して死するを救ひたれば、其後一顆の珠を捧げ來りて恩を報せしこと異苑にも見えたり。此外、家鹿の類はなはだ多し。本草綱目に春秋運斗樞に曰く、王樞星散して鼠となる。抱朴子に曰く、鼠三百歲なれば仲能と云ひ、一年中の吉凶を知ると。或は火鼠あり、其の毛を以て布とす。汚るゝときは之を燒く。即ち淸し。是を火浣布と云ふ。南海に銀鼠あり、白色にして銀の如し。重さ數

ふ。按の如くに强を抑へて弱きを扶けて百姓之を稱ず。終にいみじき家とぞなれり是れ孝の志し實なるに依てなり。嗚呼、孝道の大なる仰いで信ずべし。委は孝感錄の卷に記せり。又社日の祭とは、禮記の月令に、元吉を擇んで民に命じて社せしむ註に曰く、社は后土なり、民をして之を祀り農を祈らしむ。春分の前後に近き戊日を謂ふ。元は吉なりと、云云。杜工部が詩に、九農德業を成すと作りしも社日の詩なり。

第六　孟熙孝感に依て黄金を得る事

敬誠錄に記せし蜀の孟熙は、性至つて孝にして、父母に事ふるに承顏旨に順ひ、溫凊定省時をたがへず。他に出づれば必ず告げ、歸れば又告ぐ。父母のために辛苦すれども、曾て勞とせず。故に父母常に人に向つて曰く、我れ家貧しけれども一の曾參を養ひ得たりと喜ぶ。父母共に喪して哀號人に過ぎ、容瘦せ骨を顯せり。幾ど性を滅するに及べり。墓を築きて、すなはち苫を布いて其の上に寢處す。是の如くなること廿年曾て鹽酪を食はず。人皆その孝を感す。一日、鼠ありて穴に入ること數回、熙見て奇

に至る。もし死したらば不孝なり。かの曾子の絶漿、子春の不食、古人評ある事なり。故に異朝にても、周の末より喪紀寝弛みたると聞きはんべる。本朝も亦風俗次第に衰へて、昔のごとく喪に死したる者希なり。

第五　王脩が喪を哀むを見て里人祭を止る事

魏志に記せる王脩、字は叔治は、北海營陵と云ふ所の人なり。七歳の時、其里の社日祭に母死したり。此の祭は秦の代には、一年に一度あり。漢の時は、春秋二季に民ども集りて祭をなし、農事を祈る。其中に獨り王脩哀み哭すること限りなく、又一周忌に當て去年の今日母を喪ひたりとて、水食を絶し痩衰へて哭悲む。隣里の人々、此ありさまを見て、是の如く親の喪をかなしむ中に歌祭らんは、義にそむけりとて、皆その祭を輟めけるとなり。

按ずるに、哀實なれば人を感ぜしめ、天感もあることにや。魏の太祖、王脩が家内を御覽じけるに、はなはだ貧しくして五穀は十石に足らず、書は數百卷に及べり。太祖大に感じ、是孝子のみか學問を好む者なりとて、擧げて魏郡の太守となしたま

とにて、其里には今も能く知りて物語にする人あり。故に茲に筆す。

第四　閔子騫喪過ぎて未だ琴を彈ぜさる事

孔子の家語に、閔子騫三年の喪過ぎて、孔子より琴を與へて彈ぜよとあれば、閔子騫切々として哀みたり。子の曰く、閔子は哀を未だ忘れず、是れ君子なりと稱したまへり。又禮記に見えし子夏は、孔子の弟子なり。親の喪過て孔子に見えし時琴を與へたまへば、子夏之を彈じて曾で聲を出さず、哀を未だ忘れず、先王禮を制して敢て過さずと云へり。まことに是れ哀情の深きかな。三年の喪過ぎても未だ歌はず。禮記に云く、隣に喪あるときは舂くに相せず、里に殯あるときは巷に歌はず。と又論語に、子ある者の側に食するときは未だ嘗て飽にせず、子是の日に於て哭するときは歌はずと云へり。誠なる哉、斯の辭。聖人情性の正を見つんべきなり。

按ずるに、昔は親の喪を悲みて、或は喪に居ては水漿口に入らず、形も瘦衰へて死に近かりし輩みな孝子と稱せり。然れども甚だ喪を哀んで喪中に死したる者あり。孝經傳等に數多記したり。本朝、藤原良仁、同良縄の類、或は喪中に死し、又は危

家貧くして能く養ふことあたはず。姉の伊麻は竹内村にあり、弟は今市に住し、兄弟半月を分て養ふ。竹内と今市と、其の間十四五町あり。父今市にあるときは、姉主人の役を勤め終りて、毎夜今市へ來り夜中孝行を盡し、早朝竹内へ歸る。此のごとくすること數年なり。又長兵衞は、桶の輪がへに毎日かせぎ歩く中にも、朝は所の道場へ負ひ參り、つれ歸りて食事を調へ、夕は早く仕廻ひ、又寺へ詣で、心の及ぶかぎりは孝行をつくせり。見る者感ぜずと云ふことなし。然るに寛文の頃、疫痢大に天行、里人多く死す。父も亦此の痢病を患ふ。兄弟心を盡し、東南に往き西北に求めて、醫藥をすゝむれども、曾て驗なし。或醫の云く、鰻魚を羹として用ひば病治せんと。兄弟聞きてしきりにもとむれども得ず、其日の暮かたに、伊麻出でて水を汲み歸る。其の桶の中に物あり、怪み見れば形蛇の如し。おどろき火をとぼし、能々見れば鰻魚なり兄弟大に喜び、天に向つて拜謝し、即ちこれを父に進む。その病たちまち愈たり。里人此の由を聞き、彼の鰻魚の餘を求め痢病人に與ふるに、一人も瘥ずと云ふことなし。鄕里みな感じて、これ偏に孝行の德なりと評す。此事つひに國守に聞えて、彼の兄弟の者を召して、扶持を賜はりけりと云へり。右浮たることにあらず、未だ遠からざるこ

孝子傳にその例あまたあり。知道と云ふ者の墓に哭する時は、多くの鳥類來りて共に啼哀みける事、李花が作二孝の賛に記したり。又唐の張士巖と云ふ者、極めて孝行にして、父病んで藥に鯉魚を用ひんことを願ふ。然れども冬月の頃なれば、池水凍りて得がたし。甚だ哀みて所々に求む。然るに忽ち大なる獺ありて鯉魚を喰へて庭前に置去る。士巖よろこびて父に進む。これを用ひて病忽ち痊たり。世人みな孝感なりと稱す。その後、父を喪して、ふかく哀み、即ち父の墓に廬して、朝暮慟哭す。虎狼鳫鳩等の禽獸、その邊に來て共に悲み鳴きたる事、唐史に見えたり。又本朝にもかゝる孝感あり。和州今市村に、兄弟の孝子あり。姉を伊麻と號し、弟を長兵衞と云ふ。母喪して甚だかなしみ、形瘦せ骨を現せり。そののち父又後妻を求む。此の腹に二子を生ず。徐母、嚚しくして繼子を惡む。然れども嘗て恨みず、實母の如く孝行す。其の後、父後妻と心を合せて先腹の子をすて、後妻の產る二子をひきつれて、居を大阪に移す。繼子茫然として賴む所なし。故に姉は人の婢となりて、竹内と云ふ所に居し長兵衞は桶を造りて業として、今市に居す。其の後數年を經て、繼母又二子も死し、父獨身に成りければ、長兵衞兄弟は急ぎ大阪に至りて、父をともなひ歸る。然れども

く標せり。然るに、二十一歳にて父を喪し、愁へ悲むこと甚しく、道行く人も其聲を聞ては哀を催して、共に涙を流す者多かりき。其後、母に事へて孝をつくせり。幾ほどなくして、又母も終れり。悲み禮記の數に過ぎたり。血涙を流し、水食通せずして形瘦せ骨を現せり。哭悲むときは、白鶴一雙來て共に憂聲を出し啼きけり。時人皆云ひけるは、處默が孝行ある故に鳥類までも共に感じて啼くなりと評しける。又父母の祭に墓に悲むときは、鴈あまた來りて共に悲き聲をなせり。隣に韓康伯と云ふ人あり、其の母勝て賢明なる人にて、處默が泣く聲を聞く度に、さても父に別れて嘆き母を先てゝ悲む人は、是の如くその哀を致すべき事なりとて、食する箸を投げ捨てて共に悲みたまひ、我子の康伯に告げて、汝もし冥加ありて天下の宰相になりたらば、王陰之が如き者をば擧げ用ひて高官に任ずべしと語れり。然るに孝道世に標れて、其の後彼の康伯が攝政になりし時、處默を淸級と云ふ官に昇せて左衞將軍となせり。誠に是れ孝行の至れる故なり。父母の喪に哀を極めしゆえに、道行く人、隣人及鳥類までも其感を催せり。是れ天地を動し鬼神を感ぜしむるは、只孝道の至德なり。

按ずるに、孝感の篇に吳陰之と書す。又父母の喪に悲むを鳥類畜類、共に哀むこと

ず悲む聲に依て出る。血の出るは聲に由らざるなり。今子皐が悲むは聲なし。其の涕血の出る如し。故に血に泣くと。(泣て聲なきは血の下るが如し)。未だ嘗て齒を見さずとは、笑ふことの微きを言ふ。疏に曰く、凡そ人の大に笑らときんば齒の本を露す、中ば笑ふときんば齒を露す、微し笑らときんば齒を露さず、云云。接するに、高柴は孔子の弟子なり、姓は高、名は柴、字は子羔、齊人なり。孔子よりわかきこと四十歳と孔子の家語弟子行の篇にも見えたり。初めて孔子に見えしより戸を出入するに、未だ嘗て禮を越えず、往來に孔子の影をも履まず、戸を啓いて出づるに蟄るを殺さず、春夏生じて長養する草木をも折らず、專ら親に孝あつて、血に泣くこと三年なりと云へり。是れ哀の至れる哉。

孝感錄に記せる孟莊子が傳、今と全く同じ。是も孔子の其の孝を稱めたまふ、繁を恐れて記さず、他日往いて披け。

第三　王陰之喪に泣き隣人之を感ず

晉書に見えし王陰之と云ふ人は、字を處默とも云へり。儒道を能く極めて、其名を高

り。子張が問ふ意は、天子不言ならば、諸政廢れて天下亂れんとの心なり。宰予が、三年の喪は久し、君子三年不禮ならば、禮必ず壞れんと云ひたるに似たり。是も天子の喪は陰默すると云ふ事に達せずして問ひたり。百官己を總て以て冢宰に聽くと云ひたるにて、子張も心得たり。三年の間は、臣として其の君に問はず、百官自ら職を守りて、冢宰すなはち王治を佐けて、君に代りて命令を行ふ。是れ居喪三年全く言語を絕すと云ふにはあらず。萬機の政を綺行ざるを亮陰と云ふなり。本朝にても、諒闇の間は、布のもかふあら〳〵と倚廬の御所に居たまひてなどいへり。喪服の事は悉くは議ずべからずと、往昔、我が師小出氏の給へり、故に今も之を略す。

第二　高柴喪に居て血に泣く事

孝子傳に記せる高柴は、親を喪してより以來涕泣して血淚を流すこと三年、いまだ嘗て齒を見して笑ふことなしと云へり。禮記に曰く、(檀弓上篇)高子皐が親の喪を執る血に泣くこと三年、未だ嘗て齒を見さず。(註に曰く、子皐名は柴)。凡そ人の涕淚は必

孝道故事要略卷五

春鶯廓元編輯

第一　殷の高宗三年言はず

論語（憲問の篇）に、子張が曰く、書に云く高宗諒陰に三年言はずとは何と謂ふことぞ。子の曰く、何んぞ必しも高宗のみならん、古の人は皆然なり、君薨ずるときは百官已を總て以て冢宰に聽くこと三年と。（孔安國が註に、武丁は殷の中興の王にして、德高く貴ふべきゆえに高宗と號すと、云云）

按ずるに、朱註に、諒陰は天子の喪に居たまふ名なり。未だ其義を詳にせずと云へり陰の字を闇に作れり、梁庵とも書せり。書經の說命の篇には、諒を亮に書きたり。鄭氏が註、王況が註、孔安國が註、諸說同じからず。夫れ天子は常に萬民の訟を聞きたまふべきを、默して聞召さゞるなり。高宗、父王の喪に憂へて、三年の間は陰默して歎き哀みたまふなり。子張は孔子の弟子、孔子より少きこと四十八歲とあ

孝道故事要略卷五目錄

かり、神霊之を衛る、嗚呼行ふべきは孝道なりと。朱良吉、己が心を割きて母の薬とす。母は愈えても己既に危に至る。然れども孝心の實あるゆゑに、母の病も愈え、己が命も存して八十餘にて終れり。是孝感の致す處なり。又元の湯霖と云ふ者至て孝行にして、母熱病を苦んで、六月の頃なるに氷を願物とす霖堪へがたく悲んで、炎天にこれを祈り、夜池の上に哭す。不思義なるかな、池水忽ち凍りて寒天の如し。持歸りて母に進む。其孝感のゆへにや、母の大熱立にさめて終に癒えたり。彼の孟宗、曇恭が類と日を同して談ずべきことなり。

孝道故事要略巻四終

子春家を出ざるの事跡は前に記したり。孝經列傳十二章に孝子二百七人、又孝順事實に載する孝子二百餘人あれども、嘗て股を割き、身肉を毀傷る者を記せず、是父母全うして生む、子も全うして歸すの所以なり。いかに父母の病を愈さんとて、我身を毀ひ傷りて死したらば、父母を養ひ看病する者は何人ぞや。能々思ふべきことなり。予一日、南村先生の記せし輟耕錄を閱するに、朱良吉が母の病に、良吉己が胸を割て肉をとり、粥として母に與ふ。母の病は愈えたれども、良吉が胸の疵裂くること其の廣さ五寸に及ぶ。故に氣躍り出て痛甚しく、言ふこと能はず、已に死に近し。里の輩來て憐み、處々の名醫を尋ねて、漸々と愈えて活ることを得たり。南村の曰く、夫れ孝は百行の宗たり。人は父母の遺體を以て生れ、乳哺養育の苦勞、其の恩極りなし。然れども、心を剖き、股を割き、生を傷ひ死せんことを恐る。父母は存へても子は死す。故に禁止の令あり。今の世に、其の父母に悖逆ふ者、良吉を視ば何んぞや。良吉が輩は、門に旌して孝子と稱じ、世の敎勸ともなるべき者なり。太上感應の篇に、所謂る孝なる者は、人之を敬ひ、天之を祐け、福祿之に隨ひ、衆邪之に遠

愈ゆべしと。友貞みづから股の肉を割て、藥に和してこれを服せしむ。母の病忽ち愈えたり。孝志世に聞えて、其の門に旌しける。その頃は玄宗東宮に在て、しば／＼召せども至らず。いよ／＼母に事へて孝行をつとむと、云云。

按ずるに、是れ孝子傳に記せし雷天錫が事實と同じ、天錫は年十一歳、父の病甚し。醫の云く、人の生肉を以て、藥に合せ用ひて之を治せんと。天錫聞て、竊に己が股の肉を剃刀を以て割て藥に滿つ。父の病、即時に愈ゆと、見えたり又釋中忍辱太子の緣にも相似たり。大報恩經（卷之三）に曰く、忍辱太子の父母病重し。醫の云く、一生瞋らざる人の肉を以て藥とせば、即愈えんと。太子聞召して思ひ給ふは、我れ生來瞋らず、故に名とす、縱饒國中に瞋らざる者あると云ふと云へども、何ぞ彼を殺して我が親を救はんやとて、自ら身の肉を割て藥に和す。父母の病乃ち愈えたりと、云云。又須闍太子の、身の肉を以て父母に與へたまふこと、雜寶藏經報恩經等に見ゆ。大凡、孝子は身體髮膚を護る是れ卽ち父母に受けたるゆゑなり。故に敢て毀傷破らざるを孝の始とするところ、孝經にも見えたり。何んぞ身肉を割んで是を孝とするや。曾子衾を披き、

曰く、誰か當に汝が怨なしと云ふことを信ぜんや。仙人誓ひて曰く、我れ今大王に少にても怨あらば、毒箭身に在て、又死せん。若し少も怨なくば、毒箭忽ち拔出でゝ疵愈えんと。斯の如く云ひ終るに、即ち毒箭拔て、痛み止みて元の如し。帝釋歡喜して天に歸る。王も歡喜して都にかへり、一國大に孝道に歸すと。（睒經の意）

按ずるに、是ひとへに孝道の實天に通じて、毒箭拔出でゝ疵愈えたり。釋門の中には、之に似たる事跡は尠からず。今は剡子が鹿乳の縁に因て、之を記して以て孝感は儒釋同一なる事を標するのみ、是等の趣を以て勸化孝道の一助とせば、是れ予が志なり。努々近を以て之を忽にすべからずと云ふ。

第十一　王友貞股の肉を割き藥を用ふる事

孝感の篇に載せたる、唐の友貞と云者は、河内の人なり。母の病年を越え愈えず貞甚だ憂へて自ら東南に走り、西北に尋ねて名醫を求む。財物を捨てゝ家業を顧ず、心を盡し看病す。或醫の云く、人の肉を以て藥に和して用ふるときは、即ち

我も乳惕々たり、將に我が子に不祥のことあるにやと。俄に王の御幸の聲を聞て我が子の歸るにあらず、又此の所は容易く人の來るべき處にあらず、是誰人の來る聲ぞや。王の曰く、我は是れ迦尸國の梵摩達多王なり。父母驚きて敬禮して答へて曰く、我が子仙人もし庵に在らば、好華菓なりとも獻ずべきに、今朝より水を汲んと告げて谷に下りしが、未だ還らずと申す。王悲泣して曰く、我れ國王として山に入り遊獵す。獸を射ると思ひて、誤て人を射る。よく〳〵見聞するに汝が子の仙人なり。是れ朕が過なり。我れ今より後、王位を捨てゝ來て盲の父母に仕へんこと、汝が子仙人に異ことなからん。憂苦を生ずることなかれ。父母聞いて大いに驚き悲み、大王に白して曰く、我が子仙人は慈にして孝順なり、大王我に惠み玉ふも何んぞわが子にしかん、又凡人の身として天子を使役せんこと其の恐あり、願ふ所は、せめて我子の死したる處へつれて往せたまへと。王父母を將ゐて、仙人の死したる處に至る。父母屍を懷いて懊惱號哭す。不思議なる哉、仙人忽ち蘇りて目をひらき、父母を見て喜ぶこと限りなし。時に天の帝釋來て仙人に問ふに曰く、汝ち大王に怨ありや。答へて曰く、豈少しも怨みん乎と。帝釋の

雜寶藏經に見えし摩迦仙人は、至つて孝行にして、常に好味の菓を採り、又は甘美の水を汲んで父母に供す。父母年老て、兩眼盲たり。仙人常に閑靜の處に父母を置て意を慰め、若し出行すれば其の方處を告げ、歸るときんば先づ對面して中心に樂み喜ひ、つねに奉事するに少も勞を顧みず、大小の便利の不淨物も仙人自ら洗滌して、毛頭も父母の心に悖ふことなし。一日、父母に告げて、水を取んためめに瀧水の處に至る。時に國王梵摩達王、群臣と共に出てて遊獵す。仙人は常に鹿の裘を着る。王遙にこれを見て、眞の鹿の水を飲むなりと思ひ、弓を彎て之を射る。誤たずして仙人の身に當る。仙人高聲によばはつて曰く、一箭已に三人を殺す。斯の苦み何ぞ忍ぶべきや。王此の聲を聞て驚き弓矢を投げて往て見ればまことの鹿にあらず。王、勅問して曰く、斯の山中に仙人ありて、仁慈孝順にして盲たる父母を養ふと國中に稱嘆す。今汝は其人なりやと。仙人答へて爾なり。然れども今此の苦痛は少しも悲まず、我たゞ父母年老て、殊に盲たり、今より飢乏くて養ふ者なきことを憂ふと。王卽ち彼の父母の庵に至る。父、時に妻に語て曰く、我が眼數〻瞤き動く、おそらくは我が子大なる禍あるにや。妻も亦曰く、

ると、云云。

按ずるに、睒子鹿皮を着て、數多の鹿に交りたる其の孝心最も深しと云へどもまた危きことなり。若し狩人のために射られたらば、忽ち鹿乳奉進の計も虚かるべし。孝心の實なる故に、必死の鏃を幸に免れたるものなり。父母の病に藥とて求むることなれば、定て鹿乳の眼病に宜きならん。若し左なくば、何に親の望なればとて、非常の物は廣く良醫に問ふて、其病に禁好をよく〳〵察して用ふべきなり。たとへ親の望むところなりとも、其病に宜しからざる物を敢て進むることあるべからざるなり。又睒子が傳新蒙求には、君主の獵にて箭を以て射たまへば、睒子悲んで曰く、一箭に三人を殺せり。我れ父母あり、老て目暗し。我死せば父母も飢て死せんと云ひて、つひに死せり。王哀みて彼が父母を尋ねて養ひたまへりとあり。孝感の篇之に同じ。是れ睒子經に見えし事なり。則これを左にす。

第十　睒摩迦仙人孝心天に感ずる事

母の看病も他人を憑み、病床へは時々來て食物も敢て試むることもなく、奴婢の輩に打任せて疎略にすること、嗚呼不孝の至なり。雲州の伊達氏、自ら父母に事へて、嘗て家人從者に任せざること、載せて本朝孝子傳に見えたり。故に贅せず。

第九　睒子病親の爲めに鹿乳を求むる事

孝德傳に見えし睒子は、嘉夷國の人なり。孝行に名を鳴る。父母老ひて眼を患ふ。或醫の云く、鹿の乳汁を以て藥に用ひば、卽ち愈ゆべしと、睒子、元來至つて孝行なる者なれば、何とぞして鹿乳を得んことを晝夜思按せり。然れども、鹿を殺しては乳の出ることなければ、只生捕にせんことを計る。故に思惟して、鹿皮を其身に着て群る鹿の中に入りて、乳あらん鹿を見て捕んと交り窺ふ。然る處に獵師來りて實の鹿と思ひて、旣にこれを射んとす。時に睒子聲を擧げて、是は實の鹿にあらず、我は睒子と云ふ者なり、親の眼病の藥に用ひんために鹿の乳を求むる故にかくの如くすと云ふ。獵師聞きて其の孝心を感じ、つひに弓箭の難を免れけ

第八　晉の盛彥母の盲を憂へて悶絕の事

搜神記に見えし晉の盛彥は、字を翁子と云ふ。廣陵の人なり、母の王氏、眼病を患へて苦む。盛彥心を盡して醫治秘術を盡しぬれども驗なく、終に盲たり。彥自ら侍養す。一の小婢あり、看病すること疎なるを以て、母數これを撻つ。婢怒り恨みて、彥が外に出たるを待て、竊に蠐螬を取りて炙物として、飴を施て母に與ふ。母之を食して美なりとす。然れども、尋常の味にあらざるを怪みて、密に藏して、彥が歸るを待て之を示す。彥、之を見れば不淨の物なり。(蠐螬は穢惡の虫)おどろき憂へて、母を抱へて慟哭(慟哭は哀の極なり)して忽ち息絕えたり母歎くこと甚し。暫して彥蘇る。時に母の兩眼忽ち豁然として開くと、云云。

按ずるに、孝經列傳にも、盛彥蠐に泣くと記して、具に今の如し。孝感錄には三國の人とす。尤も粲じき孝子なり。今の世の輩父母病ありて食を進めんには必ず自ら試て、曾て奴婢僕從の輩に任することなかれ。是れ前に記せし、漢の文帝の湯藥も嘗めざれば進め玉はざりしこと思ひ合すべし。然るに今時は、父

按ずるに孝經列傳に記せし、天祐と云ひし人、父眼を患へて、つひに明を失す天祐號泣して、天に祈りて之を舐れば忽ち再び明なりと。又舍潔と云ふ人、父の眼病を苦んで醫術驗なきを悲み、天に禱りて身を以て代らんと願ふ。法師ありて敎へて、無量壽經の惠眼見眞能度彼岸と云ふ文を授く。舍を棄て寺とし祈る。忽ち清水湧出づ。之を以て洗へば、父の眼、立に明なり。時の人、孝感水と名づけしと孝感篇に見えたり。又劉政が母の眼を病むも、政舌を以て舐ふに忽ち明なること元の如し。又孝忠が母、明を失す、忠甚だ悲んで天に祈り、朝暮舌を以て舐るに、年を經て明なりと云ふ。載せて孝順事實に見えたり。皆同席の孝感の談なるべし。本朝にも和州に孝女ありて、母の眼病をなげき、身自ら單衣になりて長谷の觀世音に詣でゝ、母の明ならんことを祈る。其志の誠なるにや、或夜の夢に、大士光明を放ちて來らせたまひ、鉢に伽持水を入て柳の枝にて母の眼に灑ぎたまふと夢みて、明朝、母の眼たちまち明なることを得たりと、長谷寺靈驗記に見えたり。是孝感にあらずして何ぞや、信ずべきなり。

母を養ふに至て孝なり。家貧くして自ら耕す。母眼病を患へて、終に盲たり。希仁甚だこれを悲んで、名醫を尋ねて治療百計すれども、更に驗なし。夕毎に天に祈て北辰を拜し、母の眼を明にし己が眼を代んと願ふ。其志の實なるにより、夜空中に聲ありて、汝ち舌を以て母の眼を舐るべしと。希仁聞て大に喜び、即ち母の眼病を毎朝舐る。妙なる哉、閉眼たちまち開きて、而も明なり。又其の後、永樂年中に洪水ありて、民屋こと〴〵く漂沒す。希仁と母も共に流れ失せぬ。然るに母子一樹に取付き流に隨て行くこと十里許にして海上に出づ。其夜郡主の夢に神人來り告げて曰く、艤して待つべし、明日潮のみつる時、漂流せし希仁母と共に此浦へ寄らん、速にすくふべしと。郡主神託を守て舟を用意して海上に出づ。日中に、希仁と母と一樹を懷きて風に任せて汀へ流れ寄る。郡守舟に乘せて歸る衆人孝感のゆゑなりと嘆ず。郡守問ふて曰く、汝ち何なる孝道を竭してか是の如く天感を蒙るやと。仁が云く、我元來愚にして、曾て孝道をしらず。唯平生に一飮一食の間も敢て母を忘るゝことなしと語る。郡主感じて、其家にたまものして孝德を惠めりと云ふ。

とは本二つなし。何んぞ今君を蔑にして能く孝なる者あらんやと論せり。按ずるに然らず。黔婁も官を棄てゝ歸り、今の劉濳も亦爾り。朱壽昌も同く官を棄てゝ母を尋ぬ。皆是孝子と稱して、忠なきの謗りなし、憶ふに、夫れ只母の病を而已悲みて、餘は皆忘れたるに似たり。譬ば、孟宗が母に筍を進めんことをのみ思ひて、時節の嚴寒を忘れたるが如し。その例すくなからず。又或儒者評して曰く、孟子の曰く、不孝に三あり、後なきを大なりと爲すと。然れば、則父母沒すといへども、身體を全うして、天子は宗廟をまもり、諸侯は社稷をまもり。庶人は其の家を相續して父母の神靈を祭るべきよし、孝經にも見えたり。故に曾子、閔子の大賢にして至孝なるも、未だ嘗て哭死せず。予恐らくは劉氏に習て、孝子の命を亡んことを。此身は父母の遺體なり、敢てそひなひやぶる事なかれ。

第七　明の陳榮母の眼病を悲む事

皇明通記に見えし、陳榮、字は希仁は、建州甌寧の人なり。幼少にして父を喪し

定陶に居せしに、母の病と聞きて宮を棄て三日三夜眠らずして歸る處に、早や母死したまふ。空しき骸を見て血の涙をながし、慟哭して忽ち死せり。其妻も亦潜が死したるを哭して同く死す。時の人、舉て曰ふ、子は孝に死し、妻は義に死す三人の塚を並べ築きて孝義塚と名づくと、云云。

按ずるに、母の病を聞て宮を棄て歸る。是れ孝ある事を知て忠を忘れたるに似たれども、母の別を悲んで忽ち血を嘔て、其の身も死に至ること尤も哀なる孝心なり。又孝經列傳に記せし、德饒が親の病を苦んで、終日食せず、十旬衣を解ず、哀慟して血を吐きしと同じ。潜が妻も夫の死を悲んで同く死す、尤も哀の極りと謂ふべし。本朝にも藤原の伊周罪あつて播州へ謫さる。母高階氏、病んで死旦夕にあり。只、伊周公を一回見んことを願ふ。此旨播州へ聞へければ、伊周悲みに堪へず、ひそかに謫所より歸り、母子相見えて幾ならずして母死したまふと云ふこと、榮花物語に見えたり。是母の病と聞きて、たとひ極刑にかゝるとも苦からずと、密に配處より歸りたまふ。是は母の病を悲んで、公の忠をも忘れたるなり。私に謫處より歸るは、是れ君を蔑にするに似たり。忠と孝

動と稱する今猶有りて、洛の淨花院の寶物とせり。又深草の元政、釋氏二十四孝を撰んで、今の證空を載せたり。是儒釋の門異にして、師父の差ありと云へども、其志の實孝なること異域同轍の所談なり。禮記に曰く、憂ある者は席を側てゝ坐り、喪ある時は席を偏にして坐ると云へり。集註に曰く、憂あるとは親の疾ある時、或は他の禍患を謂ふなり。側とは、獨り一席に坐して、客人など待つ座席をなすまじきとなり。憂ある爲なりと見えたり。聖人の戒め深い哉。然るに、今時の人は父母の病あるに、悲み憂へて心を竭すことは思はず、却て殊の外に此の間は看病に氣鬱したりとて、人に勾引れ人を誘引なんどして此の慰み彼の遊とて、病床にある父母をも顧ず、日を暮し夜を明して興を催す輩は、神明佛陀の照覽恐るべきの甚きにあらずや。

第六　劉潜夫婦孝義に死する事

宋書に見えし劉潜と云ひし人は、至て孝順にして、幼少より曾て二親の命を背かす、人皆その孝を賛美せり。父は先き立て母を養ふ、其の孝尤もはなはだし。身

嘗めて、其味苦くば病愈ゆべし、味甘くば死すべしと。黔婁、卽時に糞を嘗るに甘かりければ、なを〳〵心を苦めり。何とぞして此囘父の命を救はんと思ひて、心中に祈誓して、夕毎に北辰に祈りて、已が身を以て代らんと願へり。誠に孝の志し深きにや、果して父が難治の病も治し、已も安全なりしとなり。

按ずるに、大明の易直、字は子順と云ひし人も、同じ父痢を病んで、其の糞を嘗めて甘を悲み、北辰に禱りて身を以て代らんと願ひしに、父死しければ、墓に廬して孝實をつくせし事あり。又孫文原が父も痢を病んで、糞をなめて甘し死すべきを知て天に禱りて父の病愈ゆ。是等の輩、皆孝子と稱して門に旗を立て、天下に名を發せりと孝感の篇に載せたり。又孝德傳に、隋の田翼が、母の痢疾を試みんとて、母の穢惡を嘗む、ついに母終りければ、甚だ哀慟して同く死す。時の人、厚く葬りて孝墳と名づけし事も、今と相似たり。本朝の釋證空、三井寺に居して、師の病甚しきを悲んで、身を以て代らんと祈りければ、師の病愈え、其身常に不動尊を崇みけるに、不動尊又其の病を受けて、身より汗を出し兩目に涙を流したまふ事あり。此の事、元亨釋書に得たり。世に泣不

を助け、忠孝のつとめも醫にあらざれば有べからず、人皆病あり、病にをかされば其の憂へ忍びがたし、醫療を忘るべからずと云へり。父母恩重經に曰く、母暫く睡ることを得ば、其の喘息を聽いて、廣く良醫に問うて病に應じて藥を贖うべしと、云云。是れ則ち父母に病ある時は床の邊を離れず、晝夜看病して寢入りたまはば其呼吸等を能々聽いて、自らも醫書に依て工夫を盡し、又醫者を求めて治療の方便を憑むべき者なりとの意なるべし。

第五　庾黔婁糞を嘗めて心を憂ふる事

南史に見へて庾黔婁は、南齊の時の人なり。(南齊は南朝なり)。出仕へて孱陵の令となれり。未だ十日も過ぎざるに、忽ち心驚頻にして身より汗出ければ、何樣にも是只事にあらず、古鄕の父に疾ありと知りて、官を棄てゝ急ぎ歸へりければ按の如し、父疫痢を煩付て二日目なり。一門も集りて看病するに、黔婁が歸へるとの甚だ早きを見て怪めり。黔婁始終をかたり、父の病甚だ重し命も危きことを憂へおそれて醫師に問ふ。醫の云く、父の病愈ると愈ざるを知らんと思はば糞を

猶自ら醫學を志して其の精妙を究め、其の藥を調合するに、心中に深く父の病を悲しんで涙を流しながら藥種を採る手にて涙を揮ふ。終に一日泣閉して眇となれり。斯の如く深く孝なるを武帝聞召して仲堪を召出して令尹の官に昇し玉ふと云へり。常に醫を學んで捨ず。又老子經を好みけるにや、三日道德經を讀まざれば、舌の本間强きと云ひしも此の人なり。總じて孝行に志し深からん者は誰人も醫術を習らべき事なり。是自身も身を全うして長く父母に事るべし。父母の病める時も、看病のため又常に保養のために好し。司馬溫公曰く、父母疾あらば、當に醫を迎へ、方を驗し、藥を合すを以て務と爲すべし。親に事つる者亦醫を知らずんばあるべからず。伊川先生の云く、病んで牀に臥す、之を庸醫に委ぬ、之を不慈不孝に比すと。又古人言へることあり、曰く、人の子として醫書を讀まざれば由て不孝と爲す。この故に、異國の人は能く醫を學べり彼の東坡、夢漢の類も醫を學んで、蘇沈良方を作せり。杜子美が詩に、多病にして用うる所は、惟藥物微軀、此の外に復何をか求めんと作りたれば、醫道を學びたると見えたり。吉田の兼好が徒然草に、次に醫を學ぶべし、身を養ひ人

ふ。僧垣が曰く、豚洪實なれば此れ宿妨あり、大黄を用ゆるにあらずんば差理なし。帝從て遂に愈ゆ。然るときは毒藥を用ひて病を攻むること、必ず人の虚實に隨て置る處と。愚按するに、先づ之を嘗むと云ひて、飮むと云はず。然るときは、少しばかり味うのことなり。若し大きに飮むときは、あやまちあらん。孝子必ず猥に服して覆轍を履むこと勿れ。

第四　殷仲堪藥を執て涙を揮ひしに因て眇になる事

晉書に見えし殷仲堪は陳郡の人なり。父は晉陵の太守なり。初め、父病んで年を積む。仲堪衣帶を解かず、躬ら醫術を學んで其精妙を究む。藥を執て涙を揮ふ、故に遂に片目眇となる。喪に居て容毀せたり。孝を以て世に聞ゆ、孝武帝召して中庶子と爲す、云云。（醫學入門之に同じ）

按ずるに東晉列傳に、晉の陳郡といふ所に仲堪と云ふ者あり。其父殷師と云ふ者病めり。仲堪甚だ憂へて晝夜衣帶を脫がず、良醫を求めて養生の術を尋ね、

嘗めこゝろみざれば父母に進め玉はず、御母の病みたまふときは、衣帶を脱かずして夜も安臥したまはずして事りたまうとなり。誠にありがたき孝德哉。論語（鄕黨の篇）に曰く、季康子藥を饋る。拜し之を受く、曰く、丘未だ達せず敢て嘗めずと云へり。謂ふ心は、季康子と云ふ人より藥を贈り、孔子其の藥を拜して受けて飮み玉はず。後に孔子季康子に告げて曰へるは、我に藥を賜はると云へども、其の藥の療する所を知らず。若し不相應なれば却て如何と敢て嘗めずと云へり。拜して受くるは禮なり、嘗めざるは智なり、告ぐるは信なり、寔に直哉。身體髮膚を父母に受けて敢て毀傷らざるは孝の始なれば、身を謹んで心元なき藥は嘗め玉はず。或る醫云く。親疾あつて藥を飮むときは、子先づ之を嘗むと云ふこと、必ず明辨あるべし。凡藥は、其の人の寒熱虛實にしたがつて之を用ふ。無病の人、嘗めこゝろみて何ぞ應ぜんや。たとへば梁の武帝、發熱に因て大黃を服せんと欲す。僧垣が曰く、大黃は乃し是れ瀉藥なり、至尊年高は輕々しく用ゆ可からず。帝從うことなし。幾ど危困むに至る。元帝（梁の三主、武帝の子）心腹の疾あり。諸醫咸く平藥を用ひて漸に宣通すべしと謂

家は貴賤を論せず、必ず内外兩官の神あり。若し能く之に事へば、天神日夜に其の家に降臨玉はんと、云云。あゝ神明佛陀の感應も只孝行の人にあるべき事能々思ふべしと云ふ。

第三　漢の文帝目睫ず衣冠を解き玉はぬ事

前漢書に見えし漢の文帝は至て孝行にして、母の疾病年を踰ゆ、文帝目睫かず、衣冠を解がず、湯藥も嘗めざれば進めす。（睫は韵會に目の動く貌なり）

按ずるに、文帝は漢の高祖の御子、母の名は薄太夫人と云ふ。疾病年を踰ゆとは孝經列傳に、嘗て病むこと三年とあり。睫とは目の中の小毛なり。文帝、母の病に侍して目睫を交せず、心惟母の病に注して其の睡を忘ると、日記故事大全に見えたり。然らは暫くも眠らず晝夜看病したまへり。湯藥を嘗めざれば進め玉はずとは、禮記（曲禮の下篇）に曰く、君に病ありて藥を飲むときは、臣先づ之を嘗む、親に疾ありて藥を飲むときは、子先づ之を嘗むと、云云。謂ふ心は、藥の味を嘗めこゝろむるなり。文帝は孝行の志し甚しく、朝暮食物をも

乃ち天下の人、通じて之を孝と謂ふ。猶ほ孟子の達尊なりと言ふがごとし。武王は、大王王季文王の緒を纘で以て天下を有ち、周公は、文武の德を成して以て其の先祖を追崇めり。此れ志を繼ぎ事を述る大なる者なりと云へり。大孝と至孝と達孝との不同を、此書の首の卷に記したる故に之に略す。天下萬世に至るまで人々異ること無く、武王の孝なることを稱ず。誠に有りがたき孝心なり又元の英宗、太子たるとき、父仁宗不豫なり。英宗十七歳、憂へ悲んで色を變じ毎夜、香を燒て天に禱り、身を以て代らんと請ふ。終に仁宗崩す。歎き悲み玉ふこと禮に過ぎ、數日食斷て粥を食して流涕哭慟したまふ。左右の群臣みな感動せりと孝感の篇に記せり。本朝仁明天皇の太皇大后に朝覲して御簾の前に北面して跪敬たまふを左右の大臣みな〳〵涙を攬ふて、孝敬の道は天子と云へども同じと感じける事、續日本紀に見えたり。又舜の帝位にありて父の瞽瞍を禮し、漢の高祖の太公に朝し給ふも、皆同日の孝譚なり。和論語の中に、龍田大明神の託言あり。曰く、人の兩親は卽ち是れ内宮外宮の神明なり。汝等善く之に事へずして外に祈り求むる乎と、云云。又三島明神の託宣にも、人の

づねたまふ。或る時、王季疾ありて、起居安からず飲食進み玉はずと告す。文王其の氣色大に憂ひ、行きたまふに正しく履み玉ふこと能はず。なげきて御殿に入り御氣色を候ひたまひ、夫れより父王に食を上るときは、必ず察に自ら寒暖の節を見て之を進め、御膳の下るときは、其の供御の多寡を問ひて、多く食したまふときは文王も能く食し、父王の食寡ときは文王も亦食し玉はず。此の如く萬事に心を盡して養生したまへり。是れ誠に憂を致す孝なり。

按ずるに、時化が孝經列傳に天子の孝二章を記して、禮記の文王世子の篇を引て曰く、周の武王は文王の世子なり。文王は王季に事へて安否を問ひ膳を見、一日に三たび朝したまふ。故に又武王も帥て孝行甚しく、文王疾あり武王衣冠を脱ずして養ひ玉ふ。文王一たび飯し玉へば一たび飯し、文王再び飯したまへば亦再び飯したまふ。旬有二日にして乃間ゆと。（間は集註に猶ほ瘳ゆるがごとし）誠に父々たれば子々たり。文王の父に至孝なりし故に、武王亦文王に大に孝を盡したまへり。中庸に曰く、武王周公は其れ達孝なるがな乎。夫れ孝は、善く人の志を繼ぎ、善く人の事を述ぶる者なりと、謂ふ心は、武王周公の孝は、

子を愛して、或は病を憂へて財を惜まず藥を求め、或は佛神に祈り身を以て代らんと思ふ、然れども子は又爾らず。今時の凡夫を見るに、其の長なるに及んでは己が自ら成人したるやうに思ひて、嘗て父母の厚恩を思はず。不孝にして父母病めども少しも憂へず、あまつさへ父母久しく病んで看病に氣が鬱したるなんど云ひて遊山玩水を催して東西に走り行きて父母の病の安否を知らず、酒宴に長じ色欲に耽りて病床へは到らざる者の多し。噫悲ひ哉。我れ夫が爲に、古人の父母に事へて病を憂ひ心身を安んせず、或は其の苦惱に代らんと志を勵して孝を盡せし例を以て、左に記して後人の鑑とす。

第二一　文王父の疾病を憂へ自ら保養し玉ふ事

禮記の注に曰く（文王世子篇）、文王世子たる時に、父母に事へたること日に三度なり。鷄初めて啼くとき起て衣服を整し、文王（王季）の寢殿に到り玉ひて、内庭の小臣に問ひて曰く、今日は父上安全にわたらせ玉ふや否やと。臣答へて、御機嫌好しと申せば、文王大に喜びたまふ。又日中に安否を問ひ、又暮に至てもた

あらんことを憂ひ、病むときんば、則ち或は子の命に代らんと思ひ、又は諸共に苔下に朽ちんものと思ふは世間の親の風俗なり。故に我が子に疾あらば、則ち父母の病となる。其旨、釋の中に兼て佛の說き置きたまへり。父母恩重經に曰く、小大の身、患むときは父母の心酸み、子悲めば母の身永く代らんと思ふと、云云之を以て思へば、我身に疾を得ざれども、子の疾を悲みたまふは只父母なり。然らば又子として父母の疾を悲み憂ふべきこと勿論なり。

按ずるに、論語の大全に雙峯の饒氏が曰く、特に疾ある時に憂ふのみにあらず疾なき時も亦常に憂ふと、云云。されば人の親の子を愛する心深ければ、子疾ある時は父母之を悲み憂へて、晝も食せず夜も寢ず、我が子の爲には寢食も忘れて身心を苦め惱すこと尠からず。只其の子に病ある時ばかりに憂へ悲むにあらず、常に無事なる時も、若しや病の起るべきかと豫め思慮して恒に調護すること、父母の心底に暫も絕えざるなり。世間の人、誰か斯の大恩を受けざらん乎。然らば其深恩を報ずるの心なくんばあるべからず。これ乃ち孔子の、父母は只其病を憂ふと曰へる所以也。嗚呼、人の親はいかなる貧賤の身にても深く

ざるなり。（疏に惰訛て正からざるの言也と）琴瑟を御せずとは樂む心なきを以てなり。肉を食すれども、厭飽て口に味ひ變ずるに至らず。酒を飲めども、酔飲て顏色赤くなるに至らず。齒の本を矧と云ふ。笑ふて矧を現すは、是れ大に笑ふなり。怒て罵るを詈と云ふ。これ甚しき怒なり。是れ皆憂を忘るゝとせり故に之を禁む。又亘軌に曰く、父母の體安からざるを見ては、則ち寢ること能はず。父母の食飽かざるを見ては、則ち食すること能はずと云へり。誠なる哉、古聖の戒。親に病苦あらば子としては憂を致し、はやく良醫を擇び治療せしめ、財を惜まず養生の方便を專にし、少しも緩怠にすべからず。若し金銀の費をいとひ庸醫に任せ、これを忽にするは甚だ不孝の至りなり。

論語に曰く、孟武伯孝を問ふ。子の曰く、父母は唯疾のみ憂ふと。實なる哉、父母の其の子を愛する心到らざるところなし。只懼くば、其の子に疾あらんことを常に以て憂とす。故に人の子も亦以て之を按し、父母の心を以て子の心とするときは、常に父母の疾あらんことを悲み兼て思ひ、正しく病むときんば、甚だ憂へて身に代へて父母の病を助けん事を思ふべき者なり。是れ則ち父母は常に子の病

孝道故事要略卷四

春鶯廓元編輯

第一　父母病めるときんば其の憂を致むる事

禮記に曰く、父母病あるときんば冠者櫛らず、行く時には翔はず、言ふこと惰らず、琴瑟御せず、肉を喰へども味を變ずるに到らず、酒を飲めども貌を變ずるに到らず、笑ふこと矧みゆるに到らず、怒ること詈るに到らず、云云

按ずるに、冠者とは、曲禮に人生れて十年を幼と云ふ、物學ぶ。二十を弱と云ふ冠著ると。されば人生れて二三歲、嬰孩の時分は色を見、聲を聞き、父母を親むと云へども、嘗て苦樂の由來を知らず。四五歲の後、十三四童子の頃ば衣裳食物を貪ると云へども、愛欲の起ること未だ滿ず。斯の故に、父母病あれども至つて憂ふる事を辨へず。今既に冠者と云ふは、二十の人を示して、夫れより上の者を誡めり。櫛らずとは、飾を作らざるなり。翔はずとは、容を爲ら

孝道故事要略卷四目錄

孝道故事要略卷三終

に禱て身を以て代らんと願ふ。及ばずして二親ともに終る。殉憂へ悲み、墳に廬して住す。其の妻も亦孝婦なり。其の門に旗を立て、雙孝と號す。孝德傳に見ゆ。又裴訥之と云ふ人は、其の母鄭と云ふ處に在て、一日しきりに心痛しければ、訥之も亦幷州に在て此の日心痛す。驚きて急に鄭に歸ると云へり。是れ則ち親子元來骨肉同根の上に、孝心相應ひし所以なりと、北齋書に見えたり。又齊の宗元卿と云ふ人は、孤となり祖母に養育せらる。成人して、祖母の病みぬる時は、元卿他所に居ても忽ち心痛せり。大病には大きに痛み、小病には少しく痛めりと云ふ事、南史に見ゆ。かの宋書に見えし、朱循が母の乳汁流れ出し事も、母子同體の故に天性の感召なり。又孝子傳の裴敬彝が心痛も同じ。是等皆是れ孝心の誠の志、暫くも父母を忘れざる所以なり。佛、父母の十恩を說き給ふ中に、第九に遠行憶念の恩と云へるあり。思ひ合せ侍る。父母恩重經等に見えたり。是を以て孝道勸化同席の一助とせん耳。內外敎へ異なれども、その不孝をせめ、不順を誡むることは同じ。ことに沙門は出塵の大孝を常につゝしみ守るべし。

一體の肉身にて親子と分たるばかりなれば、心に孝誠あらば、何ぞ親子の別あらんや。他人にても心相合へば親しきこと共あり。意に合ふときんば胡越も昆弟たり、心に合はざるときんば骨肉も讐敵となると、古人のいへるを思ひ合せ侍る。（文選卅九卷鄒陽が上書に）縱令、骨肉を分たる兄弟にても其志合はざれば、たちまち恐き恐敵となると云へる事、能々思ふべき事なり。近くは吾朝、頼朝義經にて知るべし。胡越の遙なるも心相應へば遠からずと。他人の上さへ斯の如くなれば、曾子の如き心感は初めて驚くべき事にあらず。又唐書に見えし張志寛と云へる人も、至て孝行にして、官に居て歸らんことを求む。官の令、其の所以を問ふ。對へて曰く、母の病あれば我が胸輙ち痛む、之を以て知る。官の令、其の妄かと疑ふ。人を馳はして問はしむ。果して母の疾むこと實なり。官聞て、之を許して家に歸らしむ。母終に死す。土を負ひ、墓を築き、其の上に廬して孝を盡せり。又大明の良弼と云ふ人、他に出でゝ忽ち心痛して汗流る。驚て曰く、二親安からざるべしと。則ち馳て家に歸る。果して母病めり。父も亦病で救ふべからず。良弼悲んで、天

に、父母在すときは遠く遊ばず、遊ぶに必ず方ありと云へり。誠に子として遠く至るときは、父母を去ること遠くして、又日を隔ること久し。然るときは、又父母に疎なり。大全に曰く、親ある者は遠く遊ぶこと固に不可なり。近く遊ぶことも亦將に方あるべしとなり。然らば、たとひ行くことあるにも、遊ぶことありとも、何々の用ありて東へ往き、又云々の事にて西へ往き侍ると、恒に其の方所を父母に告げて出行くべきなり。父母其の子が居處を知れば、おもひ憂ふることも亦輕し。父母の心を以て子の心となすときは、孝子と謂ふべきなり。但し孔子の遠く遊ばずとの玉へるは、是れ常の方なり。もし止むことを得ずして遠く出るは、又變に處するの道あり。聖人は常を云ひて變を云はざるなり。朱子が云く、父母子を愛するの心、未だ少しも忘れず、人の子の親を愛するの心、又特に跬歩の間も忘る可らずとなり。寔に親は少しの間も子の事を忘れず、いろ〳〵と苦しみ氣遣ひして止むことなし。子も亦親の事を一歩の間も忘れまじき道なり。心に親を忘れず孝行の志を思はゞ、其の心父母と合して、互に神感の不思議は今とてもあるべきことなり。元來

能く儒家の綱紀に通じて、孔門道統の傳を繼げる人なり。傳は史記に詳なり。
或時、曾參山中へ薪を採りにゆきたり。其の跡へ曾參母の親しき友來れり。邂逅の珍客なれば、饗應たく思ひなやめども、女の身なれば心に任せず、せめて曾參が早く歸れかしと思ひ、何となく自ら指を嚙たまへば、不思議なる哉、山中にありし曾子忽ち胸痛みて堪へがたければ、何さまにも母の疾るにやと薪を捨てゝ急ぎ吾家に歸りければ、客は早さりて母立わづらひ待ちかねたるさまなり。曾子心の痛みしゆゑに早く歸り侍るとありければ、母の曰く、さもあらん、我れ珍客を得て、もてなさんと思へども、汝の留守なれば何とぞ早く還れかしと思ひて、不覺にわが指を嚙たるが其方の胸に通じたるならん。是ひとへに母子は元同じ血脈のゆゑなりと申されしかば、曾も涙を流して大に感ぜりと云へり。

按ずるに、親子と云ふは元來骨肉一體なれば、孝の志し實あらば、かゝる不思議もあるべきなり。然れども、常に父母を大切に思はざる子は、身と心と各別なれば、縱饒、肉身を分ちたりとも、何ぞ心感あらんや。論語（里仁之篇）

ずして可なり。況乎、大なる杖をや。能々思察すべき事なり。世の人の、常にくちずさむ歌に曰く

父は打つ母は懐て悲めば
實の杖と子や思ふらん

と云へる歌、今更に思合せ侍る。又吾朝、聖徳太子父王の笞たまへる時に、諸王子達は逃たまへども、太子四歳にて父王の棰に進みて、衣を脱で受たまふ。是れ父の怒を休め玉ふ孝志なりと、委くかの傳に見ゆ。父母の杖を受くるに四句ある事、撰集抄に記せり。繁を恐れ贅せず。今曾子も、幼少の時なれば、偏に父の怒を休めんために棰を受けられたるなるべし。成人の後は、極て孝行なる人にて、孔子孝道の大いなることを説て、孝經を以て傳へたまへり。母を養ふて感通ある事、之を左にす。

第十　曾參母子志通ずる事

孝子傳に明せる曾子の名は參、字は子輿、魯の南、武城の人なり。孔子の弟子七十二人の中にも勝れて孝子なりしゆゑ、孔子此の人の爲に孝經を說きたまふ。

嚮には罪あるゆゑに力を用ひてうち給ふ。然れども、我が身少しも痛なしと云ひて、退て琴を彈じて高聲に歌ひけり。是實に我身に少しも痛なき事を知らせて、父の意を安慰せしめんとなり。是を孔子の聞召して、門弟に告げて曾子來るとも容ることなかれ、曾子は自ら罪なしと思ふべけれども、これ、かへつて曾子が不幸と云ふべし。いにしへ、舜王、瞽叟に事へる時は、少き棰をば受けて大なる杖をば逃げ走りて受け玉はず。今曾子父に事へて、あらき怒を待て死するにも去らず。若しそのまゝ死なば、父を不義におとしいれ、人に邪見なりといはせん。其の不孝是より大なるはなしと宣へり。曾子之を聞きて、實に我が罪大なりとて、孔子へ罪を謝してはぢ悲みけりとなり。

按ずるに、總じて人の親の子の爲に杖を執ること憎むにあらず。これ愛の深きがゆゑなり。其の杖の少きをば受くべし、大なるをば退き避け受くべからずとなり。是れ善らしめん爲めの杖なれば、たとひ打を受ずとも親の怒は止むべきなり。或は又、一時の怒に任せて打つとも杖の下よりあはれみいで、打まじ物をと思ふ心あるは人の親の風俗なり。然る時は、小き杖なりとも受

按ずるに、孝感錄には伯愈に作る。十二國史に、瑜の字、愈に作るは非なりと云へり。評して云く、伯瑜が母杖になくは、最も至れる哉。誠に親の餘命久しからざるときんば、子としては懼れて日を惜むべし。孔子の曰く、父母の年をば知らずんばあるべからず、一たびは則ち喜び、一たびは則ち懼る。（論語里仁篇）註に曰く、知は猶ほ記憶のごとし、常に父母の年を知るときんば既に其命長きを喜び、又衰へたる事を懼て日を惜む等といへり。大全に曰く、年の盛衰を以て氣の強弱を察して而も心喜び懼ることを存す。又人の子、心を其の親に盡すの一事なり。日を惜むとは、來る日の多からざることを懼れて、此の日過ぎ易うして親に事まつる道及ばざることあることを惜むなりと。誠なる哉。能々思ふべきことなり。

第九　曾子少年の時父に笞れし事

孔子の家語に見えし曾子は、幼時に瓜畠の草を取るとて、誤りて瓜の蔓をたちたり。父怒て、大なる杖を以て其背を笞つ。曾子打たれて、地に臥して息絶えて暫く氣を失へり。漸々にして甦りて、欣然として起て父の曾哲に曰く、

例せば、本朝にても代々家々の數多ある歌の中より百首を撰んで、定家卿の小倉山庄の障子に張り給ふを、今に至るまで、小倉山百人一首と號して、童女の輩讀み弄べり。何ぞ百人百首に限らん乎。是を以て知るべし、孝德傳孝子傳等の孝子、其數何ぞ筆を以て記し盡さん乎。今も亦、人口に在る孝子傳を和解し、集めて童蒙の輩に施し與ふるのみ。

第八　伯瑜杖に泣く事

劉向が說苑に云へる、宋の伯瑜と云ふ人は、其の性至て孝行なり。瑜たま〳〵過ある時は、其母短氣にして杖を以て之を笞つ。或る時、伯瑜、杖の下にて悲み泣くこと切なり。母譴めて曰く、日ごろ笞ども左のみは泣ず、今日かく泣くことの何ぞ甚し乎。伯瑜が云く、さきには罪を得て笞たまへる時甚だ痛む。今日の杖は痛み少し。之を思ふに、今母の力弱りたまへるにやと、之を以て泣くなりと云へり。誠に世の人は、親の杖をうけては、痛むを怒り、又は恨むる者あり。伯瑜が如く、かへつて痛まざるを悲むは、ひとへに母の老衰を思ふが故なり。嗚呼孝なる哉。伯瑜後世の規なり。

其の中には、張孝、田眞が類を載せたり。今は略す。其の所以は、田眞等が事跡を見れば、父死して後ち庭前に紫荊樹と云ふ樹あり。兄弟三人（田眞、田廣、田慶、已上三人）分てこれを剪採んと云ふ。夜の間に此の樹たちまち枯たり。夫より兄弟三人和合して父母の財を分たず、同家に居て親く睦くしけり。其の後、彼の樹も再び花咲て榮えしとなり。按ずるに、是孝子の列に撰ぶべきほどの事にあらず。論語に、父歿しぬれば其の行を見、三年父の跡を改めざるを孝と云ふと、夫子は曰へり。然るに、父歿して、はや財を分たんと云ふ。古人伯瑜、杖に泣きしさへ孝に非ずと評せし事あり。（杖を請るは父に違へる事ならんと評せり）能々味ふべき事なり。愚偶々二十四孝の作者を按ずるに、羅山子が儒門思問錄に曰く、世俗に所謂る二十四孝とは何ぞや。對へて曰く、延平尤溪の郭居と云ふ人あり、古今の孝子二十四人を撰んで、圖畫を記し贊を作て、全相廿四孝詩撰と題す。是六曲の屏風に、一雙に畫圖二つ宛一曲張りける故に廿四を得たるなるべし。其の中に郭居、蔡順等をも入れたり。憶ふに、古今の孝子幾百千人かあらん。何ぞ廿四のみに限らん乎

る志なり。釋典の中にも。兼て此の旨を説き置きたまへり。予、往頃、病の間に父母恩重經を見侍るに、曰く、既に妻婦を索めて他の子女を娶れば、父母には轉た疎ふして私房の中に共に相娯樂す、乃至、姉妹を憎み嫌ふ、云云。已上廣說、佛兼て凡情を鑑知して演說し給へり。今の世の人の子、多くは皆是の如く道理顛倒して、疎者は親くなり、親きものは疎んず。嗚呼、愼むべき事なり。今兄弟が孝は、末世の輩の標準たるべきことなり。又評するに、兄弟死を諍ひしことは悌とは謂ふべし、孝とは謂ふべからず、若し兄弟共に死せば、誰が殘りて父母につかへんや。爾れども、孝悌の至誠なる故に、賊人も感じて三人共に死を免れたり。是れ世に謂ふ、張孝、張禮が故事に同じき者なり。事跡孝感錄の二、又は舊傳處々に之を記す。載すに遑あらず。故に之を略す。日記故事には、廿四人の孝子を選んで贊を以す。其の中にも、張孝兄弟と、田眞兄弟とを除いて、周の仲由と後漢の江革とを入れたり。今世に廿四孝と云へる書あり。誰人の作と云ふこと詳ならず。孝子廿四人を選び取て、詩を模し畫を圖して童蒙に便りす。其の詩は、往々日記故事を寫せり。

第七　姜肱兄弟孝悌の事

後漢書に云へる、彭城と云ふ所に、兄弟の者あり。共に孝行を以て、其名を天下に發せり。父早く死して繼母に事へて至孝なり。加之、兄の姜肱は弟を愛し、弟の仲海と季江とは兄を敬ひける。此の故に兄弟三人、起れば共に起き、臥すときも共に被を同うせり。然るに或る夜、盜の來りて其の家財を奪ひ取り、其うへ之を殺さんと云ふ。兄弟の者互に進出で、我を殺して弟を助けよ、弟は我を殺して兄を免せよと互に死を諍ひける。故に此ていを見て、無道の盜賊も兄弟のこゝろざしを感じて、三人共にゆるして放ちけり。盜みし物も皆々還し去りける。斯の人。孝行尋常の人に越え、兄弟共に妻を持ちたれども私房に寢ず、兄弟一所に起臥して母の心を樂めり。實に希なる孝子なり。故に蒙求にも、姜肱被を共にすと。

評して曰く、兄弟共に私室せずして、母の意を慰めること是は甚だ成り難き孝行なり。尋常の人は偶々孝あるも、婦妻を索ては私房に別居して漸々父母に疎なり。兄弟にも親しからず。然るに、是の人はまことに古今に秀でた

得べき事どもなり。されば太公の云へる事あり。親に孝あれば、子も亦孝なり。身已に不孝ならば、子何んぞ孝あらん。孝順なれば孝順の子を生じ、忤逆なれば又生忤逆の子を生ず。信ぜずんば看よ看よ、簷頭の水は點々滴々として差はずと云へり。愚按ずるに、其身不孝ならば子も亦不孝なるべし。古今集俳諧の歌に、讀人不知

　我を思ふ人を思はぬ報にや
　　我が思ふ人の我を思はぬ

斯の歌戀の歌なれども、機に隨ひ轉用すれば、今の心に通ふべし。能々思惟せば勸化孝道の一助ともならんと記し侍る。猶又、大和物語に見えし姨捨山の物語、又は古今集の序註に見えし枝折山の物語等、皆同席の談なり。往て披け。孝感錄に元穀を元啓に作る。孝子傳、事文類聚等は元穀に作る。獨庵集に曰く、原穀一の危言を以て父を驚覺し、祖命の已に絕えたるを繼ぎ、父の罪の大逆を救ふ。是れ巨孝を謂つべし。豈只溫淸定省の孝のみとせん乎、云云。

孝子傳に見えし元穀と云ひし人は、何の許の人と云ふことを知らず。父を諫めて、祖父に孝を盡せり。幼年にして叡智なり。父を元悟と云ふ。悖戻不道なる者なり。己が父、年老て病におかされ足たゝず、元悟これを厭惡みて輿簀を作り乘せて山中に捨てんことを計る。元穀時に十三歳、幼身にても、祖父を捨つることを悲みて、父に樣々諫むれども聞き入れずして捨てんと云ふ。元穀、父の命なれば、力なく父と共に祖父を輿に乘せて、かきて深山に往て棄てたり。歸る時、かの輿簀を持ちて歸る。父見て、其の簀何の用に立つべき、其まゝ捨て置き歸れと云へば、穀が云ふやうは、是の如く老年になれば山へ捨つる例ならば、父も亦頓て老ぬべし。その時また今の如くすべし。然れば再び簀を作らんも勞はしければ、持還りて其の時の用に立んためなりと云へり。父之を聞て大に感じて、我が身に思ひ當りて、かの祖父を捨てずして輿に乘せ、親子諸共家に歸り、是より孝養を盡しけるとなり。

按ずるに、是れ父の命に違はず、又諫むるに賢き方便、若年の身にては古今希なり。此によつて父も亦怒るべきやうなし。後來の人々、父母を諫るに心

給ふ事、載て平家物語等に見えたり。今時の人々は、小事にて大恩ある父母を恨みて、他人に向ひ己が骨肉分身の親を凶に語り、或は怒り罵る者あり。かゝる不孝の人とは同座するも穢らはしき事なり。是の如き人は、普天の下、何國に身を立つべき冥加あらんや。佛神にも見捨られ、天罰をもうけ、今世後世共に大罪人なり。愼むべし。恐るべし。愚按するに、尋常の人は、少の事にても繼母を怨みて忽ち父に告げて、母に順はざるは今の世の人なり。然るに閔子は、是の如く繼母の惡み給ふを少しも父に語らず、實母の如く孝順を盡せしこと、古今希なる孝子なり。故に論語（先進之篇）に曰く、孝なる哉閔子騫、人其の父母昆弟の言を間らず。凡そ孔子の弟子三千人の中に選て七十二人、其い中に孝に名を鳴る者數多あれども、孔門徳行の科に居して孝に名高きは曾子、閔子に極まれり。嗚呼奇なる哉。又後漢の薛包と云ひし者も、父後妻を娶りて薛包を惡んで追出せり。然れども、敢て遠く出でず、近所に隱れ居て父母に孝をなせし事、載せて孝感錄に見えたり。

第六　元穀親を諫むる事

せり。禮記に云へることあり、父母之を愛するときは喜んで忘れず、父母之を惡んずるときは懼れて恨むることとなし。父母過あるときんば諫めて逆はず。又論語（里仁の篇）に曰く。子の曰く、父母に事ふるに幾く諫む。老の從ひ玉はざるを見ては、又敬て違かず、勞して怨みず、云云。今子騫が孝、是の如し。聖言に合へること尤も孝子の標準なり。今に以て父母我を憎みたまふとも、一念も恨みざれとなり。是れおのれが孝敬の不足なるゆゑと、身をせめかへりみて、いよ〳〵順ふべし。若し又過あらば諫めて順ふべし。諫めざるも亦却て不孝なり。諫むるときは、いかにも其の氣を下し顏色を怡ばして聲を柔にして漸々に諫むべし。禮記（曲禮の篇）に曰く、父母過あるときは氣を下し聲を怡めしめ以て之を諫む、云云。是の如くなればなる程敬ひて、父母の腹立之なきやうに諫むべきなり。若し又、父母諫を聞入たまはず怒り給ふとも、違いて不孝を成すべからず、泣々したがふべし。其の諫を聞きて許容あらば彌々敬ひ順ふ可し。三たび諫めて聽ざるときんば號泣して之に隨ふと云ふ是なり。彼の小松重盛公、常に父清盛の無道なることを諫め

寒戰（さむさの爲みぶるひする事）

なり）然るに、寒き時なれば、肌寒へて覺えず轡を地へ落せり。父大に怒りて子騫を責れども、子騫少しも繼母の憎にて薄衣なると云ふことを云ず、敬ひて悲めり。父その寒戰するを見て、衣服の單薄きことを知て穿鑿すれば、葦の穗綿を入れたり。父甚だ怒り、則ち繼母を去らんと云ふ。子騫悲で諫て父に云へるは、母の家に居たまはゞ、我れ一人寒くとも、弟二人は温ならん。母若し在さずんば三人共に寒からん。誰あつて二子を愛育せんやと頻に嘆き止めければ、父も尤に聞入て、離別せんと思ふ志を止めけるとなり。夫より後は、三子等しく愛して慈母となりしと云へり。繼母も閔子騫が一言を聞きて、愧悔て忽ち心を改めしも、子騫の孝行なる德なり。委く韓詩外傳に見えたり。

評に曰く。子騫、後の母を留むる意四つあり。一には、實母にあらずと云へども、母の名ある上は是を去らしむるは道ならず。二には、母なくんば弟二人悲むべきなり。三には、我ありながら何んぞ父の怒を諫めざることあらんや。四には、父も妻に非ずんば起居安からず、之を以て母を留む。今閔子が如くんば孝惠共に具はりたると云ふべきものなり。諫むること尤も理を以て

裒が孝德を譽て感ぜり。委く晉書に見えたり。

按ずるに、王裒が傳は搜神記十一卷にも見えたり。今と同じ。裒を褒に作るは非なり。又孝德傳に見えし哀廓之が父、宋のために死す。哀是をかなしみ身を終るまで伎樂を聞かず、誓ひて宋に事へず。時の人皆云ふ。晉の王裒に類すと。是も墓に庵して居す。靈瑞ありて孝子の名高し。又新蒙求に見えし宋の景初が傳も、大概今と相似たり。又雷鳴に墓を守る事、唐の沉景が母も雷を恐る。雷鳴る每に、景墓に至て宿直しけるとなり。是れまた至孝にして、孝德傳を撰せし人なり。

第五　閔子騫父を諫むる事

周の閔子騫は、少ふして母に離る。父又後の妻を求めて、後に二人の子あり。後の母、己が二子を愛して子騫を惡めり。芦の穗なんどを衣服の中へ入て子騫に着せ、己が生める二子には、綿を入れ着せたり。我が子は冬月にも溫に、繼子は寒たり。然れども、子騫少しも恨みず、なを〳〵孝實を盡せり。或る時、父他へ行くとて車に乘り、子騫を御者とせり。（御者は車の脇に居て轡を取る役

ぞと思ふと尋ね玉へば、王義が申すやう、君此の度の合戰達て諫申せしに御聞入れなく一戰に及び忽ち軍利あらざるは、是れ君の過ならずやと申しければ、文帝大に怒り給ひて、罪を獨によせて我が咎と云ふは曲事なりとて、終に王義を殺し給へり。王裒、父の横死せることを深く悲み恨みて、常に西に向て居らず。文帝西の方に座ればなり。其の後、文帝より度々召されども出でゝ事へず、父母の墓所に家居して、朝暮生るに事つるが如くに尊重しける。常に墓のしるしの柏樹に攀て悲號せり。之に因て涙にて柏の樹も枯けるとなり。母存生にてありし時、つねに雷を畏れし故に、雷鳴ば、晝夜を云はず雷の止むまでは王裒之に在りとて、生に事つるが如く守りけり。死後さへ斯くの如くなれば、存生の孝は知る可きのみ。又常に詩經を讀むに、蓼莪の篇哀々たり。父母我を生て劬勞すと云ふ所に至て、忽ち涙を流して泣悲めり。茲に因て、其の門弟共も蓼莪の篇をば除きて讀ずと云へり。是れ師の哀感の所なればなり。其の身祿を受ざれば家極て貧しけれども、躬ら耕して己が糧ほどならでは作らず。又富家より之を助くれども受けず、皆々還しけり。是れ操を守りし故なり。人皆、

漢の末、孺子嬰の時、樊宗等王莽を討んとするに、其の衆、莽が兵と紛れんことを恐れ、乃、皆其の眉を朱にして、以て相識別す。茲に因て赤眉と云ふ。又母に椹を進むること、風俗通に見えし楊範が傳に相似たり。楊範、字は文瑞、齊人なり。齊釆の亂に、母賊中にあり。範椹を採て地に藏して夜是を母に進む。是の如き孝心一にあらず。忽ち地中に米十斛を得たり。上に字あり、曰く、米十斛乃ち孝子楊範に賜ふと記せりと云へり。又唐の沉如琢と云ふ者の母、病んで時ならざる椹を願ふ。沉如琢悲で處々求むれども得ず。忽ち宅の東の桑、椹を生ず。之を採て母に進む。疾忽ちに愈たり。母死して墓を築き、其の地に庵して生るが如く事つる。白鶴ありて墓の樹に栖む。天寶二年に門に旌表すと孝子傳に見えたり。又火災を遁たる事も、ひとへに孝感なり。

第四　晉の王裒墓に庵し雷に泣く事

王裒、字は偉元と云ふ。父を王義と云ふ。晉の文帝に事へて功あり。或る時、文帝負軍に成りたまひて、後に衆人に問ひ給ふやうは、今度軍仕損じたるは誰咎

母に育まれて成人せり。其の母に事へて至孝なり。斯の時、王莽が亂に依て天下安からず。順わるとき、老母を養はんがために椹を拾ふ。其器を二つにして黑赤を分つ。赤眉の賊これを看て問ふ。順が曰く、黑物は母に與ふ。(能く熟すが故なり)。赤物は自ら食はん。(未だ熟せざるが故なり)。賊其の孝心を感じて、乃ち米三斗と牛蹄一雙とを與へて去ると云へり。其の後、母死していまだ葬せざるに、隣家より火出で、折節風烈く吹きければ、順が家免るべきやうなし。亡母の棺を外へ出す事も叶はず、唯棺にひしと懷つきて號哭せり。しかるところに、風忽ちかはり、順が家は殘れり。是れ孝行の奇特なりと、諸人皆感ぜりとかや。又順が母は常に雷を恐れける故に、雷雨の時は夜中にも母の墓へ行て、蔡順此に在りと云ひて塚を守り明せりと。云云。

評して云ふ。蔡順が傳、後漢書列傳の二十九卷に見えたり。彼の傳には、幼ふして父に離れ、母に事へて孝を盡せり。母常に順を望む時は己が指を噬む。順卽ち他に在ても忽ち心痛して驚き家に歸る事を記したり。曾參の事實に相似たり。又王莽が亂も漢書に見えたり。赤眉の賊とは、綱鑑を按ずるに、西

牛や馬なんどに曳せては、荒氣く動搖して、年寄たる母の苦惱なるべしとて、遠き道の程を自ら首綱をかけて車を曳ける。終に其の至孝なること天子へ聞えて、諫議大夫と云ふ官に任ぜらる。かゝる高位に登り家富けるも、皆是れ孝行の實德なりと。云云。

按ずるに、蒙求に江革忠孝とあり、又補註に改て江革巨孝とす。舊本に巨を忠に作るは非なりと云へり。傳は氏族排韻、日記故事等に見ゆ。江革が盜賊の難を免れたるも、是孝行の志し甚しき故なり。孝德傳に、元の張祖と云ふ者も、同く亂を避て山中に居す。賊來て其父を殺さんとす。祖悲んで曰く、我が父は善人なり。我を殺して父に代へよ。汝等も亦父母の生ずるところにあらずやと、大聲揚げて歎悲みけれども、盜賊共聞き入れずして、既に戈を以て殺さんとす。忽ち戈手に應て離れず。玆に因て盜人ども眞の孝子なりとて恐れ歸ると云へり。是れ亦同日の感ならん。

第三一　後漢の蔡順椹を分つ事

蔡順、字は君中と云ふ。汝南と云ふ處の人なり。幼くして孤となりて、後

神明に通ずとは、かゝる事にや。最も勤むべきは夫れ唯孝道のみ。養老の瀧の事は、悉く予が本朝怪談故事に記すが故に、之を略す。

第二　後漢の江革老母を養ふ事

後漢書に見えし、齊國臨淄と云ふ所に、江革と云ふ者あり。字は次翁と云へり。父を喪し獨の母につかへけり。家貧しけれども孝行の志厚く、つねに母の心を樂めけり。或る時、世亂れて處々安居ならず、自ら母を負て亂をさけ退きけるに、道すがら多くの險阻あるをも苦しとせず、遠くさりて山中に家居し、常に薪を採りて賣り、菓を拾て母を養へり。然る處へあまたの盜人來りて家物を掠取るのみならず、江革をも將行んと云ふ。其の時、江革彼の盜人共に向つて云ひけるは、我れ一人の事は苦しからず何國へも參るべし、老て便なき母一人あり、一日も我れあらざれば空く飢死したまはん、只嘆く所は斯の事ばかりなりと涙を流し悲みければ、さしも無道なる盜賊共も、其の孝行なる志を感じて許しけり。江革なを〳〵母に事つるに、極て貧しければ人の爲に傭れて、日用賃を取りて母を養へり。其後世治まりて古鄕へ歸る時、母を車に乗せて還るに、

の絶えざる幸を得、赤眉の惡徒までも感動し、猶又萬乘の君に召出され、郎中の官に至ることも、皆是孝道の實德なり。孝子傳に、唐の宋思禮が母も泉水にあらざれば口に適はず、思禮天に禱れば、忽ち泉水庭に湧き出で汲むに乏しからず、人、奇とすと記せり。又孝感錄に、隗相が母は、江邊の水を飲ず、泉水をのみ好む。隗相遠きを苦しまず、之を汲で養ふ。忽ち一石に泉湧出で流る。是れ孝感なりと云へり。又宋の羅孟郊が母、冬月鱠を思ふ。孟、衣を解き池に入て魚を得て母に供す。里人德を感じて、其池に孝子湖と名づけし事孝感の篇に見えたり。又本朝にては、元正天皇の御代、美濃の國に孝子ありて、常に其の親の酒を好みけるに、家貧しき身にて薪を日々に採て酒を買て父に進めけるに、一日山に至れば酒の香甚し。香をたづね行けば、一の瀧の水、即ち酒なり。汲歸りて父に與へける。斯事天子へ聞へて、帝自ら其瀧へ御幸なりて、其志を感じたまひ、彼の孝子を美濃守になされ、泉を養老瀧と名づけ年號を養老と改め給ふ事、十訓抄及び本朝孝子傳に見えたり。嗚呼至れる哉、孝道の大なる。天子御幸なりて、かゝる嘉瑞を得ること、孝悌の至り

をかゝやかし、帝より召て郎中の官に任ぜられ、富貴に榮へしは、是薄福を轉じて厚福となす孝德なるべし。今姜詩に、其奇特四つあり。尋常の人なんどは、たとひ妻我が父母に事つるに篤からずして父母喜ざれども、捨別る事をせず。然るに、此人は、我が妻も孝順にして而も過なきに、母の性短氣にして怒るを察して、其儘捨去し事は、情識に事へる小孝に似たりと云へども、毛頭も愛情にひかれぬ孝心、其孝一つなり。又妻の志も、我が親の折檻、道ある事にさへ恨るは凡人の風俗なるに、姑をうらみず去て我が親の家へも歸らず、隣家にかくれて益々孝を盡し、露ばかりも心かはらざる其孝二つなり。又江水を汲み鱠を具へる事、尋常の養とは云ひながら、家貧く暇なき身にて絶えず調へ進めける、其孝三つなり。又我が子を愛する情に失して孝心のおとろへるは、尋常の人のありさまなるに、姜詩夫婦は母の意を安からしめんことを思ひて、我が子の死せしをも悲まず、子の死したるは江水を汲しめけるゆゑなど思ふ凡情の迷なきのみならず、露ばかりも色に出さずして母に知しめざる、其孝四つなり。如是孝行の天感を以てこそ、泉水も湧出で鯉魚

ぬ給へば、僞て學問の爲に外へ出したる由を答へて、露ばかりも其氣色を見せずとかや。其頃は亂世にて、赤眉とて、おそろしきゑびす共が、山賊海賊の同類おほく引つれて其の所を過けるが、一人が云ふやう、斯の里には、姜詩とて極めて孝行なる人ある由聞き及びたり、狼藉せば神明の罰も恐しとて、皆々弓弦を弛て通りしが、なを又かゝる孝行なる者には力をそへよとて、絹米なんどを姜詩に與へてける。是亦たけき鬼神のごとき赤眉の類までも、心を和らげ感心するは、皆是孝順の大なる德にあらずや。しかのみならず、其村里の輩も、姜詩が孝行なる故に、みな暴難を免れけり。又其夷共が與へたる絹米やうの者を一つも用ひず、みな埋めて棄けるとなり。是非禮の物なればなり。君子は渴しても盜泉を飲まずと云へることもあれば、まことに左もあるべし。

右姜詩が傳、孝德傳又は李穆叔が典言に見えたり。姜詩、字は士遊とあり。

愚按ずるに、姜詩が子の江水にて死せし事は、まことに不幸なり。かくまで孝誠ある家に、不祥は有る間敷ことなれども、姜詩が家元來薄福なる故ならん。然れども、姜詩夫婦が孝心甚しき故に、上來の天感あつて終に門閭に旌

或時、姑怪く思ひて、是れ誰人の賜ふぞやと隣人に問ければ、云々とありの儘に語りける。姑もその志をふかく感じて、姜詩に云ひて、又婦を呼還せり。夫より後は、猶以て孝順を盡すこと間なし。母又常に鯉魚の鱠を好みければ、夫婦心を合せ朝夕とぼしからず調て母にすゝめけり。又母つねに人と同飯せんことをこのみければ、其の隣に母と中よき嫗ありければ、朝暮その人を呼寄て食時の相伴を頼たり。是の如く、有りがたき孝行を盡しけるを、天道も其の志を感じ給ひけるにや、姜詩が家の後に、忽然泉水湧き出たり。其味彼の江水に少しも異らず、姑の口に適たれば、夫よりはつねに此の泉をぞすゝめける。又その泉の中に、毎朝鯉魚二つ宛躍出けるとなり。これを得て鱠として母に供じける。是の如き不思議なることゞも、皆是れ孝心の甚しきより出で、天下に其名をほどこせり。又姜詩夫婦の中に一子ありしが、十二歳の時、母のために彼の江水を汲しめけるに、悞て水に溺死しけり。然れども、斯の事少しも嘆かず、且色にも出さず。その所謂は、母もし斯と聞き給はゞ嘸や歎き給はんと、密に夫婦打寄ては數々なみだにくれにけり。母は孫の見えざるをあやしみて尋

孝道故事要略卷三

厚譽春鶯 編輯

第一　姜詩夫婦の事

姜詩は、廣漢と云ふ處の人なり。天性至て孝なり。妻は龐氏の女なり。夫つねに母に事へて志をつくせば、妻も亦姑に事るに實を以てす。二人ともに心を合せて孝誠の名あること、委く後漢書に見えたり。今略して記せば、姜が母は、常に井水を嫌ひて江水を飲むことを好めり。故に妻の龐氏つねに廣漢河へは道の程六七里（六丁一里）もあれども、少しも遠しとせず、流れに泝りて清水を汲で姑に匱からずに供せり。是の如く、毎日自ら苦勞せしに、或る日風はげしく雨ふりて、遲く歸りければ、姑性短氣なれば殊の外怒りて、我を水に渴せしむと云ひければ、姜詩しばらく母の怒を休んために妻を追出せり。妻すこしも恨る氣色もなく、親の家へも歸らず、隣家に居て、つねに紡績を事として、或は姑の好み給ふ物を調へ、其の隣の人の母を賴てしば／＼贈りける。

孝道故事要略卷三目錄

記せり。陸通が母も、常に生魚を好めり。もとより孝子なれば、處々に得んことを求む。忽ち其の宅の邊に泉湧出で、其の中に魚あり。通これを取て母に供せり。時の人皆感じて、是の泉を孝魚泉と名くと、孝感篇三の卷に見ゆ。是れ最も相似たる事跡なり。至れるかな、大なるかな。人の世にある、一日も親なくんば、いかんがせん。孝道なくんば、いかんがせん。同志の人、こひねがはくば旃を勗よや。

孝道故事要略卷二終

り。又母、黄雀の炙を好めり。祥是を得んことを思ふに、忽ち雀二三十、家に來れり。祥取りて母に與へて望を叶へり。鄉人皆不思議の思ひをなして、王祥が孝心を感ぜり。(蒙求にも見えたり)又魚を求めて氷上に臥せし事も、搜神記の十一卷に見えし、王延が傳に似たり。大槪今と同じ。

第十二　楚僚鯉魚を得て母に進むる孝心の事

搜神記に出せる楚僚は、至て孝行なる人なり。母を失て、後母に事へて又至孝なり。母腫物を患ふ。僚其の膿血を吮ふ。夢に獨りの小兒來りて、母に語て曰く、若し鯉魚を得て食せば、汝が病は卽ち愈んと。母覺めて僚に告ぐ。時に十二月、氷凍る。僚則天に禱て悲號し、衣を脫で氷上に臥す。忽ち一童子ありて僚が臥す處の氷を扣く。氷開けて一雙の鯉魚躍出づ。僚持歸りて、其の母に供す。病卽ち愈て、壽一百卅三歲に至る、其孝心、天神を感ぜしめて照應此の如し。是れ王祥王延と合せて、時の人同席の奇談とすと、云云。

按ずるに、搜神記には、王祥、王延、楚僚三人を同じく出せり。是れ皆繼母に孝を盡せし事を云ふ。孝感の篇には、王延が事と、陸通が事跡とを兩卷に

り。又弟に王覽と云ふ者あり。則繼母の生子なり。(蒙求に王覽友弟と)是又孝弟に名ある者にて、兄の王祥の辛苦するを見ては、涕悲んで每事母を諫めり。然れども、母一向王祥を惡みて、數々無理を謂付て王祥を驅使へば、弟の王覽も兄と同じやうに苦て使はる。繼母、祥が妻をも惡みて愛なく使へば、我が愛する王覽が妻も亦走り出て共に苦しむ。母、是を見て惡しと思ふ。王祥夫婦を苦しむれば、憐み思ふ王覽夫婦も共に苦しむ。故に非理なる事も少は止みたり。王祥が事は天下に隱なき孝子なりと讃ければ、繼母深く惡み妬みて、父死して後に密に毒酒を以て王祥を殺さんとせり。祥、盃を戴き已に呑んとせし時、王覽斯の事を知りたるにや、其の酒を奪ひ取て自ら呑んとす。王祥も此の酒に毒ありと悟りて王覽に呑ませじと、兄弟斯の酒を爭ひて互に呑まんとす。母大に驚きて急ぎ其の酒を捨たり。夫より後は、繼母より兄の王祥に食を與ふるには、王覽先づ嘗て後に與へたり。後には、兄弟共に孝弟の名天下に聞えて其家益々繁昌せり。是れ皆孝行のいたす所ならずや。此等の義を以て按ずるに、祥が孝を盡せしは、是繼母なること必せ

る鯉魚二つ躍り出たり。喜び持歸り母に進て滿足せり。其後は年々人の臥したる程、水凍らず。今に肇啓府にありと云へり。云云。

按ずるに、王祥が傳は、晉書列傳の三卷に見えたり。字は休徵、瑯耶臨沂の人なり。或は魏の時の人と、又は晉の時の人とあり。愚按するに、魏は曹丕文帝に始りて、元帝に終る。已上五主、歳數合せて四十五年。後漢の後ち、西晉の先き三國の一なり。今、祥が本傳を考ふるに、武帝の時、大保に拜せらるゝの事あり。武帝は、西晉の初主なり。然るときんば、晉の時の人と云ふも亦可なり。按ずるに、祥が傳所々にあり。未だ實母あることを見ず。慈母は、祥が幼き時死すと見えたり。傳灯日記故事には贊して曰く、繼母人間に有り、天祥天下に無し、今に至て河水の上へ一片氷に臥するの模あり。此贊に已に繼母とあり。知んぬ實母にあらざることを。猶又孝感志にも、幼少より繼母に逢ることのみあり。或る時、庭前の李樹に實なりてありければ、繼母、祥に晝は雀を逐せ、夜は鼠を驅せたり。或時、夜大に雨降けれども、母の仰を重じて、通夜木を抱て嘆居たり。夫よりは母も鳥をば追せずと云へ

ればなり。是は母あることを知て我が子あることを忘れたるなり。是れ孝にあらずして何ぞや。然るを杖を下し、又流刑せしむること甚しきにあらずや。郭巨子を埋んで、千載其の孝を稱じて曾て不仁とは謂はず。今の伯兒と何を以て別たん乎。後人之を訂せ。閑窓和筆にも郭巨を評せり。之を略す。

第十一　晉の王祥魚を得る孝心の事

晉書に明せる王祥と云へる人は、幼少にして母を喪へり。祥が父、朱子の女を娶りて後妻とす。王祥を惡むこと甚しく、常に讒言して曾て愛せず。然れども、祥、孝を盡すこと實母の如くせり。父も亦妻の言を聞て祥を愛せず。然れども、少しも恨みずして孝を盡すこと人に越えたり。或る時、生魚を食はんことをおもふと云ふ。時しも寒天の夜の事なれば、水も凍りて池の中にても魚は得がたし。然れども、祥、母の命違きがたしと云ひて、肇啓府と云ふ處の河へ往きて見ければ、殊に寒夜にて水凍りて魚を得べくも覺えず。然れども、孝心甚だしき者なる故に、氷上に自ら臥して、我身の溫煖なるを以て氷を解んことを思へり。其の誠志天地に叶ひて、池の上の氷忽ち解けてなる程大な

り、急ぎ子を捨つべきか、殺すべきか、兎も角も君の心にまかせ玉へと。郭巨喜びて、棄て物を思はんよりは一思に埋殺んには如ずとて、地を掘ること二三尺ばかりするに、鍬の先にあたる物あり、怪しやとて見れば、金の釜を掘り出したり。取りて見れば釜の上に文字あり、讀て見れば、天より孝子郭巨に賜ふ、官も奪ふことを得ざれ、人も取ることを得ざれとあり。則ち夫より家富みけると云へり。是亦孝行の感得なりと。捜神記十一巻、今と同じ。

按ずるに、郭巨が孝行の實を天より感じ給ひて是の如く貧家を潤す。釜を賜る事、古今稀なる孝感なり。代酔篇風俗通等には評論せり。然れども孝志の實より見れば、何ぞ怪まんや。又これと相似て異なる事あり。孝感錄を見れば、大明の江伯兒と云ふ者ありて、最も孝行なり。母の病に岱嶽の祠に禱て我が子を殺して祭れり。玆に因て、母の病癒えたり。帝怒て曰く、父子は天倫なり、罪至て重しとて、伯兒を捕へて杖一百して、其の後海南と云ふ處へ謫し給ふと、云云。睡庵評して曰く、虎狼さへ猶子を愛することを知る。斯人子を殺して祭るは、人情の忍ぶ所ならんや。是必ず忍びざるの大なるあ

彼の孟宗が雪中に筍を得たる事も、載せて此の書に在り。日を同うして譚ずべきことなるべし。又夢に寒瓜を得たると云ふも、曇恭が心は偏に瓜に在て時にあらず。癡人面前に夢を說くべからずと云ふは、莊周が說話にして聖經の云ふ所にあらず。何ぞ、黃粱槐安の類とせん乎。只勉むべきは孝道なり。

第十　郭巨母を養ふて至孝なる事

孝子傳に見えし、漢の郭巨は字は文擧、河南の人なり。家貧にして老母を養ふ。子あり、はじめて三歲なり。母孫を愛して常に食を分與ふ。郭巨之を知りて、母の食の足らざることを察して、兎角我が子あればこそ母も自身の食物を分て與へ給ふと、常に此の事を悲めり。或る時、妻に語りて曰く、我が身貧なる故に、食事とても滿て進めがたし。然るを又其の內を分て孫に與へたまふ事の悲しさよ。我れつくぐ〵おもふに、汝ぢ我と夫妻の緣さへ離れずば、子は又もあるべし。母は再び得がたし、只我が子を密に殺して母を養はんに如ず。其方は如何思へりやと云ふ。さすがの孝子の妻ほどありて、淚ながら云ふやう、思召より給はゞ我れ何ぞ違かんや。仰の如く子は又もあるべし、再び得ざるは親な

事文類聚に見えし曇恭と云し人は、五歳の時其の母病を得て苦めり。時しも寒天のをりからなるに、母の好物とて瓜を望めり。曇恭晝夜病床を離れず、湯藥自ら勉めて曾て他人に任せず。然るに、時ならざる瓜を望み給ふ事何か母の望を稱へざることかある。病の重き故に、時節をも忘れて好みたまふ。然るを、ねがひを滿ざることと是非なきこととなりとて、深くこれを悲み嘆きて、母の病床に暫く眠ける。時に獨の桑門來て、吾に瓜二つあり。汝に與へん、母に進めよと謂ふと見て夢覺たり。扨は我れ深く祈りたる故に、夢に感じて見えけるよとおもひ、よろこび居たりしに、忽然として瓜二つを得たり。之を以て母に進めければ、母の病も程なく癒たり。是れ則ち孝心の切なる故にやと云へり。云云。

按ずるに、是れ孝感の篇に見えし王薦が事實に似たり。又北史に見えし宋瓊と云ふ者、母病んで瓜を思ふ。時寒天なりしに、夢に見て瓜を得て母に進む。猶又韓靈敏が孝行なる志し故に、一夜の内に瓜の生じたる事皆載て孝感の篇に見えたり。皆孝心の實ある故に、かゝる奇特もありけるなり。噫、孝心の甚しき事是の如し。夫れ孝心實あらば、時節の有無にはよらざる者なり。

恩重經に云く、若し時新の甘菓あらば、持歸りて父母に供養せよ。父母は菓を見て恒常に歡喜せん。佛に奉り、三寶に回施し、然して始に喫はんと欲るに天地に啓告せよ、云云。

按ずるに、天地に啓告すとは、其の子の盜來を恐れてなり。罵意經に曰く。人の所作の善惡は、四神あつて之を知る。一には天神、二に地神、三に傍人四に自意之を知る、云云。

按ずるに、何に父母に孝するとも、人の庭前なる秘藏の木實等を訟へずして盜み來り、父母に進めんは、非理の故に孝ならず。天知啓告とは則ち此の事なり。四知は楊震が傳に見えたり。(後漢書列傳に出づ)。氏族排韻には、天知、地知、子知、我知とあり。竹窓隨筆にも見えたり。邵康節曰く、天は聽けども寂として音なし、乃至、人の心に一念を生すれば、天地悉く皆知る。玄帝垂訓に曰く、人間の私語、天の聞くこと雷の如し。暗室の戯心、神の見ること電の如し、云云。斯等の戒め枚擧にいとまあらず。繁を恐れて贅せず。

第九　曇恭寒瓜を得て父母に供する事

て宴會あり。頃しも見事なる葡萄を賜りける。諸臣皆々賞味頂戴す。ひとり叔達これを食せず。高祖問ひ玉はく、汝は葡萄を嫌へりやと。謹んで曰く、時節の甘菓、恩賜淺からず、わが母病んで口乾き葡萄を求むれども得ず。今幸に君より賜はる、是を母に奉らんとおもふなりと。高祖聞召して、其孝心を感じ給ふて、かさねて葡萄を賜はる。群臣皆感を催せりと、云云。

按ずるに、禮記に曰く、父母在すときんば朝夕恒の食、子婦佐て餕すと云へり。集註の意を按ずるに、餕すとは、食をば先づ父母に進め、其の餘りを子婦ともに食ふべし。餕すとは、其の常の餘りを食するなり。父母を養ふ人は、能々心得べき事なり。予曰く、夫れ人の父母としては、大唐も大和も、古今ともに子を憶ふ志切なる故に、他に往ば甘菓餅肉（饅頭の類）買求ても袖にし懐にし、歸ては先づ我が子に與ふ。是を俗に土産と云ふ。今の世の人皆々是の如く然らば、子として父母を養はんには心得あるべきことなり。老て再び兒となると諺にもいふなれば、父母老て居給はんには、何にても珍らしき菓子を得ば持歸りて父母に進べきことをおこたるべきにあらず。父母

母病で食はざれば、郁も亦食せず。母之を憐んで強て食ふ。郁能く色を察して病を知り、則又食はず。世人號して異童と云ふ。年十五にして郷里に孝子と稱して、門に旌せらる。父母終る、思慕骨を現はせり。財を兄弟に與へて、艸澤に隱れぬ。君子すら以て難しとなす。況や、童子として是の如く孝なるをや。天性と謂つべし。云云。

按ずるに、是れ陶靖節が孝傳に見えし、殷陶が孝に似たり。殷陶十二歲にして孝を以て稱せられ、父母死して獨り廬に居て動かず。啼號益々甚し。土を負て墳を築く。大蛇ありて塚の邊に居すれども、敢て少しも恐れず。後には馴て陶を敬せりとなり。

按ずるに、噫、孝なる哉。幼稚にして親を悲んで大蛇を懼れず、勇とや謂はん、孝とやせん。夫れ智者は惑はず、勇者は懼れず、陶其の親に孝にして智勇弱齡に彰はるゝこと、斯亦難い哉。

第八　陳叔達葡萄を食せざる事

事文類聚に見えし陳叔達は、最も孝なる人なり。或時、唐の高祖　群臣を集め

に見えたり。

按ずるに、蓋し績がごときは、天性の孝器の人なり。もし、しからずば、わづか六歳の身としてよく孝不孝の理をも分たんや。其所以は、孝弟は皆人生ると同く天より稟が故なり。大學の序に、天より生民を降すときんば、既に之に與ふるに仁義禮智の性を以てせざるなし、云云。然らば、人々是の如き孝心あるべきことなれども、然れども其の性質の稟たること齊きこと能はず。孝不孝の人あり。陸績が如きは、天性の孝誠を具たる人なり。其の故は、斯ほどの孝行は誰々もあるべきことなれども、幼身として是の如き思ひよりたる深き志はもつとも感ずるに堪へたるものなり。さればこそ書籍に載て、我朝までも孝子の名をほどこせり。猶又此人成人の後は、博學多識にして能く星暦算數にも達し、渾天の圖を作り、易を註し玄を釋し、普く世に賜せりと。蒙求の上にも見えたり。

第七　漢の汝郁幼稚にして至孝なる事實

孝感傳に見えし汝郁と云ふ人は、陳郡の人なり。五歳にして孝行の名世に高し。

彼の者大に喜び、急ぎ彼の老嫗を尋ねて、ねんごろに問ふに、別れしと云ふ年月日までたがふことなし。疑なき我が母なり我子なりと喜び伴ひ歸り孝行を盡せり。其母、年すでに七十に及べりと云へり。此れ孝行の志を大悲の憐み給ふなり。(觀音新驗錄)

第六　陸績幼少にして至孝なる事

呉志に出せる呉の陸績は、至て孝行なる人なり。其身六歳にして常に父母の志を知りて、敢て少しも違はず。或時九江と云へる處に行きけるに、遠術と云へる人、孝子なることを聞き及んで績を召す。績至るに及んで、其の馳走とて見事なる蜜柑を出せり。陸績是を得て密に三つ懷に入れり。歸んとする時、暇乞に拜するに、彼の橘懷より落ければ、遠術見て幼き身にて不禮なりと云ひければ、績答へて曰く、さればとよ、我れ今日の客人なれば此菓、我が爲に出し給ふに、たとひ喰たればとて苦しからざれども、餘に見事なるほどに持歸りて母に與んと存じ懷にし侍ると云へば、術一座の人々迄も、幼き身として孝行の志ふかきことを甚だ感じけると云へり。委は氏族大全呉志の十二卷

按ずるに、壽昌官錄を棄てゝ母を尋ぬる志、最も孝なる哉。甚哉、孝の大なること。其志實なればこそ、終に母も存生にて廻り逢たり。皆孝行の誠より是の如く母子相迎して、其德天子に聞え、官錄を賜はり家富けるなり。本朝にも相似たる事あり。京に一人の貧女ありて、我子の養ひがたきことを苦んで一條の邊に捨てたり。然るを一の商人拾ひ得て歸りて養ふに、此兒天性利根にして商賣に器用なれば、主人の氣に入て、第一の手代とぞ成ける。次第に富饒なるによりて、彼の主人も過分の財寶を須て別に一家を讓りたり。此の人ことに孝行にして、つねに父母を知らざることを歎き、淸水の觀世音へ日參して、父母の行方を知らしめ給へと、丹誠を抽んでて祈りける。其孝行の志を不便にや思召しけん、大悲尊夢に告て曰く、汝ち母に逢はんと思はば、三十三ヶ所を巡禮すべしと。夢覺て奇異の思をなしつゝ、急ぎ用意し西國に出ける。丹波國穴穗寺に到て、彼の寺僧に母を尋ねる志を語る。僧歎じて曰く、此村に媼あり、恆に人に語るは、我れ本は都の者にて、若時、幼子を棄て、いまに其行方を知らずと悲む。疑らくは、是れ汝が母ならんと。

ること五十年に及べり。壽昌は常に母の事のみ思ひて暫も忘れず。亦父に事へて至孝なり。人と物語するにも、動すれば母の事に及んで、獨り涙に咽べり。或時、身より血を出して經を書寫せり。(父母恩重經、大報恩經の類)母若し死し給はゞ追善のため、若し存生ならば此の功德にて再會せんことを思ひて天に禱り、常に尋度思へども、父存生の內は一旦父の去り給ひし母なれば、又父への不禮なりと思ひて、心の中にのみ深く悲みて色に出さず、又後ち母に事へて、孝行の志嘗て實の母にことなる事なし。父死して後、其家雍州の守護官なれば、錢明逸と云ふ人より、父の家業相續の官を許されけれども、家をも妻子をも顧みず、母の行方を所々方々へ尋ね行て、終に宋の神宗熙寧年中に母に尋ね逢ひたり。母は其年七十歲なりとなり。初め家を出る時、もし我れ母に尋ね逢はずんば再び此家に還るまじと誓ひて、下人にも告げて出けるが、其念力通じて再び所生の母に廻逢ふこと、是れ偏に孝行の志の實なる故にあらずや。其孝志の實なる事を神宗皇帝聞召して、又官を賜ひて家富み孝を盡せりと、云云。宋の呂宣問が傳之と同じ。

略書、日記故事之に同じ。

按ずるに、呉猛が其身幼稚にして是の如きの志、もつとも感ずるに堪へたり。智の人に越たる者は數多ありて、諸書に散在せり。晉の王戎は六歳にして李の苦を知り、漢の黃琬は、七歳にして日食の餘を言ひ、司馬溫公の瓶を破りし類は、世說新語、事文類聚等に出でゝ尠からず。唯幼にして孝行の志の人を動す類は、異國本朝いくばくもなし。後漢の長孫及び范陽の元珍等が類は、得易からず。是等は皆載て才子傳、日記故事に見えたり。今は略して記せず。本朝にては、丈部の三子の事載て本朝孝子傳にあり。呉猛が孝心を見て、余も亦筆硯擡ぐるに懶く、潺湲たる涙數行ならんとす。嗚呼奇なるかな。勉よや諸孝子。

第五　宋の朱壽昌官を棄てゝ母を尋ぬる事

劉向が孝子傳に見えし朱壽昌と云ひし人は、父雍州の守護となりて、民家の娘の貌美きを嫁て壽昌が母を去れり、壽昌は七歳（孝感錄には三年の年、母劉氏を出すとあり）にして母と生別れぬ。しかしより後は、母子たがひに知らざ

ち活けるを、狼共數多來りて守護し介抱して、又三郎は不思議に生殘りて、發心して主人光秀の菩提を弔ひけると云へり。是れ亦虎狼の仁心なる者と云へり。(天正記に見えたり)。又搜神記の後集(卷の二)に、猛世雲と云ふ孝行なる者が事を記せり。今と相似たり。繁を恐れて此を略す。

第四　晉の吳猛貧にして至孝なる事

孝德傳に見えし吳猛と云へる者は、八歲にして孝行の名、世に高し。其家貧にして何事も心に任せず。夏の夜にも蚊帳だになければ、父母の蚊の喰ふことをいたみけれども、防ぐべき方便なし。吳猛自ら衣物を脫て赤裸に成りて、其衣類を父母にひき着せ、我身は其儘傍に臥して口に唱へて云ふ、蟲類なりとも心あらば我を喰ふて父母を螫すことなかれ、父母は年も老いたれば血氣も薄し、我は若き身なれば血も味あるべしとて、通夜身を動ずしてあくまで蚊に與て、自身を勞して父母を樂ましめけり。其身の動ざるとは、蚊の少しくにても親の方へ飛んことを恐てなり。孝行錄四に曰く、吳蒙年八歲にして孝行の名あり。家貧にして蚊帳なし。夏蚊を驅ず。己を去て親を噬んことを恐ると、云云。已上

ふ。一日山に入て薪を採るに、猛虎にあへり。虎忽ち來りて朱泰を負ひて去る。泰聲を出して曰く、虎今我を害せば二人を害すると同じ。如何となれば、我に老母あり、若し我なくば、老母飢死し給はんと悲みければ、猛虎も其孝心を感じて、泰を地に捨て歸りける。泰も思はず虎口の難を免れて、すみやかに家に歸りて母に語る。鄕人其孝心を感じて虎がゆるせしことを聞て、泰が名を虎殘と呼ぶ。是よりわれも改めて虎殘と名づくと云へり。又忠孝圖賛に楊威が傳あり、大概今と同じ。故に記せず。虎は異朝の獸にして、最も猛きものなり。本朝の狼に類す。是の如く猛き虎狼までも親に孝行なる志を感ずる事、最も甘心するに堪へたることとなるべし。又本朝にても、狼の人を食せずして助けたる事あり。去る天正十年六月十四日、明智日向守光秀山崎の合戰に討負け、伏見の小栖子を指て落ち行きけるを、野武士共集りて捕り圍みけるに、家人安達又三郎と云ふもの勇士にて、大勢に渡合せ、痛手數多負ふて死しけり。此時、光秀も野武士の爲に馬よりつき落されて亡びける。彼の又三郎至て孝行なる者にや、大なる狼來りて死骸の疵を舐りて忽

せんとす。父刀器をも持ざれば、虎を防がん便なし。唯大きなる聲を出して助けよと呼ぶのみ。楊香やう／＼笄するの年にして、父の聲を聞て忽ち走り歸りて、猛虎をも懼れず、涙を出して虎に向て唯吾を食して父を助けよとて、其身匍匐して虎に進みければ、其孝志をや感じけん。害する氣色なく退き去りて、父子ともに虎口の難を免れけるとなん云へり。是の如きの獸類すら、孝子の志を感じて食はず。虎狼にも仁ありと云へること、實にさることぞかし。是れ孝心の天感なり。

按ずるに、楊香は婦人なり。笄年と本傳にあればなり。小學立敎に、十有五年にして笄すと、云云。然れば、十五歳の年なり。禮記内則篇に、男子は二十にして冠し、女子は十有五年にして笄すと云へり。然れば、十五歳の女子の身として、虎に向て少しも懼れず、我れを食して父を助けよと進みけるほどに、猛獸も其孝心を感ぜしなり。父子ともに虎口を免れけるも孝行の德なり。又日記故事に、大明の朱泰（孝感篇に、宋の人と記して、大明に作るは誤なりとあり）と云ふものあり。家貧くして、薪を鬻で母を養

人に交りし事ども往々これあり、湖水漫錄に云ふ、近江國余吾の海に昔し織女の下りて水に浴するに、其の側の男行合て妻とし子を生める事實あり。又河内の天河と云へる處は、昔し天の織女の降し處にて、今に其の子孫ありとも云へり。其の外、駿河國三保の松へ織女の下りしこと皆載て小說にあれども、妄誕附會し說どもなり。悉く本朝怪談故事に之を記す。故に今は略せり又牽牛織女の二星、天河に會するの事實も、只和朝に之を論ずるのみにあらす。異朝にても之を論ず。瑯瑘代醉編第一卷五雜俎の二卷等に悉し。繁を恐れて贅せず。孔門の學徒は怪を惡みて、或は評し或は論ず。然れども孝道の實よりかくのごときの孝感豈なからん乎。猶又本朝七夕祭の興起も公事根元及び世諺物語等に見えて、事舊たる事實どもなれば、何ぞ怪むに足らんや。織女下來の有無は後人之を訂せ。

第三　楊香父に代て虎に進む孝心の事

孝子傳に見えし楊香は魯國の人なり。至て孝德あり、常に父に事へて暫も離れず。或時父と共に山に往て薪を採る。然る處に、忽ち大なる虎の來りて父を害

身ながらも今自由ならず、奉公する身なれば主人に此事を訟へて、若し許さば君にまかせんとて主人に之を告ぐ。富家も亦喜一人さへあるに、二人を得ること彌々可なりとて、二人ともに主人に事へたり。かくて約束の年月も未だ過ざるに、妻より永が暇を乞ふ、主人惜みて云へるは、縑の衣三百疋織りたらん時にこそ、夫婦ともに放んと云ふ。妻喜びて一月の内に縑の衣三百疋を織りて主人に與ふ。主人約束なれば是非なく二人に暇をやりける。夫婦喜び連て歸るに、右の婦人初め遇ひたる處まで來りて、忽ち雲に乘じて曰く、我は是れ天の織女と云ふ者なり。君が孝行の志を天帝感じ給ひて、君が身の債をつぐなひ自由ならしめんために、我をこゝに下したまへりと云ふて、雲に乘じて去り給ひけるとなん。蒙求孝子傳等に記せり。

按ずるに、董永本傳（劉向が孝子傳）には、後漢の人とあり。或は楚國の人とも云へり。孝甚しくして其の孝心天に感じて是の如く天の織女を下して子孫を遺す。是れ孝道の奇特なり。列女傳の三卷に見えし董仲は、則ち董永が子にして天の織女の生るなりと云へり。按ずるに、本朝にも織女の下りて、

くとあり。故に年二十歳にして天下皆孝子なることを讃せり。又本朝にて、顯宗、仁德、仁明等の孝愛は載て本朝孝子傳に見えたり。故に煩しく贅せず。

第二一　董永身を賣る孝心の事

搜神記に見えし、漢の董永字は延年、家貧うして孝の名は高し。幼して母を失へり、父に事へて孝をつとむ。其身常に人に傭れて農作せり。人の爲に傭れても、父を獨り内に置く事を心に思はず暫くも父の貌を見ざることを悲んで、常に小き車を造りて父をのせて、自らこれを曳き田の邊に置き、或は夏頃は涼き木蔭に父を置て飮食をすゝめ、己の食ふことを思はず。つねに父の餘りを拜して自ら食せり。又歸る時も自ら曳て家に歸る。暫も父に離ることを悲めり。人ありて車を引んと云へども、曾て人に任せず、心の儘に父の心を樂しめたり。父死して愁情甚しく容貌瘦せ悴へて、背てこゝろよく食せず。父の葬禮を營んにも其身貧して萬づ心に稱はず。富る人の家に往て、身を錢一萬文に賣りて父を送り葬しける。其の後、主人の方へ行んとするに、道の邊にて容美しき婦人に遇へり。彼女則ち永を見て妻とならん事を願ふ。永聞て、我は吾が

り申て侍るとて、其儘身を投げ臥して悲み給ふ。父驚て嘆叫ぶ。重花重ねて、扨々かゝる淺間敷御身となり給ふ事悲みても猶餘あり、若し我れ孝養の志し天感あらば、今父の兩眼開けて親子の對面を致させ給はれと、深く心中に祈り給ひければ、父も悲の涙頻なるを、袖にて父の面を拭たまへば、忽ち兩眼開けて父子互に目と目を見合せよろこびあふことかぎりなし。此事隱れなくなり、皆々不思議の思を成して重花の孝行の志其名天下に發せり。萬民感ぜずと云ふことなし。時の君堯帝聞召て、則重花を禁裏へ召出され攝政となし、終に太子と定め、御位を讓りて御女娥皇女英の二人の姫宮を后妃に立たまふ。虞舜の御門とは是なり。予五帝本紀を見侍るに、頻に涙行をもよほせり。故に不覺に古人の事跡を筆のすさみに書付け侍る。實に勤べくして勵すべきは、只孝道なり。

按ずるに、孟子離婁の圖解を見れば、舜の父は目明なり。好惡を分たざる故に、時の人瞽瞍と云ふとあり。又獨覺餘聲等にも、瞽瞍瞽ならざる說を記せり。只古來小說に、舜の父は實に瞽なり。舜之を舐れば豁然として兩眼開

りて、下より一二文宛土にまぜて上ければ、繼母と象と其の土の中にある銀錢を爭ひとらんとて、上を一向ら探す。その間に重花は隣の井の中へ蹚穴を掘りぬ。銀錢盡くると一同、上より土を投入て終に埋み殺したりとおもへり。然ども隣家へ拔出で、此時も免れて身を全うして、なを露ばかりも父母を恨みず。弟をも惡まず。夫より後に歴山と云ふ處へ往て耕作を業として、身を全ふし世をわたる。常に父母の事のみ憶ふて曾て忘るゝことなし。(孝子傳日記故事等に、禽獸孝行の志に感じて、耕作を助けし事あり。今は略して記さず)。其後、父も家貧しく成りて、兩眼も盲て、處々に流浪せり。其頃、世大に飢饉にて、萬民多く饑死す。その時、重花市に出で米を沽れり。此時、父瞽瞍めしひながら來りて米を買ふに、我子の重花たる事を知らず。花は兼て父たる事を知りて、米の値を取らず。此の如くなること數度に及びぬれば、父怪みて問て曰く、君は如何なれば此の如く幾度も米の價を取らずして我を惠み給ふぞやと尋ねければ、重花涙を流して、今は何をか寤申さん、我こそ重花なり。父母の惡を蒙りし身なれば、今までは名乘申さず、然れども今御不審を晴させ申さんため名乘

孝道故事要略卷二

第一　重花父に事ふる孝心の事

史記に明せる、大舜は姓は姚、字は重花、幼して母を失へり、父の瞽瞍後妻を娶れり。此の腹に子あり、名を象と云ふ。繼母と共に重花を惡めり。父頑にして母嚚し、象傲れり。より〳〵重花を殺さんと計る。繼母度々讒言す。父も亦愚にして、深く惡て意を合せて常に殺さん事を工む。重花兼て此義を知ると云へども、いさゝかも父母を恨みず。只己が心の父母に違ふ事を天に恐れて悲み給ひける。或時、重花を廩の上に登せて、下より火を放ちて燒殺さんと計る。其時も重花兩の笠を翼とし、飛下り免る。ひとへに是れ身を全うして、父母に孝を盡さんと思ふが故なり。(孟子萬章の上篇朱註に、史記を引き、兩笠を以て自ら下り去ると云ふ。千字文の注に、席を捲きて飛下るとあり)又或時、重花に井を掘せて埋み殺さんと計る。此時も重花兼て知り、銀錢を持ち井の中に入

孝道故事要略卷二目錄

委く予が怪談故事の地理門下に記す。故に勞しを費せざるのみ。

孝道故事要略卷一終

に父の意を慰めんために得たる事、最も哀なる志なり。父七旬有餘にして死しける。號泣の聲鄕里を驚し、葬りて後も曾て食を絕つこと七日、只哀聲に而已沈めり。父死して後は曾て鶯聲を囀らず、世人擧て望めども言はず。終に自ら髮を削りて父の墓の上に廬してけると。湖水漫錄に見えたり。

按ずるに、孝子の親に事へる、體を養ふと志を養ふとの二つあり。其の中に志を養ふは體を養ふに勝れり。今湖水の孝子は、其の孝心もつぱら皆志を養ふものなり。夫れ孝は天然なる者なり。學んで知るは實の知にあらずと云ふべき如く、此の孝子は頑然たる野夫なり。何んぞ孝經を讀むことあらん。然れども匹夫の身として孝の人に越えたることは、嗚呼奇なる哉。又彩衣を着て親を娛ましめしは、劉向が說苑に載せたる伯瑜が孝にも似たる。世には伯瑜は杖に悲むと云へり。載せて此書に記せり。今彩衣の孝は、吾れ是を王應麟が困學紀聞に得たり。則ち陳思王靈芝篇に曰く、伯瑜年七十にして、彩衣を以て親を娛ましむと、云云。今の世人は只孝萊子が事とのみ知て、曾て伯瑜が彩衣の孝を識らず。今合せて之を記す。最も相似たるもの歟。湖水の事は、

り。蒙求の標題に老莱班衣黄香扇枕とあり。枚擧するにいとまあらず。

第十　鶯の聲を學ぶ孝子の事

江州湖水の邊に、鶯の某と云ふ者あり。此者平生黄鳥の囀る眞似せり。故によんで名とす。彼が志を聞くこそ哀にも亦奇特なり。母は先ち獨の父をなん養へり。其身貧ふして朝三暮四の煙も時を失ひ、炭薪やうの物を賣りて渡世の營とす。然れども其性至て孝にして、山へ薪を採に行くにも父に相告て到り、歸ては父の貌を見て悦び、昔日、家富ける時より其の父鶯を愛して飼けり。今は家乏けれども、鶯を求めて世の業に間なき身なれども、餌なんど用意して鶯をそだてゝ父をなぐさめけり。猶又其の身常に鶯の囀を學んで、折折囀りて父に聞せける。父歳七十に及で兩眼盲て朝暮苦めり。然れども、たちゐ起臥共に心を盡て、珍果のあれば、買求て父に與へ、常に其の身の乏しきことを父に知せず、只餘あるやうに云ひける。我身も四十に越めれども妻をも持たず、常に獨り父に給仕して、貧き身にも彩衣を著し、或時は戯にて跌なんどして小兒の戯をして父に己が身の年寄たるていを知らせず。是れひとへ

蹉き兒啼のていをなす。萊子が志寔に以て孝心の至りなり。一を以て其の餘を知るべし、誠に殊勝の心行きといふべし。論語（爲政篇）に曰く、子夏孝を問ふ。子の曰く、色難し事あるときは弟子其の勞に服す、酒食あれば先生のみ饌ふ、曾て是を以孝と爲す乎。朱註に曰く、蓋し孝子の深愛ある者は必ず和氣あり、和氣ある者は必ず愉色あり、愉色ある者は必ず婉容あり、故に親に事ふるの間、唯色を難しと爲すのみ。勞しきに服き養ひ奉るは未だ孝とするに足らず。大全に曰く、色は面に見るものなり。容は一身の容儀を擧て之を云ふ。色は僞を以てすべきにあらず。唯深愛の心の中に本て後ち愉婉の色容外に顯る、其の難しとする所謂深愛和氣の難有ことなり。誠なる哉、色は强て顯すべきあらず、其心深く親を愛する事實あらずんば、愉の容順ふ貌恐くは外に見れ難き事なり。禮記に、命に因て怒らずと云へり。集註に云く、命に依て怒らずとは、父母の命令を承て怒色少しも有るべからず。

按ずるに、老萊子は、高士傳には楚國の孝萊子とあり。玄英が莊子の疏には、賢人にして男子とす、日記故事列女傳等には、周の老萊子と記して婦人とせ

及び本朝孝子傳に見えたり。按ずるに、異國本朝同譚にして、其家貧しけれども父母を樂しましむる事、嗚呼至る哉。匹夫の輩は孝道をば知るべからずと思へども、天性にして斯の如く孝なる事感ずるに堪へたる者なり。學ばずして孝なるは嗚呼尠い哉。又譬へ聖經を讀み學んでも、鴉鳴鵲噪の如き輩あり。彼の孝經を以て母の頭をうつの類ひ世にあり。悲むべし〳〵。

第九　老萊子班衣を着て父母を樂ましめし事

烈女傳に見えし周の老萊子は、少時より孝行に名を得たり。年七十なる迄父母存命なり。萊子常に荊蘭の衣を著て嬰兒の戯をなす。常に父母の前に居て我身の老の沙汰を稱せず。父母に事つるに何にても人任せず、自ら仕へて態と跌き偃て小兒の如く啼く、誠に至れる哉。眞實の孝心より出で更に以て僞を以てせず。深愛和氣の甚きものなり。(禮記の祭義に孝子の深愛ある者は必ず和氣ありと)養ふに樂を致すものなり。我が年七十に成ければ、父母の見たまひて我が子だにも年老い形ち嫭からずと思ひ給はゞ、我が身の年を思ひて嘅便なく思召すらんとて、父母の心を察し常に五色の彩たる班衣を着て、わざと

夜中に三五度も起て父の枕の上り下りを見、衾の脱著を見たるとなり。此の如くし此の父を養へり。誠に至る哉、盡せる哉。猶委く孝經列傳蒙求等に見ゆ。

禮記（曲禮上篇）に曰く、凡そ人の子たるの禮は、冬は溫め（席を溫め床を扇くなり）夏は淸して昏に定め晨に省る。（衾枕を定めて安居を省る）

按ずるに、溫淸定省の孝は、孝子の專ら勤むべきの要たり。吾本朝亦黃香の如きの人あり。丹州爲助と云へる者の父母老い蹇て起居能はず。爲助天性孝にして父母に事へて心を盡し、寒夜には己が膚を以て席を溫め父母を臥しめ、父母の足を己が懷に容て溫め、炎天には樹陰を選んで其臥床を扇ぎ、親の白髮を梳りて鬱蒸を散じ、飲食足らざるときは唯父母にこゝろよく供して己は饑渴し、父母に對しては餘ありと云ふ嘗て簞瓢の空しき事を知らしめず。偶々一物を外にて得れば、則ち喜んで父母に進む。此の如きの孝何ぞ筆に盡んや。其孝心世上に聞へて、城主松平某其孝心を感じて黃金數兩を賜はる。然れども兄弟互に辭して、終に封して家に藏す。猶委くは丹陽雜記

を履むこゝちして身を守りしに、今は死しても少も損傷なければ本望なりと云へり。委く論語泰伯の篇に見えたり。是等の事跡皆己が身を守りて少き疵つけまじと思ひて孝行の誠を盡したる事最も甘心すべし。

第八　黄香孝心を以て父母を養し事實

東觀漢記に曰く、黄香孝廉にして婢僕なし、躬ら勤勞を執る、力を竭し侍養す、暑きときは床枕を扇き、寒きときは身を以て席を溫む。

按ずるに、東觀漢記は、經籍志の三に史類東觀漢記一百四十三卷劉珍等の撰とあり。黄香は後漢書の列傳八十卷に曰く、黄香は字文彊、江夏安陸の人なり。九歳にして母を失ふ。思慕して顏色憔悴せり。鄉人其の主孝を稱すと云云。按ずるに、黄香は博く經典を學んで精を道術に極め、其の文章の佳なる事又類を絕す。年九歳にして母を失へり。悲慕して面瘦せ形顇ること骨を現せり。其後父に事へて自ら力を盡し、夏の暑きころは、夕に床を扇ぎ枕を凉うして、冬の寒天には、床の冷からんことを悲んで、身を以て床を溫め父を臥しめ、衾も先づ我身に著て溫め、其後父に與へて脇を繕ひ跡をおさへて、

り。堂より下るに我が足を傷ふ。之を悲んで曾て家を出です。弟子其の仔細を尋ければ、子春が云く、我れ曾子に聞し事あり、曾子は又孔子に聞たまへり、父母全して生む、子全して傷はず、身を守るを孝と云ふと聞きたれば、常に此の身を大切に思ひけるに、今日思はずも足を傷ふ、是今迄體を虧ず、身に辱めを受けずと思し甲斐なし、故に憂ふと云へり。是を以て思へば、孝子は一足を擧る間も孝の道を忘れず。一び足を擧く間も父母を忘れば恐は損傷あらん。又世説新語（卷一德行篇）に云く、范宣年八歲、後園に菜を挑る。誤て指を傷ふ、大に啼く。人問ふ、痛り耶。答て曰く痛とするにあらず、身體髮膚敢て毀ひ傷らず、是を以て啼く耳と云へり。是不孝の罪を思ふて、かくのごとく啼なり。今指の甚だ痛むにあらずと云へり。又云へることあり、曾子疾あり門弟子を召で曰く、予足を啓け、予が手を啓けと云ふて、衾を開いて其の體の損傷なきかと門弟子にこゝろみしむ。詩に曰く、戰々兢兢として深淵に臨むが如く薄氷を履むが如し、今よりして後吾れ免るることを知る云云。我が身に少も毀傷を受じと平生思ひ居たれば、深淵に薄氷の上

も歎をあたふる事、嗚呼、悲むに堪へたる者なり。身は父母より得たると云ふことを忘れて孝養をも盡さず、婦人は措れ、男子なんどは皆假の色に此の身を忘れ、女と共に愛執の刃に死して、父母にも悲をのこし其の身も惡名を世人に謡はれ、はぢをとゞむる事最も愼むべき事なり。君子に三の戒あり。少時は血氣いまだ定まらず、之を戒むること色に在りと。實にさる事ぞかし。なをまた此身を守るべき事、今古人の事跡を記して以て之を左にす。

第七　樂正子春家を出でず

禮記（祭義）に曰く、樂正子春堂より下る、而して其の足を傷ふ。數月出でずして猶憂ふる色あり。門弟子其の故を問ふ。答へて曰く、吾れ諸を曾子に聞く、曾子は諸を夫子に聞く、曰く、天の生ずるところ、地の養ふところ、人より大なりと爲るはなし。父母全うして之を生む、子全うして之を歸すを孝と謂ふべし。君子は頃（音跬半歩なり）歩（再足を擧るを一と云ふ）にして而も敢て孝を忘れず。是を以て憂色ありと。（略引）

按ずるに、樂正子春は、樂は樂の長なり。名は子春と云ふ。樂師のかしらな

全うして之を歸すべし。惣じて人の子たる者は、其の身を愛重して敢少しも毀傷ることなきは是れ孝の始なり。能く其の身を立て誠の道を行ひ、只自ら其名を揚るのみにあらず、以て其の父母の名までも揚るときんば是れ則ち孝の終なり。彼の唐の樂正子春が數日家を出ずして憂ひ、范宣が大に啼しと、曾子の衾を開て門弟に示すの類皆載せて此書に在り。往て披け。孝經の註に、孝は身を守るを以て大なりと爲す。孟子に曰く、(離婁の上篇)事ふると孰か大なりと爲す、親に事なるを大なりと爲す。守ること孰か大なりと爲す、身を守る大なりと爲す。身は親の枝なりとは、禮記に曰く、(哀公問の篇)君子敬せずと云ふことなし、身を敬するを大なりと爲す、身は親の枝なり、敢て敬せざらん歟。斯等の義を以て按ずるに、兎角己が身を辱め又は疵を被ること、是れ第一の不孝なり。己が身を全うして大切に守るが則父母を敬ずる道理なり。父母より得たる身なれば最も大切に守るべきなり。我身を全うして父母を養ひ敬んで、父母の心樂み身安ければは、父母安堵の思をなすべし。今の世の輩を見るに、此の身を何とも思はず、一朝の忿りに其身を忘れ、父母に

高ければ其の父瞽瞍と知れり。此故に我れ常に語默動靜取舍ともに我身に汚辱の名を受じとのみ思へり。故に大なる過寡しと云へり。又藤原朝綱（後鳥羽院の時の人）が言へる事あり。雙親亡すと云へども、吾身即ち其の遺體なる時は、吾が一言一行悉く是れ父母の言行なり。豈欺くべけんやと云へり。今正直が遺體を辱めざる故に大なる過なしと云へると、日を同して談るべき事なり。（二事並に本朝孝子傳に見えたり）

按ずるに、初め孔子曾子に敎へ給ふにも、坐に復れ、吾れ汝に語らん。身體髮膚父母に受けり、敢て毀傷らざるは孝の始なり。又身を立て道を行て名を後世に揚て、以て父母を顯すは孝の終なり。夫れ孝は親に事つるに始り、君に事つるに中にして身を立つるに終る。董が註の心を按ずるに、孝の義甚大にして其說甚だ長し、立ながら談じつくしがたし、故に座に復れと云ふて、詳に以て告げ給ふ。孝は身を守るを以て大なりと爲す。身は親の枝なり。其大なるを擧て之を言へば、一身四體、其の細なるを擧て之を云へば、髮肌膚、是れ皆父母より受くる者なり。父母全うして生む、（五體滿足）、我れ常に

不孝とすと。牛羊家とは、異國にて賞翫する美物なり。若し吾朝にて云はゞ、毎日鶴雁鴨等の美物を具へ親を養ふとも、右の驕と亂と爭との三つの者を除かざるときんば、父母之を得て何んぞ樂とせんや。故に養ふときんば樂を致すとは、父母の心に安樂を與ふべきなり。呉が註に曰く、驕亂爭の三者、皆身を亡す。事苟も除かざるときんば親の遺體將に保つことあたはず。日々に盛饌を具へて以て親を養ふと雖、何んぞ孝と爲るに足らん哉。石臺が註に曰く、上の三事皆身を亡すべきなり。

按ずるに、夫れ孝は親に事つるに始り、敢て毀傷らざるに及ぶ。故に孝子としては專ら身を愼み名を擧げて以て父母の心を喜ばしめ、樂みたまふを孝とすべきなり。我が此身は父母よりうけし身なれば、則ち父母の身と同じ。故に辱を得ず、全うして我が名を揚るときんば、父母の名を揚るなり。世尊出家得道して名を三界に揚げたまへば、父の大王を世の人知らざる者なく、叔梁紇と云ふ名を普く世人の知る事は、孔丘の徳高き故なり。彼の川井正直が平生人に語りしは、孔子の名の高き故に世人其の父の名を知る。舜の名の

養ふを云ふなり。なほまた己が身も父母も安樂に守るべきなり。我が身も全ふして、父母の心を樂しめ心をも安んじ養ふを至孝と云ふなり。孝經に曰く、親に事つる者は、上に居て驕らず、下として亂らず、醜に在りて爭はず、上に居て驕るときんば亡び、下として亂るときんば刑せらる、醜に在て爭ふときんば丘せらる。三つの者除かざれば日々に三牲の養を用ふると雖、猶不孝と爲す。董か註に曰く、此は之を戒るに不善を以す。孝子の親に事つる者は、人の上に居るときは當に莊敬（朱子曰、――とは端嚴の容貌なり）して下に臨で驕矜るべからざるべし。人の下と爲るときは當に恭しく謹で以て上に事へて悖き亂る可からざるべし。己が醜類等夷に在るときは、當に和ぎ順ひて以て衆に處て爭ひ競ふ可らざるべし。苟も上に居て驕るときんば道を失ひ亡ることを取る、亂るときんば分を犯して刑を致す、醜に在て爭ふときんば丘を招く。此の驕と亂と爭との三つの者を除かざれば、亡と刑と丘との三の者必ず來り至る。若し爾らば其危亡の禍憂必ず親に及ぶ。斯の故に不孝の大なる者なり。此の如くならば、日々に牛羊豕の三牲の養ひを具へて自ら禮を盡すとも、なほ

猩々も亦異獸なり。本草綱目に、能く言ふと、言ふこと能はずとの兩說あり。形豕狗に似たりとも、又は狒々野婆に似たるとの說あり。野婆に似たるの說是と爲すべしと、委く瑯琊代醉卅九、及農田餘話に見えたり。今は略す。禮記に云へる如く、人として禮を知らざれば、これらと同じ。辱も我が爲に乳哺の厚恩ある父母を無禮にして、犬馬を養ふ如く不孝ならば、豈に鳥獸と異ることあらんや。仁人の親に事つること天に事ふる如し、天に事ふること親に事ふる如くすと云へり。誠に敬しても敬すべきは、夫れ唯父母のみ。能く之を思ふべし。故に曰く、父に事つるを資て以て母に事つる、而も愛同じ。父に事ふるを資て以て君に事つる、而も敬同じ。故に母は其の愛を取り。君には其の敬を取る。之を兼たる者は父なり。爾れば父母の中、ことに最も敬ふべき父なり。又君は至て貴けれども、至て親しからず。母は至て親しけれども貴からず。たゞ父のみ尊親の義を兼たりと云へり。

第六　養ふ則んば其の樂を致む

樂を致す等とは、内外二典ともに、親には身を安くし心を樂しむるのやうに

犬馬は養へども敬せず。親をば敬を致すべきなり。此の別あるを人の子の孝行とは云ふなり。故に曰く、其の親を愛せずして他人を愛する者は、之を徳に悖ると謂ふ。其の親を敬せずして他人を敬する者は、之を悖禮と謂ふ。按ずるに、是れ則ち親を愛敬するに順逆あり。先づ我が親を愛して後に他人を愛敬するは是れ順なり。其の親を愛敬せずして、先づ他人を愛敬するは逆なり。爾ば則ち逆愛さへ本意にあらず、何ぞ況や、父母に對して愛敬なきは、是論ずべきに足らず。縦ひ愛心ありとも孝と云ふに足らんや。禮記に云へる、鸚鵡能く言ども飛鳥を離れず、猩々能く言ども禽獸を離れず、今人として禮なきは能く言ふと雖、亦禽獸の心ならずや。按ずるに鸚鵡は異鳥なり、能く人の言ふを學ぶ、又いんこと云ふ。中夏の海に近き南蠻に最多し。本朝にも偶あり。色赤白ともにあり。凡そ諸鳥は四の指の內、三指は前に向ひ一指は後に向ふ。此鳥は兩指前に向ひ、兩指後に向ふ。諸鳥は目の瞼、下より上に向ふ。此鳥は兩瞼ともに動くこと人間の如し。三才圖會に委く記せり。日本記孝徳帝齊明帝紀に、新羅より鸚鵡を獻せし事を載せたり。今は略す。

按ずるに、居とは、父母平居存生の時の孝子の立居ふるまひなり。行住座臥父母を敬ふて以て孝とす。論語（爲政之篇）に曰く、子游孝を問ふ。子の曰く、今の孝は是れ能く養を謂ふ、犬馬に至るまで皆能く養ふことあり、敬せずんば何を以てか別んや。

按ずるに、是れ親を敬はざる人を誡め給ふ語なり。今の世の輩は、多くは斯の如くたゞ口腹を養ひだにすれば、是れ孝行を盡すと思へり。甚だおろかなる事なり、大切なる二親を犬猫なんどを畜ふ如くに思ふ輩多し、養ふ事は犬馬等に至るまで同じ、只飲食を以て養ふばかりは、少しも孝と謂ふ可らず。嗚呼、前に云ふ慈烏すら反哺の孝はあるぞかし。人として父母を養ふは定りたる義にして、孝と云ふべきにあらず。其の故は、此身は父母より得て、今生長して世に在る、是れ爾しながら誰が恩ぞや。是父母より生を賜りて、後に養育せられて今長り。然らば子として養ひ育むは定りたる道にて、是こそ孝行よと云ふは甚だ愚なり。孝の中にも、養ふのみは尤も孝の下たるものなり。故に孔子犬馬をあげて敎へ、敬せずんば何を以て別たん乎と曰へり。

彼の疏は初に異を辯じ、終に同を示す。今は儒道に因で孝道の内外二典同じき事、古人の事跡を并て孝道を勸む。是れ予が風樹の恨にたへざるの悃志なり。もし同志の人あらば幸に其近きを以て之を忽にすることなかれと之を左に示す。

子の曰く、孝子の親に事つるに、居るときんば其敬を極め、養ふときんば其樂を極め、(父母のこと)病る(父母のこと)ときんば其の憂を致し、喪(父母死して)には其の哀を致し、祭るときんば其嚴を致む。五つの者備りて然して後ち能く親に事ふ。董弼か註を按ずるに、惣じて人の一身心之が主なり。行に百行あり、孝を大なりと爲す。善く父母に事るを孝と爲す、人の行孝より大なるはなし。凡そ人の子たる者は親を愛するを以て心と爲す。親に事へて孝を忘れず、敬樂憂哀嚴の五つの者全く備りて能く火母に事るを孝と爲す。五つの者一つも備らざることあれば孝と謂ふ可らず。其の中にも最も敬を以て本と爲す。云云。委は孝經の如し。今は略して書す。

第五　居る則んば其の敬を致す

供養することなくんば乞食することを得て其の半を與へよ。自ら能く紡績し衣食を與ふれば犯罪なり。知度論に曰く、恩を知る者は大悲の本、善業を開く初門なり。(乃至) 恩を知らざる者は畜生に異らず、云云。觀經を閲すれば、彌陀佛國へ生る正因を說て韋提希夫人に示し玉ふて曰く、彼の國に生ぜんと欲する者は當に三福を修すべし。一つは父母を孝養せよ、(乃至)三世の諸佛の淨業正因。餘は今の所用に非るが故に此に記せず。蓮宗寶鑑に曰く、念佛は乃ち諸法の要。孝養は百行の先と爲す。孝心卽ち是れ佛心、孝行佛行に非ずと云ふことなし。道を諸佛と同じきことを得んと欲せば、先づ須く二親に孝養すべし。故に頤禪師の云く、孝の一字は衆妙の門、佛語孝を以て宗と爲す、佛經孝を以て戒と爲す、言中昧からず、口戒光を出す、直下分明にして頓に心地を開く。その外、涅槃經、大報恩經、父母恩重經等に頻に父母の恩を說く。繁を恐れて悉く記せず。佛教は惣て孝養父母等を以て成佛の正因とすれば、佛道修行の輩、暫も孝道を忘れなば、豈得たりと云はん乎。儒釋皆宗とするは夫れ唯孝道なりと云へるは是なり。今内外の二典孝道を說くに同異あり。盂蘭盆經等に悉く記せり。

を示す。是を母子相見と名くと宣ひて、金棺忽ち閉給へり。あゝ至れる哉。出世の大孝既に斯の如し。心地觀經に曰く（報恩品に）慈父の恩高きこと山王の猶し、母の恩深きこと譬へば大海の如し。若し我れ世に住して一劫に於て悲母の恩を説くとも盡すこと能はず。正法念經に曰く、四種の恩あり、甚だ報じ難しと爲す。何等をか四と爲す。一つには父母の恩、乃至、若し父母を供養することあれば無量の福を得、現世には人の爲に讃歎せられ、未來には菩提を得。（法苑殊林六十三に見ゆ、今略す）增一阿含經に曰く、孝順にして父母を供養す、功德は一生補ふ處の菩薩の功德と一等くして異ることなし。（乃至、廣說）舍利弗問經に云く、父母の恩も大なり、報ぜずんばあるべからず。夫れ出家は父母生死の家を捨て法門の中に入る、法身を生長して功德の財を出し、智惠の命を養ふ。其の功德莫大なり。五分律に曰く、若し人百年の中、右の肩に父を擔ひ、左の肩に母を擔ひ、（乃至）、世間の珍奇衣服を極めて父母に供養するとも、猶能く須臾の恩をも報ぜず。今より比丘に聽す、心を盡して父母を供養せよ、しからずんば重罪を得ん、是は我が弟子に非ず。五百問論に云く、父母病で人の

切衆生を攝化して長夜の闇を出さん、豈天子を以て好しとせん乎。（已上）斯の故に十九歳にして國を去り位を捨て、城を踰え檀特山に行て難行苦行を成就し、三十歳にして成道し玉へり。其の後六年過て本國に歸りて化を施し玉ふに、父王先づ悟を啓て初果を得たまふ。此の故に普曜經に（巻の八に）曰く、我れ初め出家せしとき父母と與に誓ひき、若し佛道を得ば還て父母を度せん、今已に佛を得たり、必ず當に國に還るべし。其の後如來四十八歳にして御母夫人のために忉利天に向て大報恩經を説て亡母の大恩を報じ給ふ。是を安居の御法と云ふ。委く釋迦譜に見えたり。又七十九歳にして拘尸那城拔提河の邊沙羅林の下にて入滅の時、御弟子阿那律尊者佛をば金棺に納たてまつり、忉利天に昇りて御母摩耶夫人に告たまふ。御母驚き悶絶して眷屬に圍遶せられて天より下り給ひて、如來の衣鉢を右手に執り、左手にて金棺を拍て大に悲惱し給ふ。時に如來神力を以て棺の蓋を開き、起生して大光明を放ち、合掌を擧て夫人を見玉ひて曰く、諸行無常なり、願くは啼泣し給ふなかれと。其の時に御母少し自ら安慰したまふ顔色あり。佛の曰く、後の世の不孝の人々のために、上の如き事

子より下庶人まで皆同じ。先王至德要道と云ひ、君子は本を務むと云ふ、ともにこれたゞ一つの孝道なり。孝經に、上天子より下庶人まで孝行の次第を明にす。今は略して其大概を記して以て孝子に便す。盂蘭盆經疏には、儒家孝を以て宗と爲るの下に、天子の廟、宗廟の義を委く記せり。宗廟の事は、祭る則んば其嚴を致むと云ふ。下に記す、故に此に略せり。

釋中孝を以て宗と爲ることは、大凡如來一代の說敎、五時八敎の中に、最初成等正覺の時、華嚴に菩薩の大戒を說くに、戒は萬品なりと云へども、孝を以て宗と爲す、故に初に標して云く、爾時、釋迦牟尼佛初て菩提樹下に坐して無上正覺を成し。初て菩薩波羅提木叉を結す。孝順父母師僧三寶孝順至道の法孝を名づけて戒と爲し、又制止と名づく。されば大孝世尊は淨飯大王の太子にて、必ず王位を繼たまふべけれども、修行得道して所生の父母の深恩を報ぜん爲に、位を捨て國を離て檀特山に入りたまふ。本行經に曰く、悉達太子數々出家を求む。父王の曰く、汝は方に轉輪王と成て四天下を治むべし、何ぞ剃髮染衣を以て樂とするや。太子答へて曰く、今我身成等正覺を期して大千を統御せん、一

本已に生るときんば其の道自ら生る。之を移して以て君に事まつるときんば忠あり。之を資て以て長に事るときんば順あり。之を閨門に施すときんば夫婦和ぐ。之を郷黨に行ふときんば朋友に信あり。（董注の心なり）

斯の至德要道を能々辨へば身を立るに全き人なり。知りぬ。是れ孝は五常の本、百行の源なることを。夫れ孝にして不仁なる者は未だ有じ、孝にして不義なる者は未だ有じ、孝にして禮なく、智なく、信なき者は未だ有ざるなり。是を以て君に事れば忠なり、是を以て兄事せば則ち悌なり、之を以て民を治れば則ち愛あり、之を以て幼を撫れば則ち慈あり、一孝立て萬善之に從ふ、故に萬善の本とすと云へり（同上）子の曰く、民に親愛を敎ゆるには孝より善はなしと、又曰く、其の父を敬すれば則子悅び、其の兄を敬すれば則ち弟悅び、其君を敬すれば則臣悅ぶ、一人を敬して千萬人悅ぶ、敬するところの者は寡ふして悅ぶ者は衆し、此れ之を要道と謂ふ。曾子の曰く、百行の先は孝より過たるはなし、孝天に至るときは風雨時に順ひ、孝地に至れは萬物化成す、孝人に至れば衆福來ると。是の如く百行の中に父母に孝なるより大なるはなし。上天

專ら孝を行ふを先王二帝三皇の要道とす。二帝とは、帝堯と帝舜となり。三皇とは、夏の禹王と、殷の湯王と、周の文王と武王となり。されば堯舜は大聖人にして、天下萬世の尊ぶところ、其の道孝悌には過ぎざるなり。孔子も之を學んで壹ら此の道を以て行ひ給へり。故に孔子曾子の法則も專ら斯の孝行にあり。故に曰く、夫れ孝は德の本なり、敎の由て生るところ也、云云。孝は親に事るに始りて、身を立るに終はるとの給へり。至德要道なり。一理にして天に得るところの人心の德なり。其の德とは、則ち仁義禮智信の德なり。道とは、父子君臣夫婦兄弟朋友の道なり。德の至れるは卽ち道を行ふ所以の要にして、五常の要、是を德と云ふ。仁を以て本心の全德とす。其の仁は愛を主る。其の愛は親を愛するより大なるはなし。故に孝は德の至とす。五倫の交り此を道と謂ふ。此れ行の最も先なるものなり。此の故に子として父母に事る、是を要とす。君子に本を務む、本立て道なる、孝悌は其れ仁を爲ふ本かと。(論語學而)仁と云ふは、愛の理心の德なり。君子は五常を勤むるを根本とす。故に仁の實は親に事つる是なり。義の實は兄に從ふ是なり。其の仁とは則ち孝なり。根

及ぶ程は勵むべき事なり。禮記に云へる、孝に三つあり、小孝は力を用ひ、中孝は勞を用ひ大孝は匱からずと云へり。謂は慈愛を思ふて勞を忘れ力を用ゆを謂ふべし、仁を尊み義を按するを勞を用ゆると云ふべし。博く施して物を備ふるを匱からずと謂ふべしと云へり。集註には、小孝は小人に配し、中孝は諸侯・卿太夫、士人に約す、大孝は天子に當て細釋せり。中庸大全に曰く、朱子公達が云く大孝、至孝、達孝は同じからず。其の名づけて謂ふべからざるを以て是を大孝と云ふ。更に復加ふとなきを以て至孝と云ふ。天下是を稱して異なる辭なきを是を達孝と云へり。是の如く人に貴賤ある故に、其の德用には替りあれども、父母を愛敬し孝行を盡す其志は貴賤上下少も易ることなきなり。斯の故に尊卑上下貧富共に皆孝を勵ますべき事、人間の肝要なり。

第四　孝は儒釋皆宗とす

按ずるに、儒教を以て宗とすることは、孝經に、孔子、曾子に對して坐にかへれ、われ汝に語らん。夫れ先王至德要道ありといひて、專ら孝道を丁寧に示し給ふ。

は高し、天の感應を蒙むり書傳に載せられて萬世に芳名を知らる。見んと思はゞ孝子傳を披くべし。今は繁を恐れ悉く記さず。其の用の別ると云ふは、高位にして德を備へたまひし人、或は下位なれども其身富みたる人は、何事も不足なければ、父母に事ふるも色々の美食を盡し、さまぐの珍味を調へ、彼の樂志論に、親を養ふに兼珍の膳ありと云ひし如く、衣食も時を違へず四季折々相應にあるが上にも之を重ね、使へる男女も器量を選らび心に順へ、春は萬花の弄び、夏は涼風を招きて暑氣を忘れ、秋は月の前の遊與紅葉を愛で、冬は爐邊に良友をともなひ、酒茶善を盡し美を盡し、諸事心に儘せて、父母も心易く行住座臥樂む。皆是孝行の用なり。扨又貧賤ノ輩は、富慶も薄ければ、何に就ても不足ある故に、父母に事ふるに朝暮の麁飯も時分を失ひ、一簞の食、一瓢の飲も空くして、父子ともに衣裳も故破て身を顯し、春夏秋冬行住座臥安き事なく、又心の樂もなし。此の如く貧富貴賤の人の品に付て孝行の用は各別なれども、父母に事る心行は只一つにして違事なし。斯の故に孝は貴賤に貫して、老若男女貧富ともに身の終るまで隨分心の

なり。是の如く人の品は貴賤の別あつて其の用は異なれども百行の源は親に事ふるに始りて、身を立つるに終るなり。天子より庶人に至る迄、只一つにして毛頭もかはる事なし。(盆經疏(宗密)に云く、貴賤品隔僧俗道殊と雖、乃至父あり母あらざるなし)

愚が云く、富貴の人は云ふに及ばず、何なる田夫野人の輩も、孝道は同く勵むべき事なり。或は我は其の孝敬の志はあれども、家貧して孝行すべき力なしなど云ふべからず。何程貧き身なりとも、身代相應に孝行の成ずと云ふ事はあるまじきなり。王良が曰く、家貧にして孝子を顯し、世亂れて忠臣を知ると云へり。誠なる哉。世に鳴る異國の古人を見るに、多は其家貧にして、孝行の德は吾朝までも書籍に記して其の名を普く貽せり。其の數許多にして孝德傳其外の諸史に見えたり。其の中に、多くは貧人の孝のみ多し。彼の董永、吳猛、郭巨、蔡順皆家貧にして、孝行の名は世に普し。斯等の傳は略して斯書に記せり。和朝の孝子も亦同じ。本朝孝子傳に載せたる赤穗の惣太夫、鍛匠の孫次郎が類皆家貧して、朝三暮四の糧も乏くて、孝行の名

は最も貴く、庶人は最賤き者なり。諸侯、卿大夫、士人は、天子に對すれば賤しけれども、亦庶人に比ぶれば猶貴し。孝經の五章に、貴賤の孝行を明して、其の終に結で云く、天下より已下庶人に至るまで、孝に終始なく而して患及ばざる者は未あらざるなりと云へり。唐の玄宗の御製の序に、五孝の用則ち別にして百行の源殊らずと宣へり。五孝は上天子より下庶人までなり。位は別あれども、孝は同きなり。胡氏が云く、位は貴賤の品あれども、而も父母より生ずる事は異なる者なしと、誠なる哉斯言、人は父母より生ずれば、上は天子、下は庶人に至る迄、皆其大恩を報ずべし。今天子とは、唐土總國の大王なり。今吾朝當今玉體と稱するこれなり。諸侯とは、一國の臣民の上にある小王なり。是れ和朝の高家大名の義なり。卿大夫とは、王朝國侯の卿大夫を通じて云ふなり、是れ則ち和朝の公卿、其の外、國の臣下等の如し。是諸侯の次下にあり。士人とは、是諸家の博士、文武兩道を主る侍なんどなり。庶人とは、農工商賈の類ひなり。農とは、民姓等なり。工とは、諸細工職人等なり。商とは、遠近を巡りて賣買する商人を云ふなり。賈とは、其所に居て店をかざりて賣買する町人

といへり

或は云ふ、其の放ちゆるしたる鳥の飛行たる方へは、其の日會て往ずと云へり。かゝる鳥類すら能暫の恩をも知りて放ちやる、況や人間の身として、恩を得て其の恩を報ぜざるは何んと云ふ事ぞや。心を留めて見るべき事なり。兼好が云ひし如く、萬のちいさき蟲までも、心をとめてありさまを見るに、鳥獸の子を思ひ、親を愛し、夫婦をともなひ等と書たり。（徒然草第百廿六段）一切の鳥類畜類の子を思ふ分野は、夜の鶴の子を思ひ、焼野の雉子の子のために其の身を焼く、巴猿の腸を斷つの類は人に増りて悲深し。彼の秦西巴が麑を放ちたること日を同うして察すべし。委く韓非子に見えたり。山谷が詩にも、羹を啜ること麑を放つに如す、樂羊は終に巴西に愧づべし、云云（詩經三卷廿）

第二　孝道貴賤を貫す

總じて人の貴賤を論すれば、其の次第品々あり。先づ唐にては、天子、諸侯卿、大夫、士、庶人とて、上下を分てり。委く孝經等に見えたり。されば天子

り。本草綱目に未此事を見ず。本草には、白鴿を以て藥に入ると。按ずるに、鴿はいへばとなり。鳩は斑鳩とて、つちくればとなり。禽經の註に、鳩能く禮を知りて三枝を隔つ、仲春には鷹化して鳩と爲り、仲秋には鳩化して鷹と爲ると云へり。鳩書を傳へこと天寶遺事に見えたり。繁を恐れて贅せず、最孝鳥と云つべし。羊の跪乳の敬とは、譙周法訓に云く、羊に跪乳の敬ありと。是れ則羊は羔たる時、母の乳を咽に跪きて哺すと。是れ親を敬ふ禮なりと云へり。文天祥が詩に、跪乳能母に報ずる情を知ると。かゝる鳥類獸類まで親を敬ひ親を養ふ孝道あり、何況や物の靈たる人間として、親を敬ふ道なくんば何んぞ人と名づけんや。野山大師の人として孝なくんば畜生に異らずと云へるも誠なる哉。愚按ずるに、凡恩を知るは鳥類には鷹ならん歟。彼の朝野僉載及び酉陽雜俎に見えし、倭俗の所謂るぬくめ鳥の事、古歌にも讀めり。歌林良材集に、鶻が冬寒き時に小鳥を捕りて、其鳥の肌にて己が爪を煖めて、其後ゆるし放つと云へり。是をぬくめ鳥と云ふ。歌に

鷹の寒旦の煖鳥恩を知らぬは人にこそあれ、

類だもこれあり、諺に曰く、鳥に反哺の孝あり、獺に祭祖の孝あり、鳩に三枝の禮あり、羊に跪乳の敬ありといへり。
愚按ずるに、往古より小說に斯の如き事迹世の人云ひ傳へり。今本草綱目を見れば、慈烏は孝鳥なり、此の鳥初め生れて母哺する事六十日、長ずるに從ひて反哺することも亦六十日、故に慈烏と云ふ。時珍が云く、小にして黑く小嘴なるは反哺す、是慈烏なり。嘴大にして反哺せざるは鵯なりと。樂天が慈烏夜啼の詩、思合すべし。白氏文集にも、烏の種二つあり、嘴の小き鳥は孝なり、嘴の大なるは哺せずと云へり。(孝子傳及び諸註之に同じ)獺に祭祖の孝とは、文選の註に曰く、獺は河の邊に居て浪を凌ぎ魴鯉を捕て祖を祭ると云へり。大和本草には、水獺と云ふ。海獺に對して云へり。歌には、をそのたはれをなどと萬葉に讀り。始て魚をとりて初魚をば先祖へ祭るとて放ちやるなり。今神社へ奉る物を初尾と云ふは、初魚の略言とも云へり。やはらかに噬へて放つと云へり。鳩の三枝の禮とは、此鳥飛で其の翼を休む時に、親鳥のとまりたる木の枝より三枝下りて休むと云へり。是れ親を敬ふの義な

て或は金銀を出し、石玉を出し、又は樹木と花草を長養して非情萬靈を相續する事、古も今も易らざる斯利義あることは地の孝にあらずや。夫天文地理ともに父母の道なり。故に易の説卦の傳に云く、乾は天なり、故に父と稱す。坤は地なり、故に母と稱す。孝天地に塞かれば、其の中に生ずるは人なり。是則萬物の中に最も貴きものなり。人として孝の道を勤めずんは、天の惠も冥福も更に有るべからず。罪を天に獲る則んば禱るところなしと孔子は宣へり。故に天地の惠は專孝行の人に在り。能々是を思ふべきことなり。(搜神記八の卷に、孔子孝經を述て天に備ふと云ふことあり)人間の行ひ孝より大なるはなし。故に孔子も天地の性人を貴しと爲す、人の行ひ孝より大なるはなしと宣へり。是れ百行の最要、萬善の根元なり。曾子のとへりしに上の如く答へ給ひき、委く孝經に見えしゆゑに省く、此に贅せず。

第二　孝道は人神に通ずる事實

人神に通ずるとは、人は人間なり神は鬼神なり。是れ陰陽の兩氣なる故に廣く萬氣に通じて孝行の義あり。夫れ深恩を憶ふて孝敬を盡す事、少分を謂ふに畜

孝道故事要略卷一

春鶯廓元 編輯

第一　孝道は天地に塞る

盂蘭盆疏（宗密禪師）に曰く、天地に塞り、人神に通じ、貴賤に貫き、儒釋皆之を宗とするは其れ唯孝道なり。

天地に塞るとは、孝經に、曾子の云く、甚哉孝の大なること。子の曰く、夫孝は天の經、地の義、民の行なり。天地の經にして民是れ之を則る、天の明に則り、地の義に因て以て天下を順にす。

恐按するに、天は陽道を以て萬物を生ず。是れ父の德なり。天の經とは、天の常と云へる事なり。天の德は常にして間斷なく、日月星の三光照臨して春夏秋冬の四時亂れず、寒熱序を正し、雲行き雨施し、有情非情萬物を養育する事、古も今も變らず、是常なることは天の孝にあらずや。地は順を以て天に承く、是れ母の德なり。地の義とは利なり。山澤林野水土の宜きに隨

孝道故事要略卷一目錄

孝道故事要略

大矣哉孝也爲道之本爲行之始達則天下之法焉至則百世之師焉當初我盧遮那最初結菩薩波羅提木叉時孝順父母以爲標本終臨泥洹報恩隨順以爲總歸其不可信余社友

老厚譽春鶯和尚者幼抱秀逸長發英聲始以父母命薙染參去求詢之後歸山盟社於諸賢淨業純一矣嗟曾父母倶喪懷恨于風樹所以此篇方起也多輯世孝不私于斯文也解從倭訓使普于上下也余歸省之日語及此書命以序作特爲之序維時享保巳亥孟夏上浣日

豐濱陳人雪菴忍子題

神聖の靈も降臨ましますに至らん事を片時も忘るべからず。されども人材を實事に用ゆべきに養ひなさんは容易の事にあらず、我儕淺陋の學にして其任に堪ゆべきにあらず。且又教と治と竝び行れて輕重なく二つのものゝ本を執り、天下を率ゐ申さんは臣下の專にすべきにあらず。其治教は辱なくも國君の自分統べ給はんとの盛意なるによりて、結語にも設二斯館一統二其治教一者誰とありて御名を記させられしなり。是即ち義公の士臣を諭し給ひしにも、聖賢の道をば學びし者は我も亦儒者なりとのたまひし遺意ならんかとおしはかり奉る。されば記文の深意は國君の自らさとし給ふ所なれば、我輩の口舌を以て論說せんは憚かるべき事なれども、默して答へざらむも職分を粗略にするに近ければ、聊か吾子が問に答ゆるなり。無稽の臆說も多からん、恐懼の念少からず、吾子また更に明識の人に就て正されんことを希がふなり。

會澤安謹述

退食閑話終

訓話を學びし者は、文字句讀に終身の力を盡して、心性を說く者は、詩書執禮の活用を講究せず、近世太平久しきにより、風俗の渝薄にいよ〳〵名を釣り才を闘せしむるのみになりて、講釋詩歌文章書畫の類を學ぶ者の能事と心得、宗社の安危は胡越の相關からざるが如く、一心を治れば國も治るなどと、先儒の口眞似をして高く標持するのみにて、事業に施すべき事を學ばす、人情世態を察せず、民間の利害をも知らず、事業とは全く懸隔にして用をなさず、學館を設て人材を敎育し給はんに、かくの如く無用の長物を養ひ給ふべきにあらず、學士ならんものは、事業に施すべき實用を講究し、孔門弟子德行言語政事文學等各其の才の長ずる所にしたがふて國家の用をなすべき事を學びしが如く、才德成就して國家の恩を報ひたてまつらんと志し、文學を好むものは、餘力を以て詩歌文章を學び、意思を述べ性情を吟味するが如きも、其人の好む所に任すべきなり。但其本とする所は、神を敬し聖を崇び、神道は卽ち聖道なり、聖道は卽ち神道なりと心得て、大道の本意を失はず、文武の道を學びて熟練し、衆思を集め、群力を宣べ、忠孝を盡して國恩に報ひ

なくして事業をなし得るもの少からず。學問事業といふべけれども、學問いたし候ものは却て迂濶にて、事業に施すことあたはず。何故に候ぞや。

曰、古は治教一致にして、國家を治るも導びくに德を以てし、齊くするに禮を以てし、其上にて政刑を以て其善惡を賞罰せしは、藥劑に君臣あるが如く政刑を以て德禮を佐け、德禮政刑一合にして治教を施す。仁は一身よりしてそれを天下に施し、四海の民を安ぜんとするは天下の大道なれば、學問といふも修レ身治レ人の道を學び、德禮政刑の實事を修行する故、學問と事業と皆一致なり。故に人を教ふるにも文行忠信の四を以てし、忠信を主として德を修め禮樂政刑の文を學び、德を修め禮樂政刑の文をば學び、德をも文をも是を實行に施す事を教ふる故、學問は事業を學び、事業は學ぶ所を行ふ。即ち經語にも學而優則仕とて、學ぶ所を實事に施して其用をなし、學問と事業と二つにならざるなり。後世治と教と別物になりて、國家を治めるには德禮を高閣に束ね、刑政のみにて治める故に、世は胥吏の世となりて、聖賢の道を學びしは少く、才智さへあれば濟む事になり、學問は儒者の私言になり、其身も老儒先生となるに止る。

て身體髪膚父母より受たるものなれば、其身をも父母の身に同じき事におもひて、是を敬するよりして身を立て道を行ふ事父母の遺體を聖人君子となすの義なり。依て天子は天下を治め、諸侯は一國を治め、大夫士は君につかへて力を盡すこと、皆其身の天職を治るにて、即ち身を立るの孝なり。故に事の變に臨で、君の爲に一命を捨て、父母の養を闕くの類の事も、時の宜に適はゞ即ち身を立るの孝といふべし。又官祿を捨て父母を安んずるの孝も、君の政に孝を以て國家を治めらるゝの道にも叶ひて、是亦忠ともなるべきなれば、何れにても忠孝兩全とも申べし。右に論ずる如く忠孝ともに愛敬を本として、其本は一つなれば天祖の敎に三種の神器を授け給ひしより君臣の義正しく、又三種の中にても、寶鏡を　天祖の神として事へ給ふ所よりして、孝道も惇くなりしを以て論ずる時は、其敎は忠も孝も三種の中に寓するなれば、是忠と孝と其本の一に出たる事、天地の初よりして其敎象明なり。然れば忠孝無レ二はかよふの義に侍らんかと存じ奉るなり。

問、學問事業不レ殊二其效一との義、誠に如レ此なるべき事に候へども、今世學問

故に孔子も有ニ文事者一、必有ニ武備一と仰せられたり。鹿島の神も武神なれども天祖の象敎を垂れて天下に照臨まし〳〵、天功を亮け奉りしには文德とも申べし。孔子は文德の聖人なれども、兵を足す事を論ぜられたり。夾谷の會にも齊侯の强暴を席上に挫き、三都を墮ち、陳恒を討ぜんと乞れし類の事を以て見る時は、武德をも備へられしは人々の知る處なりしは論ずるにも及ばず。かくのごとく文武の兼結ぶべきことは、本朝と漢土と同一揆なれど、今　神州の道を奉じて西土の敎に資て子弟を敎へ給ふに、神社聖廟を尊敬して、其始に反り其本に報るを知らしめ、文武を一にして有用の人材を成就し給ふべきに依て、記にも文武不レ岐とは仰せらるゝなり。

問、文武不レ岐の義は、粗聽く事を得たり。忠孝無レ二の義平日無事の時は、忠も孝も全く行はれ申べく候へども、事の變に應じなは忠孝兩全し難きは古より人の申ことも有レ之候へば、無レ二とばかりも申かたかるべきならずや。

曰、忠に父を敬するの心を取て、君に事ふるといふと孝經にも見えたり。孝は愛敬の二つにして父母を養に愛敬を盡すは勿論なれども、身は父母の遺體にし

神聖の敎の本づく處をしり、人倫を明かにして其學ぶ所を實行實事に施むと神聖を祭りたまふの深意なるべし。
問、鹿島の神は武神なり。孔子は文德の聖人なり。然れば神社は武夫の拜する神にて、聖廟は文學の士の拜すべきに似たり。今社廟ともに文武の士をして同じく拜せしめ給ふことは如何。
曰、今人の文武といふものは、文武の藝なり。古人の文武は、文武の道なり。刀鎗弓鉋等の術は武藝なり。禮義廉恥を知りて、士道を守り、節操を勵して國家の干城となるは武道なり。文字をよみ、傳註を說き、博文强記にして故事を知り、詩文書算を能する如き皆文藝なり。忠孝仁義を本として神聖の大道に通じ、國家の事體に明かにして公侯の腹心ともなるべきは文道なり。藝を論ずる時は、文藝と武藝と各異なれども、道を論ずるに於ては、文道武道ともに車の兩輪のごとく相離るべからず。是によりて古は道藝とて、道と藝とを一にして藝ありて道なければ、羿が射などの如く藝も却て害となるなり。又古の六藝は、禮樂書數は文、射御は武なれば、藝を敎ふるも文武を兼て敎ふるなり。

應神天皇の御宇論語の書はじめて傳はり、此後聖人の經書次第に行はるゝこと人々の知る處なり。道は天下の達道なれば、四海萬國人倫のあらん限りは自然に行はるれども、戎狄は偏氣の國なれば、其教とする處邪僻にして人倫明かならざる事多し。　神州と漢土とは東海に臨める地勢にして、太陽の出る方に向ひ、陽氣の生ずる處にして正氣の國なれば、其教も正しくして前にも論ぜし如く、天地の初より五倫の教興れり。　神州の古へは人民淳朴にして、自から　神明の大道に合ひたれども、質より文に赴くは天地の常なれば、名教といふことありて忠孝仁義等の名を立て教ふるなり。されば民多岐に迷ひ易し。故に漢土にて教とする處の忠孝仁義等の樣に名あるに因りて、孔子の盛德を模範として人倫を明かにする、是人に取て善をするの義なれば、欽二其德一資二其教一とは卽ち是なり。然れば　神聖の大道大に弘まり、今日に至るまで、君父に事へ、臣子を養ひ、夫婦兄弟朋友も和睦して、禽獸に異れる事を得たりしは偶然にあらざれば、學校を設けて孔子を祭り給ふも、其本を忘れず且は其偶然ならざる故をしらしめんとの義なり。されば神社聖廟を瞻仰して

天祖の象教を示し給ひし深意に叶はんことは、即ちこの神を尊奉するの本意なるべし。然は其祭る所は一國の神なれども、是によりて皇室を尊び、且大道を天下に明にせば、其功大なること此神の天功を草昧に亮け給ひし功烈の末光を瞻仰するの道にかなひ申べし。是により天地の神を祀らずして此神を祀りたまふこと、我公の深意まします處かと存じ奉るなり。

問、孔子の廟を建給へる事、記文に詳なれども、願くは初學のために其着實なる處を告られ給はんことを乞ふ。

曰、唐虞三代の道は、人倫を明にする道なれば、天下の達道ともいふ。即ち天地の大道なり。愚夫愚婦といへども、よく知てよく行ふべき道なれども、教なきときは是を知ることあたはずして人も禽獸に近し。故に堯舜の五典を行ひ親義別序信の教を知らしめられしより、人民始て禽獸にまぬかりし事を得たり。孔子に至りて群聖人の美を集めて大成し、堯舜を祖述してより堯舜の教もいよいよ明かになりて、後世人倫の模範も備り、即ち唐虞三代の道折ニ衷於此一とは是なり。孔子の教は　神州に行はれし事も

の地に、鹿島、香取の神、また鹿島御兒の神など多く祭らるを以て見る時は、鹿島香取の神よりして其子孫に至るまで、累世力を盡して　天朝の爲に東國を綏撫し給ひしなるべし。又　神武天皇中州を平げ定められし時に、建御雷神靈の劍を熊野高倉下に授て　天皇に獻ぜしめたりしに依て、千軍の氣振起して敵を挫きて大功を成し給へり。然れば此神の功烈は東國に及びしのみにあらず　天孫降臨し給ひしも　太祖の中土を平定せられしも、この神の功烈甚大なりしは、是其功天下に及びしなり。されば今此神を祭り給ふは、即ち東土を鎭撫して　天朝の藩屏となる　天祖　太祖の德澤に報ひ給ふの義なれば、土民に至るまで、その始に反り其本に報ひて、此神を尊奉し天功を亮にし、古を念ひて同心同德にして　天朝を奉戴せば、其誠敬の處は　皇祖太祖にも通ずべき道理なり。またこれに因て斯道は、上古より神の極を立給へる天地自然の大道なる事をも知り

天祖　太祖の忠孝の敎、四表に被給ひしも、また此神の功居多なることを知りて其神意に隨ひ、大道を天下に明にして

奉らんは天照太神　神武天皇を祀るべき　、勿論なれども、今
至尊かたじけなくも
日神の正胤にまし〳〵て　天位に居て　皇祖天神を祭り給ふ事なれば、海
内の人同心同德にして
天朝に誠敬を盡さば、其誠敬はおのづから　皇祖天神にも通ずべし。また禮
に天子は天地を祭り、諸侯は封内を祭る。又諸侯は天子を祖とす抔と申事も備
れば、我納言公　皇室に誠敬を盡し、東土を鎭撫して敎化を施し給ふ。其本
に報ずるにも禮意を斟酌せられ、封域は常陸にして鹿嶋の神宮は一宮なれば、
此神を祭り給ふ。この神の功烈の事は、史にも見えし如く
天照太神天下を　皇孫に傳へんとせられし時、國土いまだ平がざりしに、此
神大巳貴神の許に使して、この地を獻ぜしめしより、國土安寧にして　皇孫も
降臨ましまし、其時に　皇孫は筑紫に降り給ひ、猿田彦神は伊勢に赴けり。
鹿島の神の御事は史にも見えざれども、此時東國征討ありしと見えたり。同體
の經津主の神は下總に留りたまひ、建御雷神は常陸に留りたまふ。然るに常奥

設け給へる深意に遵奉せざるべけんや

問、上世に功烈の神少からず、其内建御雷神を祀り給ふ事は、亮三天功於二草昧一留三威靈於二此土一との義を以て祀り給ふ事なれども、今弘むる所の道は天下の大道なり。天下の大道を弘めて其本に報ることも、茲土に威靈を留め給へる神のみに限るべきに非るに似たり。

曰、斯道は前にも論ぜしが如く、天地あれば人倫あり、自然の大道ある事卽ち天地の道なれば、天地の初に
天照太神神器を
皇孫に授け給ひし時より忠孝の道顯れて、君臣父子の大道既に明なり。神武天皇天下を一統し給ひ、橿原の宮に卽位ましませしより、君臣の禮益明なり。靈時を鳥見山に設けて
皇祖天神に孝を申べ給ひしより、父子の恩愈隆なり。然ば今天下の臣民父に事へて君につかへ奉る、誰か
天照太神よりして　神武天皇の敎化を仰がざらむや。されば敎化の本に報ひ

いまだ學校といふ事も世に希なりしに、學校を立て敎をば施んと志し、舜水先生に就て、里の聖廟の制度を問ひ、小形をも製し給ひ、其後　幕府にて昌平坂の大成殿を營造ありしには、この小形を指出されて其制に模擬し、天下の學士瞻仰する處とはなりしなり。學校の事は、古へ京師に大學校あり、國々には國學あり、官人の子弟を敎育せられしかども、爭亂の世に廢して行はれず。東照宮禍亂を平げ給ひし時に至りて、藤原惺窩。林道春を召されて經旨を訪咨せられ、自ら一貫中和經權等の義を論じ給ひ、續日本紀等の遺書を求て校定せしめ、銅板の活字板を製して群書治要等の書を刊行せしめられし類を以て　東照宮の學を好み給ふ事も推て知るべし。又林氏の忍岡の別莊に學問所を立たりしを、後に其所に移して規制を廣めらる。卽今の昌平坂の學校なり。是等の事も、其本は沓　東照宮學を好み給ひしより淵源したるなれば　台德公及び尾張敬公の儒術を尊び給ひ、又紀伊南龍公と我威公は神道を尊信し給ひ、義公に至り儒術を尊び、聖人の敎を崇奉し給へるが如く、今日に至るまで臣子の身としては斯道を推弘め、東照宮及び威義二公の先德をば發揚して、今此學校を

給ひしも、聖賢の道を學び得て實事に施し給はんがためなれば、此道を深く尊信し、明の義士舜水先生に師とし事へて弟子の禮を執り給ふ。脩史の事も其本は大義を天下に明かにして、天下後世まで人倫を明かにせむとの大志より發し給ふ。いづれも儒生などの紙上に空論せる如きの類にはあらず。依て聖人の敎を尊崇し給へるも、修レ己治レ人の道を事業に施し、士民を敎導し給ふ條目に載られしに五倫を以て本となし、史を修給ひしには神功皇后を妃に列し　天皇大友を本紀にたて、壽永建元の　天下を正統とし給へるの類は、天下後世の人臣をして大義を誤らざらしむるには、人倫を明かにするの實にして、筆端の空論にあらず。如レ此にして國家の藩屏とならせられ、天下に大益あるは是皆其實事にして、威公の御志を繼給ふ所なりしかば、神道をも學び神宮寺本地佛などいへる陋習を除し、唯一の神道とし給ひ、吉田神社をも再興ありて、日本武尊を慕せられし遺志を成就し、武備をば講めらるゝにも、大義を明かにし名節を磨勵して心膽を練り給ふ、一つとして威公の志を繼ぎ述給ふにあらざるはなし。かくのごとく卓見ましませしゆゑ、國中を風化し給はんとて、其頃までも

と追ひ思ひ給ひて宗社の鎭護とす。生民の大幸なるべし。されば公の欽慕し給ふは、實事において感じ給ふ所あらんか。是によりて神道を尊み、蠻夷の左道を排し、武威の衰へざるやうにし兵備を繕めて戎狄を攘斥すべきの手當ともなれり。何れも實事に施し給ふの御志より發せらるゝ事どもなれば、學生書生の徒の其氣象言語等のみを稱するが如きに非ざらんかと存じ奉るなり。

問、義公十八歳にして伯夷傳を讀給ひ、感發せられ、是より學を好み脩史の御志を立て、讓國の義をも成し給ひし事は人々の知る所にして、是に依り更に儒敎を學び、人倫を明にして、名分を正し、國家の藩屏とならせられしは、さもあるべき事にて候へども、威公は日本武尊を慕ひ給はせられ、義公は伯夷傳に感發せられ、孝は志を繼と申候へども、日本武尊と伯夷と氣類も同じからず存候へば、威公の御志とは異なる所あるにて候や。

曰、日本武尊と伯夷とは同じからざるやうに候へども、其時にあたりて其實事につれて感じ給ふは一徹なり。義公は御兄にこえて世子に立給へば、夷齊讓國の義に感ぜられしも、其實事によりて感發し給ひしなり。是によりて學を好み

ひしは、是皆攘夷の義と稱し奉るべきなり。

問、古來賢哲多き中に威公は獨り日本武尊を欽慕し給ふ事は、いかなる故にて候へるや。

曰、威公の欽慕し給ひし御主意書傳へしものなければ、何の故なる事を存じ奉らず。然れども愚意を以て竊に推考するに、蠻夷滑レ夏と云は虞帝の患ふる處なり。古海內の戎狄民の害をなせし熊襲隼人の類もあれども、其勢の强大なること蝦夷にしくものはなし。常奥二野越羽の地に充滿して、良民一日も生を安むぜず。日本武尊は　景行天皇の皇子にして英武絕倫なり。草薙の寶劍の神威に仗て、常奥の蝦夷を征討ありて　皇威を奮はれしよりして、世々夷狄を攘斥せられて、つひに蝦夷の禍永く息しなり。威公も東照宮の御子にして英武超絕して、常陸の地を領して東地を鎮撫し給ふ。然れば日本武尊の功烈あるが如く、永世まで　天朝の藩屛として夷狄を鎮撫し給はんとの雄志を奮ひ給ひしより發せられしやと察し奉るなり。況や吉田神社は、日本武尊を神と祭り名神の大社にして大城に密邇す。遠く日本武尊の德を慕ひ給ひて、遺志を奉承し給はん

せられ、伊勢
皇太神宮二十年改定の期、古法をうしなひしも永制を立給ひ、又亂世には　朝廷財用とぼしく、御卽位大嘗會等の禮も行はれず、僅に大内氏毛利氏などの其料を調進せし事ありしのみなり。織田氏豐臣公の時にいたりて、其料かくる事なかりしかども　東照宮に至つては益朝廷を尊び、永世にても大禮行はれ、其後義公の撰述せられし禮義類典を進獻ありしより、禮義全備して　幕府よりも其料を調進ありしかば、曠代の廢典全く再興して、御代ごとに行はるゝ事とはなりしよし承る。是等の事皆尊　王の義と申奉るべきなり。又治世に亂を忘れ給はず、常に子弟に訓戒し給ふにも、日本太平にして武道怠る時は、異國より日本を伺ふ故、異國亂るゝと聞ば、武道の達人を選むで是を押へさせよ。日本の中の軍は勝負ともに其一家許りの盛衰なり、外國の爭は負たる時は、日本國の恥辱なりと深く戒め給ふに依りて、西洋の邪徒　神州を伺ふ事も深く察し給ひしうへ、其禁を甚嚴になし給ふ。　台德、大猷二公も御志を繼せられ、寛永の年までに盡く誅戮ありて、永世の禍根を絕給ふて國家の武威の外國に震

なりとも、其好むに任せて是を學び、各其長ずる所の材を成就し、國家の用を成すに至りては何の害あらむや。小道といふも大道中の小道なれば、其本を失ふ事なからむに、大小道並び行はれて相もとらざるべきなり。本文に中世以降には

東照宮撥レ亂反レ正の跡前を指す。されば文のやうなれども前に擧られたる國家の大害となるべき條にて廣く論ぜられたることにて、前後の文に泥むべきにあらず。今の世にいたるまで曲學邪說の大概を擧て、吾子の問に答ふなり。

問、　東照宮亂を撥し正しきに反し給ふことは、兒童走卒の知る所なれば論ずるに及ばず。尊王攘夷とは何れの事をば指し給へることとぞや。

曰、　東照宮恭儉の德ましまして、富四海の內を保ち給へども勢を恃給はず、屢京師に朝して君臣の義を正しうし給ふ。兵亂の世にして　至尊より公卿太夫に至るまで、萬事匱乏に困しみ給ひしに、禁城の狹隘なりしをも增擴ありて修理し給ひしより、供御の田を增れて供給闕ることなく、秘籍寶器の亡失せるを御座に返し納め、伶官の職を失ひしも先職に復せしめ　朝廷の法制を撰述

ある事を論じて、器玩に均しく死物とす。其甚しきは國家に嚴禁せらるゝ西洋の邪教をも窃に信じて、其教實は邪説にあらずなど憚らずして口舌を振ひ愚民を迷はす。兵書にも人をして敵の美を説かしむる事なかれといへども、國家かねても外虜の防禦を嚴にせらるゝ深意をも憚らず、民心を移動して陰に外虜を尊信せしむる術をなすは、國家の姦民とも稱すべきなり。かくのごとく學士書生の論ずる所さま〴〵に異同の説ありて、各其長する所はあれども、其本を失ふて

神聖の大道に明ならざれば、捨レ此從レ彼といふに至るもの又多し。經語に雖二小道一必有二可レ觀一者。致レ遠恐泥。是以君子不レ爲也といへとも、農圃醫卜のみを指せるにもあらずしてかくのごとく大道に本づかずして偏見私説をなすものは皆小道なれば、遠をいたせば必ず泥む、是既に道ならざれば異端邪説俗儒曲學の流弊の害の頗る多きによりて、義公の御詞にも、一偏に固執するものを儒中の異端なりと仰せられしなり。然れば今度公の世の惑をひらき大道に本つきて識見既に開けて其本既に立其政を誤らざらんには、前に擧る所の曲學の徒のなす業

家の事功に益ありといへども、其末流は近効小利に趨りて、一己の私智を恃みて聖賢の大道に本づかざれば、利を先にして義を後にするの害なきにあらず。又自己の脩身のみ説きて報レ國愛レ人の義もなく、民人社稷を餘處にする類も、身に本づくるの意は善なれども、楊朱の道に近く、庶人の行にして士太夫の道にあらず。其弊に至りては、乳臭の見も高妙精微の論をなして、實用に遠く事業に施す事を知らず、又考證の學といふもの、古を稽て後世の惑を辯ず、古訓に據りて經義を説きて學者に益あれども、其弊をいふときは、務て新奇纖巧を競ひ、聖人の大業盛德をは論ぜずして無用の辯に歲月をつひやし、歸する處は堅白異同の説にひとしくして實事に益なし。人をして聖賢の書をば席上の翫物とならしむるにいたる。又近世蘭學といふもの世に行はる。其本は譯官の和蘭談を翻譯するのみにして世の害とならず。是によりて海外の事情をも審にして、或は其藝を取て國家の用を助くる事もあるべけれども、聖賢の大道を知らざるもの胸中に定見もなく、徒らに蘭書を見て新奇の巧辯を悅びしより、窮理と稱して一草一木禽獸蟲魚等の空理を穿鑿し人の支體を屠り天地に陰陽動靜の活意

東照宮の　皇朝を尊崇し給へる深意にたがふなり。物新二氏いづれも豪傑の士にして、其あらはせる所の書も世に益あるもの多しといへども、舍レ此從レ彼の病は遁るべからず。又　皇國學と稱して　神州の尊き事を稱揚し奉るは、卓識ともいふべき處ありて、大に人心世道のために益となるべき事も少からず。舍レ此從レ彼にはあらずして其功の大なる事もあれど、多くは治教の大體を知らずして
神聖經綸の道に闇く、人倫の天敍を外にして、私を以て一種の說を設け、人道を牛馬に同じく老莊墨翟などの意に近き自己の偏見を執りて堯舜をも譏議し、大人に狎れ聖人の言を侮りて　天朝にても資として　皇猷を贊け給ひし深遠の意を容さる事あるに至ては、又舍レ此從レ彼の徒に近かるべし。又文學の藝の如きも、道を尊び敎を施す筋ともなるべき事なれども
神聖の大道を高閣に束ねて、浮弄の虚文をば翫び、風流に身を委ね世を嘲り自らゆるして逸樂に任せて身を終るの流に至り、又莊周等の流におちいり自らほしいまゝにするの徒にして、仁人君子の道にあらず。又經濟學と稱するものゝ國

曰、天竺西洋などの邪教の害の如きは。前に論ずるがごとく世又知る所なり。誣レ民惑レ世との事は、人民は人倫の道を盡すの外なき事なるを、眼前の人倫に父祖と己と子孫との三つは卽既往當今將來なる事を知らず、三世の說を設るにより、君父をも假令といひなし、自然に恩義うすくなりゆき、忠孝の道も輕くなり。又本地垂跡の說おこりて、赫々たる　神明を胡鬼の分支餘裔のごとくに說なし、民をして　神明を瞻仰するの心を他に移さしむ。天無㆓二日㆒、土無㆓二王㆒と申ごとく、至て尊き物は二つなき道理なるに、巧辯を以て國中に萬乘の君より尊く、太初の　神明よりも尊き物ありと說なして萬民の心を蠱惑す。是誣レ民惑レ世の甚しきにあらずや。俗儒曲學舍レ此從レ彼との義も、戰爭の世に讀書するは五山の僧などばかりなり。元より僧徒は外國の異端を學びしゆゑ　國體をもしらず、漢土天竺のみを貴き國なりとおもふ事もあやしむに足らず。近世にいたりて、物徂徠の徒のごとく、唐土をば中華中國などと稱し、自分は日本東夷など稱する類あり。是神州の臣民敢ていふべき所にあらず。新井氏など關東を王と稱せしより　天朝を宿公の如く申奉んも西土の名號になつみて

至て難かるべし。されども　神州の質も、西土の文も、五倫の大道に於ては毫も損益すべからず。但　神州には前に申すごとく、五倫の實はあれども五倫の名なき弊は、人其實をしることを得ず。堯舜孔子の立給る名によりて、神州の本よりある處の自然の實を知る事を得る。卽贊ニ　皇猷一なり。さて治教と申ことは、治は國家を治むるの法度政令なり、教は禮樂教化なり、法度制令ありて禮樂教化なければ、手足の働ありて心性の本なきがごとく、禮樂教化ありて法度制令なければ、心性の本ありて手足の働なきがごとし。治と教と備らざれば、治も苟且の治なり、教も死物となりて用をなさず。　神州の治教は、其本立て是を働らかしむる道具なく、西土の治教は、其本を論ずるときは君臣の義なきがごとき、神州にしかざる所なれども、其道具の備れる故に、是を資として　皇猷を贊けんには、斯道愈大に、愈明なるべき理にして、是を文質彬々とは申べきなり。

問、中世以降、異端邪說誣レ民惑レ世、俗儒曲學舍レ此從レ彼とあるは、いかなる事に候や。

ち平げ、西洋の姦謀を覺り邪徒を郤けんとす。豐臣家邪徒を海外に逐ひ退け東照宮に至りては邪徒の禁いよ〳〵嚴にして、其後寛永の時に至りて盡く是を殄滅して、遂に其根柢を絶給ふ。此段外夷も傳聞て曰、日本人有二三眼一とて震ひ恐れしとなり。是又　神明の敎正しく、人倫の道は天地の間に廢すべからざる自然の大道なるによりて、再び正しき道に反り、夷狄も率服すべき道理にあらずや。然れば　寶祚の無窮　國體の尊嚴、蒼生の安寧、戎狄の率服、何れも空言にあらず、其の實事これありしなり。

問、唐虞三代の治教資以贊二　皇猷一と有レ之候へども、西土は文を尙び　神州は質を貴び候風俗にて、各異なる所有レ之を、西土の俗と混淆いたし候よりしては、古の淳素の風を失へりと申說も有レ之は如何。

曰、天地の間に大道は一にして二つは無之候。質と文とは車の兩輪の如く、偏倚無レ之を大道と申べし。故に孔子も文質彬々、然後君子と仰られたり。神妙の質なるを西土の文を以て助くるは、卽取レ於レ人以爲レ善といへる義なり。さて、文には文の弊あり、質には質の弊ありて、文質彬々といへども實事に施す事は

た神功皇后三韓を征伐し給ひてより、西蕃服從し　景行天皇日本武尊をして蝦夷を征伐せられてより　桓武、平城、嵯峨の御時に至りては、坂上田村麿、文室綿麿等の名將を得て、終に蝦夷を海外に逐退けて東地靜寧なり。中にも成明天皇の御宇には、肅愼までも征伐して、威を遐方に震ひ給へり。其後、女眞、蒙古等の寇亂ありしも、深患をなす事あたはず。豐太閤は朝鮮を伐て、威を海外にふるはれたり。さて又夷狄の道を以て　神明の教を害する事も、天竺の道神州に行はれてより、民心始て純一ならず。又西土奢麗の風　神明の邦に移りて、堂塔を作り田園を寄附し、これが爲に天下正稅の半を絕すと古人もいひしが如く、終に四海困窮せり。延曆、興福、園城寺等の僧徒强訴して、やゝもすれば　天闕を犯し、他國には一向專念の徒横行して、加越歷世の邦君も是が爲に滅亡す。長島石山等の一揆には、織田殿の英明なるすら大に手を摧き、士呂、針崎の亂には、參河武士の忠義の名を天下に得るすら、君父に對して弓矢を執り、西洋の邪徒來りしに及むでは、詭術を以て民心を迷し、　神明の邦を變じて狄夷の屬とせんことを謀る。然るに織田殿山門以下諸國の惡僧を討

事は萬國にはたえてなき事なり。かゝるめでたきためしも、其本は天地の始よりして君臣父子の大倫正しくして、人情風氣厚きによりてかくのごとく萬國に勝れたるなれば、國體も是によりて尊きに非ずや。且蒼生の安寧なるも、古は異端邪説といふ事もなし。古言に、唯神とは前にいへるが如く神明の教のまゝにして、君臣父子の大倫亂れざりしかば、異域に五胡十六國などいへるが如き大亂は曾てなかりしなり。されども一治一亂は天下の常なれば、太平久しくして縉紳宴に溺れ
神聖の教衰へて、君臣父子の道正しからず、保元平治の亂ありて、　朝威衰へ、壽永、承久、元弘、建武等の亂ありて四海鼎沸す。是によりて戰鬪暫くも止ず。　東照宮禍亂を平げ給ひしより民始て干戈を免れ、其父母妻子を養ひ、安穩に身を終る事を得たり。　神明の教正しく君臣父子の大倫斷滅せざるによりて、天下の亂も遂に正しきになりて、蒼生も安寧なるに非ずや。夷狄の率服する事も　皇太神を祭りし祝詞に、遠國は八十綱打かけて引寄るがごとくとあるが如し。素盞烏尊新羅に渡り給ひ　崇神天皇の御宇、任那の人歸化し、ま

神聖の斯道に由れしと載給へるは、かゝる意味にも侍らむやと存じ奉るなり。

問、　寶祚以ㇾ之無ㇾ窮、　國體以ㇾ之尊嚴、蒼生以ㇾ之安寧、戎狄以ㇾ之率服とおるも、別の言によりて粗解し得たるやうなれども、願くは其詳なる事を聞ん。

曰、　寶祚の窮り無き事も前に書が如く

天照太神三神器を授給ひて、君臣の義正しく、寶鏡を吾を視が如くせよと宣ひしより、父子の親惇く、忠孝の致二つながら全し。是によりて人心一定して他に移らず、千萬世を經といへども、太初に君と仰き奉りし

至尊かはらせ給はず、今日仰ぎ奉る所の

至尊は、卽ち

天照太神と同體にましませば、人情風氣も自から厚くして

天位を覬覦する人もなく、　寶祚窮りなきもまた尊むべきにおらずや。國體の尊嚴なる事は、四海の外に萬國多しといへども、天地の間に至て尊きものは、只一つならではなき道理なり。然るに外國にて其帝國と稱するものも、其種姓しばへ遷り易りて　天朝の如く皇統綿綿として、唯一體のみにましへ候

天照太神月夜見尊素戔烏尊を生給ひし時

天照太神は高天原を治すべし、月夜見尊は夜の食國を治すべし、素戔烏尊は滄海原を治すべしと任し給ひしは兄弟の序なり。思兼、手力雄、兒屋、太玉、建雷、猿田彦等の諸神心を同して

天神を輔翼し奉り、友を以て仁を輔けしは、朋友の信を申なり。かくのごとく五倫の敎は、天地の始まり立て今日に至るまで、人たるもの君臣父子夫婦兄弟朋友の道を離れて世に居る事あたはざれば、今も仰き奉る

至尊は

天照太神と同體にまし〳〵　大將軍は數百年の亂を平げ、萬民を安んじ給ひて　東照宮の御嗣にて　天朝の政を天下に布て、民をして兵革盜賊等の憂をまぬかれしめ給ふ。邦君は　天朝の藩屏　大將軍の分職にて、各其國を治め給ふ。今此海内に生れて臣民の數に備らんもの、誰か　天子と　大將軍と邦君との恩澤を蒙らざるものあらんや。されば人各五倫の道を盡して、國恩の萬一をも報じ奉るべしと志ん事、誰か其道を離れ得べきや。記文に

猶レ視レ吾と宣ひしより、床を同し〻し殿を共にして、寶鏡を以て
天祖の神主となし給ひ、是より父子の親顯れて
天日嗣を受繼せ給ふ。君は必ず
日神の御末にまし〳〵、神代の古より今に至るまで
皇統易らせ給はず、寶鏡は
天祖の神にて、永く伊勢にまし〳〵
日嗣の君
太神宮を拜し給ひて寶鏡に照し給ふ御容即ち
日神の遺體にましませば、玉體は即
日神と同體にまします。萬億年といへども、同體の親しみ盡させ給はざるは、
父子の親是より惇きはなし。天地の始に
伊弉諾尊好哉の歌を
伊弉冊尊に先だちて唱給へるは、其時より夫婦の別明なるなり。
伊諾弉尊伊弉冊尊天にまし〳〵て

神聖の彝訓を垂れ給へるも、言語を以てせずして、行事に因りて其義を示し、教を其中に寓して萬民の法則となし給ふなり。人の五倫は父子君臣夫婦長幼朋友の五品にて、是を五典とも申なり。第一君臣の義と申は

天照太神高天原にまし〳〵て

皇孫天津彥瓊々杵尊に

天位を傳へられしとき、八坂瓊曲玉、八咫鏡、草薙劍三種の神器を授給ひて、葦原千五百秋之瑞穗國は是吾子孫可レ王之地也と宣ひしより、此神器を以て永く

天位の信となし給ひ、是より君臣父子の大義著れて

天位の尊き事、天地闢けし初より今日に至るまで、一人も天位を犯す事あることなし。四海の外、萬國多しといへども、かくの如くにめでたきためしなきは卽君臣の義にして、言語をまたずして其敎自然に備はれるなり。父子の親と申は

天照太神神器を授け給ひし時、御手に寶鏡を取らせられて、吾兒視ニ此寶鏡一當ニ

給ふにも、天地自然に備りたる大道明らかにして、衆人の往反滯る事なく、多岐に迷ふ事なからしめむと志し給ふは、卽ち人能弘レ道の義なるべし。大道既に明らかにして士民皆むかふ所を知り、曲學不經に迷はざる時は、人々自から己が性を盡さむ事も、各才德の長短によりて、其人の長ずる所を成就する事を得べきかと存じ候なり。

問上古

神聖天下の基を草創し給へるの時等の事を記したるは、古事記、日本紀、古語拾遺などなれども、何れの書にも人倫の道などと說給へることは見え侍らず。記文に生民不レ可ニ須臾離一者也と記し給へるは、人倫の道を指し給へるなるべく、然るに

神聖の極を立給ふは、斯道に由られたるよし載給ふ事は、何れの義にて候にや。曰、神代の事實、後輩晩學の某猥に喙を容れ候はむは、尤も恐れ憚るべき事なれども、聊所レ見を述て只今吾子の問に答へ、且大才君子の是正を乞申べし。上古淳朴の世には

に弘道館の記に心性を說給はず、師說と異なるに似たるは何ぞや。

答曰、中庸に率レ性之謂レ道。修レ道之謂レ敎と申せば、道を修て性に率ふは勿論なり。されども是は道の立たる本を論じたる詞なり。道を弘むるとは、本は性に率て立たる道なれども、是を人の所業によりて天下に推廣むるの義なれば、道の本を論ずるとは其指の所レ異なり。後世は學問も士庶にくだりて、道を論するにも一身の上のみに目をつけて、己が心性を治むるばかりを道とおもへども、古の道は記中にも載給へる如く、道は天地の大經にして、天地あれば自然に人倫備り、人倫あれば自然に五典の道備れり。故に父子あれば親あり、君臣あればもり、是皆天下の大道正路にして一人の私言にあらず。聖賢上にあれば政敎を施して道を天下に行ひ、下にあれば材を育して道を後世に傳ふ。道は大路の如し、衆人の往來する所は自然に道路をなす。道を弘むるとは、自然に隨て、旗亭をたて、廬舍を設け、擔夫馱馬を置き、四海の隈までも往反滯る事なからしむるごとくに、ひろく天下の人をして人倫の大道に由らしむるをいふ。是皆人力のなす所なれば、聖人も人能弘レ道とは仰せられたるなり。今弘道館をば設け

退食閑話

會津　安　謹述

余弘道館より退き、机に凭て書を繙せし折、一人來て閑談す、語次敎道の事に及ぶ。其人問て云、今度國に學館を設け、弘道館と名づけ、記文を碑に勒して其大意を喩し給ふ。某拜誦して頗る盛意の萬一を曉りしやうなれども、其詳なる事を知り得ず。願くば其義を委曲に解喩せられよ。答曰、不才にして猥に敎職に命ぜられ候得ども、學術淺陋にして其任に堪へず。されども一日にても敎職を瀆し居らんに、吾子が問に答へざらむも本意ならず、敢て愚説を是なりとするに非ざれども、卽ち管見の及ぶほどの事は告申べし。吾子又廣く有道の君子に就て愚説の當否を質されよ。

客曰、されば一二の疑義を問申べし。先づ人能弘レ道との經語の意は、道は性中に備るものなれば、わが心を以てわが性を盡して道を弘むる義と承はる。然る

也不才。謹守其職。以竢聲敎之決於斯人矣。壬寅季冬。會澤安識

退食閒話序

天保戊戌。我　納言公創弘道之館。勒記於石。言所以敎養臣民之大綱　臣安以譾劣。辰蒙　恩命。與青山延于同統敎職。日登館而從公事焉。淺陋之學毀瓦畫墁。雖無涓埃裨補。而其志則欲少有所維持名敎。退職之暇與客應接。童蒙或求於我。新舊諸友。亦或時來問語。移晷秉燭。語歷及於我　公所以設學之意也。一日安侍讀。公從容謂曰。曩作弘道館記。然意義多端。記文之體不可以詳悉焉。今汝與延于等議。解以俚俗之語。使初學及不識字者。亦得覺其梗概。安唯々而退。退而自省。固蔽偏僻。何足以稱道　盛意之萬一也。然君命之重不可以辭。乃與延于等議。各述所見。以供採択矣。因取曩日與諸友及童蒙言者。錄爲小冊。以塞其責。迂腐之論雖無足取。而瓦礫之物。亦未必無所用焉。夫道若大路然。出於天經。存於民彝。有五品則有五敎。百姓日用而不識。雖無筆之。而人自求之。必將有餘師也。然而大路不用。則榛荊生焉。五敎不敷。則人或不能自求焉。故道不弘人。弘之在於人。若夫一其治與敎。以弘斯道。則明君賢相之所爲。安

王賢、藹々風雲會、飄々鳳翥翩、王朝崇倚望、仁德慶瑪瑀

若溪雲亭宋紫岩謹草

此君つねに名譽の實にすぎなんことをいとひ玉へり。むかしある人、國の中のいみじき事どもを世にもしらせまほしく、梓にもちりばめんとて書つることのありけるを聞し召れて、おこな事なせそ、さしたる物ありもて行ば我治教よかりけんなど世にうたはれん事、人を欺き身の戻をかさぬるわざなりとて、いたく制し玉ひ、御氣色さへよからざりき。しかあれども、かしこくありがたかりし事どもをかたりつき言ひつぐ人もなからましかば、うたかたのあわときえなん事をかなしみ、もしほ草かきあつむるにつけても、いますがごときの冥慮をあふぎて、いさゝかもうきたる事なく、かならずたしかなるあとをたづねて、おそれしみ筆をとりぬ。

銀臺遺事第四終

一又ある年、長崎に來りし宋紫君といふ唐人奉りし詩に云、

恭頌

肥後侯德政五言三十韻幷祈

教正之

桂石隆千古、嵩山祝九天、三臺呈炳耀、百辟綴班聯、霖降蒼生喜、雲施紫海連、若爲詳物望、願得志言詮、肥木名都秀、阿蘇箕尾躔、君才看鳳擧、水泗饒龍眠、閥閱東京著、文章南國傳、書詩垂黼黻、勳業表雲煙、武藝門材盛、雕弓世澤綿、八十禪景連、三十正青年、丹篆神人授、藜光大乙然、從容趨講席、左右侍經筵、端坐惟淸愼、深情更塞淵、掄賢皆環瑋、市駿慕奇權、屢犂、珊瑚網、頻抽玳瑁編、慈祥贍弼敎、箇註考大全、北極淸光被、東華碩望懸、蓬瀛裁衆羨、王府領群仙、邦國紆籌畫、兵民仰策鞭、便須調鼎鼐、原不問金錢、繁祉添芳版、嘉禾貢甫田、列鄕成九敍、恩賜日三千、久矣忠誠貴、美哉風度姸、玉堂仍故里、金鑑每新研、御杖邀榮近、宣揚拜手專、高階億世竝、明府百僚先、喜色盈朝野、歡聲動陌阡、爭歌陬魯聖、永戴赵

は、日本のうちにとりても筑紫のはてにして、長きをたし短きを補はゞ方三十里には過ぎるべし。然るにいみじき御聞えのもろこしまでおよびけることそ不思議なれ。たとへば明和八年の頃、家士服部孫助ある役にさゝれて肥前國長崎にありけるに、其頃しも同じさまなる諸國の留主居といふものを、唐人どもおのが旅館に請ずる事ありし。孫助も行ぬべきよし兼て聞えければ、唐人どもなゝめならずよろこび游勳といふこと〻ど〻敷根狀かきて送りぬ。其日はけなと例の事なれども、いつよりもすぐれて悅べるけしきにて、黃維韓王世吉などいふもの樣々もてなし、おのが國の樂奏してなぐさめたり。詞は之より聞しるべくもあらねども、譯者につきて申けるは、抑肥後侯の賢明にましく〵聖の道をたふとみ、學校をたてたまふことなど、もろこしにてかくれなし、おのれらはさいはひありて其國の人にあひ見奉りぬ。異域にかへりて斯とかたらんには何の家づとか是にしかんとていぬかづきてよろこび、座敷にさふらふ程の者皆孫助がかたにのみむらがりて、事ごとすさまじきばかりなりしとぞ。

一御年おひさせ玉ひて十八の唱和九人はなきと申はかりになるもにたれば、つねさへつれ〲にのみまし〲けるに、折しも秋の夜長してあけがたく、ひとり欄干によりて月をながめ玉ふよし、小夜風身にしみて、いとゞ昔をおもひ出玉ひければ、

龍溝邸第夜將闌　明月西風獨倚欄　筆似木華東海賦　樓同庾亮武昌看
昔時高調空歌罷　今也朱絃誰復彈　獨坐蕭條懷舊處　秋來白髮不堪寒

右懷舊

一天明五年の秋の初より御所勞おこたらず神無月の頃ははやたのみすくなくならせ給ひけるに、時雨の音しければ、

時雨るゝかあかり障子におとはかり

さても、此處には何とかゆゝしく聞えければ、人々いとど心ぼそくぞ覺えけり。二十日頃よりは大輔殿を初め參らせて老臣どもをひたすら召て、御跡の事をねんごろに仰おかれける。

一九皐の鶴は聲天に聞え、一室の言は響千里にありとなん、君のたもち玉ふ國

與觀於賢者之樂焉則亦復愉快如何時暑酷伏惟自玉需有嗣章昭諒不備

一御著述にしたり顏の政道の事などかゝせ玉ふ事はかりにもなかりき。只歷史のうちにおもしろくゆかしき事共を蒙求の標題のよふにつゞられ玉ふ事ありしかども、いまだ功をはらねばとて名をだにつけ給はざりき。又鷹と馬とは同じほどのものなりとて、その理りをかよはしてかき給ひし物あり。是も名などはなし。紛冗錄といふ物は、むげにいやしきことはざを筆のすさびにかきあつめ給ひけれども、みぐるしきものなり、穴賢、人にな見せそ、とくやきすてよと宣ひ置れし。寶曆九年八月廿日御先祖幽齋君百五十回忌にあたらせ給ひければ、竹原勘十郎甚路に仰て、そのかみ土佐光興ゑがき奉りし寫眞の御影をうつさせ、都にのぼせて有栖川熾仁親王に幽齋君の和歌三首の染筆を申うけ給ひ、風早三位公雄卿も歌などおくり玉ふ事有し頃、寄月懷舊といふ事を人々にすゝめ玉ひて、御みづからもかく、

くもりなき影にむかしの忍ばれて

袖は涙の秋の夜の月

一君の字は子明、はじめの御名は紀雄、又は利渉と遊ばしたるもあり。世に銀臺侯とも熊本侯とも申奉る。御俳名は花裏雨としるし玉ふ。江都龍の口館に表海樓、鷽嘯閣あり、肥藩熊本のおまし所を濠濮園披雲閣と名付、南郭服翁大門上人など寄題の詩ありき。

一御年若かりし程、かなたこなたに書牘の往復せさせ玉ふ。それらのうち、ひとつを擧てこゝに誌す。

呈樂山公子

東都分手甚艸々不能盡慇懃至今瞻望不已矣蓋浹旬而歸敝邑驛路山川悉足觀也唯憾不使足下見之耳九州斗大無足與語者益思足下不置也越不聽計已還家矣不知有書疏奉左右者邪爲勞致意耳蓋足下高誼不隱肺腑告以經國事要而辱有造子不佞也繼之風雅篇什陽春之調幾乎寡和不佞員詩債日久矣愧之愧之伊達侯豪氣未除磊落魁偉在百尺樓上白眼見世人眞足下之益友而不佞所畏也亦善國士遇仲英觀其與仲英書則直自持不阿所好碌々儕輩豈易交乎答書亦愷悌可喜仲英不墜家聲可謂南郭先生無子而有子矣献春覲尋上鑑湖臺重臨篠地同顧菱芙蕖鴻雁以

どまづ有がたき事ならずや。臣愚うや〳〵敷おもひ見奉るに、是は時にとりての御答へのみにはあらずして、常々の御心ざし自ら御詞に出たる成べし。政の至要何事か是にしかん。

一御年たけ玉ひても、夜の讀書怠りせ給はざりしに、燈の影にてよな〳〵文字もさだかならずならはせ給しかば、燭を點じさせられけるに、蠟短くなりぬとて度々さし替んはつひゆる業なりとて、木にて同じかたちをやゝみじかくつくらせ、やゝみじかくなりぬれば、夫にさゝせて元まで殘りなくもえぬるやふに計ひ玉ふ。つねにも近侍の者どもさりぬべき志さへありて、燭あまたともしつればのたまふ事もなし。只其事果てしばしもいたづらにともし置事をいたく制し玉ふ。假初事の樣なれども、是は君の物を用ひ玉ふ節度ならんとこそおぼゆれ。一切の物は用をわきまふ爲なれば、大名の御許などにて事にあたりて用ゆべきものを用ざらんは吝嗇なるべし。只事なからん時に。いたづらにつひやさしめざるを儉約とはいふべし。君の御心おきの如くならば、桒公燭淚のおごりもなく、公孫布被のそしりもまぬかれたまふべし。

どをや好み玉ふらんと覺ゆる所の有こそとなん。

一昔登城の御かへるさに白銀の御曹子の御許にわたらせ玉ふべきとて御もふけなど有ける。巳刻ばかりより待せ玉ひけるに、はるか日たけてわたらせ玉ふ。いかに例にたがひてかくはと人々いぶかりければ、けふしも營中にてやむことなき御方めされしかば、御部屋に參りて御物語に時うつりぬ、いたうこうしたり、先裝束ぬぎてこそとて御袴の紐とく〳〵扨も今日の御方、政をばいかゞ心得玉ふべきと、ふと問はせ玉ふ。しづかなる程ならばいかにも申なんつれ共、かくさしあてゝとはれまいらせて一言には如何答へ奉らんと思ひわづらひつれども、申さで止べきならねば、とにもかくにも人を得させ玉ふべうもや候なんと答へ奉りき。いかゞゐりつる事ぞいとおぼつかなくこそと宣へばさうろふもの共、かしこふ聞えさせ玉ふ者哉と感じ申ければ、人々も左思へらばひがことにてわらざりつるよな、扨は我もつみゆるされぬべしとて御氣色あしからず。抑此答の目出度事はしばらくおきて、君の聰明にて夫ほどの事答へさせ玉ん事はいとたやすかるべきを、かくまで恐れ思召つる御愼のほ

來君の御時迄代は四世、歲は三四十年許りにもや成ぬらん。其間に新地加祿たまひたる者又いくばくぞや。君の初より世滅の掟ありつれども、猶物の數にもあらで誠に國の高には應ぜざりけり。しかれば時々の扶助のゆたかならざりけるもむべならずや。君此事をふかくうれへさせ玉ひて、世にいみじき聞えましまし〳〵けれども、御心には事ゆかずとのみ常に思召たる御氣色成し。ある時、懷中袋のそこねたるを修覆させて用ひ玉ひけるを見奉りて、侍ども御大名の御物には餘り見苦敷候、新しく取替て參らせばやと申せしかば、いやとよ、家中の者どもがまづしくうきめ見るらんにと宣ふ。夫をばまづしからざらん程物たまはらせられ候へと申せしかば、夫が心にまかせぬわとて打しほれさせ玉ひしこそ有がたがりし御事なれ。かゝる御心の底を知り奉らぬものは、此君の儉約は節に過たり、逼下とやらんに近かるべしなどつぶやく事も有し、冥慮恐ろし。

一いづくにか有けん、御年若き大名の才學優長にして萬にいみじくましますよし、近侍の者語りあひけるに聞し召て、誠に今の世の優才なり、但韓非子な

只言てこそやみなめとて、いぶからせ玉ひし。かくの給ひしは九月の末の頃なり。終に次の十月末にかくれまし〳〵き。あはれ此御掟をば此國の民ども家毎にかけ置て朝夕拜み奉らば、冥加にもかなひなんかし。

一妙解院殿おさなくておはせし頃、關東にも時の執權の御許へ家老長岡勘解由を召して御物語のついでに、故肥後守殿國用とぼしくして物多くつくのひはてゝ國に豐になりつるやと問せ玉ふ。勘解由謹で、さん候今とても償ひ得不仕國も貧しく候と申す。何とて左樣に有つるやと、かさねて問ひ玉ふ。勘解由申けるは、六丸いとけなきに大國を附し置給へば、いかなる不思議も候はん時は、思ふ程の忠勤をも仕り候はんとて、分に過て家子郎等扶持し置候、夫に凶年さへうちつゞきて候、何事も力に及び候はずと申せしかば、公務軍役などのためにそこばくの用途をとりわけおかれしと故守殿のたまひし、夫は今も有けるやと問玉ふ。まことにさやうのうち〳〵事をも殿に、聞え上げ奉りたる由肥後守候ひし時申てけれ、げにもその科は今も候へども、年をおひてへる事は候へども、ます事は候はずと勘解由答へ申けるとなん。夫より已

身分進め候はんには、家中のもの共が我も〳〵と立身加祿をみづから望み申さんに、何とか沙汰仕候ひなんや、そこの御情はさる事にて候へども、その表文なふしてはかなひがたき事にて候はゞ、いつ迄も少將にてこそ候はめとのたまひしかば、其事止みき。

一天明五年御所勞いたく重らせ玉ひて、御おきふしも左右よりたすけまいらする頃、御寢所の疊のやぶれて御足にさわらん事のうれたければ、取替まほしきと近習の者共いひあひけれ共、さ申さんにはよもゆるし給はじとて、用所にましませし程に、こと所の疊とかへて敷たりしを、御歸りさまに御目とく見とがめ玉ひ、誰かはかゝるよしなき計ひをせしとて、以の外御氣色損じ、折節堀本一甫老人あたりにさふらひけるに向はせ玉ひて、いかに一甫これ見られよ、疊のやれたりとて何かくるしかるべき、我常に費をしりぞくるを近習の者ども心得ずして我にも知らせず、やゝもすればかゝるふるまひをする事の口惜さよ、さいへばあまりに吝嗇なるよふにもあらんつれ共、我一生のほど、領分の民ども飢死をばさせざりしが、今は病みほれて心もとゝかず、

一ある時、松のおかしき木ぶりしたるをうる者の候、御庭にうつし植候なんやと伺ひければ、天然かつくれる木かと問せ玉ふ。作りたるにて候と申ければ、我は作れるものは嫌なりとの給ひし。實や人も氣質はさま〴〵にかはれども、すなをだにあれば、みづからの御物ずきをたてず相應に用ひ玉ふ。只僞りつくれるものをいたくきらひ玉ひき。

一いまだ侍從にてわたらせ玉ふ頃、常にへだてなくかたらひ玉ふ國主、そこの御勤も年久しふなり玉ひぬ、今は少將に望みをかけ玉ふべくもやとありしかば、いやとよ家中の仕置だに未だ思ふやふにとゝのひ候はねば、轉任など望べき身にては候はずとこたへ玉ふ。其後少將に任玉ひて又年つもりければ、是も國の主、中將になし奉らんとて樣々に計ひ玉ふ事など有て、今は事遂ぬべくなりぬ。されども殿の御家には宰相は先規有しかど中將なかりければ、そと表文さゝげ玉へと宣ひければ、その表文をいかゞ書せ候はんやと問せ給ふ。別の事も候はず、數年勤候間轉任仰付られ度とかゝせ玉へと宣へば、夫は思ひの外なる事に候左樣には得こそかゝせ申ましけれ、某何の功勞もなふして

かば、勝名に委任し玉ふ事三十年計り、中をさゝゆる者もなかりけり。

一紀伊中納言治貞卿いみじくまします御聞え有けるころ、紀州に麒麟、肥後に鳳凰など市童申ふらせしを、ある時近侍の者共、世にはかゝる諺の候と申も果ざるに、何條肥後に鳳凰なるべき、近頃は凶年打續て家中の扶助をさへこころにまかせざりけるものを、さよふのうきたる事は言ひも傳ふまじき事なりとて、以の外御氣色損じたり。

一ある時微祿なる近習の者に、汝は父母ありやと問はせ給へば、老たる母を持て候と申す。夫は目出度事なり、されどもさこそまづしかるらめ、都て老たる親もちたるものは、その養に力を盡すを詮とす、さればさのみ儉約もならず、まづしかるべし。されども其貧窮はたのしき事なるべしといひ玉ふ。

一奥にて何事にてかありけん、いそかはしく立ありき給ひける時、そこにさふらひける女の膝に、そと御足障りければ、御手を出ていたゞき玉ふよしさせられけるを、女こは勿體なしとてかゞまれば、いやとよ同じ人なるものをとの給ひしとぞ。

へて侍りしほどは朝夕に、音をうけ給りけれ共、常の事に思ひなし奉て過つる事のくやしさよ、いま隱遁の身となりて、たま〳〵御諚承りては心肝に銘ずる物とて此二條をぞあげける。

一明和九年二月の火災に龍の口の屋形燒亡して白銀にうつり住せ玉ひけるころ、そこにふじ見の亭とてかたのよふなる所ありけるに、太輔殿住玉ひける。或夜わたらせ玉ひて、つれ〴〵なぐさめむとて、候らふ人々御前に召て酒給ひければ、皆々醉ひ笑ひさゞめき、君も深く興に入らせられける時、いかなる頓の事かありけん、堀平太左衞門龍の口より馬をはせて參り、近習其由を申ければ、忽ち御容を改めたまひ、夜も深く殊に寒きに老人はる〴〵參りたれば、さこそつかれつらん、しばし休らはせめよとて、御座を正しくまち給ふ。有合ふ人々いきをつめてひそまりいたり。やがて御前の人々を退て勝名を召し事の樣をきかせ玉ふ。やゝ久敷して御暇給り龍口に歸りぬ。都て宵勝名參りしより罷出る迄、諺にいふわきたらん湯に水さしたらんよふに、雜人原までひそと鳴をしづめたり。君の老臣長臣を尊び玉ふ事かくの如くなりし

一又國の菩提所妙解寺にて寺主あるじまふけせられけるに、花豆腐といふものを參らせたり。夫は豆腐をおかしく拵へ、紅にていろへなどして興あるものなれば、下法師原に是をけふのもふけの詮と思ひたるに、君御覽じて、かゝる鄙の果まして喰物にいたづらの巧をして、財をもいとまをも費す事こそうれはしけれ、いかにしたり共味はかはるまじきものをと宣り。又此寺にまふで玉ふには鹽井といへる市を通り玉ふ。そこの店に洗ひ粉といふものを繪などをしたる紙の袋に入て賣あるを、ある時駕の内より御覽じて、我所領もかゝるものをうりかふはかり花奢になりたり、これ國の貧しき基ひなりとの玉ひて愁へおそれ玉へり。

一同じ寺にて松洞侍食する事ありしに、此頃は當國の豆腐制法くはしくなりて、都にもゆめ〳〵おとるまじく覺え候と賞せしかば、君聞し召て我をうたとしく思ふなり、田舎は田舎にてあらんこそよけれとぞ。又ある時の御物語にこの國の若者共何となく物にうつろひ安き風情の見えぬるは、人の心の輕薄に成行にこそ、いと口惜との玉ひし。松洞退て親しき者にいへらく、昔つか

ぞ有と申たまひければ、仰の儘に計ひたり。かしこの侍ども密に此事聞傳へて、難有御情なりけるとて、皆涙をおとしけり。其中に何某と云へる者、次の日龍の口屋形に參りて、近習につきてきのふのかしこまり申て、いまにもふしぎ出來なば、譜代相傳の主に一命を奉らんつる事はいふにも及ばず、夫にさしつぎては、物の用に立ずとも、此殿の御爲にこそがいぶんをも盡さめと、誰々も申あへりとぞいへる。

一ある時、柳川城主立花殿見參し玉ひける。御もふけに卯月の頃にや有けん、茄子を供しければ、あな珍し今ほど世に有べしとも覺えぬにとて興じられしを君聞玉ひて、誠にけふはそこのごとくに重寶も珍らしき物たうべたり。都て物の世に珍らしきころは價ことに高く、暫く日を經て多くなりてたうべんに何かくるしかるべき。されば常には初物などいふものゆめ〳〵求むべからず。されどもまろう人のもてなしには、こゝろざしの程をも見せ參らせんつれば、そのかぎりにあらずと、かねて臺所の者どもに申しめしたり。けふこそ來給はずば、いかでかゝる物たうべんと宣へり。

り出てわづらはしくすゝめんは尾籠の振舞なりと、ある老人の申されしこそ心にくく覺えしかとなん。

一御寢所に入らせ給ひつる時も、宿番のものども聲高くのゝしるを、かしましなど制しられし事は一たびもなくて、やすらかにいねさせ玉ふ。只呼こと有れば御耳に響て御目覺め玉ひし。故黄門光圀のかくおはせしと申者あり、いかなる故か。

一江戸にてある國主の館にわたらせ玉ふ。扨膳すゝめたりし時、御箸とらんとし給ひけるほど、ふとあるじに向て、年より候てはしばしも用をしのびかね候、無骨御免候へとて、つと立て障子の外に出玉ふに、配膳の者案内申さんとて御跡につきて參りけるを側近く召て、誠には用かなえんとにはあらず、唯今飯椀の蓋を取りたるに、いかゞしたりけん、未だ飯をもらぬにてありしかば、もとの儘にそと蓋をして立たり、我暫く爰に有て座敷になをらんずる時、物みなひえはてつらんとて汝とり替て參らすべし、穴賢主の殿にしらせ奉りぞ、かくと知り玉ひたらむには、けふのもふけ承りたる者罪蒙る事も

一寶暦の頃にや、武具薬器ならざらん雑具に金銀用ゆべからずと家中におきて玉ふ。御身もかしこく守らせて坐し玉ふ。ある時、御側に宿番つかふまつる者ども、用心のためとてひねりといふ物をつくらせける。その銹に銀を用ふべきやと申せしかば、君聞し召し夫は武具の類ひなればさも有ぬべし。但夫に用ひん料は我貯へ持たればあたふべしとて、袋戸の中より一つの箱をとり出し玉ふ。見ければ銀にて作りたるこはぜといふ物をあふるゝ許りもりたり。さて宣ひけるは、若かりし時よりはな紙袋、煙草入などいふものに、此こはぜ付たるが新く覺しかば常に取置たりけるが、今かゝる事に用ゆる許もつもれりとてたびたりけるを、ゆたかにその物に用ひてもあまりありし。げに露許のものもいたづらになすまじき事なり。

一あるじもふけし給ひし時、さかなの品無下に少かりければ、用人等かくてはおろそか成よふにや候ひなん、少しくわて參らせばやと申せしかば、いやとよ、大名はこのましき物は我宿にて、いかさまにもめしなん、人のがりゆきてしづかにもの語せんつるこそ心なぐさむわざなれ。然るにさま〳〵の物と

ひき。

一さき／＼殿の御飯は二釜づつかしぎけるを聞召て、かしぎ損じたらん時はともかくもすべし。つねに其用意したらんは奢らしき業なりとて、一釜づつと定めらる。又夜のものもかならず其時いとなみけるを、夕げの殘りにて事足りぬとて冷飯まいりたり。

一藥かたの役人といふ者むかしより定有けるを君聞し召てこと／＼敷業なり、藥を服せん時は、茶道などにて事足りなんとて夫をも止られたり。

一常に宣ひけるは、世の中におほきものを水火とぞ言ふなる。されば水をばいかほどつかひても妨あるまじ、けれどもその水を多くつかひ捨るものは、なべての物をも費す事必ず多きものぞ、能々心得べしとなん。又料紙もたやすくもとめらる物なれども、さりとてゆめ／＼疎にすべからずとて、物を包みて奉りたるをも皆々取置せて、うち／＼の御消息などは夫に書せ玉ふ。又近習の者ども籌帳などとぢぬる事あれば、其たはちをかならず奉らせて、竹くきにさゝせて、御側に置て假初の事は皆夫にかゝせ玉ひし。

しくこそ候へつれ、君はそれにまされる大名にてわたらせ玉ふに、あまりにかかりのみぐるしふ候、御内の人にて歸て作りかへさせ玉ふべうもやと申されければ、君打うなづきて、かくまでへだてなく聞入玉ふ御心ざしよろこび入候、但し某國貧うして家中の者共をさへ思ふ様に扶持し候はず、かゝる遊び事に結構をつくし候はん事思ひもよらず候、すこしにてもとしつきて候はゞ、家來共に物をも心よくみせ度と存候許に候と宣ひしかば、申せし人も言葉なく感涙をながされたり。

一常に鷹すゑ玉ふ袖に革をたゝせて縫つけさせられけるを、ある時公儀の御鷹匠何某とか言ける人見參らせて、何の爲にかくはと申されければ、別の事なしやゝもすれば鷹のくひやぶるがうるさしと宣へば、實に〳〵かしこき御計ひなり、今よりはおのれもかうこそ仕らめとて、かさねてまいられける時は誠にはな〴〵敷付られたり。君御覽じて、およそ此事は費を救ん爲なれば、某は鐵砲など入たらん古き皮袋の用に立ざらんを取てつけさせたり。然るに人々は新しき革を求めて付られたりとみゆれば、費は中々增りなんとて笑はせ玉

方に入らせらるゝに、村松長右衞門といへる近習の者、殆飯もて參るとて、はたと行逢奉り、御むねのわたりよりさづけをしたゝかに打掛たり。其折しも上使今やと告ければ、はわてゝ御衣ぬぎかへて出玉ふ。長右衞門大におそれて、近習の長にいかゞはせんとはからへば、君世にすぐれて上使など敬ひ愼み玉ふ程は御邊もかねて知りつらん。常はともあれ、けふにあたりてかかるふしぎ仕出たらんには、いかなる御とがめかふむるべきも計がたし、先かしこまり居よと言へば、長右衞門彌恐れて、とある所にひそまり居たり。程なく上使を門送りして立歸り玉ふやいなや、長右衞門を召す、長右衞門恐れて御前に參りつれば、よかりつるぞ、間におひたり、扨もあやうき事なりし。然れどもいそがしき時は、かゝる事も有るならひぞ、くやしくなおもひぞと宣ひて御氣色常にかはらせ給はざりき。

一 一とせ關東の館にて蹴鞠の遊せんとて、物の用にたつまじきゆがみたる木、細き竹にてかゝりをしつらひられたり。つねに心やすく參られける人々君にむかひて、此頃松平何某殿に蹴鞠に參りて候しに、かしこのかゝりはうるは

後は此式に仕るべきよし仰つゝ、東海道などの客飯に家々の開札掛けならべたらん時見くるしかるべきと申者有けれ共、かうやうの物先祖に超過せんはよからぬ事なりとて用ひ給はざりき。少將に任じ玉ひければ、御宿札にも肥後少將と書せ申候ひてん通例しかなりと申者ありけれども、ほこらしき事なせそとて、もとのまゝにかゝせられたり。

一御養生の爲にやあるらん、桑の飯とて桑の若葉を加へて、かしぎたるを好みまいられければ、夫をたくとて旅行の宿々にても、まいりて取まかないけるものども必いとなみてすゝめけるに、一とせ木曾路にて、そのものまいるまじきよし仰有ければ、あかせ玉ふにこそと呼けるに、二宿三宿ほど過させ玉ひて、またまいらすべきよし仰ありけり。事のよふをばつら〱かんがへれば、そのまいらざりけるあたりは、專ら蠶飼を業とする里なりし。扨はかりにも民の業を妨げじとの事なりけると、始めて思ひ知られけり。

一ある日　台命の御使あるべきにて、とくより禮服かいつくろいて客殿に出て待居玉ひけるに、やゝ時刻うつりければ、さづけ參るべきよし宣ひ急ぎ奥の

し國のわづらひと成なむ事奢の沙汰成べしとて、夫よりは御船の材も節の嫌なく用ひさせられたり。

一いづくにか有けん、やんごとなき御方やゝもすれば、御うちの者を手討し給ふよし君聞し召て、同じ人なるうへ主從とまで賴つれば、わきてふびんにこそ思玉ふべかめれ、何とてかく迄つれなくはわたらせ玉ふならん。足下に召仕わるゝ者共さこそいふせかるらめ。されども累代の主從なれば、義を思ひて得放れ奉らぬ成べし。よ所に聞も胸苦敷業なりとて、そゞろに淚おとし玉ふ。

一君の御月代に參りたるものには、いつもあやまちて血を出してもくるしからぬぞ、月代の痕は早くいゆるものぞとの玉ふ。

一いつの頃の參覲にか、木曾路をうち玉ひけるに、ある客館にて、あるじの男、昔御先祖三齋君の御宿に點じられし事の候ひし。其時の御名札とて持傳て候とて、御覽ぜさせしに、まがふかたなき物ながら、今の世國主達の關札といふものには、はるかに長おとりたり。小姓に仰てその寸尺をとらせて、今より

し仰付らる。又常に宣ひけるは、郎等共の難波に行むかはんに思はざる外に難風にあひたらんは力なし、夫すら水主揖取心を合せ力を盡さば恙なふも成らん、只船の修理おろそかにして朽そこねたる所あらんは、自ら招く禍なり、常に心を盡してゆめ〳〵怠るべからず。此旨船手の者共に能々さとし置べしとぞ。

一殿の御座船は、昔よりいさゝかもふしなき材を選で作れり。さばかりの大船の材はうちまかせてもたやすかるまじきに、ましてふしのなからんを求めいでん事さゝなき大事なり。されば常に天下にもとめ、たま〳〵式にあひたる材有ば、數千金をなげうち必かひ得て不時の用に備ふ。君此よしを聞召して、從者共の舟をば如何はすると問はせ給ふ。夫はふしをゑりぬきてあとを補ひ候と申せしかば、さらば我船もその定にせよ、さりとてもたやすくそこねはせじ、ふし有材は必あやぶむ程ならば、從者の船をも皆ふしなからんをもてこそ作らめ、さらでは從者共を左にのせて我獨堅固にかまへたらんは何心地かせん、もしふし有てもあやふからずは、今迄のよふにいたづらに財寶を費

厚賞にも増れり。夫をいかにといはんに、重祿厚賞は定まれる式も有なん、只假初の御詞のはしにこそ、御情のほどはあらはるれ。扨は一言の下に人の心を失ひ玉ふ事もなぞらへて知るべし。抑將なる人は士卒いまだ食せざれば、飢たりとも食はずとこそ承る。太平の代には御狩などのほどにこそ、かゝる事もおもひ合さる。此君の御心はぜのごとくならましかば、誰か死をかろくせざらん。

一參覲の折からは、常に豐後國のうち君の領分鶴崎といふ所より御船出し、播州室津におしわたりて、夫より陸路をうたせ玉ふ。御供の舟は播磨の沖をおひて難波につけぬる定なり。安永四年例のごとく室津につき給ひし時、御船の事揮つかふまつる野間文左衞門鏡寛といふ者を召て、いつも難波につけぬべき御供船は、君におくれ奉らじと雨風をもいとはず、おしわたると被聞召、心ざしのほどは誠に神妙なれども、かくてはいかなるあやまちもやあらんつらむと御心を痛め給ふ。船路の習ひ雨風にさへぎられては、おくれ奉らんは何かくるしかるべき、今よりは相かまへて能々空の氣色を見て船出すべきよ

の者をつかはさる。其者馳參りて斯と申せしかば、とくつかひはてゝ候と申けれども、猶覺束なくや思召けん、たしかに承れとて重てつかはされければ、昌之謹で誠に有難き御掟候、但し食事はかたの如く仕て候と申ければ、さらばとて立出給ひけり。昌之誠はいまだ食せざりけれども、さと申さんには食事のほどまたせ玉ふべき御氣色なりければ、かくは申つるとぞ。そこより煙の立し所までは十四五町もやあらん、夫れ行てかへる程またせ玉ひつれば、異なる事なしと聞しめしてはとく〳〵たゝせ玉ふべきに、なを小臣の食事のうへを思召わすれ給はざりける事の心肝に銘じて忝くあはれ此君の爲に一命をさゝげん事こそ、わらくつを捨るよりも安かりなんとまで覺えつると、涙をぬぐひける。

此物語等閑に聞ては、さばかりの事はよの常なり、昌之が感激あまりなるよふにも聞なさるれども、都て大名の御うちにては、外樣の者は常に君の御あたりにさむらふ事もなく、たま〳〵かゝる御情を身にうけては、さこそおもひつらめ。されば人の君たる方は、一言の下に人の心を得させ給ふ事、重祿

たりに三日四日おはしまし候て狩くらし玉ふ事のありき。山鹿は國府より遙にへだたりたればかゝる事はいと稀なり。殊更職務もいとまある程なりしかば、御ゆるし蒙らば日毎につかふまつらん、もし頓の事も候はんには、御狩場にても御暇たびてんと近習して望しかば、仔細あらじ、但し職事も假初の事は御前にても裁判つかまつれなどと懇に宣ひし。或日十三郡原といふ所を狩らせ玉ひて、かれいゝまいらんとて猿川塚とかいへるわたりにしばしうち休ておはせしに、原のあなたに煙おびたゞしく火災にや有んといぶからせ玉ひて、誰かある見てまゐれと有ければ、近習の者萬平とくはせ向ひて候と申す、心はやきものなり、さあらんとて御氣色よかりしと後にうけ給りぬ。はせ歸て別の事も候はず、畑ものゝからを燒すてるとて山の如くつみて火をかけたるにて候、あたりちかく君わたらせ玉ふをもはゞからず、けふしもかゝる事仕出てこそ恐致候へ、且は臣等もいましめ疎なるに似たりと近侍につきかしこまり申せしかば、農民共のおのが業をいとなまんに何の憚有べきとて、御氣色猶よかりし。去程に、其萬平は糧つかひはてたるや見て參れとて、近習

止らる。又阿蘇といふ所にて山かたつきて狩くらし玉ひければ、其わたりの民ども手に〳〵焚松さして星のごとく出來りしかば、いかなる事にやと所の長に問はせ給へば、かゝる時に御歸るさをあかし奉らんとて昔より斯つかふまつるおきてに候と申せしかば、夜晝しばしのいとまなき民を我狩のためにわづらはさん事ゆめ〳〵あるべからざる業なりとて、皆々かへしやり、例の提燈許にて歸らせ玉ひ、やがて國中に觸て此事をもながくとゞめられけり。

一御狩にて俄に雨の降來らん時、侍ども御傘など申せば、我はぬれたりともぬぎかふべき物も乏しからず、供にさふらふ下郎共は、きる物一つをだに得持ぬ者も多かりなん、夫すら猶濡し行んに我ひとり傘さすべき理りなしとてめさず。又ひねもす狩行玉ひてはさこそつかれ給んつれ共たど〳〵敷夜の道を五里も六里も必かちより歸らせ玉ふ。雨風のはげしき夜など、今宵許は馬にも籠にもなし奉らんと、御供の者ども申せ共、つかれたるは我も人も同じさまの事なり、ひとりやはさよふのものにのるべきとて、一たびもめさゞりし。

一家士萬平昌之常に語るは、安永の頃、山鹿郡代つかふまつりしに、君そのわ

ろに考へ奉るに、外樣の者は御氣色そんずるほとならば恐れ思ひてかしこまりをも申べし。近習の者はなれ奉りて常の事におもひなし奉れば、御心置なかりけるにぞ、假初の事にも御遠慮の程は大形ならざりし。されば御供の者ども皆勞をわすれたり。ある時鷹匠御鷹をすゑて參るとて、細道の所にて御供の侍どもに行あひて御鷹候ぞそこ退玉へと申ければ、御待候ぞそこのき玉へとぞこたへける。君間ちかき程にて聞召て打笑はせ玉ひ、とがめ玉ふ御氣色いさゝかもなかりき。

一御鷹狩のみにはあらで、さかしき山のしゝ狩、ひろき原の追鳥狩などあまた度の事なりし。それは家子郎等どものかち立の達者、馬上の自由のほどをみそなはして、武事におこたりなからしめんとなり。その狩のさまことにいさましかりき事なりければもらしつ。

一殿の狩に出玉ふ時、其所の郡代必御供につかふまつる定めなりしを、郡代は民を治る職なり、民の事はしばしもゆるふすべからず、遊獵にしたがひて若職務闕如せば、はかりなき民のわづらひなるべしとて、君の御時より此事長く

銀臺遺事第四

一御鷹野にて鳥の落弉を打かこまんとて御供の侍ともをもよほさるゝには、必ずはしりてくれよ、いそぎてくれよと宣ひ、是は侍ほどの者を狩獵のためにおこそかば、さしつかへなん事をはからせ玉ふなるべし。又外樣の心ばせをもしろしめさんとにやありけん、御狩の度、必ず番方を一組二組づゝ召具せらる。ある時晝の程しばし鷹をやすめておはせしに、そこは鶉の候と申者ありければ、戯に投網にてとらせ玉ふべきとて、御臂にかけて忍び〳〵立よらせ玉ひはや間近くなりける時、かたへに在ける番方の者如何心得違けん、御鷹の折のやふにやゝ聲をふとたてしかば、鶉驚きて飛去りぬ。あはや御氣色損じぬべしと見奉るほどに、から〳〵と笑はせ給ひ、聲はいらざりけるものをとて、御ひぢの紐をおろさせ玉ひければ、人々打どよみ笑ひてやみぬ。その日夕ざり休らはせ玉ひける所にて、近侍の者あやまりて鷹の足緒にそと障りければ、大なる聲にてこと〳〵敷しからせ給ひし。此二條をおろかなること

銀臺遺事第三終

とくもならせらるべきに、すこしも御へだてなかりし事大かたかゝるたぐひなりき。されば輿彭主も一筋に敬ひしたひ奉る。殊にあはれなりし御事は、天明三年君關東の御首途のほどにやありけん。輿彭主に向はせ玉ひて、おことのもとに茶室しつらはせられよ、はやく歸り來りてかならず住み玉ふ所をも見ん、其折茶給はばやと宣ひしかば、輿彭主有がたき御事にこそとてなゝめならず悦び、ほどなく茶室いとなませられおもふ儘に出來しけれども、君のわたらせ給はん時はじめていれ奉らんとて、其身はかりにも立入られず、明くれ御歸國をまたれけるに、御所勞ありて滯府まし〳〵、同じ五年十月つひに關東にて卒したまひければ、そのまゝふけもいたづらになりて、輿彭主のなげきいはんかたなく、やがて其年の十二月身まかり玉ひぬ。紀休主はうつゝなき御心にもひたすら君の御わかれをなげき玉ふなど聞しほどに、御病も彌增して同七年九月むなしくなり給ふ。壽鏡院の御方は君に一とせさきたゝれし天明四年二月の頃なりき。

付る事に候、その片山は此度の役にかなふべく思ふ子細候間御旨にまかせがたく候、抑姉君の宣ひたるよふこそ心も得候はぬ、都て女の身にて國務の事とにもかくにもないろひ玉ひぞと、兼ていさめて候ひつるに、いかでさる事宣ひつらん、重賢が身にとりても面目なふ候と宣ひ遣しける。御はらからの御事さへいましめ給へば、御うちの女房達むべも恐れ慎みけり。

一おのこの御兄弟は隆德院殿を初て御身ともに四人わたらせ玉ひし。さしつきの御弟紀休主は御心地世のつねならずしてはやうより引籠られたり。御姉妹はあまたまし〳〵けれ共かつ〳〵君に先たち給ひて、關東に清深夫人、當國に春鏡院の御方迄に見なし參らせられしかば、本より友愛深き御心に猶更他事なく思召しけり。一とせ清深夫人此國の歌枕をもみばやとて、くだらせ給ひければ、君の御歡なゝめならず、諸共にかなたこなたにわたらせ玉ひし。是や與彭主たえず見參し玉ふに、いかにさむき頃なりとも、君の御爐のほとりにはさすがに恐れをなされければ、置巨燵といふ物を作らせて御まへには夫を參らせられたり。一族の家をつがれては、おのづから君臣のたぐひにてう

りけり。初の程は貳人扶持に金拾兩にもまさりき。御子產し奉りては、いさゝか加へらるゝとは聞えけれどもなをともしかりき。大輔殿御世嗣に定り玉ひてこそ漸く貳拾人扶持に五拾兩など聞えつれ、それすら世のためしにくらべては猶九牛の一毛なるべし。

一唐土にも婦に長舌ありなどいへるごとく、大名の側近く召仕はるゝ女房は口さかしく人のうへをも言ひ、はては仕置をもうす〳〵取斗ふためしなきにしもあらず。君かゝる事を深くにくみ玉ひければ、此女房達はいふに及ばず、御内にさむらふものは半下ものまでも常にいましめて、かりにも人の上などいふ事なかりき。

一君の御姉ある國の守の許に住み玉ひけるに、年久敷つけ參らせられたる片山何某といへる侍、一とせ君の御はからひにて役をうつさるべかりけるに、守殿年頃なれつかへけるものは久しく給はん事心うくや思召けん、御使して今暫くは斯く置せ玉へ、妻にてわたり玉ふ御姉君もさこそのたまふものをといはせられければ、君の御返事に、仰承り候、但家士共の役は器量をはかりて申

見もし聞もし奉ることの、この子この母といへる本文思ひ合せて感涙をぬぐひけり。

一小君は久我内大臣通兄公の御女にてわたらせ玉ふ。いかなる御事にや御年さかりにましませし頃より御目をわづらはせ給ひて、さま〴〵療治を盡させ給ひけれども其しるしなく、つひにしひさせ玉ふ。されども君いさゝかもすさぶる御氣色ましまさず、かいろふの契たがへたまはざりし。小君もまた婦德まし〳〵して御みづからはかく月日の光をも見奉らぬ御身とならせ玉ふに、君いまだ御子もわたらせ給はぬはいかならん、女をもとく〳〵めし給へと、あながちにいさめ聞え給ひければ、此井と申女房をめして、此はらに御世繼生れさせ玉ふ。今一人はおもんとて女の童にていときなきよりなれつかへ奉けるものゝはらに男子生れ玉へども、三歲と申に世をはよふし玉ひ、いく程なくおもんも身まかりにけり。此二人の外には御側近くめしたる女房もなし。扱も世にはかゝるたぐひには祿多くたびて、えいよふを極めさするならひも有けるに、君の此女房達を扶持し玉ひけるこそえもいはずかすかなりし事な

め〳〵侍るまじき事になん、たゞ此ほどのまゝにてこそ侍らめと申させ玉ふ。君謹で聞し召、かさねて平太左衛門を参らせられて、仰の旨畏り誠に有がたき御情に候、此上とかくを申さん事は其恐れ浅からず候得共、此度はことかたの分料みなかへし遣し候に御母君の御許までもとの儘にて候ひなん事は孝養の道にもたがひ、冥罰もおそろしく候得ども、まげて御ゆるしかふむり本意の儘に仕り度こそ候得と宣ひ遣されしかば、大夫人も辭讓の御詞なくや思しけん、その御旨にまかせられたり。されど御身の分料とてあなかしこ外にずべからずと平太左衛門に仰付させ玉ふ。又一とせ君中風の御心地とて御足などなやませ玉ひける頃、物事御心みじかく近習の者共にのたまふ事も例にかはりてあはたゞしかりければ、大夫人そのよし聞し召て、身に病ひつきては誰もさるならひにては侍れども、めしつかはるゝ者共もいたはしきに、今少し御心せさせ玉ひさふらへかしといさめ玉ひければ、君大におそれつゝしみ玉ひ、引かへてのどやかにむかしのまゝにならせ玉ふ。其頃は御齢もはや六十に近くわたらせ玉へども、兒のおやを恐れたらんやふなりし。かゝる事

非常の事どもさま〴〵打つゝけて、國用ほとんど乏しからんとす。此事等閑に打過べからず、いでや主從艱苦をともにせよとて、ことしより五年をかぎりさらに儉約して君の御はらからをはじめ、したしき方の分家中の賜まで出しわたして其數を減ぜらる。只大夫人の御方のみおやにてわたらせ玉へば、その沙汰なかりけるに、大夫人聞し召て、かゝる際には我とてももれぬべきかは、なみ〳〵に減じ玉へと、ひたすらのたまへば、君もいなみかたくして、其旨にまかせ玉ふ。かくて安永二年の冬にも成しかば、君の御使として堀平太左衛門を御許に參らせられて、有つる事もはや五年の期過て候、此年の暮よりは昔にかへし奉るべき由を仰進られければ、大夫人より膝臣草野兵太夫を御使にて仰恭く承り侍り、但此五年の間も雨風など障る事多くて、御領の貢も豐ならずと聞え、又去し頃、燒かせたりし龍の口屋形ふたゝび作り出され、きのふけふ迄に漸くことはてぬるに、白金の御曹子を公方の御所の見參に入奉るべき御催し、御元服の御企さへありて、目出度御事うちつゞきたり。さればば其用意いくばくぞや。斯る折しも分料むかしにかへし給はん事はゆ

るかりければ、女房達いかなる御心にやと伺ひ奉りけるに、女の身にて度々物もふでせんも便なければ代を參らせたり。されば心ばかりもとぞ。むかしより家老用人などに君にまみえ奉れば手づから慰斗を賜りつる式なりけるを、男女はみづからさづけずとこそ聞つれとて、かならず物にいれて給りぬ。かく物毎に正敷くまし〳〵て、君いさゝかも御あやまちあれば、かならずいさめ玉ふ。君も內の政は常に此御けしきをうかゞひてはからひ玉ひけり。

一安永九年秋の末、當國にまし〳〵ける頃、靜澄院大夫人御なやみ以の外のよし聞えければ、君大におどろき玉ひ、いそぎ關東に使者を參らせて、醫藥のためくだりたきよし愁訴し玉ひ、從者と共に旅支度し御ゆるしをうけて使者はせかへるを今や〳〵と待ちたまふ所に、はや十月四日かくれさせ玉ふよし告來れば、君の御なげき申も中々おろかなり。つれ〳〵と表にたどり玉ふ頃、御句にかく

枯蘆の蝶も寒し夜の鴫

くだ〳〵しけれども此大夫人の事、又おもひ出たる事あり。明和五年の頃、

ゝる眞砂のあるこそあやしけれど中に心付て、御膳まいるさまを能々伺ひて始て夫としられけり。都て米穀は粒々是辛苦なる理りを深くしろし召けるにや、一粒なりともいたづらに成事を恐れ愼給ふ。或時御鷹野にて柴折敷て、かれいひまいりける、折から一二粒地にこぼれたれば、小堀江介といふ近習の者ひろひていたゞきたべけるを御覽じ、御感ありて、すべて米穀の人の口に入るまでには、いか斗か民の辛苦をつむらん、汝よく此理をわきまへたると覺えて誠に神妙なり、我も常に疊に落ちたるをばかならず拾ひくひぬ、盤にこぼれたるは膳部の者によも捨まじと其儘に置事も有と宣ふ。

一右に申つる大夫人婦德まし〱て常に經書を好み玉ひ、かたへの女房達にはひそかにときて聞せ玉ひけれ共、女の御身にて眞名よみ玉ふ事を深くつゝみ玉ひてつらちかの者にも知らせ給はざりし。ことに愼み深くまし〱て隆德院殿うせ玉ひし日にあたりては、月毎に蔬菜をもまいらず、又諸寺諸社に代參とて御うちのものを遣されては、その者の歸り來る迄は茶たばこの類をもたち給ふ。始の程はそれとしるものなかりけれども、たびかさなりていちし

ば、下部等にくらはしめんことは勿體なしとて清淨ならん所にをさむるにてこそ候はめと申せしかば、いや人の食料にせんにまさりたる清淨なる事やある、かゝる事申汝等も心違ひたるとて、彌々御氣色あらく、已後のこらしめにその小豆すてしもの共急度愼み居よと申付べしとありしかば、みな〳〵籠り居る事七日斗にして漸く御ゆるし蒙りけり。常にも供膳のことにつけてあやまちせし事はさま〴〵ありけれども、いさゝかとがめ玉ふ事はなかりし。ある時御一族の人侍食せられけるに、その膳の箸末よごれてありしかば、配膳のものに取替て來るべきよしを申されければ、君聞し召し、いやとよ、夫は本を末になして用ひられよ、あらはにいはんには膳部などつみかふむらんことの不便なるにと宣ひける。又むかしより殿の御膳部料は稻のしなさだまりて領内より貢するおきて成しが、かくては下の煩ひと成なん、只よの常の貢の內にて可然まい〳〵すべしと仰付たり。或時朝夕の物に白き眞砂の多く交る事ありけれども、色まがひぬれば膳部も見咎めず、其儘參らせしに配膳の者しるものなかりしに、御衣の事とりまかなふもの、いつも御袖の底にか

養母にてわたらせ玉ふ。御齢は同じ程の事にまし〳〵けれ共、敬ひつかふまつり給ひ、まことの御母のごとし。此國にましますとしは嚴寒の頃必す御鷹野の鴨を參らせらる。其鴨は腹を割てわたをぬき、小豆を透間なくつめて口にもふくませなどす。かくすれば日を經ても味かはらずとなん。たとへば鴨二つ參らせんには、まづ四つかくのごとくしつらひ、二つを飛脚にて江戸へ參らせ、殘る二つを調しさせ、うや〳〵しく坐してきこしめす、是大夫人に侍食し給ふ御心ばへにして且は味のそこねもやするとおそれこゝろみ給ふなり。一とせ例のごとくこゝろみ玉ふついでに、配膳の者に向ひて是にこめし小豆はいかゞはするとゝはせ玉ふに、しるものなかりければ、調味のものにとへとて問はせらるゝに、いつも捨ると答ふ。其由申上ければ、たちまち御氣色かはり、なんでふさる奇怪のふるまひするよふやある。それ小豆は五穀のたぐひならずや、是天の人を養ひ玉ふたなつものなり、然るをいたづらにはふり捨る輩天罸のがるまじといからせ玉へば、御前に伺候せし用人をも召れ粗略にするにては候まじ、君の御拳にてとらせ玉ふ鳥の內にこめたる物なら

者をも必ず名をよび玉ふは、そのはじめ秋山定政、われはみづからよぶ詞にて、人をさすべきにあらずといさめ申せしを御生涯守らせ玉ひしとぞ。

一馬を好み給ふ事世に勝れて、草かひ口取のやうまで委敷しろしめたり。され共そい生れ付たる程の業のわざは出るものなり。乗人もゝ尻ならば駿足も用なし。さればわれはその馬のほど〳〵に隨ひて、性分をつくさせん事をのみ心とす。されば馬の善惡はさまで思はずとて、代金貮拾兩に過たるをばもとめ給はざりけれども、皆足けかしかりき。實や人を召遣ひ玉ふにも、それ〴〵の器量のほどをしらさせられたり、その御心の物にも及べるなるべし。

一一とせ領內柳水といふ所より出たる馬を、やがて其名によびて愛し玉ひ、參勤にひかせられけるに、川をわたす所にて舟嫌せしかば、馬役口とり數多打寄て兎角にしけれ共乗らず、君御覽じてはじめに惡敷とりなせば、なか〳〵くせになるものなり、そこのき候へとて御みづから口とらせ給へば、すら〳〵と乗りたり。かゝる業までいつなれさせ玉ひけるにやと人皆驚きけり。

一靜澄院大夫人は紀伊大納言宗直卿の御女にて、隆德院殿に嫁し玉ひ、君の御

のみ梳らせらる。一日のうちにゆるきとけなどするを幾度も同じ人にゆはせられしかば、或もの何とてかれに命じ給ふぞ、堪能の者も候にと申せしかば、げにかれは不堪なり、さればこそひたすらに梳らすれ。都で若きものは物ごとしならふがよきぞと宣ひし。後には果してかしこふつかふまつりたり。おほよそ髪は不堪の者に結せたらんは心わづらはしく覺ゆる習なるを、たへしのびて斯くはからはせ玉ひけるは、えせぬことゝて思ひすてまじきよしを、わかき者共にしめしたまふ御心なりけん。かしこく有がたくこそ。いまだいとけなくおはせし程より晝寢し給はず、日ながき頃などはいたくつかれ玉ひては、書をひろげながら几によりてしばしまどろみ玉ふのみなり。馬めし玉ふべき日など、晝のほど事繁くして叶はざれば、たてあかしをさせて夜中にも乘玉ふ。すべて學び玉ふ程の事は必ず習熟し給ふ。又其ほどより勤儉は古人の敎といふことを深く執し玉ひしこそ。

下賤の者をさしてわれとよぶことは、いやしき詞なれども、今はやむことなき人もおのづからのたまひけるに、此君はかりにもさはのたまはず。近習の

かせ玉ひても日課怠らせ給はず、御うちの者共宿番つかふまつるほども、なす事なくてはあるべからずとて、書をよみ手習はせ、ざる事も得せざるものはせめては紐をむすぶわざをもせよ、なをやむにはまさりなんとおきて玉ひければ、宿番するほども皆己々が業しけり。

一近侍のものどもに、その事かの事を學べなど仰ある時、生質さることにうとく、齢もほど過ぎ、今よりはいかゞなど申せば、げに左樣思ふらめ、されども只ひたすらに學び候は、われも一切のことにさとからぬ、しかれ共、人十度すれば己百度すといへる理りを思ひて、若かりし程より物に怠らずかたのごとくつとめぬれども、今六拾にあまる迄ひとつとしてなしたるとおもふことなし。さりとて猶うむ心はなきものを、まして汝等は行末はるかなり、學で何事かならざらん、事を左右によせてせざらんものはにくさげなりとつねに諭しとまふ。されば近侍の者とも齢のほどをいはず諸藝を學びぬる。或時何かしなる近習のものに梳の職を命じ玉ひけるに、其者もとより其事に不堪なりければ、辭し申けれどもゆるし給はず、同職の者をも置て日毎にこれに

一江府にて雨の降ける日登城し玉ひけるに、御傘に參りたるもの誤て傘の爪を御ぐしにうちあてたり、下城まし〳〵ければ、供頭御前に出で、けふの御傘の者をば如何申付候はんやと伺ひければ、けふはつねよりも時刻おくれたりと覺えければ急ぎ參りける程に、我あやまちたるにてこそあれと宣ひし。又御鷹野にて調度持たりし下部、いかにしけん轉び調度を散々にうち損ぜしかば、御氣色いかゞあらんと近習の者おそれ〳〵其由申ければ、其轉ひたりし下部は怪我はせざりしやと宣ひき。

一御手跡は、はじめ細井文三郎號を九皐といひつるもの御手本參らせたり。藍より出るとかや申べからん。ある時、水戸治保卿の君の人となりをしたはせ玉ふあまりにや、つねに住み給ふ所の額の文字をあつらひ玉ひけるに、辭退まし〳〵けれども、あながちなりければ、玄口亭と遊ばして參らせらる。その頃かゝる事是のみならず有けれども、乞玉ふかたの御名も文字もわすれたれば甲斐なし。

一寸陰を惜しむといふ本文常に宣ひ、しばしも徒にましまさず、御齡ひかたぶ

歸らせ給ひては、家老用人などをめして各も承り候へ、けふも細川殿斯こそ申されつれとこそふるまはれつれ、かれや賢人といふものならんなど宣ふはいつもの事なりしとぞ。見參の時も此殿をば先生親父樣などゝあがめ玉ふ方おふかりし。

一臺所の一月の料を兼て定め置れて、若其料盡ぬる時は客人招待などもしばしとゞめて、更に儉約し玉ひ、其定をこえぬ樣し玉へり。

一或時太輔殿の方にて御酒まいらせければ、これは能酒なり、常に是を參らんは過分にや候べきとのたまひ、しばし有之、乍去をことは鷹を好み給はねば是ほどの事ゆるしてもありなんか、われは鷹の費もあればと宣ひし。

一御參勤のほどにやありけん。ある宿にて夜になりて例のやふに御酒まいらせたるに、いかにしてとりたがへけん調味に用ゆべき七年酒を參らせけれども兎角の仰もなく、その殘近習に賜りて初てそれと知りぬれば、臺所に其由を告けるに、膳部大に驚きかしこまり申しければ、いや我呑たるはいつもの酒とこそ覺えつれと宣ひし。

さかも不用の所には棚をしつらはせらる。いたづらの所なからしめんとなり。
一殿の御服の料は都て呉服所にてえらびて、上の品を奉らする定なりしを、君の御時次の品を參らすべきよし仰せさる。君常には紬木綿をのみ召けるを、御年老玉ひ御病さへつきぬれば、人々いさめ申てよふ／＼世のつねの縞などいふたぐひを奉りたり。それも垢づけばあらはせて召けり。
一ある時、關東にて御身に等しき大名二三人ともなひ玉ひて君の別莊に遊び玉ひしに、餘所のわりにはさま／＼の物共したゝめてきら／＼しかりしに、君は例の二しななりければ、扈従の者などもいかゞはせんといひけれども、俄にせんすべなくて其儘參らせたりしに、君は露はぢらひ玉ふ氣色もなく、やがてまらうど達わりことり出てもてなし玉ひけり。夕より歸らせ玉ひ、道すがら扨もけふは客人達の御もてなしにて味よきものをたべて候、去ながら今より後はかゝる事ひし／＼と止玉ひ候へかし、われも人も家の子郎等あまた持て候へば、かよふの事に奢をしりぞけてこそ、心よく扶持をもし候はめとぞ宣ひける。此たぐひの事常にありしかば、其頃の大名連此殿に見參有りて

どらせ玉ひけるに、其宿いたくあれわびしき所なりければ、大野萬平といふ近侍の者、こよひの御宿のいぶせさよ、何とてかゝる所には宿しけんといふを聞し召て、さな思ひそ、都て人は衣食住のみさへ足りぬれば、其上を願ふはみな奢なり。衣は寒暑をしのぎ、食はうゑをやめ、居は雨露にぬれざる程にだにあれば足れり。こよひの屋も夫にはあまり何かいぶせく思ふべし。兎にも角にも人は奢を制すべき事なり。能々心得べしとさとし玉ふ。かゝる御心にてまし〳〵ければ、むべも峻宇彫牆のなかりし。

一國主の常に居玉ふ所はおふむね金銀をのべたるに、此殿の有様こそ思ひの外なりつれ。壁をば澁を引たる紙もてはらせ、疊のへりもやがて澁布を用ひらる。欄間などいふ所には、雲閣水紋などを彫する事常の事なるを、こゝには何のえうもなく、しの竹を遠間にうたせたり。一とせ江戸龍の口の屋形燒亡て、新にいとなませられける時、客殿の柱なとはふしなき材をえらび用ゆべしと申ものありしを聞し召て、只堅固ならん事を思ふべし、見たての美しからん事を思ふはよからぬ事なりとて、このえらみ止にし。又梯の下などいさ

づらはして此館たておかれんことおそれゐるわざなり、道行つかれたらんには、芝原のうへにて事たりぬべしとて、寶暦四年名殘もなくときのぞけさせしが、又國府の屋形の南西に三階に作りかさねたる樓ありて、遠望すぐれて能かりしを、不用のものなりとて同じ六年こぼたせらる。殊に國府より一里ばかり隔てゝ水前寺村といふ所に、成趣園とて致景勝れたる別莊あり、砌より清き泉涌出で、やがて廣きわたりとなり舟をもうかべたり。むかへにはふじの形に芝山をつきなどして當國のうちにはたぐひなき所なり。君も此景趣をばことにめで給ひ、政事のいとまには常に爰に遊び、參覲の道すがら餘所の國の勝景を御覽じても、我水泉寺には如何あらんなど宣しとぞ。さばかり執し思し召とはことゝ所はいかにもありなん此處ばかりは作りもみかくれぬべう覺えけるに、思ひの外昔よりありける別館をみなこぼたせ、只醉月亭とていさゝかなる亭の有けるをのみ殘されたり。夫も水の上におかしく作り出したる所をばこぼたせられしかば、並々の人の心には無下に淺間敷までぞ覺えける。是につけて思ひあはせたる事ありとなり。參勤の道に江州醒ヶ井にや

せり。君御覽じて御心ざしの程恭候とて使を返し、頓て庫にをさめて一も用ひ給はず。其後珍しき鳥もとめ出候得共籠の候はめと申人ありければ、此籠とり出て三つ四つ賜ひぬ。其餘は今も御庫にありとなん。つねにもわれは鳥を飼ひ草木をうゑさせて、そのさまを見ることをこのめども、籠と盆とは好まず。世には鳥よりは籠、植ものよりは盆をこのむ人多きぞと宣ひし。是や櫃をかふて玉をかへずたとへならん。猿樂し玉ふにも鳴物は皆さらちのものつかふまつり、そのうちには堪能もありけれ共、夫によりて勸賞かふむりしもの一人もなし。只文武の業勤むるもの御覽のごとに、御恩かうむりし事さきにいへるがごとし。

一此君土木のこのみいさゝかもましまさず、今その一二つをあげて仰す。領內なみ野といへるは、方六七里許の萱野なり。昔はつくし野とて、武藏野と東西に名をならべたりなど所の人は言傳へし。君の參勤にはいつも其野を行かし玉ふに、しばし駕をとゞめ玉ふべき陰もなければにや、笹念といふあたりにむかふに里旅館をまふけたりけるを君御覽じて、我身ひとつの爲に民をわ

なん。惣兵衛老の後は帰雲といひけるが、常に此事をかたりて感賞し奉りき。
又常には七分五厘の弓をひかせ玉ひけれども、まことは强弓にてましませし。そのよしは附錄に見えたればこゝに略す。馬は大坪解龍二流の奥儀を極め玉ひ、世の馬乘とて夫を業にしたるものも及ばぬ際なりし。

一猿樂俳諧をなぐさめにし給ふ、いづれも堪能なりし。又物産を知ることを好み玉ひ、鳥獸草木の少きさま替りたるをば皆うつし繪にさせ、はふ蟲などはかひおかせて飼にそへて替り行くさまを御覽じけるに、はては蝶になるものおしかりけり。此圖を躍淵海錯など部類を分て數十卷にとやあらん。されどもかよふの事につけて財費し玉ふ事いさゝかもなし。或とき大名のとむらひ來りまして物語の席、飼鳥の事になりしかば、重賢もかたのごとく好みて候、是へいらせ玉へとておくのかたにともなひて、あまたの鳥共見せまいらせらる。次の日其大名の許よりきのふは珍しき見物して悦入候、たゞし籠のあまりおろそかに覺ゑ候に、折ふしこゝにおくるとて、美敷籠十二三參らせられたり。その籠は皆朱にぬりて金をちりばめ、色々の紐をつけて心も及ず結構

に音づれさせ、その孫のいとけなくして有けるに、五人扶持をさへあたへ、太輔殿年治公の召おろしの御衣をも季毎に給りなどして、つひには御家士の養ひ子となし玉ふ。又蘭亭が娘もはやく父にわかれて、よるかたなかりしを、小君の許にめさせ、あはれみはぐゝみ給ひて、今は姆になされたり。常に御氣色さはやかにして、晴わたりたる空に朝日のさしいでたらんがごとくなりし。一とせ披雲閣の會集に、青天開鎮西と遊ばしたるや、よく御けしきにかなひめらん。御力つよくして、武藝をもさま〳〵習熟し玉ふ。中にも弓馬は勝れさせ玉へり。いまだいとけなくおはせし頃、御嚴父靈雲院殿よりつけ參らせられたる侍に、木原惣兵衛といふものあり、竹林流の射藝に達したりしかば、君十年あまり怠らず是に學び玉ふ。やう〳〵廿歲も過させ玉ひて、元文五年の頃、此惣兵衛身に所勞ありて職を辭し、肥後に歸るべかりしかば、君年頃の名殘をおしみ給ひ、重て逢ふまでのわすれかたみに、手なみのほどを見せばやとて、家士溝口三五といふものを手つかひにて、八寸的を矢數百五十射させ玉ひけるに、百四十九こしあたりて只一筋ぞあた矢はありけると

一經書をたふとみ給ふ事特に深し。かりにも疊に置給はず、常にもろ〳〵の書をうづたかくつみおかるゝにも、必ず經書を上に置せしとか。又都て卷の次第亂さずつませられしかば、近習の者闇き夜にも紙燭さゝずしてとりたがへざりし。

一詩を好みて、つくらせ給ふ遺稿數卷あり。樂洋集にも聊載たり。御年若くましませし時、服部元喬、高野蘭亭などめして詩會たび〳〵ありき。此人をば先生〳〵とたふとみ給ふさま、もろこしにいへる布衣の交りのためしなどにやと覺えし。ことに元喬は詩のみにはあらで、萬の事をも思ひはからせ玉ひければ、贈肥後侯序とて心を盡して書たるものなどあり。その文集にのせてあまねく人の知る事なればこゝに略す。南郭とて其頃天下に名高く、かなたこなたにもてなされしものなり。身いたし老かゝまりては、世のまじらひもものうしとて、いづくにも參られざりけれども、細川殿は今の世のかしこき國主にて老をよく養ひ給へば、なみにいへゞきにあらずとて、たゞ此殿にのみたえずまふで來りける。身まかりしに君のみありし世のことわすれ玉ひ、常

銀臺遺事第三

一君常に公儀を敬し玉ふ事世に勝れたり。新春佳節はいふに及ばず月並の慶賀御廟の參詣など數十年聊も怠り給はず、特に有德公の御德義をしたひ玉ふ事深かりし。事にふれて德廟はかくこそあそばしつれ、さはなかりつるなど宣ふ事おほかりき。

一若くまし〳〵ける程より學問を好み給ひ、常に書籍を遠け給はず、狩に出玉ふにも必もたらしむ。日每に朝御膳すみては必ず書を御覽あり、又月に六度の會業ありて近侍の人々を召つどへてよみ玉ふ。凡會業はあらかじめよみおきて、されば御身一代に會讀ありける書籍、經史、子集數百卷に及べり。其中論語、詩經、左傳、漢書などは、繰返しあまたゝび讀玉ふ。もし會日のさはる事あれば、必ず日を替て六度の數をみて玉へり。その書の難儀をばみづからかへて手づからかきくはへ給ふ。今も文庫に手澤の殘りける書數知らすありとなん。

されはいはれざる祈禱、よしなき追福をは皆永くとゞめられて、ことに寺院の齋會に酒を用る事を一切禁じ玉ひつるなど、風俗の爲もいとめで度かりし。

銀臺遺事第二終

名師碩德にあひなどして、たぐひなき智識なりければ、龜山帝ことに御信仰有て紫衣宸翰を賜り、官寺になされけり。世に是を法皇長老とぞいふなる。しかりける後は世々紫衣一本寺にて、京の五山などゝ同じほどの事なりしに、關東御治世の初いかゞしたりけん、そのよしいひあげざりければ、寒巖より七十七世の住持白堂參內せんとて京へ登しを、越前永平寺より支へ事ありてむなしく歸寺し、猶とがめ蒙りなどして、八十八世龍谷和尚よりは永平寺の下につけられ、當時の御掟のまゝにして和尚位に昇る事になりぬ。かくて九十一世太初和尚君の時にあたりて、御はかりの古政なれば常經會をおこなひなんこと願に關東に趣くとて、君にそのようつたへ申ければ、君殊に執し思召し、寺社御奉行及關東の僧祿達に御使ありて懇にたのみ聞えさせられければ、つひに免牘給りて太初本意とげたり。都てかゝるたぐひに用ひ玉ひたる貲財おびたゝしき事なりし、御身は常に驕奢をしりぞけて、この際の事はいさゝかも吝ならざりけり。是たゞ事の廢れたるを興し、絕えたる事を憂ひ玉ふ御心ばへにして、神に諂ひ佛に迷ひたるよしは露ばかりもましまさず。

その家を繼がしむ。かゝりけれども、さすがに皇別神孫類ひまれなる家なれば、代毎に鷹司どのゝ執奏にて五位よりすゝみけるに、今の曾祖正四位友隆宿禰久しく都にありて、なれむへひけるゆゑにや、吉田兼連の執奏にて敍位せしかば、其後何となく尋常の社司はふり子などのよふに人も思ひなしたるを、今の惟典宿禰あながちになげきて、いにしへに返らまほしきよしを君にうつたへ申たりければ、君領掌ましく〳〵てさま〴〵に計ひ、鷹司故輪門の宮などに愁訴し玉ひ、年をかさねてからうじて事なりぬ。さればこそ惟典思ふまゝに鷹司家の執奏にて敍位し、君の御代に從四位まで經のぼり、その子のいとけなかりしも敍爵して伊豫守になされけれ。又妙解寺泰勝寺とてあり、此程住持皆紫衣の和尚になりし中にも、妙解寺は代々公卿の公達を申下して嗣法とし、其外神護寺などゝて必僧正にのぼる寺院のあまたあり、召連うてみな先規のまゝに沙汰せらる。中にも大梁山勅賜大慈禪寺といへるは、開祖を寒巖和尚とて、後鳥羽帝第三の御子順德帝同母御弟也。叡山にて出家し台教をきはめ、あらためて道元禪師の弟となり禪を學び、ふたゝび入宋して

に郡頭の役を止られ、賴勝も番方といふ役になされ、いたづらに籠居したるを、君の御代になりて、郡目付といふものになし玉ひければ、果してその任にかなへり。かゝるきはにもたやすく功なりて民もさかりよろこびあへり。

一こゝに阿蘇大宮司といへるあり。神武天皇の第二の御子綏靖天皇の御兄を神八井命と申奉り、天が下しろしめさるべかりけれども、事のよしありて御弟綏靖天皇にゆづり奉らるゝ、此命の第六の御子鍵盤龍命火の國の造にくだらせ玉ひ、卽阿蘇太神也。景行天皇筑紫巡狩し玉ひし時、太神御姉阿蘇津彥阿蘇津媛とあらはれ玉ひしかば、太神の御孫惟人命に勅して、その祭をつかさどらしむ。是を大宮司の元祖にして、今の惟典に至るまで七拾九代連綿として絕えず。後奈良帝の御宇迄は國郡あまた領し、勅をうけて內裏造營などをもつかふまつる時の大宮司惟豐典宿禰二位にへのぼり、めざましき事成しに、天正の頃にや從四位惟秋宿禰世をはやうして世繼の子いとけなかりしほどに世の亂れ打つゞき家たちまちおところへ、矢部といふ山の奧に身をかくし居たるを、前の國主加藤主計頭淸正朝臣もとめ出して、かたばかり所領をよせて

せ玉ひけるよしを頼勝傳へ承りて、有かたくかたじけなしとて涙をこぼし、老の後迄是を思ひ出にして出こそ君の臣たるもの此國にみち〳〵たれ共、まさしくその名を樣とよばせ奉りしことのは、おそらくわれのみならんと人にも語り悦びあへり。此彌左衛門頼勝といひつるものは、世々三百石を領したる侍なりけるが、天性心猛して、しかも智惠あり、隆德院殿の御時領内の租税滯りて國用足らざりけるに、頼勝もつぱら進めて臣に此事を聞き玉ひなば、三年のうちにゆたかになし奉らん其期に至りて申せし事たがひなば腹つかふまつらんと、あながちに望み申せしかば、郡頭といふ役に被成けるに、みづから國中をうちめぐり庄官らの邪なるものは推問し、中にも咎の重きを數人からめさせて首きりたりければ、其たぐひのもの共、雀の鷹にあへるが如く皆息をつめてかしこまり、けふは彌左衛門此邊に來るべきなど聞ては色を失ひて、うつし心もなかりき。日頃それらが爲にいためられし民ども、よろこびの聲ちまたにみてり。されば濁れる水の俄にすみたらん心地して、物事あらたまりぬべく覺えたるほどに、いかなるゆゑありけん、いまだ一年も經ざる

心にこれる民はあらじな

貢ものまたとゝこふる秋もあらじ

耕す民の力つくして

斯く民の力をつくしけるを、稲津の神いたくあはれみて公に申て、みくらの錢いだして民にあたへられしかば、みなよろこびてさのともは海山の名を引とてつきたれと公の金のともなりといへりければ

海の名山の土もてつくめれと

つくはこかねの堤なりけり

ともつき終て松をうゑられける時のうた

山となる磯の堤に松うゑて

千歳のすゑも浪はこさじな

是は文字をあはせたれば歌めきたり。まことはあのやいなつさまは佛か神か、しぬる命をたすけさすなどとぞうたひける。此事果てのち君ことに悦び思し召、賴勝にさま〳〵恩賞賜りける。ある時家妻に君みづから此歌をうたは

けつるともあくるともなき黒髪の
　とけぬ恨はいふかひもなし
ちゝはゝの撫し我身そあしちをの
　あらきたふさの杖やふれけめ
いな津の神といふ事をかしらに置て
いたづらにしぬる命をながらへて
　嬉しき世にも逢にけるかな
波のうへ磯邊の堤今よりは
　うごかぬ國のかためにぞつく
つゝみてふつゝみはあれど嬉しさを
　袖につゝみはこれの萩原
野の末に山のさかみにすむ民も
　皆おりたちてつく堤かな
かみ川の清きながれをくむからに

からきしわざもわすられにけり

はね高にねこき男を打のせて
心よげにもいとしこしかな

しにもいきも君か心に任すれば
神とやいはん佛とやいはん

今よりは紙このててら身につけし
川しわたれは人わらへなり

攝津某の下司に、いとはらあしきおとこなんありける。ともすれば、はら立て杖ふり立てつゝいかりけるに。おそれてうたをつくれり。それが名をばけにけろとなん呼ければ、かたのかしらに置て

けはしくも晝飯くふ間もあらせじと
杖ふり立ていかる君かも

になひかね引かねにける石よりも
君が心の角そはけしき

人めつゝみを中にへだてゝ

あけのたすきあゐの前たれ誰とたに
しられぬ人をかけて戀つゝ

わきも子はけふは堤をつきはきの
ころもたちぬふひまやなからん

しら糸の夜こそきぬも立ぬわめ
堤つく日はいくかもあらし

しぬる命いくとしいくは佛とも
神ともなどか仰がざらめや

歌の聲聞はなつかしかた衣
たちぬふ手さへわすれてぞきく

我せこがからきおもひをなぐさめて
あさきもちひを贈りてしかな

わきもこかおくりしもちの甘ければ

ひける。則うたにつくらく

（ともとは堤つきなるべし。堤をともといへるは此國の民の言葉にして、

つゝみともともともかねていへるになん）

秋の田の稲津の神のなかりせば

　しぬる命を誰かたすけん

萩原の堤つくとやたをやめの

　花すり衣まくり手にして

たをやめの我身にしあれといくゐうつ

　石をもひかんせなによりては

あなたふと君は神とも佛とも

　しぬる命をすくひたまへば

萩原や妻よびかねてなく鹿の

　聲きくらんか堤つくいも

あはれなく妻戀かねてなく鹿の

浪の底なる岡の上の松

たしろねの行衞をとへばしら波の
八百の汐合に立さはし見ゆ

浪のうつ磯邊の芦のあしも手も
岩にくだけてふせる子はたれ

ゆく川の此水底はちゝの里
はゝのすみかときしはまことか

わたつみのもくづとならばもろともに
我も水泡とけなましものを

或曰、ちゝを流し、はゝをながし妻子を失ひ、或は□□□□友どちなど、一かたならずかなしめる人の心なるべし。

君聞し召て深くなげかせ玉ひける。あまりに誰かこの水をおさめんやと宣ひければ、稲津某承りて、しぬるをとむらひ、生るをあはれみつゝ堤を築て、田畑の荒たるを正して能くとゝのへければ、民皆悦びて神のごとく佛の様にぞ敬

る大雨にも水あふれずして、川ぞひの里人も、夜をやす〳〵といね、思ふまゝに農業いとなみたりけれ。此堤築くとて頼勝、夜晝はせめぐりて下知をなし、かの門を過ていらずといへるさまなりければ、民も悦びいさみて、やがて頌をつくりて之をうたひ〳〵土石を運ぶ。こゝに伊刑庄助名質字大素とて高名の詩作りあり。是をきゝて詩經の雅頌のたぐひなりとて、韻語にうつして陽々九牽とす。既に樂詳集に入りて世に梓行せしかばこゝにもらしつ。又ざれ歌にとりなしたるものあり。右に記す。

いづれの年にかありけん、卯月さつきの雨久しくなりつゞき、萩原の堤くづれにければ、松江の城、岡の里皆淵瀬もわかず成にけり。家を流し身を流したる人、いくらばかりともしらず、いにしへにもかゝるためしはいとまれなる事になん。

くま川の水かさまされる五月雨に
　松江の城は沖の中島

熊川や口口葉のつゝみ水たへて

なるが、しかも玖摩の高山より落て、流の急なる事矢をいるがごとく、萩原の堤はその的になぞへたれば、これをせきとめん事又なき大事なり。前國主加藤肥後守忠廣朝臣の時、加藤右馬丞正方とて、文武兼備の老臣心中を盡し、つき立たり。今の世には正方程の者あるべうもなし、如何はせんとあんじ煩ひたるに、稲津彌右衞門頼勝とて郡目付なりけるもの進出て、その正方とても鬼神にてはあるまじ、同じ人ならんには、それがしたらん程の事、何條えせぬ事候べきといふ。實に此男は言葉に恥まじきものなりとて、君に其由告奉りければ、則頼勝に任し玉ふ。頼勝承りて凡男女年十五以上、土を運び、石を負ん者には、みな錢を取らすべきよし郡中申觸、その强弱を三品に分つ。たとへば

男上百　五　銅　　中八拾四銅　　下七　拾　銅

女上八拾四銅　　中七　拾　銅　　下五拾六銅

右の定にて、日毎にあたへければ、われもくと、きおひあつまる男女數萬人なり。頼勝遠慮をめぐらして、水際より三四十丈こなたに、もとのひろさ二十餘丈、いたゝき四丈五尺ほどの堤を數十町築たり。斯くてこそ、いかな

一溺死男女　　五百六人

一怪　我　人　　五拾六人

一溺死牛馬　　五十八疋

右損毛破損之儀水引候上相改國元留守居の者より申越候右損所郡村の内芦北郡玖摩川筋に有之候瀬戸石山高サ貳百間横五百十間程崩落川邊に有之候山に右の崩先高貳百横百間程突上是又崩落球戸川突埋候間洪水布て逆流仕水かさ三四拾間程積上小山などは山上を水打越候程之水勢半時餘も右の通にて無程右突埋候所を洗切押落候水勢一同に川下に溢れ候故塘上道幅十間餘根張り四十間程有之候塘筋委申候右は先祖越中守入國已後終に無之損所にて別て水先々村々及亡所溺死のものも多有之候由注進仕候付申上候以上

寶暦五年八月五日

やふ〳〵水は落けれども、渺々たる曠原となりて、又もや雨ふり水かさまさらば、八代郡の者は魚の餌と成ぬ可くぞ覺えたる。されば此堤すみやかに築かずんば有べからずと、老臣評議す樣、此川は木綿材木川とて世に聞えたる大川

一水除石垣　八百五十間
一磧所　一萬九千五十七間
一水除柵　四千貳百八十七間
一山崩所　一萬七千百九十三間
一土橋　百九十五ヶ所
一往還道筋　一萬九千七百四十六間
一井樋　百八十七ヶ所
一流舟　百壹艘
一流失番所　二ヶ所
一右同社　二ヶ所
一右同辻堂　八ヶ所
一右同八代蜜柑木之内　貳百四十本餘
一流家　貳千百十八軒
一流木　三千八百廿二本

ふれけるに、芦北郡の瀬戸石山とが、たちまち崩て、玖摩川をせきとめければ、川波さかまきて山をつゝみ、陵にのぼるといへる、いにしへのさま、眼前に見へける程に、やがてそのせきをおかし流して、一時に川下のかたにうち出ければ、八代の萩原といふ所の、堤數十町たちまちきれて、田も畝もうみになり、神社佛閣を初め、あまたの人家流れうせ、おぼれ死けるもの數百人、目もあてられぬ有さまなりし。今年は君のあづまにまし〳〵ければ、いそぎ其よしを注進す。公則公儀にいひあげ玉ふ。其狀に曰

私領分肥後國之内六月朔日より同九日迄追々强雨洪水山崩損毛破損の覺

一高貳拾三萬五百六十石餘　潮入石砂入洗剝山崩

此内貳萬千七百五十三町餘　畑七千六百貳拾五町餘

一鹽濱　九十七町五反

一鹽塘　三千四百十五間

一川塘　拾三萬貳百九十間

一井手塘堤　八萬七千八百九十九間

はかりのなれ共、年を經ても出ず、節々の屋形の慶賀も人をして申させけり。助右衛門妻は君の御妹なり。其許にわたらせ玉ひける時、あながちに、めしければ、からうじて參たり。君うち見させ給ひて、いかにやいかに、汝はまことの隱居にてありけるよと、繰返し讃嘆し玉ひ、上段なる所にめす。おそれをなしてのぼらざりければ、いやつかへてありけるほどはさもありぬべし。隱居の身なれば、我うへに坐したりとも何かくるしかるべきとて、しひて御側に召て杯給ひ、のどやかに物語し玉ひ興じ玉ふことなゝめならず、その詩の續集をさへ參らせよ、梓にもえらせんなど仰ける。君の寛大にして人を愛せられし事、此たぐひにこそ。抑此波門いまだ仕へて有ける時、事にふれて譽させ玉ふを承りて、あるものさまで、いみじく候はんには、など平太左衛門にならへて、國整を任じ給はざりしやと、申たりければ、いやとよ、麒麟に田は、すかせられぬと宣ひき。

一寶暦五年當國の洪水こそおびたゞしかりつる事なれ。六月朔日より降出たる雨の、しのをたばねてつくが如く、九日まで雨やみだにせず、川々の水みなわ

條かたへの家業と定むる法あるべきとて、武士も文任になし、文儒も武職に通じて用ひ玉ひ、斯いへばおこがましきなれども、いつかに一國の家中にかばかり、儒道をもてなし給たる事を朝鮮のえびすどもにしらせて(□□□□)かまほし。

一番波門は藝能おほき者なり。弓馬軍術みな奥儀を極め、殊にいとけなきより學問を好みて、詩の道を南郭に學得て、その名高し。君命じて家集を梓行せしむ。四時園詩集とて世に流布せり。書畫印篆まで人に勝れ、しかも心靜にして、極て無欲なり。長岡助右衛門とて一萬五千石領せし譜代家老の弟なりしを、例の一千俵たひて中老までになされたり。年若き程に妻をうしなひて、再び娶らず。唐の王維などが風情してぞありける。君も亦なきものにして御覺淺からざりしに、年既に六十を過ぬれば幽閑を樂まほしとて、わりなく致仕を望み申せしかば、なましひにゆるし玉ひ、家をば其子に繼ぐ、猶老を養ふ料とて八十人扶持給りけり。かゝりし後は、西山のほとり水名おかしき所に、幽棲をかまへて避竹園と名づけ、風に吟じ月に嘯て春秋を送り、城下もやがて□□に

次郎、名懿、字子厚、朝湯孤山などと號す。先に申つる市太郎が弟なり。父を久右衞門弘等、號を愼庵といひし。同時に大塚丹右衞門久成、號は字齋、致仕して退野といひし者あり、此二人心を合て、程朱の學を研窮し、すこぶる精奥を極めたり。その文集を愼庵遺稿とて世に梓行す。茂次郎兄弟、いとけなきより庭訓にならひ家學を傳へ、敎授に成し時は、年いまだ三十にも足ざりし。是より學徒彌盛んにして、餘所の國より來て物學ぶもの多かりしかば、君の老臣計ひて、敎授が許に塾を建て遊學のものをすへたり。隣國の敎職儒臣、此門より出たる者あまたなりし。此家中の例として、本家ありて別に子弟を召使る者は、所領を賜はぬならひなれば、懿にも年毎に廩米五百俵をたまひ、物頭の一の座勤めたり。君卒去の後猶加へたひて六百俵番頭格とぞ聞えける。其頃に助敎あり、訓導あり、みな程々に從ひ所領をもたまひ、物頭格にもなれり。句讀師は專らその役なるものもあり、又は番方とて、いとまある侍どもの兼帶にもし、遊倅もかへ用ひける。今の世の習はし儒者を家業とし、藥師道にたたへたるものとすれば、此國もしかなりけるを、儒の道は人の道なり、何

かなひたるものは、役をかへずして席をすゝめなどせられしかば、選擧の道自在にして、大かたは其人其職にかなへり。又役によりて本役副役あり權正といはんが如し。さらに當分役あり、假に其役につけて器用の程を試み、かなはぬをば除き、かなひたるをば五年三年經て後定役に命ぜらる。唐土に攝眞のさたあるが如し。

一朝鮮のもの、我朝に聘使たらん用意どもを書たる觀要老といふ者に、我國の事を評して、庠序もなく四禮もなく、□□□ありとても、いかでか道をもわきまへしらん。兵農工商の外は醫を上とす。倶是に次し、儒を末とす。たとひ祭酒たるは我朝の風をしらぬ、ゑびす共を、おのが國に引くらべて、口にまかせて荒涼いひちらすとは思ふ物から、さもいはゞいひぬべき、ふしなきにしもあらざるべし。然るに當國には學館を建給る事はさきに申たる如く、前敎授秋山定政、一名、儀、字子羽、玉山と號す、高名の者なり。君ことに寵遇ありて、關東參勤のたびにも必召具しなどし玉ひて、ひたすらに敎育すべきいとまもなかりし。かくて寶暦十三年身まかりにければ、藪茂次郎といふものを敎授となし玉ふ。茂

へたるは、唐土も倭も同じ程の事なり。君、ふかく此わざはひを恐れて、仕舞の事、近習外樣の隔なくみな老臣に任せ玉ひ、月に六日づゝを用日と定て、家老を初め、奉行、目付、部頭、勘定頭など、かはる〴〵御前に參りて、其職〳〵の事を、たゞちに申て御旨をうく。又近習の者には、側近く召仕ふとて、外樣ものに無禮すべからずとて、朝夕戒め玉ひければ、いづれもつゝしみて虎の威をかるべきことなく、社の鼠のそしりもたえて、政のすぢ、みたれざりし。

一、朝夕には位階官職の筋をわけられて、官位相當せざるは、位署にも行守と申など、ひそかに承りぬ。それになぞらへいふべきにはあらねども、一國一家のうちにても、役と席との二つはさすがに定められずしては事整ひがたかるべし。されば此家中には、家老備頭などの役席の外は、昔より大むね段格を同じ(四字不明)着座物頭平士輕輩といへり。君の御時に、それら等級をわけて著座に上中等あり。平士は所領あるものと、中小性といふものたがひあり。是を大略にして輕輩まで種々の等級を定めらる。その役を命ぜられて、その席につくはの常事なり。或は席上りて役下り、或は役上りて席下り、又は其職に

からず、あながちに申行ひなんとて、明る八年正月十一日奉行職の者朝し參りたり。その朝しも、夜ふかく鷹野に出給ひて、辰の刻ばかりに歸らせ玉ひ、いまだ御湯もひかせられぬ程なりけれども、近習のものについて某御旨を伺んとて參りたりと申させければ、御まへの人をのけて疾と召す。奉行則事のよしを申けれども、なをうけひき給はざりければ、いたづらに諫て御伺にあらかひたる事數多たび、つひに申かなへて御前を立けるに、今日しも御具足のかゝみにち、いまいらすべきにて、次の間には近習の者ども膳部すへならべて、評定の終るを、今や〳〵とまちいたる風情を見てうちおどろき、日影を見れば、はや午の刻ばかりなり。御鷹野のまゝ夫迄朝御膳をも、まいらざりけれども、いかり玉ふ色も、倦たる氣色も見えさせ給はざりしとぞ。

一おさまれる世のならひ、君と臣との間、おのづから遠かりて、國の老臣などは君の御前に召るゝ事も間遠になり、側近き用人などいふもの、御旨をうけたりとて、萬の事をとりはからひ、諺にいふ虎の威をかる狐となりて、思ふまゝにふるまへども、君のあたりちかきにおそれて、制するものなきを、社の鼠に譬

續せる事長ければりやくしぬ）の弟子につけられて、弓馬の故實殘りなくうけ傳へ、さらに仰をうけて伊勢流の仕付方を一色一遊齋にまなび、庖丁の術を大草氏に學び、みな奧儀を極たり。所領加へ賜て貳百五拾石、後に致仕して墨齋と號し、玄可と名付く。夫より此かた、右のしな〳〵の道をも祿をも傳へて玄路迄六代に及べり。玄路家の道はいふに及ず、才學ありて多能の者なりければ、君の御時用人に召され、參勤のたびごとに必召具せらる。すべて御側に恪勤せし事四十年餘、賢をすゝめば上賞を蒙るといふ本文によらば、さらにことなる加恩もあるべきに、役料こそ千石にもみちぬれ、所領はわづかに貳百石を加へ賜ひ、合四百五拾石のみにて君の御代をすぐしつるは、いかなるゆゑなりしぞと、いぶかるものもありけれども、はじめ勝名をすゝめける時、玄路申つる仔細ありて、後まで加祿を辭し申たりとぞ。其人なほ職にあれば例のくはしくはしるさず。

一明和七年冬の頃、君の寵臣いさゝか不正の事ありければ、つみし玉ふべきよし、家老、奉行など申けれ共、御ゆるしなくして其年も暮ぬ。法は人によりて枉べ

給へとすゝむ。又あるもの今一人をすゝむ。君もうす〱は、今一人のかたに御心ひかれけるに、玄路あながち執し申ければ、御けしき損じて、つと奥に入んとし給ひけるに、御袖をひかへて諫奉りし事二たびまで有ければ、つひに玄路が申にまかせて大奉行といふ職になし、政事をまかせ玉ひしより、年月につれて、そのいさをし顯れ、世にほまれ有國となれり。是をや管仲が鮑叔といふべき。此玄路が先祖竹原下總惟政までは、當國阿蘇の累代の家人にて、侍頭したりけるが、天正の頃、阿蘇と相良との戰に嫡子甚五左衞門惟房も共にうち死す。惟房が子、上總宗守故ありて阿蘇の家を退き、薩摩の國に往て住む。文祿四年幽齋君、豐臣家の仰をうけて薩摩にわたらせ玉ひし時、島津義久入道龍伯の御許にて連歌有けるに、宗守が嫡子、市藏惟成齡わづかに八歳にて執筆し、勝れて利根の者なりければ、幽齋君御主にこひうけ、召具して丹後國にかへり、所領百石賜ひて側近く召つかひ玉ふに、よろづかしこかりければ、天下にかくれなき幽齋君の歌道、このものにつたへ、書禮式をも敎へてつねに筆代とし玉ひ、又武田宮内少輔信重（幽齋君實方の姊聟此主より弓馬古實御當家へ相

と問玉ひければ、別の事にも候はじ、我物好をたてず、人のよしと申さんものをば私のふ用ひ給ふべくもや候はんと答玉ひ、つねにもまことによからん人をば、われは天にちかひて、すてまじと思ふなりと宣へり。かゝる御心ばえなればこそ、あまねく人の器用をつくされたり。たとへば藪市太郎安といひつるものなどは、堅固のむかしびとにて、今の世にかなふべしとは誰も思はざりしに、きこしめす所やありけん、奉行までなし玉ひてこそ器用の程もあらはれたれ。此たぐひあまたあれども今世にある人は思ふ所あればもらしぬ。又むかし御曹司にてまし〱ける時、然にもてなし奉りたるものもあり、あしくあたりたるものもありけれども、御家繼せ玉ひては、すこしも差別し玉はず、ねんごろなりしものも、不法あれば速に退けられ、つれなかりしものも、器用の程にしたがひて、いみじく召使はれけり。

一君御家繼せ玉ひし初、心用ひて、さるべきものを得て、家中の仕置をもまかせけんやと思ひわづらひける比、川原勘十郎玄路といふ者ありけるが、堀平太左衛門勝名こそその仰にかなふべきものに候、とく〱厚祿をあたへて擧用ひ

り、物をかりもとむるなど申も、むねつぶるゝ有さまなりし。君此よし聞し召て大におどろき玉ひ、思はざりき、わが國にさまで慘酷の事あるべしとはとて、速に仰出して永々此事を停止し玉ひけり。かゝりけれども民の貢は中滯なくいちはやくさゝめけり。こゝにしる、民をせめさいなむは、愛しいとおしむにしかざる事を。

一仁愛の御心をもて仁愛の政をおこなひければ、民の竈も年にまして賑ひ、誰すむとはなけれども、寶暦の中頃より家毎に殿樣祭りといふ事をはじめて、年一たびかならずしけり。古の記傳博士どもいかめしく申つたる生祠などいへるもかゝるたぐひにやと覺えし。その祭さだまれる日はなく、只おのがいとまあるべきほどをはからひて一郷しめしあひ、餅つき酒をつくり、自と其身のほどにしたがひていとなみ、それを神に奉るごとく供して、其日はさとのものおのが業をもせず、酒のみうたひて此君の御用に生れあひたる身のよろこびをのべ、一日のたのしみに千日の勞をなぐさめり。

一ある國のあるじ年わかくおはしませしが、召仕ふものは、いかゞ撰び候はんや

あらそひぬれば、畝をわけて實のりをためす。其法いたつてこまやかなり。おほよそ民の事には寛弘の度ありて精密の規なからんはあるべからず。良法といふべし。委細はみじかき筆にのべがたければもらしつ。

一民の居宅は地の善惡によらず、すべて其わたりの上田になぞらへて賦税を出すならひなりしを、いにしへは一夫ごとに五畝の宅をあたへしときく。さまではかなふまじ、せめてその地のほどにしたがひて物を出させてよ、過分にせめとらんは、すぐれたる不法なりとて、此御時より式を改められたり。

一いつの頃より我國の民、年貢合期せざるものは、所の庄官その親族を召捕りて、水牢といふものに入れて責めたるならひなりし。その牢のさまこそむげにいたはしかりつれ。四方に埒をきびしくゆひまわして、うちに膝をすへる斗水をたゝへたり。逋税の民あれば、その父母妻子をこれにこめ水中にたゝしむ。嚴寒の頃なれば、雪の夜、霜の朝、堅氷肌をつらぬきて、かの紅蓮大紅蓮の苦しみも、是にはいかでまさるべきと覺えたり。かく老たる親いとけなき子をさひなまれて、ぬしはなみだにくれながら富家にむかひて手をすり

あまねく配らる、亦いくばくぞや。是らのものおのづから領内の民を潤して春雨のあまねき惠みのごとし。民くさの生じけるもむべならずや。

一稻のいまだ熟せざるにかりとりて米となす事、いづくにもある事なるを、明和六年のころ此領内には停止せられたり。され共所領の主先祖の祭などに備へん料なくば、稻熟してかりおさめんとき初穗を速に貢ぐべしとなり。これはことさら聊なるものなれども、領内にて年毎に貳千石ばかりはその物になりたりしとぞ。誠に凶年には一束をだにたやすくえまじき稻を、色づくをも待ずしていたづらなる物にせん事そらおそろしきわざなりし。

一民の租稅を納る事年により所によりて實法よからずして、定式のまゝに事ゆくまじきは撿見を望み申事あり。此撿見ことなき大事なり。いさゝかもからければ民苦しみ、あまりにゆるみぬれば民怠る。鳥の子を握りたらんよふなるべしとぞ。されば君の御代にさま〴〵心を盡されて、見つもりためしとて、二しなの法を立て兼用ひさせしが、たとへば、み積りは田面はる〳〵見わたして其賦をさたするはおほまかなる法なり。かくしても民うけひがず、なを

雜人七人　甚四郎　平吉
喜右衞門　半兵衞
彌右衞門

女　十九人

一民に賦稅の二つは古よりある事にて、式令にも租庸調など沙汰せられしにや。されば當國にていやしき言葉にかゝりものといふは賦のたぐひにやあらむ。その品數多くありけるを君聞し召して、民のくるしみは賦の重によれり、いかにもして、それをかるくせよとて、有司に仰てとかくにはからはせ、みしなまで除かれたり。其米一年に壹萬五千石斗なり。かくいへば聊なるよふなれども寶曆四年のころ、この賦ゆるされて君卒去の天明五年まで三十二年斗の間其高をかぞふれば四十五萬石餘なり。なを末ははかりがたかるべし。又郡代の職務に用ふる料紙筆墨はその郡の民ども辨ふ定なりしを安永七年よりは其料を皆國府より下し賜ひて聊も民よりは出さしめず。是も年毎に錢三千貫ばかりの物にやあらん。又田に蟲おほく生ひて苗をそこなふ年は、鯨油を

高安是竹　七十三歳

馬場存義　七十三歳

谷川櫻川　七十九歳

家臣

成瀨尉內　八十一歳

野坂源助　七十六歳

遠山瀨兵衞　七十二歳

奥山五良助　七十一歳

桂助四良　七十歳

蒲野文助　七十九歳

白井平治　七十九歳

吉澤要助　七十二歳

林庄五郎　七十二歳

五郎兵衞　喜右衞門

歳杯と名づけ、各の引出物として、下賤の者には金子に此日に駕籠の料までそへたまふ。扨また御内の女のその齢なるは小君のもとにめして同じさまにもてなされたり。

御客

有馬備後守殿	七十九歳
柳生播摩守殿	八十二歳
津輕良閑殿	七十六歳
森　宗乙老	七十二歳
戸田五郎殿	七十九歳
水上右衛門殿	七十三歳
林宇兵衛殿	七十一歳
森　雲禎老	七十一歳
寺町百庵	八十三歳
三井孫兵衛	七十八歳

銀臺遺事第二

一忠孝を賞せらるゝは珍しからぬ事なれども、君入國の初まづ善良の民をたづね、孝子忠臣より勸業のものに至まで、其程々にしたがひ恩賞ありしより、風移俗變り恩賞にあづかるもの年々に多くして四十年ばかりの間に殆六百人に及べり。中村忠亭と云へるもの其行狀を書つゞりて、肥後孝子傳前後編として世に流布せしかば、爰に略す。又年老たるものを時にあはれみ玉ひて、士にもあれ農商にもあれ、齡九十に滿るものあれば、其人のしなにしたがひて、衣服金銀の賜あり。又百歲以上は年ごとに是を玉ひ、はじめは年の六月行れけれども夫までは又半年なり、老木の風をまたぬためしもあれ、命のうちにこそとて、すべて正月十一日を定例となされたり。又一とせ關東にて尙齒會とて七十歲以上の人をまねきて終日饗應あり、御內のものども、其齡なるはみな〳〵召して酒たまはり、三井孫兵衞親和とて其頃高名の能書あり、是も七十餘なりけるに、壽字を篆字にかゝせて、それを蒔繪にしたる盃を萬

恐右の御様子御家中の面々は不及申末々に至るまで奉存候はゞ分々の心得にも可相成に付今事柄之儀彼是組々にも無急度寄々被申聞候樣存候以上

又一とせ天下凶荒して家中の扶助など例のよふにもあらざりけるに、朝の物に例の味噌香の物参らせければ、その内一品を取のけ玉ふ。御前にさふらふものども儉約も限りや有るべくや候ひなん。夫迄はあまりにやと申ければ、いやとよ今ほど家中のもの共難儀たらんにせめてはかゝる事をもして艱難を共にせんと思ふなりと宣ひしありがたき。

銀臺遺事第一 終

一衣服の品彌質素可被相心得候御制度を被相守候上は仔細無之事に候へ共其内にも品を選び着用の輩間々有之小祿の面々は尙以不都合の至候條親類家々の衣服共急度可有其心得候事

一音信贈答親類の外一切無用之段先年相達置候通彌堅可被相心得候旅行の節餞別土產も可爲同前事

十一月

右に添たる覺書あり

一大守樣被召上物朝御膳は御茶漬の飯御香物御燒味噌梅干の類にて被召上御料理物は不及申御汁も不被召上候

一夕御膳御一汁御一菜

一御夜食前御吸物の外に御肴有合の輕き御肴一種にて御酒被召上御夜食は御香物燒味噌

右の通の御樣子は當時の御規定にて御保養の爲にも可被爲在候得共兼て飮食の奢侈を被遊御意候に付御誡旁の思召にも可被爲在と難有儀に御座候乍

一明和七年の頃、熊本城下に度々火おこりしかば、物頭に命じ組の歩卒を引具し、火を防ぐべき出立して夜晝となくうちめぐり、盗賊ふせいのものあればせめさいなみからめなどしければ、城下火もしづまり、盗もすくなくなれり。是より定例として物頭のうちにて三人づゝゑらびて、其年此役をつとむべきよしを必正月十一日に命ぜらる。今もしかなり。又衣服の制度を犯せるものをも此役より糺問せしかば、法令よく行はれたり。

一飮食を菲し玉ひし事は又世にたぐひあるべしとも覺えず。明和二年の頃、家中に儉素をすゝむる迚老臣申つたへたる事左にしるす。

諸事質素に可相心得旨は兼て被仰付置候通に候所今年は非常の不作にて四民共に困窮の年柄に付彌以稠敷勘定仕候樣被仰達左之通

一平日の飮食奢ヶ間敷儀は有之間敷候へ共此節は猶又心を付勘辨可有之事

一年始五節句其外祝事に付一類中集會候共吸物肴二種料理は一汁二菜を限り酒宴は長せざる樣可被致候事

一平日の出會尚以輕く致候酒宴ヶ間敷儀一切無用の事

らせて着到を記す。明れば明和七年より初て年毎に一備づゝ此手宛を定られたり、遙に程經て天明三年天草郡を島原の城主に御預ありて、今は此事やむべかりしを、治平久敷世には武備おろそかになりやすし、猶此年月のむねを守れとありしかば、今以て怠らず。

一家中の番方數百人、其處にも組々の指物の事、先には人々私にわきまふ定なりしに、斯ては等しからぬかたも有なんとて、明和七年悉く公物をもて制しさせて獨り〳〵授けおかる。もし組替り或は死などすれば速に組頭うけとりて奉行所に納む。是より組々の差別も著しく、且つ事嚴重に成て人々の心を怠りあへず、又此家中には昔より軍令の寶螺吹ものを定めず、時に取て領内の修驗者を用ひらるべしと聞へけれ共、今は山伏どもゝその道はか〳〵敷心得たる者なかりしかば、家士横田勘左衞門京一とて兵學に達したるものに命じて、まづ山伏にその式を傳へ、それより步小性に敎へさせられければ、堪能のものあまた出來て、初て貝吹の役をかれたり。此等は皆治世に武を忘れぬ設なるべし。

たならず理りを深くしらせ給ふにぞ。

一明和六年九月臺命を松平右近將監武元君つたへ玉ふ。其詞

揖斐十太夫當分御領所肥後國天草郡之儀離島に付唐船漂著等の節其外人數船等入用之砌且御用に付十太夫天草へ渡海致候節往來船等同人より申達次第差出候樣可被心得候尤平日被差出被遣候には及不申候

君謹で領掌あり、速に家中に申觸玉ふ。夫武士たらんもの、そのほど〳〵に隨ひて物の具持ものなど誰かはそなへ置かざらん。然れども治れる世の習ひ家士郎等迄出立せんには事足らぬものなきふしもあるべし。異國の船は今もや漂着せんづらん。かゝる仰を蒙りて片時も油斷すべからず、速に用意仕れ、されども家貧しからん輩は思ふまゝに力及びがたき事も有らん。かくあらん際は用途與ふべし、但弓箭とるほどのもの、武具全からざらんよしさしあらひして申さん事は深く恥しく思ふべければ、其組の頭密に承りて執斗ふべしと、世に有難き御情にみな〳〵勇立、馬の口取、物の具はこぶ雜人にいたるまで、思ひ〳〵に支度しぬ。扨用意整ひたらんものをば、かつ〳〵名乘

有りけるに、君卒去の後天明七年米の價騰貴して江戸殊更に甚敷飢に臨むものもありて、物さはがしかりけるに、此家中のみ其憂なかりける。扨こそ君の遠慮のほど顯れ、有かたがりし事なりけれ。

一侍の乘馬持たる者はその所領におほせてまぐさの料をおさめさする掟なりければ、所領すくなきものは此のわづらひとならんをいたはり思ひて、必ならず馬をも飼おかぬものおほく、百姓共もまたおのれ〳〵が主の分限にしたがひ料を出す事ひとしからず。又あらたに馬をもとめたらん人の所領は、きのふ迄なかりし事の俄に出來にければ、こゝろのまどひしけるに、明和八年の

より普く國中に沙汰し家中の所領の者には少しづゝ此料を出させ、それを勘定の役の者受取て、馬もたん侍には年の八月十二月にわかち與ふ。所領の高に合て馬の數を定ありけるとぞ。かく改て掟ありけるより、小身の者も心安く馬をかはせ、民もわづらひなかりけり。ケ様の物をしわたして出すべき程さだまりあれば、民もかねてその支度をして愁訴もなし。野路の時雨の所をわきて俄に降りきたらんよふなるは立よるかげなき心地して民の煩ひ大か

所にはかならずかはりを與ふべしと深くいましめ給ふ。無下に間近くわたらせたまへども、耘る者變らず、耕すものやまず、道に行逢奉りて君とも不知打過る者もありけれども、狩裝束は主從同じさまなれば、誰も見わからぬこと理りなれ迚、物とり発し玉ひし事一度もなし。又春の物のび立より秋の實のりおさむる迄は、川ぞひに鷺などを習せし粟の穗風に鶴の聲うちしきるをもみなよ所に聞なして立寄らせ給はざりし、されば此事家中にも制し玉ふは

寶曆十三年老臣申して云

春作盛長の頃に成り候て鷹野細掛等に出申間敷候先年被　仰出候趣相觸候通に付此節に至候ては、いづれも出不申にては可有之候得共作方の障に被思召大守樣にも此節は御出不被遊事に付彌以右之趣奉承知鷹野細掛に不限張納等にも出不申樣觸支配方へも可被達候事

一國侍の江戸へ勤番せるものどもには、月々の扶持米を時の價を斗り金をもてたび來れるを、寶曆の頃よりは此國の米を運漕して給る事になれり。凡人の情事改りたる際は、うちかわぬならひなれば、初は兎に角につぶやくものも

御家中家來〳〵諸事相愼居候樣に主人ゟ被申付義は勿論の事に候、別て御家老中御中老は御役柄之儀に付家來〳〵にも兼て嚴敷御申付有之事に候得共間々には心得違之者も可有之哉、外向にての儀は右屋敷〳〵へは不相知義も可有之候條、右家來〳〵町在其外いづ方にても萬一方外の事有之候はば、下々は勿論刀さしたり共惣て無用捨其筋に隨ひ手強く執斗、事によりたるは其所に押へ置如何體も執斗、右屋數〳〵相知候はゞ早速役人罷出引取申候て可有之候、其外輕き事たり共相變儀有之候はゞ善惡によらずその所の役人より內々相知候樣、御役柄と申候ても其所々御役人遠慮可仕譯は無之事に候、此段內意可申達置候間、支配〳〵へも寄々可被知置候事。

一鷹を好み玉ひて御庭にも所々にとやしつらひ朝夕もて遊玉ふ。されども狩に出給ふても稼穡のさまだげとなりなん事を恐れ玉ひて、御供の者共をば本道をうたせて、近習わづかに召具せらる。夫より必畔づたひして、かりそめにも田畑の內に入まじきよし、又本道をうつものは待遠におらんづれば、そこの村かしこの小屋にやすらひてもおれよかし。たゞし茶一碗にても乞たらん

知りていとなむ事になれり。

一領内の山々を司るもの木を植べきよしは昔より掟有事なれ共、年々にきりとる事はしげくして、植うる事兼て栽培の道を委しかりけるよし聞召て是に命じ給ひければ、絶えず打めぐりて其土地その土地相應の木をうゑさせ、やしなひそだつる道までこまやかに教へ諭しければ、みなよく生へしげり、又城下よりはじめて道ばた河岸などにても、いさゝかの空地あれば、楮櫨などいふ木を植させ、それ〲の役人をたてゝ司らしめしかば、年々に生へしげりて國用の助となれり。

一おとな達家にて國務を沙汰したりし程は、そこの筆役などいふもの、いとしたり貌にて、君の家士の進退をも、おのが手に握りたる風情して、うち〲は財を貪りしに、斯く改正ありければ、さる事ひし〲とやみたり。又其頃はその家の下部までいきほひ猛にふるまひて人のわづらひと成りしを、おとな達心うき事におもひて、寶暦九年時の奉行にしめしあはせて國中に申きかせし事あり。左に記す。

斯てもかねて田畑などもたざりけるものはなをさまよひければ、國府の侍白川の邊にかりやしつらひて、すべなき下司を付て粥を煑させ朝夕配り與へ、もし病むものあれば醫師をして藥をあたへしむ。すべて此料は右の員數の外なりし。

一此國の民、昔より蠶飼の業にうとかりければ、寶暦十年の頃より、領に申觸て桑を植させ、蠶飼の事をすゝめらる。されども、いとをとるすべをしらぬものおほかりければ、繭にてもて參らんものは價を給はるべしと申され、城下の市中に絲取機織る所を定て漸々にみなろふよふにし、また島己兮とて、もとは志賀小左衞門と云ひし侍今致仕してありけるが、兼て此道に心あるよしを聞召、事のよふ委敷傳へて來れとて京へのぼせらる。己兮京より近江にくだりて職工をも召し具して來りぬ。其後又絲をとることに堪能なる女を三人まで近江よりめし下して、國中の男女に其業〳〵をまなばしむ。されども城下遠き所のものは、猶習ふに便なからん事を思召て折々己兮をさしまはして敎へさせらる。かくまで御心を盡されければ、今は領内のもの普く此わざを

収めおく。斯て凶年はいふに及ず總て麥の實のりなどおもふよふならで、夏秋の糧乏しき所へは、此籾を與へて民のうへを救ふ。又米の價たかくして商人くるしむ時は、殿の御藏米を取出し價をいやしくしてぞあたへける。されば天明のころ天下こぞりて凶荒なりしにも、此國の民一人も餓死するものなかりけるこそ有がたけれ。扨も籾を貯ふよふこそやすからぬ。あしく取はからへば、却て民のわづらひとなり、又は蟲ばみなどして、いたづらになりゆく。かよふの事まで細かな掟あり。

一此凶荒にえやみさへうちそひて民うゑになやみしかば、あまねく物をわかちたびてすくはせらるゝその數左に注す。

米五百貳拾石餘　籾五萬八千百九十石餘

粟貳千百三拾石餘　大麥四石貳斗

蕎麥四拾貳石餘　銀貳拾貫目

錢壹萬四百九拾三貫餘

右天明癸卯甲辰兩年分

からざるべし。今はさる事なければ、田毎に名を付て夫をもわけなんとす。その名をしるしたるものをおほやけの御圖帳にならひて見圖帳とぞいふなる。當國は前主加藤氏の見圖帳有けるを元として、妙解院所領となりし初、あらためしるされたり。夫より以來百餘年いたづらに文庫におさめおけるを君の御時より出したれば、虫喰やれくちて物の用にたゝず。これなくてはいかで境界を正さん。されどもおしてはからはゞ檢地にやまがふべからん。すべて田の廣狹をいはん、たゞ其名をのみ正べしとて、田添源次郎迚此道にかしこき男に命じ玉ふ。源次郎うちめぐりて沙汰しけれども、さすがにしろき領なれば、寶曆七年よりはじめて明和六年迄十三年の星霜を經て漸く事果たり、かくてこそ境界たゞしく、租稅等しく、畔をおかすの憂もなかりけり。

一寶曆八年の頃より領内に仰て租稅のうちを程々にしたがひ、粮ながら貢せて凶荒の備へとし玉へり。されども一所に貯へ置て頓の事あらん時便なからん事を計りて、そこ〳〵に倉立て納めおかせらる。その數九十七ことなん。上にいざなはるゝ下なれば、百姓共おのが物のうちを、ひゝにさゝげて此倉に

一當年何十歳に罷成候
一兩親有之無事
一嫡子養子何之何某當年何歳に相成申候稽古事何々何々何々何某弟子にて時習館
兩榭へ罷出ヶ様〳〵右之通御座候以上

何年六月　　　　　　　　　何之何某判

何之何某殿

斯く三年一日も怠らず恪勤せし者は末が末に至る迄必ず勸賞あり、その程にしたがひて家の紋の服をもたび銀錢をもとらせたり。是よりして其身〳〵はいふに及ばず、子弟もいよ〳〵文武の業に怠らざりし。

一仁政自經界始とは孟子の金言なり。まことに田の境界さたかならずんば、いかで賦税も等しかるべき。されども又後の世の君汗吏檢地といふ事をして、餘畝をさぐり求て夫に租税をせめはたらんとす。此二つは事のさまは似たれども實は仁と暴と違あり。さればおほやけの御掟に檢地をふかく禁じ玉ふはかたき仁政なり。抑境界を正さんとするに、古の井田は畝數定のあれば煩し

出さしむるなど、こまかに作法をたてられたり。是よりして役々の者詮とする所を知りて、こゝろまどひなく職に死するの守りあり。

一家中の者の恪勤をもつまびらかにしろしめさんとて寶暦七丑のとし被仰付ける旨あり、老臣つたへて曰

各當六月朔日より來五月晦日迄の御奉公の趣等之書付來六月朔日より三月迄之内可被相達候尤以來年々不及沙汰候間毎年右之通可有御達候被相達候樣に文業別紙認相添候

一今日御奉公差出被相達候　當正月より五月二十九日迄の御奉公の趣は是又被相達候見合之返差出候調來年六月前條之返書付一同に可有御達候以上

四月

私儀何御役去六月朔日より當五月晦日迄日勤又は隔日罷出候内前一日も無懈怠出勤仕候又箇樣之儀にて日數何日不參仕候又忌中にて何日出勤不仕候

一何月何日爲江戸詰此元に差立何月幾日江戸着仕當前之御奉公或は箇樣之儀相勤當何月幾日此許へ著仕何日より出勤仕當五月晦日迄之内ヶ樣〳〵

一民の租税先々は、その年のうちに三の二を納め、今一はあけのとし七月を限りて貢ぐ事なりし世かたり、民の心もすなをならざりけるにや。ちかき頃は、その貢を春夏のほどに、おのりものにもちひ盡し、七月になりて俄にわきまへんとすれどもかなはず、租吏せめさいなめども、まことになきものなればすべなく、上下のなやみとなりければ、寶曆六年よりさだめて、其年のうちに殘りなく納めさせらる。凡民の情は物の改りたるをうけひかぬ習。殊に今迄のとがなりけるを俄にきわ〳〵敷おきてなんはいかゞありなん迚上下おもひわづらひたれども、此頃例の賦なとかろくなりける折からなればにや、兎角にいなむものもなくてやすらかに事行けり。かゝりければ、冬のほどまことに事繁けれ共春にもなりぬれば、民の心のどかにして、一すぢに耕し耘る業を勤けり。是らや姑息をとゞめてまことの仁政にもかなふといふべからん。

一寶曆七年の頃、役々の條目を授玉ふ。其役たらんこれをあからさまにしておさ〳〵敷なりなん事を恐れて其役のもの封じて深く秘して置、あらたに役につかんものには、まづ是を見せしめ、又其役のぞかりては封のまゝ奉行所に

よし公儀の御掟さだめられ候後は、むつき御内の子も、はゝかゝるまさなきふるまひしつれば、罪及されて一生沈落せしを、君不便に思召て、寶暦六年家中に命じ給ふ旨を老臣つたへて曰

母出奔致し行衞不相知その子部屋住にして　幼少にて右の譯不存共家督相續之儀は難成候尤他之養子に遣候儀も難成候事

但每家女にて候はゞ其沙汰に不及候右之趣寄々可被相達候

右之通先年掟

公儀御觸有之御家中にも及沙汰候然所御觸紙面は大略の趣にて御家中の面々は一概に右之通可被仰付候やうも無之付右體の儀有之節は右の父其子供に始末の樣子委細に書付を以頭々支配にも其子いかゞ相心得可申やの趣其時々可被相達候事。

其後寶曆十年に、かさねて公儀より向後母出奔候共其子家督相續並他之養子遣候儀不苦との御觸ありければ、公も私も御心をあはせ玉ひてありかたかりける御代なりけり。

仰出候へばいつ方へも達無之實方へ差返別人養子奉願來候へ共一度父子の契約致候上は病氣たり共容易に實方へ返事は有之間敷儀と被思召候上は向後養子病氣にて御奉公難相勤體に候はゞ其旨書付を以御暇奉願同居難成久離に相成候はゞ右の旨趣前以双方より書付を以可被相達候以上

六月　日

是も人倫を厚くせんとの御事成べし、但當國にては退身をいとまといへり。又養子に娘をめあはせる事は、さしてもありなんおもふ物から、今は天下の習はしとなりぬれば、あながちに禁じたまふべくもなし。そのうちにても名義の出る所をやおぼしめしけん、明和五年老臣つたへ申御旨に曰

男子無之聟養子相願候面々今迄は往々娘と嫁娶仕せ度段相願候事に候所右之通にて間々存違の輩も有之樣子に付已來は聟養子に仕度と可被相願候此段觸支配方へも可被相達候以上

明和五年六月

一往し延享四年の頃、母出奔の子は家督相續又は他の養子に遣候事も成がたき

程を委敷封事にして、總祿迚も滅せられずして親のまゝ玉はり、さあらぬかぎりは、たとへば千石の所領を九百石八百石など、ほと〳〵にしたがひてたびければ勸懲著しく家中の子弟はぢあひ、つとめ學びて怠らず、大かたは文字にも疎からず、武藝も二品三品奥儀を極めたり。醫者馬役などは、技藝をもて奉公するものなれば、世祿すべからずとて、みな廩米を給へり。家を繼ぐ子不肖にして業拙ければ、わづかに口米をあたへ、猶その道を學ばしめ、年を經て上達するに隨て祿を加へ、あるひは親に增りて堪能なるものは家督をつぐ日、親の祿に倍して玉ひたるもあり、これは稽其醫事以制其食といへる本文の心かや。かゝりければこれらも家業をます〳〵はげましけれ。

一家中の侍男子なふして人の子をやしなひにしつれ共、さりがたきよしありて其養子に家を繼せざらんものゝ事に付て、寶暦六年の頃仰らるゝ旨あり、老臣家中に傳へて曰

士席以上願書付奉達高聽願之通被　仰付養方に引取候上御暇奉願如願被

及まで新知加祿等も總て世祿に申付當國不相應の高に至り後年勤勞の者有之とも賞すべき祿乏し數世有前代の　本意候依て慶安二年以前の知行は舊故の家に付無相違相續せしめ右以後の新知加祿の分代々相續の高を斟酌して可申付候尤子孫拔群の功勞によつては舊故の家に准じ或は子孫の才能によつてはあながちに世滅すべからず新知加祿の儀に付近年申渡置候趣も有之候條何も存ため申聞るものなり。

此條有來るべき祿を減し玉ふ事君の御心に　　など承りし事もあれども、まことに節度なくてはかなふべからず。古の祿を世々にせしも限りありての事なるべし。此君一代のうち人の器用に隨ひ相應の祿をあたへて擧用ひ、又は昔功勞ありしものゝ子孫不肖にして所領はなされたるをば、ゆかをたづねて扶持し召つかひ玉ひたる擧てかぞへがたし。初に此條の掟なかりせば、いかで是らの事心にまかせ玉ふべき。されば善政と言はざらめや。

一右の條さだめられて後、慶安三年より已來御被官になされたる家は親致仕をこひ、又は死たる時は家をつぐべき子の行狀はいふにおよばず、文學武藝の

るべけれとてひかず、又ある時、御かたはらを掃べきよし宣ひければ、それは掃除坊主にこそ申付め迚はかず、斯何事もむくつけにいひければ、おのづから御覺えもよからぬよふに人も見なし、其身も役を辭退などせしに、いく程なく役料五百石たびて奉行になし、後は所領加へたびて三百石、猶役料六百石そへて九百石の高になされ、ゆゝしかりしに、身にいたはる所ありて辭退しければ、六百石の高賜りてやすらはせたり。政の時ことさら心を盡して、此國にては平太左衞門と共に高名なりき。大形度量ある人にて物語おほき事成り。總て此頃より人の器用を撰びて、あなかちに祿の多少、族の盛衰によらず、もとより士たらんものはいふにやおよぶ。諸方何がし、田添何がしなどいふものは農民なりしかども、其道に委しかりければ、侍となして領内の勸農を司らしめ、後は所領をもたびたり。かゝるたぐひ擧て算へがたし。一同じ年の事にや、諸臣を屋形にめしあつめて、さとしめさるゝむねを自かきて授け玉ふ。其文曰

士中知行代々相續の事大體當國の商に應じ古代に定有候所中古より我々に

奉行取て家老の座に持行て事のよふを申次、根取など言ものは、めして舊例考させなどし、又は勘定頭郡頭などをよびて沙汰する事もあり。議やゝ定りて又家老につく。大事をば必ず君に申て御旨をうく。小事は家老裁判す。家老中老の座には大目付、奉行の座には目付そひ居たり。家老の附屬に佐貳の役あり、奉行に根元あり、いづれも物書あり、かくてこそ奉行所も事整ひ、おほやけの職員唐土の周官などは天下の政にて、はし〳〵の國々にて准らへいはん事はかたはらいたけれども、有司を先にするとの聖の敎にはかなふべくとや。此時の奉行どもの議定したる事は、今も人の口にありて、めで度事多かりき。中にも清水才助清冬は世々三百石を領したる侍なり。清冬が父金右衞門致仕し、清冬家督したる時　奉行役に命じ玉ふ。はたして其職にかなひ、後は大奉行になされ、所領加賜ひ千石になり、猶役料貳千石をそへて三千石の高にて中老となれり。又蒲池喜右衞門正定は世祿百石の侍にて、隆德院の御時より近侍し、君の御代に成ては納戸の事司りて有けるに、ある時、鷹野に具し玉ひて、此犬しばしひきてとありければ、犬は犬ひきにこそひかせら

いはず、褒美の類は皆屋形にて申渡し、貶罰のみをぞ奉行所にて申渡しける。斯くてこそ國務もいよ〳〵滯りなく事のていも所を得たりけれ。抑此寶暦六年の頃、領國の仕置をあらためられし事擧てかぞへがたし。是を此家中にて寶暦改正といへり。此頃君の御心をつくされける事いはんかたなく、勝名已下心あひたる輩さま〳〵書付たる物などもて參りて家中にも御旨うけられはおほこのこもる事もなくて明はてにけることつねにありしとぞ。

一此奉行所といふは昔よりありけれども、先々は奉行を物頭の兼帶などにせし事もありて、猶おろ〳〵しきさまなりし。又勘定奉行郡奉行などをはじめ、其外の役まで奉行の名を付たりしに、此改正の頃もろ〳〵の役奉行といふ事とゞめて、專此役の名とし、段格などもすゝめ、蒲池喜左衞門、清田新助、村山某、志水才助などいへる才あるものどもをひた〳〵と擧て此職に補し、撰擧刑法勘定郡村などと職掌をわけられ、みな日ごとに爰にまうでしめて其分職のことを議す。又郡頭勘定頭の局をもやがて作りつゝけたり。たとへば家中の者いかなる事もありて申狀を捧れば、組頭持て爰に來て奉行に渡す、

す〻めらる。又醫業吟味といふ役を立て、領内の醫者も年々療治せるうちに、大病奇病は醫按をかき、よのつねの病は多く其人數をしるし、正月ごとに必ず醫業吟味の件に遣すべしとおきて玉ふ。是より醫師もます〳〵書籍をもかんがへ、業をも勵むことになりぬ。扨又醫道を學んもの〻、藥草のやうしらではあるべからずして、　といふ云ふ所に藥薗をひらきて繁濕園と名付、さまざ〳〵の藥草をうゑて物產を知るたよりあらしむ。是皆仁慈の御心より出で、民の病惱を救はしむるためなり。

一此國のおとな達、むかしより月番といふことを定て、番にあたりたる人その月の國務を沙汰す。又君國にましま す時は、日每に屋形に出仕をもしつれ共、江府にましませば家にのみ居こもり、家中のもの〻賞罰をも家にめして申渡などせしを、斯ては事のていたらくよからずとやおぼしけん、奉行所とて城内に局務の所ありけるに、寶曆六年五月より家老共日每にそこにまうで〻萬の事をも沙汰すべきよし仰付らる、かゝりし後は、おとな達月番を止め、日ごとの月番をさため、一人二人づ〻必奉行所にましてぬ。さて君の在國在府を

右衛門といふ侍を江戸へさし下し、書簡をもよせてさま〴〵に申とめけれども、用ひずして身にうけたまはりたる職務を夜晝となくつとめて、今は事果ぬ迚、慶安四年三月二十四日殿の菩提寺妙解院にして腹切て本意をとげたり。遺言にまかせ所領を子供にわかち玉ふ。嫡子丹右衛門勝安三百石のち加増して五百石、其子次郎太夫勝行、其子平太左衛門勝名なり。君の御家を繼せける頃は、勝名いまだ小姓組の頭にて勤仕しけるを用人に移され、いく程なく寶暦二年七月ぬき出して大奉行になし玉ひけるより、以來一國の仕置此人とはからひ給はざる事なく、つひに中老を經て家老になし、所領をもかへ三千五百石にいたり、國の政事を委任し玉ふ事の凡三拾年ばかり。君の人をしらせ玉ふ事の明らかに、人に任じ玉ふ事の專らなりし事かくのごとく、勝名がその任にたへけるほどは、此國の政事につけておのづから見ゆべければ、かならずしもいはず。

一寶暦六年の頃にや、郭外の角井といふ所に醫學寮を建て、再春館と名づけ、（此寮明和八年郭中へうつさる）村井見朴、岩本亘理を師として領内の醫學を

かたのごとく世わたるわざにつき、前非を悔て良民となるもの多し。

一此堀平太左衞門は曾祖を平左衞門吉勝といひて、もとは越前のものなりしを、君の御先祖妙解院殿忠利君いまだ豐前におはせし時、御家人になされ、御子の光丸御曹司につけおかせ玉ふ。此國に移らせ玉ひては、所領貳百石給り、其後加增して七百石になりて、光丸君家督まし〳〵肥後守光尙君にならせられしかば、いよ〳〵恪勤しけるに、慶安二年吉勝當國にありける頃、守殿關東にて御所勞以の外なるよし聞えければ、取物もとりあへず關東へはせくだりけるに、はや卒去ありて御領に葬奉らん迚、御柩のぼらせ玉ふ道にて行遭奉り、悲嘆の淚をおさへ御柩にむかひて申けるは、此まゝに御供仕べく候得共、今暫しながらへて御跡の事をも慥に見とゞけ參らせて三年と申さん頃必殉死仕事のよふをも地下に告奉らんとて、其身はおつちかふて江戶にくだりぬ。其由聞えければ、此國の老臣共大におどろき、吉勝が日頃奉公のさま此家中にならぶものなし。今殿卒去ありて御世繼いとけなくまします、かゝる時吉勝ならではかなふまじ。いそぎはせくだりて申なだめ候へとて、衣笠刑

コト永ク不朽ノ善政ト云ヘシ。蓋今綿密ノ律ヲ作ラシメ國ニ施サルコト其美言ヘカラスト云トモ、恐クハ頓ニ行レ難カルヘシ。其餘ハ類推スヘシ。臣愚也ト云トモ敢テ固辭スコトヲ得サルノ職ニ列ス。故今ノ刑法ヲ増損シ、コレヲ簡易ニシテ僅ニ數條ヲ左ニ錄シ、稽顙シテ執政ノ府下ニ呈ス。其精詳ナルコト大明律ノ如キハ伏シテ後ノ君子ヲ俟ト云爾。

寶曆四年甲戌夏五月　堀勝名頓首謹言

罪の輕きは笞刑のみにてやむ。やゝ重きはすでに笞て刺墨し眉をそり、或は三年徒役につく。是を徒刑と名付く。徒刑のものはあるかぎりを一つ小屋に養ひ置き、日毎に警固のものひきつれて、辰の刻、匠作の所に至り工匠のたすけになるべき事をいとなませ、未の刻に又警固の者つれて小屋に歸る。扨一日の賃錢定め置て、そのゝち三つの二つは其日〳〵に與ふ。今一つをば留置て其者の年季滿てゆるさるゝ時都合して授く。小屋の内にては、くつをうち、むしろを織など己々がわざをして市にうる事をゆるさる。されば年限みちてかへるものは、授玉ふ賃錢と己が手業の代を貯へもち、是をもとにして、

漢ノ相國蕭何偉九篇ヲ造リ、罪ノ輕重細徵ニ分チ、音樂ノ調十二律ノ外ニ出ス。正聲各和スルト云ニ比シテ律ト云名始テ起レリ。歷代損益アリト云トモ、大概此九篇ニ本ツクト云リ。近代ニ及テハ大明律尤其精詳ヲ極ム。本朝公家ノ世、淡海公藤原不比等和律十二卷ヲ作ル。武家ノ世トナリ此律モ陵夷シ海內戰國ノ餘風ニ因循ノ今ニ至ル。我藩ニハ死刑追放ノ二刑有テ、盜者ノ初犯ヲ專ラ追放ニ行フ。郭外方幾里或ハ懲惡ニ似タリト云トモ、禁以外ノ地ニテハ衣食ノ便ヲ失フコト彌切ナレハ假令惡ヲ悛改セント欲スル者モ、飢寒ニ堪サルノ憂已ムコトナク盜心遂ニ復生シ、所在ノ地ノ害トナル。如此ナルトキハ、何ヲ以テ惡ヲ懲シ、何ヲ以テ害ヲ去ンヤ。唯一國中ニ於テ害ノ處ヲ遷スノミ也。是圭カ水ヲ治ル隣國ヲ以テ壑トスルニ近カラスヤ。然モ初犯ハ死ヲ宥シテ再犯ハ死ニ處トキハ、則コレヲ陷レテ殺スニ似タリ。如斯ハ其罪戾彼ニ非スシテ此ニアリト云サルコトヲ得ス。是舊典也ト云トモ、治平久シク今ニ到テハ時勢人情ニ齟齬シ處置ノ當ラサルコトアリ。此ニ於テ君侯嚴命ヲ下シ革ンコトヲ議セシム。大哉、民ヲ恤ノ德封內ニ布ク

國の集には多しや少しやとは、又その數を二つ合せたる許は有りなん。

一寶曆五年亥二月諸士を御前に召して、衣服の制度を仰つゝ、されども事俄にしては中下のわづらいとならん事をおぼしめして、今より三年の間はありきたるまゝにてもあれよかし、寅の年よりは、うるはしく守るべしなり。譬へば侍の衣服は、すべて表は紬木綿を用ひ、裏は帛をもゆるす。其下は裏表ともに布木綿たるべし。女の衣服も大よふ是に准ふ。但し七十以上十歳以下、ならびに醫師出家は制外たるべしとぞ。猶こまかなる制あれども事繁ければ略す。

一此國にて人をつみし玉ふには、死刑追放の二つのみを用ひ來れるを、寶曆五年の頃より笞徒墨刑をはじめ給ふ。家臣堀平太左衞門勝名御旨をうけて刑法草書一卷を綴りてなる。その序に云、

夫刑ハ一人ヲ罰シテ萬人ヲ治スル道也。一人ヲ殺スコト至重也ト云ドモ、化ヲ捶リ俗ヲ敗ルノ徒ハ其天誅ヲ如何。故ニ唐虞三代以來刑法アリテ、聖人ノ最重ンスル所也。古ハ墨劓剕官大辟ノ五刑ニシテ、異罪同罰合テ三千條也。

を聞て、その出入座候を使番指揮して威儀を正し、もの言事なからしむ。講師の座には氈を設けたり、君入らせ玉ふ日は氈をば撤すれども、なを君とさし向て座して臣下の列をはなれしめらる。聖が王の道君に告るに北面せずといへる禮を思ひ玉ふなるべし。

一寶暦七年同十三年館榭におひて子弟の文武の業を自ら試玉ふ。是を例として其後も折々御覧あり。江府にましますの年は、春の末夏の初に總教必ず是を試む。斯て皆々つとめはげむうちにことにすぐれたるをば、年一たび講堂に呼あつめて、總教其聞へあるよしを稱揚す。又其うちにすぐれたるを選で君に告奉る。寶暦十三年正月十五日講堂に召して君の褒美にあがる者百十人にあまれり。夫よりうち五十餘人は家の紋の服を賜ふ。是よりして今は年毎に勸賞賜る事になれり。都て此家中の子弟、才不才によりて功拙はあれども、形の如く文武の業をならはざるものなく、或は經學詩文に長じ、或は武藝に名を得たるもの多くなりたるは、正しく此君の恩德なり。されば安永六年の頃、國中の侍をあつめて、欒洋集と名付て梓行せしに、作者二百餘人なりし、一

わけて、それ〳〵の師有り。其數後は八十餘人に及べり。家中にて侍ほどのものゝ年若からんは、みな〳〵爰において文武の事をならはしめ、そのうちわきて秀たるを居寮生と名付て常に館中にあらしめ、これを養ふて、專ら勤學せしむ。たとひ農商たりとも俊秀ならんものは館榭に入る事をゆるさる。明れば寶暦五年正月七日君學校に入らせ玉ひ、定政孝經を講ず。畢て文武の士を御前に召して懇にいたはり聞へ玉ふ。是を例にて在國の年の始には、必入て孝經を聞せられ、又參覲の首途まへ歸國の初には、先登城ありてたゞちになり行所の學校へ入らせ玉ふ。斯く自らつとめて導き玉へば、其外たらんものたれか志を勵ざらん。されば講日の聽衆など、年月に數そひて所せまくなりければ、寶暦十年六月かさねてかう〳〵しき堂をたて、これを講堂として尊明閣と名付、君自筆をそめ仰止めといふ字をかゝせ玉ひて扁額とせらる。月の三八の日、講師一人經書を爰に講ず。其日は家老一人必ず席に臨む。忠英朔仕せられし後は、是を總敎とさだむ。侍頭、番頭、奉行、目付などいへる役毎に、必ず一人づゝ出で東席に列座す。老臣の嫡子以下皆北面して講

召て、寶暦二年命じ玉ふ事あり、其旨を老臣つたへて家中にしらしむ。其詞云

亂心にて自殺候跡目、前々より相續不被仰事候得共、畢竟病氣之儀付此以後跡目相續可被仰付旨に候事

但右自殺の節難返始末有之候へば、病氣紛無之候得共斷絶被仰付筈之事

誠に氣血うけたるもの、病に犯れんをばいかゞはせん。しかるに自殺せし跡には老の子にはなれ、いとけなくして父にはなれ、偕老の契の夫にはなれし悲みのうち、所領をさへ沒收せられて、よるかたなき身とならんは、いかばかりのなげき候や。しかるに此君の御なさけによりて、かゝる不幸にあひても、人なみに所領あひて行末めで度召仕はるゝもの、今迄にてもいくばくぞや。それらは子々孫々に申傳へて、此君の仁恩しばしもわすれまじき事

一寶暦四年熊本の城二の丸内へ學校を建玉ひ、文を學ぶ所を時習館と名付け、一族長岡内膳忠英を總敎、秋山儀左衞門を敎授として、訓導句讀師などいへる者十餘輩有り。武を學ぶところを東榭西榭と名付て、あるゆる武藝の品を

一禮は尊卑をわかつ物なり、恭して禮なからんはいたつかはしく、はてはへつらひになり行なん事をやおほしけん、寶曆三年三月有司申つたへける事あり

御發駕前監物殿へ御意有之候は、惣體御家中の面々座席又は役方に對し餘り敬過候かと被思召候、依て自然と諂ヶ間敷風俗も夫に應じ可申と被思召上候、尤人により當時を程よく相心得候も有之、又は無禮の體の者も可有之候へども、敬し不申樣に偏に申聞候事にては無之候、彼是見合て心を付候樣にも御意有之候、此段承置寄々申聞候樣、去三日監物殿御申聞候事。

一家中の者のヶ條思ひ〳〵にして一定ならざりければ、寶曆の頃文式をつくりて組頭など申つけられ、元服婚姻よりはじめて、その事〳〵の文案あり、又公事の消息に用る故、文字の品をわけてうち見にも其段其格としらせたり。初くたけたるやふに人も思ひつれも、やがてならはしになりて事よくとゝのへり。

一狂氣にて自殺せしものは、昔より子孫相續をゆるされざりしに、君不便に思

仕佛事說法も仕間敷由、下方より依願御免被成置候坊主之事
右者其社內若は其堂社の近邊に小屋を建、居住の分は今までの通り堂社を遙に隔りて居住は難叶候間、社內に明地有之は其社內明地無之は其近邊にて相應の取柄に家をうつすべき事。

一元祿年中改の節、書出しに洩、又は其後いつになく庵室を構へ、在中に居住仕候坊主之事

右者急度引拂可申事

右の條々支配々々寺々より被申渡畏候書付由來の書付をも、五月十五日限り不洩樣に取揃可被相達候、若相違之儀有之又は後年共に沙汰筋相省候僧は、早速其所を追立候筈に候、都て支配の寺々より兼て委敷可申付候、違布於有之は支配之寺々も可爲越度事

斯く今迄違犯の者貳百人餘を、あるひは本寺、或は師の房にかへしやり、六十餘は住僧其身を限るなど沙汰せしかば、還俗して農民になるものおほかりき。

替被仰付候坊主事
右は其僧一代之居住は御免被成、跡入相續難叶候事
但隱宅等の儀も同斷
一眞宗寺通と名付在中所々に有之、又は往古寺跡と申傳留を以居住いたし候坊主の事
右は元祿十五年寺社本末改之節、何方通寺と書出其通被仰付候儀、畢竟小庵を御免被成置候、然處自然と堂舍數を建門徒も有之、內證は寺號を唱へ候由相聞不屆之至候、依て此節は所を引拂可被仰付候へ共、數年致居住急に參向も有之間敷候條、當時の住僧一代は今迄の通り御免被成候、跡入相續難叶候事
但右の內往古より譯有之庵室は相續可被仰付候條、右類の庵室は貳間梁に七間以上停止の事、且又相續以後庵室に妻子は不及申、都て女人の居住可爲無用候、尤相續の僧當時住僧の子にて母姉妹の類有之者は、其節に至り相違次第遂吟味を及沙汰筈候
一在中前々より小社小堂有之堂守等の坊主居置度よし、尤年號 不申佛檀も不

なかりけり。中にも此權九郎といふものことに其任に堪たり。ある時一人の囚白狀きはまりて、此うへはいかよふの嚴科に處せらるゝ共恨なきよし手摹をもしければ、首切らるべきに究りけるに、權九郎いかゞおもひけん、此囚の罪決しらるゝ事今しばらく待玉へといふ。時の奉行斯の如く罪明白なるうへ、何條事をかまふべきといへば、權九郎思ふ仔細ありと、あなかちに申せば、其旨にまかせたり。夫より三年許りありて、果して首罪の顯れて、初の囚は命助りぬ。扨こそ權九郎見る所ありけるよと、人皆感じけり。すべて君の人を召仕玉ふに、各器にあたれること斯の如くなりし。

一新規の寺社建立停止のよしは、おほやけの御掟なれ、領內にも堅く嚴重に沙汰ありけれども、いかさまにこしらへて、寺院めかしき所出來る事絕えざりしかば、寶曆三年四月有司御むねをうけて、本寺〳〵へ申傳へける。牒に云、

在中に居住の坊主の儀に付、先達寺院一統及沙汰候所、段々願之趣も有之今以不相究も有之條、猶又左の通

一依願在中居住追て御免被成置、又は前々より住所川塘之障に相成、中與所

高に心得候て下方之儀に疎く、下役人之申立を據として取計申ものも有之にてはなく候哉、左候得ば不埒之至候事。

但新役古役之差別無之、隨分無覆臟可申談候

一事を恐れ無事を好み身かまへを仕候ては、支配届可申樣無之候、此儀何れも覺悟の前たるべき事

以　上

夫民は邦の本なれば、仕置の初に殊更是をこそ沙汰し玉ひつらめ、それよりいよ〳〵本かたくして邦安かりき。

一此國にて囚を糺問するものを穿鑿役と名付て、昔より徒の者の職なり。其身賤しければ、もろこしにいへる獄をひさぐたぐひなきにしもあらざりけるに、此役は太事の役なり、若さゝあやまつ事ありて、ころすまじき者を殺ては、ふたゝび生すべからず。天道の恐れ是に過たる事なし。せめて所領もたん侍に申付てその司とせよとて、寶曆元年平野權九郞、村上市右衛門といふ侍にぞ命じ玉ひける。是よりして、いよ〳〵權門私なくして、無實の罪蒙るもの

可有之候條、賴置候郡村は一孤の見合なく存寄扱方可申付事

其日、老臣もまた申つたへたる事あり、爰に注す。

御著座以後御國中之儀追々被聞召候處、在中之儀も未だしまり方得と無之樣被思召上候、去〻年被仰出之趣付ては、各委く心懸付と申にては可有之候得共、猶又怠りなく取計、追〻相改候樣可仕旨被仰出候、別紙頭書之御書付は各へ急度被仰渡にては無之、拙者より可申聞旨にて御直に御渡し被遊候付、寫し相渡候間拜見被仕、彌以無油斷取計可被申候事

八月

頭書

一在中風俗不宜、今以下役人執計の内不直之儀も有之趣相聞候、定て郡奉行共委く心懸付申にては可有之候へ共、きと改候程の事も無之段はいまだ何れも心掛薄き故にては無之候哉、そのうへ善惡を糺候樣成儀も不相聞候は、廣き在々の事に候處、旁不審候事。

一郡奉行共執計之儀、下方之儀を委く不存候ては間違之儀も可有之所、平生權

又は役所〴〵の依怙贔屓よりの申立により候哉、正道を取失ひたると存候、兎角私欲の筋事にて申付置たる筋違たる儀候故、末方の者迷惑におよび候得共、末方の者は役所を恐れ是非なく不訴出候に付、第一我等爲に相成不申候、依て此以後輕輩たりとも志有之者は、その人高下によらず支配〴〵まで存寄封印を用ひ差出し可申候、國政の議は我等存念許りにても不相行候、貴賤一和を以治國に至候、いづれも可相考事。

都て我意を立、權を爭ひ、功を奪ひ候は、未練の至りと深く戒玉ふ。かゝりける後は、いさゝかも存寄り有ものは皆封印の書付を奉りければ、下の情も能く上にかよひ、役々の司などいふも皆恐れ愼みて不法の事なかりけり。

一同役數多あり、物事を同じさまにせんとすれば、たがひにためらひて職掌も闕如く、賢愚の分ちも見えず、おのづから世のおとろへとなり、行事もろこしにいへる陵夷のたぐひなるべし。かゝる理りおや思召けん、寛延三年八月の頃、領分御郡代つかふまつる家士を皆御前へ召して仰らるゝ旨あり、云く

在中の儀郡奉行共心得次第扱方精粗可有之候、郡村之風俗は其所々に違も

銀臺遺事第一

細川越中守源重賢君は、靈雲院殿宣紀君第二の御子なり。御兄隆德院殿宗孝君の御養子として、延享四年封を襲ぎ、肥後國並豐後三郡都て五拾四萬石をしろしめし、從四位下に敍し、侍從に任じ、明和六年左近衞の權少將に轉任し、國を保ち玉ふ事三十九年、御歲六十八歲にして、天明五年十月廿六日卒去ましましき。武州品川東海寺々中妙解院に葬奉り、御墓に靈感院殿前羽林次將中太夫徹巖宗豫大居士と題す、

君の別館、※の白銀臺にありし故、銀臺侯とも申き。此冊子の名それをかれり。

一寬延元年の夏初めて入國し玉ふ。その冬家中諸役のもの心得べき條々を自ら書してしめさせ玉ふ。その第一の箇條に

諸事淸廉に取計可申段は、先代よりの趣の事に候、然るに近年まゝ不直の輩も有之儀に付、其申付候此儀人の選宜しからざるは我等不肖に候哉、

銀臺遺事

凡例

一此冊子政務にあらはれたる事は頓て年の次第に因てしるす。先後する所をしらしめんとなり。其餘は思ひ出るまゝにして詮すなし。

一身よりして家、家よりして國はさはまりたる次第なるに、爰に國の政務を首にあげたるは、世の普く知れる所を先にせるなり。江河の浩々たるを見ん人、漸々濫觴をたづねん事をおもふのみ。

松井、米田、有吉三氏は、いづれも萬石以上を領して譜代家老なり。其外時の家老中老など嘉謀嘉猷さこそおふかりつらん。然れども帷幄の機密は末臣の知るべきにあらず、しるすべきにもあらず。たゞ堀勝名らが擢用の次第はあら〳〵しるしぬ。

心學承傳之圖　別有一幅藏于家塾

聖賢證語國字解跋

平安　有山統（略之）

寛政五年癸丑夏五月

京師書房　鵜鶘惣四郎發兌

聖賢證語國字解　終

性の說を除きて、外に未だ聖人の道に、至極的當したる說あることを聞及ばすとなり。事事皆生於心而心爲一身主也とは、萬事萬端今日吾が身に行ふほどのこと、悉く皆吾が心より生さぬとはなき也。いかんとなれば其の心即ち吾が一身の主宰なればなり。子以四敎、文行忠信。又曰、主忠信。孟子曰、學問之道無他、求其放心而已矣。又曰、我善養吾浩然之氣。周子曰治天下有本身之謂也。治天下有則家之謂也。本必端、端本誠心而已矣。程子曰在天爲命、在物爲理、在人爲性主於身爲心、其實一也。朱子曰、聖人敎人爲學、非使人綴緝語言、造作文辭、但爲科名爵祿之計、須是格物致知、誠意正心、脩身而推之、以至於齊家治國可以平天下、方是正當學問。惺窩藤先生曰、仁義禮智之性、與夫元亨利貞之天道、異名而其實一也。凡人順理天道在其中而天人如一者也。狥欲則人欲勝其德、而天是天、人是人也。是故君子用力知復于天命之實理とぞ。此皆其要夫人固有の性を知て、戒謹恐懼より以て、中和の德を養ひ得て、下學上達する時は、彼大聖帝堯より大聖帝舜へ、戒命の御一言、允執其中の外なし。

此は、子思子の御辭にして、中庸の首章に出たり。天命とは命猶令とて、人物の形質を稟るに、既に仁義禮智の性を具ふこと、天の命令の如きを云ふ。其天より受得たる性に率ふを、人の道との玉ふことなり。夫不レ知レ性則不レ能レ率レ性知レ性卽爲ニ學問綱領ニ也とは、性に率ふ外人の道はなし。されども心を盡し性を知らざれば、人心と道心の間を選んで、性のまゝに率がふことあたはず。故に性を知るを學問の綱領とすとの玉ふこと也。綱は網の大づななり。領は衣のえりくび也。學問の大ぐゝりと云ふ義也。予非三好二語ニ奇怪ニ堯舜所三以爲ニ萬世之法ニ亦惟率レ性而已とは、予とは先生自我也。予奇怪とかはりたるあやしき事を好んで人に敎へ語にあらずとなり。古昔の大聖帝堯帝舜の如き、敎を垂示玉ひて、萬世の遠き世までも、人の人たる法則となし給ふも、亦惟性に率ひ玉ふの外なしと也。故知レ心爲ニ學問首方ニとは、人の道性に率ふの外無きゆゑに、夫人先吾に具りたる本心を知るを學問の首方として、敎へ導き給ふ處也。然除ニ心性說ニ之外未レ聞レ有ニ至當之說ニとは、學問と云ふは、心を盡して性を知り、其性に率ふ外なし。然るに心

生れつきなる故、禮に復ると也。其過不及無き禮に復る時は、天理のまゝなるが故に、事々物々日用の上に於て、身に行ふ處も皆仁にして、義に合ふて、本心の德も亦復我に全うするの玉ふこと也。書曰湯咸有一德克享天心受天明命と。此亦要固有の性を知り、存養省察して、允執其中の外に出ず。

○梅巖先生

梅巖先生曰、知性則五常五倫具于其中、中庸所謂天命之謂性率性之謂道、夫不知性則不能率性知性卽爲學問綱領也予非好語奇怪堯舜所以爲萬世之法亦惟率性而已、故知心爲學問首方然除心性說之外未聞有至當之說事々皆生於心而心爲一身主也。

此は先師梅巖石田先生の御辭也。知性則五常五倫具于其中とは、心を盡し性を知りて見れば、則五常五倫の道理、其性の中に具りあるとの言ふこと也。五常とは仁義禮智信にて性の德也。常とは、其の德萬古不易の理なるがゆゑに常と云ふ、五倫とは、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の五つにして、是を人倫の道と云ふ。中庸所謂天命之謂性率性之謂道とは、

此は李延平の傳を承繼玉ひて、聖道の宗を得玉ひたる、宋の大賢朱文公の御辭也。心之全德莫レ非二天理一とは、全は具也、保也とて、吾が本心に全く具りたる德と云ふことにて、其心の全德が即ち天理也との玉ふこと也。いかんとなれば、其天理のまゝ人に受得て、仁義禮智の性と云ふ。然るに仁は義禮智を兼統るが故に、專ら云ふ時は仁の一字也。故に仁は本心の全德とて、仁なる時は公にして私なし。私無れば天理のまゝ也。故に莫レ非二天理一との玉ふこと也。而亦不レ能レ不レ壞二於人欲一とは、彼受得たる性の通り、不偏不倚の中がむまれつきにて、其の發動する情の上に於て、節に合ふて、和なるはづなれども、夫人形氣に拘され、人欲に蔽るがゆゑに、やゝもすれば本心の德を壞り、害はざることはあたはず、おほくはやぶり害ふぞと也。故爲レ仁者必有下以勝二私欲一而後復中於禮上とは、右の如く人欲の爲に、本心の德を壞り害ふが故に、其本心の仁德を全うするの必竟は、彼私案人欲に勝ぬきて、天理の節文とほどよき禮に立復の外なしと也。則事皆天理而本心之德復全二於我一矣とは、彼の私案人欲に勝ちおほせて見れば、元より天理が

のまゝになりおほせたる處を會得し見ればと也。雖二一毫私欲之發一亦退聽矣とは、右の如く心を澄し、幾微の間を敬て、性のまゝに安んずるときは、動て動くことなく、靜にして靜なることなく、而も不レ動不レ靜にあらざるの妙處を見得するがゆゑに、兎の毛の先ほど、人欲の發ることありても、鏡に物をうつすが如く明かに見はるゝがゆゑに、亦退聽はんとぞ。聽は從也とて、人欲自らしりぞきさりて、本心の令に從ひ、少しも發らぬを云ふ。斯の如く本心の令にしたがひ、人欲の私無き時は、形體常に本心の命を守り、其の踐行ふ處も又仁にして義に合ひ、中にあたり正に非ずと云ふことなし。故に聖人之道仁義中正而已矣と周子もの玉へり。書曰非二知レ之難一行レ之惟難と。此亦其要固有の性を知り、存養省察して、其通り形に踐み行ひおほせたるを允執二其中一とは云ふなり。

○朱子

朱子曰、心之全德莫レ非二天理一、而亦不レ能レ不レ壞二於人欲一、故爲レ仁者必有下以勝二私欲一而後復中於禮上、則事皆天理而本心之德全二於我一矣。

即ち周公孔子の御心なるがゆゑに、深く自ら得レ之也。此中庸に所謂自レ明誠謂二之教一との玉ふ處にして、下學上達の道也。此亦其要吾固有の性を知りて、存養省察して、允執二其中一の外なし。

○李延平

李子曰、學問之道不レ在二多言一、但默坐澄レ心體二認天理一、若眞有レ所レ見、雖二一毫私欲之發一亦退聽矣。

此は羅豫章の傳を承繼玉ひたる、李延平の御辭也。學問之道不レ在二多言一とは、眞實に聖人の道を學ぶと云ふは、妄りに言多く費すことにはあらずと也。但默坐澄レ心體二認天理一とは、但默坐とだまりて坐し、吾が心を澄すべしとぞ。心を澄すとは、心は本より虛靈不昧なるものなれども、氣禀人欲の雜念に蔽はれ、昏まさるゝが故に中和を失ふ。故に靜に座して常に其心の發動幾微の間を愼んで、本心のまゝに安んずる時は、精明應妙にして、洞然とほがらかなるを云ふ。體二認天理一とは、本心のまゝなるが即ち天理なるがゆゑ、其天理のまゝを體とし認るとの玉ふこと也。眞有レ所レ見とは、眞實に天理本心

は卽ち天心のまゝにして、何も他の事なく、唯夫人をして人の人たる道を、心に會得し、身に行はん事を明かに敎玉ふと云ふこと也。學者果能明レ道則周孔之心深自得レ之とは、學者は聖人の道を學ぶ者を云ふ　果能明レ道とは、果は果敢也とて、十分に學びおほせたる事也。學者聖人の敎によりて、人の人たる道を十分に學びおほせて、明かにするを云ふ也。則周孔之心深自之得んとは、人の人たる道を學びおほせて、其至極を窮め盡す時は其道卽ち天心のまゝ也。天心のまゝとは、夫人受得たる本心のまゝなるを云ふ。其本心のまゝに全う身に行ふが人の人たる道也。全う身に行ふとは、臣は君へ忠を盡し、君は臣を惠み、子は親へ孝を竭し、親は子を慈愛し、夫は婦を義和を以て導き、婦は夫へ貞順に事へ、弟は兄を敬ひ、兄は弟を憐み、朋友は互に信實を以て交りて、少も人欲の私しなく、五倫を全うして、身を脩め、家を齊へ國天下に及ぼす。此れ人の人たる道を全う身に行ふ也。此通り行ふが本心のまゝなるが、卽ち天心のまゝ也。書曰德無二常師一主レ善爲レ師善無二常主一協二于克一一と。一なる時は不偏不倚の中、天心のまゝにして、

行して不レ止を以て天の道と云ふ名ありとぞ。合二虚與一レ氣有二性之名一とは、其聲臭無き天理と、陰陽五行の變化自在なる氣とを合て性と云ふ名ありとぞ。此の性即ち人々形質が出來るやいなや、既と受け得て一身の主宰とする也。合三性與二知覺一有二心之名一とは其一身の主宰とする性に、事理を知り覺ゆる用を合せて心と云ふ名ありとぞ。此を道心とも又本心とも云ふ也。扨此の道心と、形氣人欲に出づる人心と、いかゞして擇で、道心のまゝなる位に居らんや。敬せざれば居られず、いかゞして敬を持んや。致知格物よりして、理を極る時は、知も亦至極を盡す也。其知の盡たる處は、理の至極なる處にして、其理知一にして對ふまゝを曲ぬは、敬の持てる處也。故に謝上蔡曰君子大レ居レ敬而貴レ窮レ理との玉ふも亦此謂也。

○羅豫章

羅子曰、周孔之心使二人明一レ道、學者果能明レ道、則周孔之心深自得レ之。

此は楊龜山の傳を承繼玉ひたる、羅豫章の御辭也。周孔之心使二人明一レ道とは、周は大聖周公旦の御事なり。孔は大聖孔夫子の御こと也。此二聖の御心

仁而已也。仁而已なれば、天心のまゝなり。故に學者は致知格物を先として學ぶとの玉こと也。知之未至雖欲擇善而固執未必當於道也とは、右の如く理知の至極を窮ることいまだ至らざる時は、夫天心のまゝなる至善の位を固く執り擇んで率んと欲すれども、形氣人欲の爲に吾が心の明徳昏昧せられて、一つも人の人たる道に的當せぬぞとの玉ふこと也。書曰雖收放心閑之惟難と。此亦固有の性を知りて、允執其中の外に出ず。

扨こゝに天と云ひ、道と云ひ、性といひ、心と云ふの差別あれども、畢竟は夫人具りたる本心の事と心得べし。されど其委しき名義を云ふ時は、張横渠曰、由太虚有天之名、由氣化有道之名、合虚與氣有性之名、合性與知覺有心之名と。此其の名義甚だ詳密にして、不易の至論也とぞ。先由太虚有天之名とは、天理は空虚にして形も無く、色も無く、聲も無く、臭も無きもの故、其の處を指て天と云ふ也。由氣化有道之名とは、其の形色なく、聲臭なきものなれども、どうしてやら、陰陽五行の氣を具て、日月晝夜代々明かに、春夏秋冬推移り、變化自在にして、始もなく、終もなく、流

す處なれば、已に應ずるを其末應ぜざるものより後ると云ふべからず。是れ無極而太極、太極本無極、體用一源、顯微無間、動靜一理、先後を以て云ふべからずとの玉ふこと也。此亦其要固有の性を知りて、允に執其中の外に出ず。

○楊龜山

楊子曰、學者以致知格物爲先、知之未至、雖欲擇善而固執之、未必當於道也。此は河南の二程子の傳を承繼玉ひたる、楊龜山の御辭也。學者以致知格物爲先とは、學者とは、聖人の道を學ぶ者はとの玉こと也。致知格物とは、致は推極也。知は猶識とて、吾が心の知識を云ふ。格は至也。物とは事物也。此吾に備りたる心の知識を推し極んと欲せば、事物の理に卽て、其知を窮め盡すを云ふ。窮め盡すとは、扇は扇の理あり、楊枝は楊枝の理あり、鐘聲は鐘聲、鳥聲は鳥聲の理あり。其扇を見て扇と知り、楊枝を見て楊枝と知り、鐘聲を聞て、鐘聲と知り、鳥聲は鳥聲と聞知るは知也。斯の如く對ふ處のまゝ直にして曲らぬときは、事物の理と吾知と理知相應じて一となる。一なる時は物我の隔なし。物我の隔なしとは、物我相忘るゝを云ふ。相忘れたる時は

程子曰、沖漠無朕萬象森然已具、未レ應不二是先一已應不二是後一。

此は程明道の御弟程伊川の御辭也。沖漠無朕萬象森然已具とは、沖は深く漠は曠く遠き也。又澹靜の貌と有て、深遠にして空しく靜なるを云ふ。無朕とは、朕は萠兆を訓じて、無朕はきざしなきを云ふ。きざしなきとは、聲もなく、臭もなく、形影なきを云ふ。是を無といふべからず、又有と云ふべからず、有無を離れたるとも、思ふとも、おもはぬとも、思はず知らぬを云ふ。萬象は萬物の形象を云ふ。森然は、衆多の貌也。已具とは、彼沖漠無朕の中、既に萬象森然の理を具るを云ふ。是卽周子の所謂無極而太極との玉ふ者にして、天地造化の道體を發明し玉ひて、夫人受得たる性も亦斯の如くなることを說示し玉へり。未レ應不二是先一已應不二是後一とは、此は夫人具りたる本心の妙應を解て、造化實理の妙も亦斯くなることをの玉ふ處也。未レ應不二是先一とは、吾が受得たる天德不偏不倚の未發の中は、實は已發の過不及無きの本體なれば、已應するより先と云ふべからずと也。已不二是後一とは、已に事物に應ずる過不及無き已發の中は、實は未發の中不偏不倚の本體より爲

す處なれば、已に應ずるを其末應ぜざるものより後ると云ふべからず。是無極而太極、太極本無極、體用一源、顯微無間、動靜一理、先後を以て云ふべからずとの玉ふこと也。此亦其要固有の性を知りて、允執其中の外に出ず。

○楊龜山

楊子曰、學者以致知格物爲先、知之未至雖欲擇善而固執未必當於道也。此は河南の二程子の傳を承繼玉ひたる、楊龜山の御辭也。學者以致知格物爲先とは、學者とは、聖人の道を學ぶ者はとの玉こと也。致知格物とは、致は推極也。知は猶識と、吾が心の知識を云ふ。格は至也。物とは事物也。此吾に備りたる心の知識を推し極んと欲せば、事物の理に卽て、其知を窮め盡すを云ふ。窮め盡すとは、扇は扇の理あり、楊枝は楊枝の理あり、鐘聲は鐘聲、鳥聲は鳥聲の理あり。其扇を見て扇と知り、楊枝を見て楊枝と知り、鐘聲を聞て、鐘聲と知り、鳥聲は鳥聲と聞知るは知也。斯の如く對ふ處のまゝ直にして曲らぬときは、事物の理と吾知と理知相應じて一となる。一なる時は物我の隔なし。物我の隔なしとは、物我相忘るゝを云ふ。相忘れたる時は

程子曰、沖漠無朕萬象森然已具、未應不是先已應不是後。

此は程明道の御弟程伊川の御辭也。沖漠無朕萬象森然已具とは、沖は深く漠は曠く遠き也。又澹靜の貌と有て、深遠にして空しく靜なるを云ふ。無朕とは、朕は萠兆を訓じて、無朕はきざしなきを云ふ。きざしなきとは、聲もなく、臭もなく、形影なきを云ふ。是を無といふべからず、又有と云ふべからず、有無を離れたるとも、思ふとも、おもはぬとも、思はず知らぬを云ふ。萬象は萬物の形象を云ふ。森然は、衆多の貌也。已具とは、彼沖漠無朕の中、既に萬象森然の理を具るを云ふ。是卽周子の所謂無極而太極との玉ふ者にして、天地造化の道體を發明し玉ひて、夫人受得たる性も亦斯の如くなることを說示し玉へり、未應不是先已應不是後とは、此は夫人具りたる本心の妙應を解て、造化實理の妙も亦斯くなることをの玉ふ處也。未應不是先とは、吾が受得たる天德不偏不倚の未發の中は、實は已發の過不及無きの本體なれば、已應するより先と云ふべからずと也。已不是後とは、已に事物に應ずる過不及無き已發の中は、實は未發の中不偏不倚の本體より爲

親は親と、其對ふまゝ直にして曲ぬを云ふ。是卽義の用たる處にして、已發の中也。

夫天地の陰陽晝夜代々序し、日月星辰の運びめぐる。四時寒暑の往來し、生長し、收藏の推移て、萬世に亙て不易なる者は、天心あるを以て也。其天心は聲もなく、臭もなく、無心なるものゆゑ、天心と云ふ。無心とは、萬物に運用主宰となりて、天に萬物を運用主宰すると云ふ心無きを以て、無心と云ふ。無心なるが故に天心と云ふ也。その天心を人に受得て性と云ひ、物に在て理と云ふ。然るに聖人の如きは億兆き人の中にても、わきて天の純粹の氣を稟て生れ玉ふが故に、形氣人欲の汚微塵もなく、初めより性のまゝ全ふし給ふがゆゑに、萬事に應酬發動し給ふ。其情の上に於て、無情にして滯り玉ふことなし。萬事に隨ひ順ひ玉ふて、物我の間を容給はぬを云ふ也。物我の間無き時は、天道と同一にして、人道を全うし玉ふ也。故に君子の學問といふは、廓然而大公物來而順應するに如くことなしとぞ。詩曰我生之初尙無㆑爲と。此亦其要固有の性を知りて、允執㆓其中㆒の外に出ず。

て、存養省察して、其性に率ふ外なし、性に率ひ形に踐て行ふ時は、心身日日に安く樂し。書曰作レ徳心逸日休作レ僞心勞日拙と。此れ甚だ簡易にして知り難しとせんや。無造作なるものなれども、夫人欲の私に蔽はるゝが故に、守ることあたはず、行ふことかたく、廓にせざるのみとぞ。此亦允執ニ其中一の外に出ず。

○程子

程子曰、君子之學莫レ若ニ廓然而大公物來而順應一。

此は宋の大賢程明道の御辭也。君子之學とは、君子は聖人の道を學ぶ人を指す。學とは學問はと云ふこと也。莫レ若ニ廓然而大公物來而順應一とは、廓は大也。空也とてほがらかにして、物なきを云ふ。大公は大は至也、極也。公は無レ私也とて、微塵許も私無き至極の處を云ふ、是即寂然不動なる處にして、私案分別を離れたる位を云ふ。是即仁の體たる處にて、未發の中也。物來而順應とは、物とは事物也。來とは來り格る也。順應すとは順ひ應ずるを云ふ。是即感而遂通ずるを云ふ。感而遂通ずるとは、月は月、花は花、君は君、

貞とは時に取ては冬にして、卽ち智に當る也。斯の如く天は元亨利貞の四德を以て、四時流行して萬物を發育し、始も無く終もなし。其天德を夫人受得て性と云ふ。故に聖人の道は、此仁義中正而已矣とぞ。のみとは、無レ他之辭也とて、此性の外に道なしとの玉ふこと也。守レ之貴とは、之とは性を指したる辭也。守とは、執り守るを云ふ。貴とは、吾が性を知りて固く執り守れば、性卽天德なるがゆゑに、此貴に比するものなきを云ふ。行レ之利とは、之とは性也。行とは、仁義中正形質に踐行ふを云ふ。ふみ行ふとは、君へは忠、親へは孝、夫婦睦じく、兄弟は中よく、朋友互に信あるを云ふ。利ありとは、斯の如くなるが天德のまゝ、吾性の通りなるがゆゑに、何國に往ても順理なるが故に、利きとの玉ふこと也。廓レ之配二天地一とは、之とは、性のこと也、廓は大也、空也、又擴充之義にて、吾が本然の性をひろめみつる時は、其性卽天理なるがゆゑに、配二天地一と也。配二天地一とは、吾が性形氣人欲の爲に微塵も蔽はれ、汚されざる時は、天德のまゝなるが故に、天地に配合して、天人一致となるを云ふ。此聖人の道は、唯吾が固有の性を知

なるものはなしとぞ。

○周子

周子曰、聖人之道仁義中正而已矣、守レ之貴行レ之利、廓レ之配二天地一。

此は宋世の大賢周茂叔の御辭也。聖人之道仁義中正而已矣とは、聖人とは、伏義、神農、黄帝、堯舜、禹、湯、文、武、周公、孔子の如きを云ふ。道とはその聖人承傳し給ふの道也。其道卽天の道にして、夫人受得て性と云ふ。其性仁義中正の德を備ふ。仁とは愛之理心之德也とて、偏に云ふ時は物を愛するの理也。專ら云ふ時は義禮智信を統て、心の德と云ふ。義とは宜也とて、事を制裁するを云ふ。中とは卽禮のことなり。禮は天理の節文、人事の儀則にて、過不及なく節きを云ふ。正とは卽ち智のこと也。智は物を照して錯ぬを云ふ。錯らぬとは、水は水、火は火と知り、君は君、親は親と錯らず知るは智也。信は仁義中正其通り眞實なるが信也。此天に在ては元亨利貞の四德也。天とは時に取ては春にして、卽ち仁に當る也。亨とは時に取ては夏にして、卽ち禮に當る也。利とは時に取ては秋にして、卽ち義に當る也。

夫より段々と、今日も磨き、明日も磨き、日に新に日日に新に、磋おほせたる處が、元の一面の鏡の光明赫々として、一點の曇り無きが如くになる。是を其の心を盡すと云ふなり。其の心を盡しきりたる處が、即性を知りたる處にして、即ち天を知りたる處也、其知りたる通り常に操て舍ず、順て害せず、一々義理の當然に合ふて、過不及なく、偏倚なき處を十分に形に履行ひ果せたるを、存其心養其性所以事天也とものたまへり。此亦允執其中の外に出ず。

又曰、萬物皆備於我矣。

此も亦孟夫子の御辭にして、理の本然をの玉ふ處なり。凡天下の理大にしては君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友の間より、小にして事々物々細微のことに至るまで、其當然の理悉く我が受け得たる性分の内に備らずと云ふことなしとの玉ふこと也。故に吾が身に立反り觀て、眞實なる時は、其の言行悉く天理に合ふがゆゑに天人一致となりて、心身安らかにしてなんともなき也。詩曰昊天日明及爾出王昊天日旦及爾游衍と。其の心身の安き樂みより大

たる處を、盡レ心とは云ふ也。此外別に性を知ると云ふものあるにあらず。心を盡しきりたる處が、即ち知レ性たる處也。知二其性一則知レ天矣とは、右に云ふ如く元より性と天と二つにあらねば、直に知レ性は即知レ天との玉ふことにて、大學に一旦豁然貫通とあるも、即ち此心を盡したる處をの玉ふこと也。

猶是を譬ば、本心は能磨すましたる鏡の如し。能萬事萬端に應じて、埒を明ること、鏡の一切萬物を照して、何一つうつらぬものは無が如し。さて其鏡によく物をうつす處の道理が具てある。是れ鏡の德にして、是を性といふ。德は目に見えねども、鏡に德無しては照すことあたはず。德とは照す所以の道理を云ふ。鏡の全體は心の如し。其照す所以の道理あるは、即性也德也、故に性と云ひ、心と云ふ、畢竟は同じ事にて、一體の鏡のこと也。聖人は生のまゝにて、生涯其鏡を汚し玉はず。凡庸の者は其鏡を日々月々に汚す。故に一面の鏡を滑と蓋をしたるが如く、錆つき垢つきて、光明を失ふに似たり。故に學問して先覺の差圖に就て、漸其鏡を磨き見れば、光明赫々とあるを知る。

○孟子

孟子曰、盡二其心一者知二其性一也、知二其性一則知レ天矣。

此は大賢孟夫子の御辭也。盡二其心一者知二其性一也とは、盡は竭也、終也とて、つくし、つくるを云ふ。其心とは、夫人己に具りある處の本心を云ふ。此本心に、天地萬物一切の道理を具へ居る故に、萬事に應じて、皆それ〳〵埒を明ざる事一つもなし。性とは心の本體にして、卽心に具りたる道理を云ふ也。天とは卽天理にして一切萬物の理の本源なり。卽ち人は天理を性とし、心とすれば、心也、性也、天也、各々指處有て、名はかはると云へども渾で一也。扨夫人此心の全き處を不レ具者は一人もなし。然れども此本心の道理を窮めざる時は、人欲の私に蔽はれて、本心の智慧の光明隱て、一切萬物萬事の理を、明らむることあたはず。不レ能がゆゑに自ら不忠不孝、不義不仁にも至るなり。此故に吾本心の道理を窮め盡し、一事一物に應ずる上とても、一毫人欲の私無き處を、能々見極め、今日も見極め、明日も見極め、遂に吾身に知る處、行ふ處、微塵ばかりも見そこなひなく、本心の全き處を盡しおほせ

し、色もなく、聲もなく、臭もなくして、天下あるとあらゆる處の、山河、草木、人間、鳥獸皆此の天命の化工なるがゆゑに、大本也との玉ふこと也。此を未發の中と云ふ也。未發とは、喜怒哀樂愛惡欲の七情にわたらざる前を云ふ。和者天下之達道也とは、和とは已發の中にして、其事ゝ上に臨て發動する七情正しき性の通り無邪を云ふ。正しき性の通りとは、喜ぶべきは喜び、怒るべきは怒り、哀しむべきは哀み、樂むべきは樂みて、而も喜怒哀樂に與からずして、偏倚なく、過不及なく、節に合ふがゆゑに和といふなり。天下之達道也とは、天下古今不易此性に率ふ外に道なく、其道を普く通達すると云ふ意にて、達道也との玉ふこと也。されど性と情と別なるにあらず。譬ば水と流との如し。靜なるを指て水と云ひ、性と云ふ。動を指て流と云ひ、情といふが如し。性は體也、情は用也。一にして二つ、二つにして一也。此學問の至極、吾が固有の性の外に待ことなく、戒謹恐懼よりして中和の德を持養して形氣の人心をして、天理の道心に率はしむ。是を擇中庸とも致中和とも云ふなり。此れまた允執其中の外に出ず。

うすることあたはざるは、其事々物々の道あることを知れども、其道卽吾が性に由ことを知らざるがゆゑ也。故に固有の性を知れば、其性卽天理なることを知るがゆゑに、其天理のまゝなる道心と、形氣人欲の人心とを擇で、道心の發する通り身に踐行ふ也。其道心の通りとは、君は君、臣は臣、親は親、子は子、兄は兄、弟は弟、夫は夫、婦は婦、朋友は朋友、月は月、花は花と、達へぬを云ふ。身に行ふとは、君へ忠、親へ孝、兄を敬ひ、夫は義和に、婦は貞順に、朋友互に信あるを云ふ。此通りするが人の道なり。人の道の通りなるが聖人の敎也。詩曰天生ニ烝民一有レ物有レ則民之秉レ彝好ニ是懿德一と。此亦允執ニ其中一の外なし。

又曰、中也者天下之大本也、和也者天下之達道也。

此も亦子思子の御辭也。中也者天下之大本也とは、中とは不偏不倚にして天德の別稱也。其德大なることを語れば、限量なくして、天下載ることあたはず。其小を語れば、又限量なくして破ことあたはず、充滿たるものゆゑ中と云ひ、性と云ふ也。天下大本也とは、其性卽天道の本體にして、而も形も無

ふ。その萬物の形質に受得たる上にて性と云ふ也。然るに天の化工の中にて、わきて人は天の精氣を受て生ずるがゆゑに、四肢百骸全く萬物之靈ともの玉ひて、夫天の陰陽五行の正氣を受るがゆゑに、人に受得たる上にて、健順五常之德となる也。健とは、仁禮を統たる名也。順とは、義智を統たる名也。五常とは、仁義禮智信也。此を性と云ふ。其性卽天理のまゝなるものにて、不偏不倚なるものゆゑ中と云ふ。其德虛靈不昧にして、衆理を具て萬事に應接し滯ることと無きゆゑ明德とも云ひ、本心とも云ふ也。率レ性之謂レ道とは、其天より受得たる、仁義禮智の性の通り率ふが、人の道也との玉ふこと也。道は猶レ路とありて、東海道中仙道と云ふが如き道路を云ふ。仁義禮智の性に率ひ、形に踐て行ふこと、諸人の道路をふみて往來するが如きを以て、人の道との玉ふこと也。脩レ道之謂レ敎とは、脩とは品二節之一也とて、品はしとな、節はほどよき也。脩レ道とは、夫人仁義禮智の性を全う備るといへども、其形氣の上に於て、或は淸く或は濁て不同あるがゆゑに、其事物に對し發する情の上において、過不及の差ありて、中德を全うすることあたはず。其全

肝要也。孔夫子も主忠信ともの玉ひて、此の忠も信も皆誠也。詳に分て云へば、忠は心の誠にて、夫人生れつきたる本心が卽ち天の至誠也。其本心より發る誠を少しもかすめず、底を拂て盡しきり出すを、忠と云ふ也。信の誠は身の誠にて、其本心より發る誠の通りを熟と身に行ふを信と云ふ也。詩曰弗躬弗親庶民弗信と。此の如く忠信を盡し、竭たる時は、至誠而已也。至誠のみなれば、天心のまゝ也。天心のまゝなるを、中とも善とも云ふなり。此また下學上達の道にして、其要吾固有の性を知りて、存養省察して允執其中の外なし。

○子思子

子思子曰、天命之謂性、率性之謂道、脩道之謂敎。

此は大聖孔子の御孫、子思子の御辭也。天命之謂性とは、命は猶令とて、天の御云ひつけと云ふ意也。性は卽理也とて、天理のこと也。天は陰陽五行の氣を以て、あるとあらゆる處の萬物を化生給ふが故に、萬物の形質が出來るやいなや、皆天理の備りあること、猶天の御云ひつけの如きゆゑ天命と云

而不レ忠乎とは、謀とは、人の頼みごとを取計ふと云ふばかりでなく、慮の意味もありて、人のことをおもふ事也。忠とは、盡レ己之謂レ忠とありて、人の事を思ふこと、吾が身の事をおもふ如く、吾が心の十分を竭しきるを云ふ也。與二朋友一交而不レ信乎とは、信とは以レ實之謂レ信とありて、朋友の交りに、少も不實なることは無きかと精察し給ふを云ふ。傳不レ習乎とは、傳とは師より傳へ學びたる事也。習とは其傳へ學びたる處を、熟と味ひ、身に行ふことを云ふ。不レ習乎とは、師より敎へ玉ひしを等閑にしてをきたることは無かと、精察するを云ふ。此の如く三箇條を以て、常々吾身を精察し玉ひ、もし一箇條にても、過失があれば卽ち改め玉ひ、又無き時は猶々勉て行ひを勵し給ふ也。扨此師より傳へ玉ふ學問と云ふは、何を學び玉ふぞなれば、人の人たる道を學び給ふこと也。人たる道とは、仁を全ふするばかり也。其仁といふは人也ともありて、人のあるべき通りなるが仁也。人のあるべき通りとは、人は天を以て心とし、地を以て形體とし居ものなれば、天地に少しも違はぬが人のあるべき通り也。其天地は誠而已也。故に人も誠而已也。故に此の忠信が

る一理にして、其用萬事萬物に應接し玉ひて、滯り給ふことなし。譬ば天地の至誠無息して、四時流行して萬物各々其生を遂るが如く、聖人は天心のまゝなるがゆゑに、生知安行して、思勉を待ず、自然にして天地に等し。然るに曾子既に此の至處に徹通し玉ふがゆゑに、唯と答へ給ふと云へども、其の高上神妙の至理、言句の云ひ盡しがたきを以て、忠恕の名目を借り用ゐて、一貫神明の理を著明し玉ふ處也。此中庸に所謂忠恕違道不遠との玉ふ處にて、下學上達の義にして、學問忠を盡し、恕を及すの外なく、忠而已なれば、至誠无妄天の道也。詩曰維天之命於穆不已と、其の天の道の通り行ふが人の人たる道にして恕なる處なり。忠は體也。恕は用なり。大本達道也。是亦允執其中の外に出ず。

又曰、吾日三省吾身。

此も亦大賢曾子のお辭也。吾日とは、曾子毎日の間との玉ふこと也。三とは、爲人謀而不忠乎、與朋友交而不信乎、傳不習乎の三箇條なり。省吾身とは、此三箇條を以て、平常吾身を省み、精察し給ふを云ふ。先づ爲人謀

し。人我私案なければ本心のまゝなり。復禮とは、禮は天理の節文、人事の儀則とて、ほどよきを云ふ。節とは過不及なきを云ふ。過不及なければ不偏不倚にして中也。中とは理知致竭て人欲に克おほせたる天德のまゝなるを云ふ。此を性とも、本心とも云ふ也。其天德のまゝなるが生れつきゆゑ、復とはの玉ふこと也。此亦其要固有の性を知りて、允執其中の外なし。

○曾子

曾子曰、夫子之道忠恕而已矣。

此は大賢曾子、一貫の旨に通じ給ひし後にて、其餘の御門人、曾子へ一貫の旨を問たまひしに、曾子の告玉ふ御辭也。夫子之道とは、夫子は大聖孔子を指ての玉ふ。孔夫子の道は卽天の道なり。忠恕而已矣とは、而已矣とは、竭盡而無餘之辭也とて、忠恕ばかり也との玉ふこと也。忠とは盡己之謂忠とありて、一毫人欲の私しなき處を盡し、つきたるを云ふ。盡しつきたる處は、不偏不倚の中にして天心のまゝ也。恕とは、推己之謂恕とありて、其天心のまゝなる通りを、物に推し及すを恕と云ふ。夫聖人の御心は渾然た

さても〳〵と歎息し玉ふを云ふ。仰レ之彌高とは、聖人の道即天の道なるがゆゑに、高大にして及ぶべからずと也。鑽レ之彌堅とは、其道の堅剛なること、刄物を以ても切入ることわたはずと也。瞻レ之在レ前忽焉在レ後とは、忽は倏忽也とて、たちまちにと云ふこと也。此其道神妙不測にして、狀象も無く、聲臭もなきものゆゑ、これを瞻に前に在かとみれば、忽焉後に在が如しとの玉ふこと也。此顏子深く聖人の道において、默識心通し時中の妙處を得給ふがゆゑに、其道體廣大にして窮盡ことなく、而も無方無體なることを嘆美し玉ふの御詞也。詩曰潛雖レ伏矣亦孔之炤と。かくのごとく聖人の道は高上神妙也と雖ども、其の人をして致へ導き玉ふ其次序、博文約禮の外なし。博文とは、致知格物也。致知格物とは、吾が知を致んとするは、事物に格りて致まるなり。其の致まるとは、水の冷く、火の熱きは水火の理也。其水は冷く、火は熱しと其通り知るは知也。是れ物の理と吾が知と一致となる。一にして二つ、二つにして一也。約禮とは、克己復禮のこと也。克己とは、わが人欲に克ぬくを云ふ。人欲に克ぬく時は、人我私案はな

此は大聖孔子、易の説卦傳の御辭也。窮レ理とは、理とは萬物の理也。萬物の理とは、水の卑に流れ、火の高に升り、親は子を慈愛し、子は孝を盡し、君は臣を惠み、臣は忠を盡し、鱗あるものは水を潛り、羽あるものは空を飛ぶ如きを云ふ也。窮とは、吾が良知を以て、其通りを窮め得るを云ふ。盡レ性とは、性とは卽天德にして夫人受得て性と云ふ。其性と知覺を合せて心と云ふ。盡とは、彼吾が良知を以て物理を窮めたる通りに、親へ孝、君へ忠と、十分に殘なく踐行ふを云ふ。斯の如く眞實に會得したる時は、理と知と相應じて一となる也。至レ命とは、命とは天命也。至とは右の如く理知相照して。一毫人欲の間を容ざれば、天命のまゝなる處に至るとの玉ふこと也。されど此三事また別なるにあらず。才に理をきはむる時は、卽天命のまゝなり。此亦其要固有の性を知りて、允執二其中一の外なし。

○顏子

顏子喟然歎曰、仰レ之彌高、鑽レ之彌堅、瞻レ之在レ前、忽焉在レ後。

此は亞聖顏子、孔夫子の道を歎稱し玉ふ御辭也。喟然とは、喟は歎聲也とて、

給ふがゆゑに、萬事に應接し玉ふ上において、泛く應じ、曲に當りて、滯り給ふことなく、天地の流行に同じ。しかるに曾子の學人事の上に於て精く察し力め行ひ給ふて、未其本體の至一なる事を知り玉はず、故に夫子、曾子力行の眞實に功積り勤め玉ふことの久しくして、渾然たる一理の旨に通じ玉はんことを察して告玉ふ處也。曾子果して能く默識心通し給ふがゆゑに、唯と答へ玉ふ。唯とは應じ玉ふことの速にして、少も御心に疑ひの無き御辭也。此即大聖帝堯より帝舜に告給ふ。允執二其中一のことにて、中との玉ふも名目也。一貫との玉ふも名目なり。中に中らしきものも無く、一貫に一貫らしきものもなく、本心に本心らしきものもなく、形もなく、色もなく、聲もなく、臭も無れども、其用天に在ては、四時流行し、地に在ては萬物生々して息ときなく、人に在ては孝弟忠信となり、鳥は空に飛び、魚は淵に躍りて、實理自然に行はる。ゆゑに此主宰を指て、中とも、一貫とも、天德とも、性とも、本心とものを玉ふことにや。詩曰上天之載無レ聲無レ臭と。夫人工夫ありたき處也。

易曰、窮レ理盡レ性至レ命。

上に於て、天理を法則とし履行ひ給ふことゝ也。元來聖人は天理を受傳て、全く天心のまゝになりと云へども、猶人心なきことあたはざるを以て、常に祇敬恐懼して、敢て怠荒安寧し玉はず、無逸の處所に居玉ふを云ふ也。詩曰敬之敬之天難顯思命不易哉と。無逸卽ち敬也。敬すれば則天心のまゝ也。其天心不偏不倚なるものゆゑ中と云ふ。其の中の通り發するを和と云ふ。故に中者天下之大本也和者天下之達道也と、子思もの玉へり。此亦允執其中の外なし。

○孔子

子曰參乎、吾道一以貫之。

此は大聖孔子、御門人の曾子に告玉ふ御辭也。參乎とは曾子の御名なり。吾道とは、道の字は虛く說べしとて、道とは卽一貫を指し給ふことば也。一以貫之とは、一とは渾然たる一理也。渾然たる一理は、卽不偏不倚の中、天德にして、夫人具りたる心の本體を云ふ。貫は通也とて、つらぬきとほりたるを云ふ。之とは萬物萬事を指て云ふ。是聖人の御心は天德のまゝを全うし

故に聖人は皆天命を受け得て天下を保ち、國を保ち、家を保ち、身を保ち玉ふと云へども、其の天下國家を保ち給ふ後人暴悪無道にして、終に天下を亂し、國家を失ひ、其身を亡すに至ることは、彼前人の恭しく敬みて明かなる明徳を、經歴と受傳て、繼嗣ことあたはざるを以て也。詩曰明明在レ下赫赫在レ上天難レ忱斯不レ易維王と。此亦下學上達を以て云ふときは、吾固有の性を知り存養省察して、允執二其中一の外なし。

又曰嚴恭寅畏、天命自度。

此もまた大聖周公、成王に訓へ給ふ御辭也。嚴とは、おごそかなるを云ふ。恭とは、うや〳〵しきを云ふ。寅とは、つゝしむを云ふ。畏とは、おそるゝを云ふ。此四字合て敬のこと也。敬とは主一無適の謂にして、一を主とするを云ふ。一とは天心也。其天心は適ことも無く、來ることもなく、私慮分別を離たるもの也。主とは其天心夫人稟得て一身の主宰たるを云ふ。其主宰たる天心の通りなるが、敬の持てる處也。天命自度とは、天命は卽ち天理也。自度とは、自と其身を天理に檢律し玉ふこと也。檢律とは、天下事々物々の

甚だ保ち易からざるをの玉ふこと也。天難レ諶乃其墜レ命とは、諶は信誠也とて、まことにとの玉ふこと也。其れ天命の保ち易からざることとは、天は善に福ひし、淫に禍ひするが常なるを以て、夏の禹王の大聖を以て、天命を保ち給ふも、桀王無道にして、天命を保つことあたはず、殷の湯王の大聖にして、天命を保ち玉ふも、紂王暴惡にして、天命を保つことあたはざるか如く、此天命のまことゝくしがたき處也。其墜レ命とは、夏桀殷紂が如き、暴惡無道なれば、天子と云へども、天命を保つことあたはず、墜失とおとしうしなふとの給ふことにて、なを諸侯、大夫、士庶人においても亦皆同じ。弗レ克下經歷嗣中前人恭明德上とは、前人は桀紂より云ふ時は、禹王湯王の如き大聖にして天命を受け天下を保ち給ふをさして云ふ。恭とは恭敬のことにて、吾明德をうや〳〵しくつゝしみ玉ふを云ふ。明德とは、夫人天より受け得たる性のことにて、不偏不倚なるものゆゑ中とも云ふ。其德虛靈不昧にして、衆理を具て萬事に應じて滯ること無きものゆゑ明德と云ふ。其明德形氣人欲の汚なく、常に明かなれば天德のまゝ也。其天德のまゝなるを聖人と云ふ也。

して、中庸所謂自明誠謂之敎との玉ふ處也。

又、曰爾克觀省作稽中德

此も亦大聖武王、妹といふ邦の諸臣に敎へ誥玉ふ御辭也。爾克永觀省とは、永は常々にとの給ふこと也。觀は反觀、省は內省とて、夫人吾が腹の內に立反り見て、念慮幾發の處を敬しみ、吾身に立歸り觀て、平常の營み爲し行ふ際を謹むを云ふ也。作稽中德とは、作は作爲にて身に爲しなすのこと也。中德とは、天德のこと也。稽は考也、合也とて、內心に省み、外吾身に反觀て、天德に合ふか、合はざるかと精察して、不偏不倚の中に處するを云ふ。中なる時は天人一致となる。此亦其要固有の性を知りて、允執其中の外なし。

○周公

周公曰天命不易天難諶乃其墜命弗克經歷嗣前人恭明德

此は大聖周公旦、召公に誥玉ふ御辭也。天命不易とは、天命を受て天子は天下を保ち、諸侯は國を保ち、大夫は家を保ち、士庶人は其身を保つことの、

骸全く、仁義禮智の性を具へ、知覺運動萬に異にして、最も秀、最も靈なる處なり。靈とは靈妙の徳ありて、萬物にすぐれたるを云ふ。亶聰明作元后とは亶は誠實无妄を云ふ。卽ち不偏不倚の天徳にして、夫人受得て性とする處也。聰明とは其性卽天徳なるがゆゑに、天下の理において、聞ずと云ふことなく、見ずと云ふこと無きを云ふ也。是れ聖人のことにて、人の中にても又天地純粹の氣を受得て生し給ふがゆゑに、生知安行自然にして、天徳を全うし玉ふ處也。作元后とは、元は大也、后は君也とて、大君と云ふこと也。かくの如く天徳を全うし玉ふ處の大聖は、皆天下の大君となり給ひて、普く萬民をして、致導き、治め玉ふがゆゑに、元后は民の父母たりとの給ふこと也。詩曰有覺徳行四國順之と、此亦允執其中の外なし。

然るに聖賢以下の人においても、皆萬物に異にして、天地の精氣を得て生ずると云へども、形氣を受たること齊からざるをもて、人欲に蔽れ昏まされて、亶聰明なることあたはず。故に師を選み教に從ひ、心を盡して性を知り、其の性に率ひ、形に踐み、行ひおほせて、天徳を全ふす。是下學上達のことに

ときは、至誠无妄にして天人一致となるを云ふ。詩曰維天之命於穆不已於乎不顯文王之德純と。是天道の深遠にして、窮り盡ることなく、天の天たることを嘆美し玉ひて、卽ち顯著と、あきらかに、いちじるき、文王の聖德天道と純一にして雜なく、間斷先後なき、文王の文王たる處を嘆美し給ふ詩にして、純一にして雜りなく、敬して止り玉ふを云ふ。敬に止り玉ふ時は天也。天卽文王、文王卽天也。此亦允執其中の外なし。

○武王

王曰惟天地萬物父母惟人萬物之靈亶聰明作元后

此は大聖周の武王の御辭也。惟天地萬物父母とは、易の彖傳に、大哉（嘆ノ辭）乾元（天德大始）、萬物資始（乾）、至哉（嘆ノ辭）、坤元（地德大始）、萬物資生とて、山河草木人間鳥獸ありとあらゆる處の萬物、皆天地生々の氣を受て、形質をなさゞるはなく、渾で天地の化工なるがゆゑに、天地は萬物の父母也との玉ふこと也。惟人萬物靈とは、萬物悉く天地の化工なる中に、唯人は天地の精氣を得て生ずるがゆゑに、四肢百

又曰艮二其背一不レ獲二其身一行二其庭一不レ見二其人一

此は易の艮の卦に繋玉ふ彖の御辭也。艮は艮下艮上の卦也。艮は山之象にして、安重堅實の意にて、即ち艮は止也とて、其の止る處に安じ止るの義也。艮二其背一とは、人の背は自身見ることあたはざる處也。見ることあたはざる處とは、私智人欲をはなれたる處にして、至善のある處也。其の止るべき處に止るときは、其心亂ることなく、止ること安きを云ふ。不レ獲二其身一とは、其身を見ざる事にて、我を忘るを云ふ。我を忘るとは天心のまゝにして、内に人欲の萌ざるを云ふ。即ち未發の中也。行二其庭一不レ見二其人一とは、庭とは庭除之間は至近也とて、にはの間は至て近きものにして、人有の地なれども、猶其背に止るがゆゑに、其人を見ざるを云ふ。是外事物に應接して、而も事物に動搖せられず、物我相忘て其の止る處に止るを云ふ。即已發の中也、此の如く動靜の上に於て、其止る處に止るとは、人の君としては仁に止り、人の臣としては敬に止り、人の子としては孝に止り、人の父としては慈に止り、國人と交るときは信に止るとの玉ふ如く、萬物庶事皆其の止るべき處に止る

傳十篇を作り玉ふ。此に於て易道全く備り益明なり。易曰无妄元亨利レ貞とは、此易六十四卦の內、无妄の卦に繋給ふ彖の御辭也。无妄とは、みだりなしと云ふこと也。妄り无しとは、此卦震下乾上の卦にて、乾は天也、震は動也とて、動くに天を以てする卦也。天を以てするとは、少も人欲の私案を用ゐず、夫人受得たる不偏不倚の中、天心のまゝに、動きはたらき身に行ふを云ふ也。是卽實理自然の天の道也。故に人能此无妄の道に合ふときは、天地と德を合するがゆゑに、元亨利レ貞と、元は大也、亨は通也、利は宜也、貞は正而固也とて、天のはたらきなるがゆゑに、始もなく終もなく、其道おほいにとほりて、而も正しく堅固にして、よろしきとの玉ふこと也。其匪レ正有レ眚とは、无妄は至誠にして天の道なるがゆゑに、人亦无妄の道に由ときは、正理に合ふが故に、天人一致となる。しかるに庸人は彼形氣の人欲に蔽れ、天心を昏ますが故に、邪心となりて、其動きはたらき身に行ふ上に於て、正理を失ふて、終に眚を取に至る。是を匪レ正有レ眚との玉ふこと也。

差ありて、其道に違ふ。故に先聖の謨訓に順て、不偏不倚の中を執り得て、修身齊家より、治國平天下に及し、其道の至極に安ずる時は、天人一致となりて、中和を致て天地位し、萬物育る。此處に至れる人は、實に君師の職にして、天下の君となり給ふ處也。故に惟后たりとの玉ふこと也。詩曰假樂君子顯顯令德　宜レ民宜レ人受二祿于天一と、是唯夫人固有の性を知りて、允執二其中一の外なし。

○文王

易曰无妄元亨利レ貞其匪レ正有レ眚

是は大聖周の文王、易の卦ごとに繫玉ふ彖の御辭也。彖は斷也とて、一卦之吉凶を判斷するの義也。易は元大聖伏羲始て八卦を作り玉ひて、天地人三才の道を明し給ふ。其より大聖神農に傳へ玉ひ、八卦を重て八八六十四爻と爲し玉へり。其より夏商を傳歷し給へども、占法有て未だ文なし。文王に至りて始て六十四卦毎に彖の辭を繫玉ふ。周公又六十四卦、三百八十四爻ごとに、爻の辭を繫給ひて、一爻の吉凶を判斷をなし玉ひ、其より孔夫子に至り、易

○湯王

王曰惟皇上帝降ニ衷于下民一若ニ有レ恒性一克綏ニ厥猷一惟后

是は大聖殷の湯王、諸侯及び萬方の衆民に誥玉へる御辭也。惟皇上帝とは、皇は大也とて、此上も無き廣大なること也。上帝は天帝のこと也。帝とは萬物に主宰たるを以て帝と云ふ也。降ニ衷于下民一とは、衷は善也、中也とて、不偏不倚なる天德のこと也。下民とは天下の萬民を云ふ。降とは天帝命を降して萬民を生ずるに既に仁義禮智信の理を具るを云ふ。理とは天理也。天理は不偏不倚なるものゆゑ中とも云ふ也。其理を人に受得たる上にて性とも云ふ也。若ニ有レ恒性一とは、恒は常也、久也とて其天より受得たる仁義禮智の性は、萬古不易の天德にして、常久なるもの故、恒と云ふ。若とは、其受得たる性善に率ふを云ふ也。克綏ニ其猷一惟后とは、綏は安也、猷は道也とて、彼仁義禮智の性に率ひ、身に践み行ふを道と云ふ。然に人の形氣を稟るや、清ときよく、濁とにごり、純ともつはらに、雜とまじりて、各々人欲の私に蔽れ昏さるがゆゑに、其事にのぞみて發する情の上に於て、過不及の

さに發せんとする幾の微さなる處に於て、詳審に擇んで味まされぬを云ふ。惟康とは、康は安也、樂也とて、彼幾微の間に於て、審に擇んで執り、人心の危に陷らず、道心の正に順ひ得る時は、事々物々至善の處に止り得て、安じ樂さを云ふ。其弼直とは、弼とは君の左右輔弼の臣を云ふ。直とは上人君たる人、大聖にして、猶執其中至善に止り給ふ時は、其輔弼の臣もまた皆其職を盡し、其身を脩て直からずと云ふこと無をいふ。惟動丕應徯志とは、上人君より輔弼の臣に至るまで、皆至善に止る時は、惟動作の上に於て、天下皆其德に丕に應ぜずと云ふことなし。徯志とは、君臣皆至善に止り給ふが故に、其動作せざる前に、既に天下皆其志を徯の德あるを云ふ。以昭受上帝とは、上帝とは天帝のこと也。右の如く人君なる者、至善の處に止り玉ふ時は、天人一致となる。天人一致なるがゆゑに、天帝其人を以て昭に命じて、天下の君として、天下を治めしむるを云ふ。詩曰穆々文王於緝熙敬止と。此亦固有の性を知りて、惟精惟一にして、允執其中の外なし。

しき道心の通を専一に執り守るを云ふ。詩曰淑人君子其儀一 其儀一兮心如レ結兮と、此道心の通を全う執り守り形に踐行ひおほせるを、允執二厥中一との玉ふこと也。猶譬ば道心は將帥の如く、人心は士卒の如し。道心常に將帥として、士卒の人心をよく指揮する時は、士卒の人心ありと云へども、皆將帥道心の命に從ふて、三軍禮和齊ひ治るが如く、喜怒哀樂愛惡欲のはたらき自由自在にして、偏倚なく、過不及無く、悉く節にあたる也。是を致二中和一とも時中とも云ふ也。

○禹王

禹曰安二汝止一 惟幾惟康 其弼直惟動不應徯レ志以昭受二上帝一

是は大聖夏の禹王の御辭にして、一念不レ謹は、天位の承保がたきをの玉ふ處也。 安二汝止一とは、止とは至善に止を云ふ。至善とは不レ偏不レ倚過不及なき中にして、道心のこと也。安とは、彼腹の内に動搖する、私欲の念に昧まされず、道心の正しき通りに順適して、安と遷らざるを云ふなり。惟幾とは、幾微とて、彼道心を味ます、私欲の一念、事々物々に對して、ま

は、木石に異ならず。然れども此人心のまゝにて、道心のはからひを用ゐざる時は、飢ては人の食をも奪ふにいたり、寒に遇ふては人の衣をも奪ふに至る。故に暫時も怠弛のならぬものは此人心也。故に人心惟危しとの玉ふ處也。危とは、危殆而不レ安とて、人心に蔽はるゝの、あやうくして、安からざるのことなり。道心惟微とは。夫人天より禀得たる仁義禮智の性より發る心を云ふ。いかほど飢たることありても、人の食を奪ひて喰ふことはせぬはづと思ひ、いかほど寒きことありても、人の衣を奪ひて、是を著ことはせぬはずとおもふ。卽是を道心と云ふ也。いかなる下愚の人にても、此の性を具はらざるものなければ、此道心無き人も無き也。然ども此正しき道心の前へ、邪なる人心、恣に立塞り、萬事につきて、人欲の私を爲すゆゑ、天理の公なる道心、卒に人心の爲に勝ことあたはず、隱れて行方を見失ふゆゑに、道心惟微なりとの玉ふこと也。微とは微妙而難レ見とて、人心の爲に蔽はれ、かすかにて見がたきを云ふ也。惟精とは、精は精察にて、道心と人心とを、精しく察めて擇み分るを云ふ也。惟一とは、其道心人心を選みわけたる處の、正

也。仁のみなれば、天性のまゝ也。天性のまゝなれば、不偏不倚也。不偏不倚なれば、過不及なく、其徳衆理を具て、萬事に應接し、少も滯ることなく、虛靈不昧なるがゆゑに明德とも云ふ也。大學の序を以て云ふときは、致知格物より、誠意正心して、修身齊家より、治國平天下に至るの道也。嗚呼帝堯允執其中の御一言、至矣盡矣。實に萬世不易の聖教道學の本源ならずや。

○帝舜

舜曰人心惟危　道心惟微　惟精惟一　允執厥中

是は大聖帝舜、天子の御位を、大聖夏の禹王と申奉るへ。禪んとし給ふ時に告給へる御辭也。則前に帝堯より承傳へ給ふ。允執其中の御辭に、三言を增加玉ふ處也。人心惟危とは、先づ人心と云ふは、夫人此形を具ざる人はなし。形を具するゆゑに、必形氣より發る心あり。是を人心と云ふ也。飢る時は食をおもひ、渴しては水を思ひ、寒き時は衣をおもひ、暑き時は冷かならん事を思ふ。是卽人の無てかなはざる心也。故に聖人といへども此人心無き時

不及無きものゆゑ中と云ふ。道心是也。然るに人の氣質を禀るや、面の異なるが如く齊きことあたはず。故に天下事々物々の上において其應ずるや、一己の氣禀人欲に拘され、或は蔽はるがゆゑに、其の發する情の上に於て、過不及の差あるは此れ皆形氣より出る。是を人心と云ふ。故に平常間斷なく其中を擇んで執り從ふ也。其中とは、即未發の中也。執とは即已發の中にして、節は中るゆゑに和とも云ふ也。是中庸所謂誠レ之者人之道也との玉ふ處なり。詩曰、嗟爾君、無二恒安處一、靖共二爾位一、正直是與と。しかるに堯舜の如きは、生知安行の大聖たりと雖も、人心無きことあたはざるを以て、恒に安處し給はず、猶執中の戒命あり。況んや聖賢以下下學上達の者においてをや。學問の專要此執中の外なし。扨其中いかゞして擇み執んや。夫人常に氣禀人欲に蔽はるゝがゆゑに、固有の性形氣の私に蔽るゝを知らず。故に聖人の敎に從ひて、致知格物により、心を盡し性を知り、性を知れば、天人一致の理を知る。其理を自得して吾性に率ふ也。性即ち中也。中即ち天德也。故に性のまゝに率ふ時は、一己の私欲人我はなく、私欲人我無れば、仁而已

也。仁のみなれば、天性のまゝ也。天性のまゝなれば、不偏不倚也。不偏不倚なれば、過不及なく、其德衆理を具て、萬事に應接し、少も滯ることなく、虛靈不昧なるがゆゑに明德とも云ふ也。大學の序を以て云ふときは、致知格物より、誠意正心して、修身齊家より、治國平天下に至るの道也。嗚呼帝堯允執其中の御一言、至矣盡矣。實に萬世不易の聖敎道學の本源ならずや。

○帝舜

舜曰人心惟危　道心惟微　惟精惟一　允執厥中

是は大聖帝舜、天子の御位を、大聖夏の禹王と申奉るへ。禪んとし給ふ時に告給へる御辭也。則前に帝堯より承傳へ給ふ。允執其中の御辭に、三言を增加玉ふ處也。人心惟危とは、先づ人心と云ふは、夫人此形を具ざる人はなし。形を具するゆゑに、必形氣より發る心あり。是を人心と云ふ也。飢る時は食をおもひ、渴しては水を思ひ、寒き時は衣をおもひ、暑き時は冷かならん事を思ふ。是卽人の無てかなはざる心也。故に聖人といへども此人心無き時

不及無きものゆゑ中と云ふ。道心是也。然るに人の氣質を禀るや、面の異なるが如く齊きことあたはず。故に天下事々物々の上において其應ずるや、一己の氣禀人欲に拘され、或は蔽はるがゆゑに、其の發する情の上に於て、過不及の差あるは此れ皆形氣より出る。是を人心と云ふ。故に平常間斷なく其中を擇んで執り從ふ也。其中とは、卽未發の中也。執とは卽已發の中にして、節は中るゆゑに和とも云ふ也。是中庸所謂誠之者人之道也との玉ふ處なり。詩曰、嗟爾君、無恒安處、靖共爾位、正直是與と。しかるに堯舜の如きは、生知安行の大聖たりと雖も、人心無きことあたはざるを以て、恒に安處し給はず、猶執中の戒命あり。況んや聖賢以下下學上達の者においてをや。學問の專要此執中の外なし。扨其中いかゞして擇み執んや。夫人常に氣禀人欲に蔽はるゝがゆゑに、固有の性形氣の私に蔽るゝを知らず。故に聖人の敎に從ひて、致知格物により、心を盡し性を知り、性を知れば、天人一致の理を知る。其理を自得して吾性に率ふ也。性卽ち中也。中卽ち天德也。故に性のまゝに率ふ時は、一己の私欲人我はなく、私欲人我無ければ、仁而已

聖賢證語國字解

上河原藏　正揚著

○帝堯

堯曰咨爾舜天之暦數在二爾躬一允執二其中一

是は往昔、大聖帝堯、天子の御位を、大聖虞舜と申奉るへ、禪んとし給へる時の、戒命の御辭なり。戒命とは、いましめ告給へるをいふ。咨とは嗟嘆の聲とて、さても〳〵と、感じ給ふこと也。爾舜と呼かけ給ひて、天之暦數在二爾躬一と。夫れ天命を受けて、帝王の相繼承るの次第は、丁ど、暦の一歳、四時、四氣、廿四節の先後の次序あると同じ。然るに爾舜玄德升り聞えて、天命を受て、今帝位を承るは、其德其身にあるを以て也。然れども天命甚だ承保ことがたし。允執二其中一、允は信也とて、信實にと云ふこと也。其中とは則夫人受得て性とする處にして、天德の別稱也。其德不レ偏不レ倚して、過

神釋老莊。及百家之言者。皆以急于知性之務。而不遑擇其言也。素雖不免援據博雜之譏。其要唯不出于知固有之性。而允執厥中之外云爾。

寛政四年壬子冬十一月

平安　淇水樓主人上河正揚

識於五樂精舍

序

書曰。無稽之言勿聽。弗詢之謀勿庸。凡事不師古。則不能免流俗之弊。言不本聖賢。則或將陷於異端也。奥吾先覺　梅巖石田先生。以天資卓越之才。生于斯、日域。學本程朱。而發於性理之蘊奥。敎要識時。以知性爲先務。於是。海內靡然　而嚮其風者。不可枚擧也。先生既逝矣。

先考堵菴先生。承傳而設於五樂書齋。唱道於京攝之間。於此。負笈投刺之生徒。日月以蝟集。既以萬數。而　未上其堂。不入其室者。不曉其旨趣。而或曰。石田手島二子。學本釋氏。或曰。敎　依老莊。此無他。以數仞牆內不易窺也。因茲。余頃日。著於心學承傳之小圖。加稱上自堯舜。下望於朱文公。曁吾梅巖先生。悉附聖經賢傳之要語。且爲此拙解。名曰聖賢證語國字解。一以明學本程朱。而遠　證前聖執中之金言。邇據後賢盡心知性之語。以知性爲先務之敎。一以開不見彼牆內。而疑於釋氏老莊之學者、非也。雖然。都鄙遠近。數萬之社友。於如其說話坐談。間亦有雜

孝道故事要略　享保年間、厚譽春鶯和尙の編著なり、和尙名は廓元、幼より逸才を抱き、長して桑門に入り、德業日に篤く、終に推されて淨土宗一方の盟主となれり。師孝心深く、爲に本書を草し、世に公にして孝道勸化の參考書とせり、以て救世の志深きを看るべし。而して本書七卷其の內容の豐富なる、また師の博學なりしを察知すべきなり。

栂尾明惠上人傳記　上下二卷、世に有名なる栂尾の高僧明惠上人の傳記を其の高弟喜海の編述せるものにして、以て上人の行狀の峻烈なりしを察知すべし。上人名は高辨、城州栂尾山高山寺に住持して聲譽高く、而も學殖豐富にして、一時淨土宗高祖源空上人と論爭せしことあり摧邪輪の著是なり、又師が當時鎌倉の執權北條泰時を諭して其の善政を布かしめしことは世に著名の事實なり、上人承安三年を以て生れ寬喜四年を以て寂す、法臘六十。其の風敎上感化を當時に及ぼせしこの大なるを卜すべきなり。

大正十年八月　　足立栗園識

解題

聖賢證語國字解　石門心學の傳統を明かにする爲め、心學界の孟子に比されたる手島堵庵の一子上河正楊が、寬政年間に起稿し心學の本社五樂舍より世に公にしたるものなり、正楊名は愿藏、出てゝ外戚の家を嗣ぐ、淇水樓主人と號し、造詣頗る深し、本書卷頭の序文之を證して餘りあり、而して本書に依りて心學の起源が程朱に出て、世敎道德の稗補を以て任せしを卜知すべきなり。

銀臺遺事　舊幕時代の名君と稱せられたる肥後侯細川重賢の言行を錄したるものなり、侯の江戸藩邸が芝白金にありしを以て此の銀臺の文字を以てせり、本書に依りて當時侯の德化の領內肥後一藩に洽ねかりしを窺知すべく、又他藩の模範とする所となりしを推知すべきなり。

退食間話　水戸藩士會澤正志齋の著にして、彼が忠誠の精神は其の遺せる多くの著書に依りて窺知すべし、本書は彼か公務退出の餘暇を以て筆を執りたるものにしてよく、我が國體の萬國に優秀にして獨特なる所以を通俗簡潔に表明せり、此の點に於て最も推稱すべし、正志齋名は安通稱恒藏、水戸彰考館總裁たり、文久三年を以て歿す、年八十三、新論及門遺範以下著述頗る多し。

大日本風敎叢書

第十二輯